特許庁委託事業

模倣対策マニュアル

インド編

2014年3月



JETRO

はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度はWTO・TRIPS協定の成立、APECの進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生じる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェトロでは、平成9年度より特許庁から委託を受け、「海外知的財産侵害対策強化事業」として、海外における我が国企業の知的財産保護に関する各種事業を実施しております。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル インド編」を作成しましたのでお届けします。また、ジェトロホームページにおいても同情報をご覧頂くことが可能です。(http://www.jetro.go.jp/theme/ip/data/manual.html)本事業及び本書が皆様のお役に立てば幸いです。

2014年3月

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課

目 次

要	旨.	
序	章·	5
第1	章	知的財産権の取得9
第1	節	概況9
	1.	インド特許意匠商標総局 (CGPDTM) のオフィス9
	2.	CGPDTM9
	3.	組織図9
	4.	特許局10
	5.	商標登録局10
	6.	意匠局11
	7.	地理的表示登録局11
	8.	国立知的財産管理協会(NIIPM)および特許情報システム(PIS)12
	9.	知的財産審判委員会(IPAB)12
	1 ().著作権局13
	1 1	. 知的財産局14
	1 2	2. 外国出願人14
	1 3	3. 的確な知財実務家14
	1 4	4. 最近の傾向16
第2	節	商標の登録18
	1.	商標制度の概要18
	2.	商標局および審判委員会19
	3.	商標~定義と種類21
	4.	日本語文字23
	5.	商品および/または役務の指定23
	6.	調査24
	7.	商標の登録24
	8.	欺瞞的類似性31
	9.	商標の類似性判断32
	1 ().善意の競合使用33
	1 1	. 権利範囲34
	1 2	2. 侵害目的の使用34
	1 3	3. 商標侵害行為34

1	4 . 周知商標	36
1	5. 団体商標	38
1	6. 証明商標	39
1	7. 訂正/取消審判	····41
1	8. 登録商標の譲渡/移転	44
1	9. 登録商標の使用許諾	46
2	0. 商標に関するベストプラクティス	\cdots 47
2	1. 商標出願および審査のフローチャート	49
第3節	特許	51
1.	. 沿革、現行法制、条約	51
2.	. 特許局	····52
3.	. 知的財産審判委員会(IPAB)	····52
4.	. 特許出願代理人	····53
5.	. 特許の対象	····54
6.	. 手続き	59
7.	. 先行技術のある場合の手続き	69
8.	. 権利侵害の可能性のある場合の手続き	····70
9.	. 異議申し立て	71
1	0. 追加特許	77
1	1. 特許権付与および権利	77
1	2. 失効特許の回復	79
1	3. 権利譲渡および実施許諾	79
1	4. 特許の放棄および取消し	80
1	5. 強制実施権	80
	6. 政府による実施又は取得	
1	7. 特許権の実施	····91
第4節	意匠	····92
1.	. 法上の意匠権の対象	····92
2.	. 登録手続き	95
3.	. 登録意匠における意匠権	100
4.	. 意匠の登録	100
5.	. 失効した意匠権の回復	101
6.	. 意匠に係る物品の表示	102
7.	. 譲渡および実施許諾	102
8.	. 登録の取消し	102
9.	. 不服申立	103

1 0	. 意匠法における事前の公表104
第5節	著作権および関連する権利の概要106
1.	著作権改正法(2012 年制定)106
2.	著作権局および著作権審判委員会107
3.	著作権および著作物の意義108
4.	著作者および著作権の所有者113
5.	職務著作に関する著作権113
6.	共同著作物114
7.	結合著作物114
8.	著作権の譲渡114
9.	著作権の存続期間115
1 0	. 著作権の利用許諾116
1 1	. 著作権の国際的保護117
1 2	. 著作権の登録117
1 3	. 著作者人格権118
1 4	. 放送事業者の権利および実演家の権利118
1 5	. 著作権侵害120
1 6	. インド著作権法上の例外121
1 7	. 救済措置123
1 8	. 罰則124
1 9	. 著作権改正法(2012 年制定)により導入されたそのたの重要な改正 $\cdots\cdots 125$
2 0	. インドにおける光ディスクによる著作権侵害行為からの保護 $\cdots\cdots 126$
第6節	営業秘密の保護127
1.	機密保持契約128
2.	内部プロセス128
3.	侵害の救済措置128
第7節	不正競争の防止130
第8節	その他の知的財産131
1.	植物品種131
2.	商号134
3.	ドメイン名134
4.	地理的表示
5.	半導体集積回路の回路配置138
第2章	インドにおける知的財産権侵害への対策140
第1節	模倣および海賊行為の現状140

	1.	はじめに	140
	2.	模倣品・海賊版商品の出所	140
	3.	模倣品及び海賊版に関する代表的なデータ・統計	140
	4.	政府および法執行機関によるイニシアティブ	143
	5.	業界および個人の知的財産権所有者による反海賊版イニシアティブ	145
	6.	司法	146
第2	節	インドで生産し、インドに輸出あるいはインドから輸入する日本企業が直	
		面する知的財産権侵害問題	148
第3	節	インドにおける知的財産権行使制度	148
第4	節	侵害呈し要求(警告)書	149
第5	節	知的財産権侵害に対する民事救済措置の適用	151
	1.	訴訟前手続き	151
	2.	差止命令の暫定的請求、コート・コミッショナー任命等	153
	3.	追加手続き	156
	4.	訴訟の期間と費用	156
	5.	商標	157
	6.	詐称通用	167
	7.	出訴期限	176
	8.	訴訟原因	176
	9.	遅延、怠慢、黙認	176
	1 0	. 法的手続きという脅迫	177
	1 1	. 管轄	177
	1 2	. 特許権	177
	1 3	. 意匠	182
	1 4	. 営業秘密	185
	1 5	. 著作権	192
	1 6	. ドメイン名 ······	202
	1 7	. 植物品種	204
	1 8	. 地理的表示	205
	1 9	. 半導体閉回路のレイアウト設計	206
第6	節	知的財産権侵害品の国境措置	207
	1.	一般保証証書(General Bond)の手続き ······	207
	2.	通知書	207
	3.	その他の規定	210
	4.	判断	210
	5.	廃棄	210

第7節	知的財産権侵害に対して刑事訴追を求める方法212
1.	刑事訴訟の概要212
2.	商標/著作権侵害の告訴についての刑事訴追手続き212
3.	刑事訴訟と見字訴訟に関する比較説明213
4.	知的財産権行使の問題点214
5.	海賊行為および模倣行為の発生214
6.	権利行使の問題点215
7.	今後の改革
8.	情報技術法(IT 法)におけるオンライン侵害に関する仲介者の法的立場と
	責任216
第8節	ADR (代替的紛争解決)219
第3章	技術移転/ライセンシング220
第1節	関連法規220
第2節	ライセンシング(使用許諾)の制限220
1.	ロイヤルティ料率、契約の条項に関する使用許諾における関連の制限事項・220
2.	技術・情報のライセンシング(使用許諾)~いくつかの重要な条項223
第3節	フランチャイズ規制224

要旨

「模倣対策マニュアル インド編(Manual of Measures against Counterfeiting and Piracy in India)」(以下、「本マニュアル」という。)は、知的財産保護に係る法体制の詳細情報を提供し、インド国内で発生する知的財産権侵害問題に効果的に対処する方法を示すことを目的とする。

本マニュアルの構成は以下のとおりである。

- 1. 序章
- 2. 第1章-インドにおける知的財産権の取得
- 3. 第2章-インドにおける知的財産権侵害への対策
- 4. 第3章-技術移転/ライセンス供与
- 5. 付属資料

序章では、まず、インド政府の知的財産保護政策の概要を示した上で、特許・商標・著作権・意匠に関連する制定法の進展を辿る。続いて、インドにおける模倣・海賊行為の現況と日本企業への影響について詳述し、最後に、インド政府とインド産業界がこの脅威に対処するために現在推進している主な取組みを紹介する。

第1章では、知的財産権の取得に係るインドの法制度について詳細に説明する。本章では、全体を商標、特許、意匠、著作権、営業秘密、不正競争、および植物品種・地理的表示・商号・ドメイン名・半導体集積回路の回路配置等のその他知的財産権の節に分割し、節毎に関連するインド国法について述べる。

第1節では、インドの特許局、商標局、著作権局および地理的表示局の組織の概要(および連絡先情報)を示す。この節では、特許または商標出願代理人になるための資格要件、および登録局での各種手続を列記する。本節の最後には、インド国内で知的財産権の出願件数が年毎に漸増していることを示す統計図を示す。

商標に関する節では、まず、1999 年商標法の目的、並びに 2010 年商標(改正)法および 2013 年商標(改正)規則によって行われた変更について説明する。続いて、「商標」の定義を示し、各種商標(色、音、香り、ホログラムおよび立体標章)についてタイプ毎に説明し、日本語文字を含む商標を出願する場合の留意事項にも触れる。その後、商標登録手続について詳細に説明し(登録手続のフローチャート含む)、出願提出時の要件に関する留意事項を指摘し、絶対的および相対的拒絶理由について論じる。また、欺瞞的類似性の概念と、文字商標・図案商標・結合商標の規則について説明し、参考として関連の判例を示す。本節ではさらに、団体標章と証明標章について説明し、周知商標の概念を示す。そして、訂正/取り消し手続とその根拠および手順について述べ、商標の譲渡および使用許諾に関連する規定について詳述し、最後に、商標に関連する最優良事例を示して簡単に説明する。

特許に関する節では、インド特許関連法の現在までの進展を背景情報として含めた上で、インドの特許関連法の基幹を成す 1970 年インド特許法および 2003 年特許規則を紹介する。続いて、インド各地の特許局支局および知的財産審判委員会 (IPAB) のリストを記載する。本節では、特許法の法的主題、並びに、特許性が認められないものとして法律上定められ

た発明としては除外されるものについて説明する。出願およびその追行をする手続について、出願フォーム、出願および明細書の内容、パリ条約または特許協力条約に基づいて行われる出願において従うべき手続を中心に詳述する。また、出願後に行われる公開および審査の手続についても詳細に説明する。続いて、付与前異議申立および付与後異議申立という2種類の異議申立について述べ、それぞれの異議申立の根拠および申立手続について説明する。そして、特許の付与により特許権者に与えられる権利を列挙し、失効した特許を回復するための手続を示す。続いて、譲渡および実施権付与等を含めて、特許に係る権利創出の様々な形態を挙げた後、特許に係る権利または権原を特許局に登録する方法を示す。強制実施権の出願手続、強制実施権の付与根拠、強制実施権の付与手続、強制実施権の諸条件、および強制実施権の終了手続について説明する。本節ではさらに、インドにおける強制実施権許諾の現状を説明し、Bayer 対 Natco 事件の分析を示す。最後に、政府による特許の使用または取得並びに特許出願に関する規定を示し、政府による使用または取得の場合に従うべき手続と、この場合の特許権者または出願人の報酬の決定について説明する。

意匠に関する節では、2000 年インド意匠法および 2001 年意匠法の内容を紹介し、意匠の登録および保護の規定について説明する。続いて、インド意匠法に基づく意匠登録の要件を列記し、その手続を示す。さらに、意匠登録出願を行うための手続と要件について説明する。また、意匠出願の審査手続、および意匠についての権利付与および取り消し手続、意匠の付与により与えられる権利についても説明する。失効した意匠の回復に係る規定および手続、譲渡・実施権許諾・抵当権設定等の法の運用に伴う意匠に係る権利の記録についても述べる。本節の最後では、インド意匠法に基づく訴訟手続の概要を示す。

著作権および関連の権利に関する節では、最初に、インドが加盟している国際条約を列記する。続いて、2010年著作権改正法案がインド上院に提出された目的、並びに法案に添付された目的・理由書に列記される同法案の顕著な特徴を示す。続いて、著作権局の概要、同局の構成、主な機能および権限について説明する。また、著作権を付与する理由、および様々な作品種別(すなわち、文学作品、演劇作品、音楽作品、美術作品、映画および音声の録音)についても説明する。この節ではさらに、著作者、著作権の帰属および職務著作の概念を説明し、譲渡に係る規定、譲渡の形態および利用許諾についても詳述する。最後に、著作権の有効期間、国家間の著作権に関する規定、放送事業者の権利、および実演家の権利を列記する。

上記の後に、営業秘密/秘密情報の保護について多数の判例を取り上げて説明する節、および不正競争の概念について述べる節が続く。最後の節は、「他の知的財産法」(すなわち、植物品種、商号、ドメイン名、地理的表示および半導体装置の配置の意匠に関する法律)を対象とする。本節では、2001 年植物品種および農民権利保護法の主な規定、すなわち付与される保護の範囲、植物品種の登録手続、付与される権利等を取り上げて説明する。続いて、ドメイン名の保護、およびドメイン名に商標と同等の保護が与えられるという確立された法理論について述べる。本節ではさらに、商号の保護について論じるほか、商号は商標の目的に資することができ、多くの場合、事業の顧客吸引力(のれん)および名声は商号に付帯するという確立された法理論について説明する。本節ではさらに、1999 年商品地理的表示(登録および保護)法というインド独自の規制による地理的表示の保護についても詳細に述べる。第 1 章の最後では、オリジナル回路配置の法的保護について定めた、2000 年半導体集積回路配置法)と 2001 年半導体集積回路配置規則を紹介する。

第2章は、インドにおける様々な知的財産権侵害対策をテーマとする。

第1節では、インドにおける模倣行為と海賊行為の現状について説明し、模倣品の出所および模倣品・海賊版に関する統計データ(この主題に関する複数の研究および白書を基に編纂されたもの)を示す。続いて、模倣品と海賊版の脅威に対処するため、インド政府、法執行機関、司法、各種産業および個別の知的財産権所有者が行っている様々な取組みについて説明する。

第2節では、インドにおいて日本企業が直面している知的財産権侵害問題について述べる。

第3節では、インドにおける知的財産権強制実施制度、並びに知的財産権強制実施のための仕組みを定めた条約および法律について論じる。

第4節では、知的財産の侵害の停止を求める警告状の使用、および対立の平和的解決を 図るための対話に侵害者を参加させることの利点について説明する。本節では、警告状を 作成する際の請求内容およびその他の詳細についても触れる。

第5節では、あらゆるタイプの知的財産権侵害に係る民事救済の適用について述べてお り、本マニュアルの中で内容が最も広範な節となっている。本節では、まず、裁判所での 手続、提訴、侵害訴訟を起こすことのできる有資格者、司法管轄権、救済措置、差止命令 等の一方的命令(ジョン・ドゥ命令を含む)の付与について説明し、参考としていくつか の判例を示す。また、訴訟の提起に要する期間と費用についても触れる。続いて、商標の 侵害、侵害の例外、商標と著作権との間の接点、詐称通用訴訟とその構成要素について詳 述し、参考として、関連の判例法を用いて司法の考え方の傾向を示す。本節ではさらに、 顧客吸引力(のれん)、国際的な名声、誤認または混同の虞の概念を説明し、いくつかの 判例法を示す。遅延、懈怠および黙認の防御についても論じる。本節ではさらに、特許権 者の侵害を訴える権利、および侵害を訴える権利を有する者について詳述する。また、法 により定められた特許侵害の例外を列記するとともに、侵害が発生した場合に裁判所によ り付与される救済措置を示す。第5節の次の部分では、意匠権の侵害を扱う。ここでは、 侵害とみなされる行為と、登録意匠の侵害を認定するための一般的基準を示すほか、意匠 の侵害に関連する判例に簡単に触れる。本節ではさらに、営業秘密/秘密情報に当たる情報、 訴訟原因、および利用可能な保護について論じるほか、著作権の侵害、法で定められる例 外、著作者および実演者の人格権、民事救済についても取り上げる。その後、技術的措置 の迂回禁止、デジタル著作権管理情報について論じ、著作権強制実施分野の判例を示し、 さらにドメイン名の保護に関連するいくつかの判例法を示す。本節の最後では、植物品種、 地理的表示、半導体閉回路の回路配置設計の侵害に関連する規定について論じる。

第6節は、知的財産権侵害品の国境措置の適用に関連して、関税法、一般保証証書作成 手順、通知の発行および通知の登録について論じる。これらの保証の書式は、本マニュア ルの「付属資料」の節に掲載している。

第7節では、知的財産権侵害の刑事訴追について述べる。この節では、まず刑事訴訟の 概略を述べ、続いて商標および著作権侵害の告発に係わる刑事訴追手続について述べ、刑 事訴訟と民事訴訟との比較説明を示す。本節ではさらに、様々なタイプの模倣・海賊行為 について具体例を挙げ、エンフォースメントの問題を説明し、将来の改革を提案する。本 節の最後では、情報技術法に示される仲介者責任に対する法的見解について議論を結ぶ。

第8節では、ADR(代替的紛争解決)の仕組みを扱う。

- 第3章は、技術移転/ライセンス供与をテーマとする。
- 第1節では、技術移転の規制について論じる。

第2節では、ライセンス供与の制限のうち、ロイヤルティ料率およびライセンス契約条件の側面について説明する。この節では、技術/情報のライセンス供与に係る契約におけるいくつかの重要な条項も示す。

第3節では、インドにおけるフランチャイズ規制の基本姿勢について説明する。

序章

概要

インド政府の知財政策は過去数年間に劇的な変化を遂げており、それに伴い常に国際・ 国内政策分野における議論の最重要課題として位置づけられてきた。インドにおける知的 財産権の重要性は、グローバル化、デジタル革命と電気通信革命との収斂、製造業と保健 医療分野における技術の急速な進歩、知的財産権と他の法律分野との相互作用といった 様々な要因によりますます拡大している。

国際的な調和への取組み

インドの知的財産に関連する法律は、国際社会におけるインドの責務に応じて改正されてきたため、商標および著作権の既存の制定法には大幅な変更が加えられている。植物品種および農民権利保護法、生物多様性法、地理的表示法、半導体集積回路配置法等の知的財産の他の分野を対象とする制定法は、徐々にではあるが着実に、該当する知的財産の保護を得るために用いられ始めている。

特許

インドは、TRIPS 協定、パリ条約、PCT およびブダペスト条約の加盟国として、これらの条約の規定を盛り込むために自国の特許法を適宜改正してきた。インドは、2005 年特許(改正)法に対して行われた最後の改正をもって、インド特許法は TRIPS 準拠となり、WTO上の責務を果たしたことがインドの明確な立場である。

商標

インドにおける商標の法的保護の歴史は、1940 年商標法にまで遡る。同法は 1958 年商標および商品標章法の制定をもって廃止された。1958 年取引および商品標章法では、1940 年商標法の規定が改変され、商標の偽造に関連する犯罪に関する法律(すなわち、1889 年インド商品標章法)・インド刑法・刑事訴訟法等の他の刑法上の商標に関連する法規が1つに統合された。1958 年商標および商品標法は、2003 年 9 月 15 日の 1999 年商標章法の施行をもって廃止され、現在は 1999 年商標法がインドの商標に適用される法律となっている。

1999年には商標に関する新たな制定法が制定され、サービスおよび商品に係る商標(団体商標を含む)の登録とより強力な保護、並びに商標の譲渡および移転について定められ

た。最近、2010年商標(改正)法および2013年商標(改正)規則が施行され、インドにおけるマドリッド協定議定書への対応が完了した。この改正により導入された主な変更は以下のとおりである。

- 1. マドリッド協定議定書に基づく国際出願および登録に対応するための、同法への第 IVA 章の新規挿入、および同規則への対応する第 IIIA 章の新規挿入。
- 標章の登録手続を「出願の提出から 18 カ月以内」に完了するという期限を設けた、 第 23 条 (1) (b) の挿入。
- 3. 異議申立を提出することのできる期間が、商標公報における商標出願の公告日から 4カ月間に固定された。
- 4. 織物に関する第 X 章の削除。

著作権

英国王の統治によって認められた特許の体系を発展させて確立された現在の著作権法は、 個人の芸術家、著作者、作曲家、写真家に加えて、出版、映画、音楽制作、ソフトウェア、 開発、放送に関与する多数の産業にも保護を与えている。

インドに特定の制定法がなかった頃には、1842 年英国著作権法がインドに適用されると判示された。1同法は、すべての英国自治領にまで適用が拡大された 1911 年英国著作権法によって廃止されるまで、インド国内における著作権の適用法であった。1911 年英国著作権法では、未公開作品のコモンロー著作権および著作権登録要件が廃止された。また、保護期間が著作者の死亡から 50 年間へと延長されると共に、文学的、演劇的または音楽的作品の著作者に対し、作品を機械的に演じることが可能な録音・録画、自動演奏用の巻紙、映画等の機械的手段を作成する排他的権利が付与され、音声を機械的に再生することが可能な録音・録画、自動演奏用の巻紙、映画等の機械的手段にも著作権は内在すると定められていた。1914 年、インド議会は 1911 年英国著作権法を改正するため、1914 年著作権法を制定した。

インドは 1947 年に独立したが、1911 年英国著作権法は 1957 年インド著作権法によって廃止されるまで存続した。1957 年インド著作権法で規定され、1999 年インド著作権改正法で改正されたインドの著作権法は、インドが加盟する著作権に関するベルヌ条約を完

¹(判例)MacMillan v. Khan Bahadur Shmsul Ulama Zaka, ILR(1895) 19 Bom. 357

全に踏襲している。インドはさらに、レコード制作者の権利保護に関するジュネーブ条約と万国著作権条約にも加盟している。インドの著作権法は、要件の変化に伴って適宜改正されてきた。2010年4月19日、2010年著作権改正法案が上院に提出された。この法案では、1957年インド著作権法を明確化し、運用上の諸問題を解消し、デジタル技術とインターネットの普及に伴い出現した新たな問題に対処するための改正が提案された。また、1957年インド著作権法の規定を、世界知的所有権機関(WIPO)の2つのインターネット条約、すなわち1996年WIPO著作権条約(WCT)およびWIPO実演・レコード条約(WPPT)に準拠させるための提案もなされた。2012年インド著作権改正法は、2012年6月20日にインド中央政府により公示され、2012年6月21日に施行された。著作権法の改正により大幅な変更が導入され、衛星放送、コンピュータソフトウェアおよびデジタル技術の新たな進歩にも対応した内容となった。

工業意匠

インドの意匠法は、2000 年までは 1911 年意匠法に準拠していた。同法は、2000 年 5 月 25 日の 2000 年インド意匠法の施行をもって廃止された。この新法は、インドにおける意匠活動を促進することを目的とし、これは特に、「意匠」という語の範囲の拡大、新たな新規性要件の導入、意匠が適用される物品のインド分類を国際分類に整合させることによって行われた。新しいインド分類はロカルノ分類第 7 版に基づいているため、総じて他の法域の意匠法と類似している。

知的財産権に関するインドの法律は、他のコモンロー法域、特に英国のような連邦法域の影響も受けている。そのため、手続上および実際上の要件は個々の制定法の規定に準拠しているが、これらの規定の適用範囲についてはインド裁判所の司法解釈に委ねられる。そして、インドの判例がない場合には、英国等の連邦法域の裁判所によって確立された判例が説得的価値を有するものとされる。裁判所は米国等の非連邦法域で出された判例を積極的に考慮する姿勢を示したことさえある。ただし、外国の判例は、インド制定法の規定または確立されたインド判例法に反する場合には考慮されないことに注意する必要がある。

政府の知財政策および行政

インド政府は、知的財産の創造および保護並びにその能力の構築の必要性を認識している。インド国家知識委員会によって発行された 2006 年 9 月の報告書では、様々な利害関係者との協議結果が公表されている。これによると、知的財産基盤を改善し、これらの知

的財産が革新的研究、技術移転および富の創造を目的として活用されるようにすることを 目指した改革を推進するための重点領域が明確に示されている。この改革の重点領域とは、 以下のようなものである。

- 手続の簡素化と透明化を円滑に進めるための各地知的財産局の近代化。
- 特許局の各支局の付与済み特許、特許出願および決定に関する情報を提供する包括 的な特許データベースの構築。
- 同様の包括的商標データベースの構築、および商標公報のオンライン提供。
- 各技術分野の技能を併せ持つ技術員等の採用および研修
- 各地知的財産局の職員の集中的研修の実施。
- 国立研究機関、大学、産業界および法曹界における知的財産に係る基礎組織の構築。
- 知財関連の紛争を扱う専門の裁判所/裁決機関の設立。
- 伝統的知識に関する特許の不正流用/不正取得を防止するための伝統的知識データ ベースの構築。
- インドの中小企業における知的財産開発の進展の円滑化。

模倣品・海賊版の現状

インドでは、ほぼすべての商業セクターにおいて多種多様な製品の模倣品・海賊版が横行している。インド国内における模倣品・海賊版の性質および規模、並びにその経済的影響の系統的な評価を試みた研究および報告書は無数にある。問題の重大さはますます認識されており、関連の利害関係者、すなわちインド政府、関税当局・警察等の法執行機関、産業、知的財産権所有者によって、この脅威を抑制するための法制改革、司法改革、自主的措置、啓蒙活動等の取組みが、様々な領域で個別にも共同的にもなされ継続されている。詳細については、第2章の第1節を参照された。

費用

インドにおいて法律事務所または機関を利用する際に必要になると予想される費用 (例:特許、商標および意匠の出願、手続の追行、権利維持のための公定手数料等) については、巻末の**付属資料**を参照されたい。**付属資料**には、裁判所での口頭弁論を行う主任 弁護人を雇用する際の予想費用も記載されている。

第1章 インドにおける知的財産権取得

第1節 概況

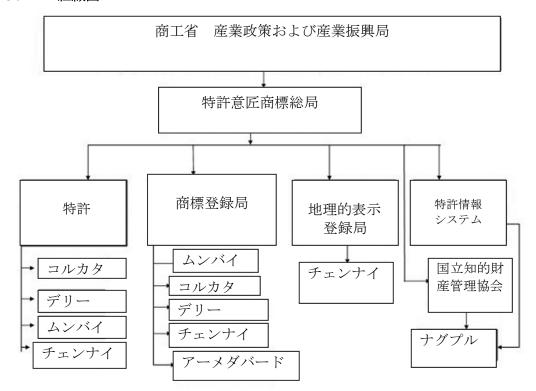
1. インド特許意匠商標総局(CGPDTM)のオフィス

CGPDTM はムンバイに設置されている。特許意匠商標総局は、1970 年特許(改正)法、2000 年意匠法、及び 1999 年商標法の機能を監視し、また、これらの問題に関して政府に助言をする。産品の地理的表示を保護するため、1999 年の産品に関する地理的表示(登録及び保護)法を管理するための地理的表示登録局が、CGPDTM によりチェンナイに設置された。

2. CGPDTM

Bhoudhik Sampada Bhavan, Antop Hill, S.M. Road, Mumbai-400037 電話: 022-24132735, ファクシミリ: 022-24123322 電子メール: cgoffice-mh@nic.in ウェブサイト: www.ipindia.nic.in

3. 組織図



(出所:インド特許意匠商標総局の WEB ページ)

4. 特許局

特許局の本局はコルカタにあり、その支局は、チェンナイ、ニューデリーおよびムンバイに設置されている。

ウェブサイト: http://ipindia.nic.in/ipr/patent/patents.htm

コルカタ 知的財産局

Intellectual Property Office Building,

CP-2 Sector V, Salt Lake City,

Kolkata-700091

電話: 033-23671987, ファクシミリ: 033-23671988

電子メール: kolkata-patent@nic.in

チェンナイ 知的財産局

Intellectual Property Office Building, G.S.T. Road, Guindy, Chennai-600032

電話: 044-22502080, ファクシミリ: 044-2502066

電子メール: chennai-patent@nic.in

デリー 知的財産局

Intellectual Property Office Building,

Plot No. 32, Sector 14, Dwarka,

New Delhi-110075

電話: 011-28034317, ファクシミリ:011-28034315

電子メール: delhi-patent@nic.in

ムンバイ 知的財産局

Boudhik Sampada Bhawan, Antop Hill,

S. M. Road, MumbaiI - 400 037.

電話: 022-24153651, ファクシミリ: 022-24130387

電子メール: mumbai-patent@nic.in

5. 商標登録局

商標登録局の本部はムンバイにあり、その支局は、コルカタ、チェンナイ、アーメダバードおよびニューデリーにある。登録局の主な機能は、法律および規則に従い、登録するのに適した商標を登録することである。.

ウェブサイト: http://ipindia.nic.in/tmr_new/default.htm

ムンバイ 知的財産局

Boudhik Sampada Bhawan, Antop Hill,

S. M. Road, MumbaiI - 400 037.

電話: 022-24137701, ファクシミリ: 022-24140808

電子メール: mumbai.tmr@nic.in

コルカタ 知的財産局

Intellectual Property Office Building,

CP-2 Sector V, Salt Lake City,

Kolkata-700091

電話: 033-23675103, ファクシミリ: 033-23677311

電子メール: kolkata.tmr@nic.in

チェンナイ 知的財産局

Intellectual Property Office Building, G.S.T. Road, Guindy, Chennai-600032

電話: 044-22502044, ファクシミリ: 044-22502046

E-mail: tmrchennai@nic.in

アーメダバード 商標登録局

15/27, National Chambers, 1st floor, Ashram Road, Ahmedabad 3800

09

電話: 079-26580567, ファクシミリ:079-26586763

電子メール: ahmedabad.tmr@nic.in

ニューデリー 知的財産局

Intellectual Property Office Building,

Plot No. 32, Sector 14, Dwarka,

New Delhi-110075

電話: 011-28032382, ファクシミリ: 011-28032381

電子メール: delhi.tmr@nic.in, hodelhi.tmr@nic.in

6. 意匠局

意匠局は、コルカタの特許局内に設置されている。意匠の登録簿は、法定要件として意匠局に保存される書類である。該当書類は、意匠番号、分類番号、出願日(インドにおける)および相互主義主張日(もし、あれば)、権利者の名称および住所、並びに意匠権の有効性に影響を及ぼすような他の事項を含んでおり、規定料金を支払うことにより閲覧できるし、規定料金と共に申請することによって登録簿からの謄写もすることができる。

ウェブサイト: http://www.ipindia.nic.in/

知的財産局

Intellectual Property Office Building, CP-2 Sector V,

Salt Lake City, Kolkata-700091

ファクシミリ: 033-23671944

電子メール: controllerdesign.ipo@nic.in

7. 地理的表示登録局

1999 年 12 月、国会は、1999 年の産品に関する地理的表示(登録及び保護)法を通過させた。この法律は、インドにおける産品の地理的表示の登録および十分な保護について規定する。この法律は、地理的表示の登録官であるインド特許意匠商標総局によって管理される。地理的表示登録局はチェンナイに設置されている。

ウェブサイト: http://ipindia.nic.in/girindia/

地理的表示登録局

Intellectual Property Office Building, G.S.T. Road, Guindy, Chennai-600032

電話: 044-22502092

第1章 知的財産権の取得

ウェブサイト:

電話: 044-22502091, ファクシミリ: 044-22502090,

電子メール: gir-ipo@nic.in

8. 国立知的財産管理協会 (NIIPM) および特許情報システム (PIS)

特許情報システム (PIM) 及び国立知的財産管理協会 (NIIPM) のオフィスはナグプルにある。ラジーヴ・ガンディー国立知的財産管理協会は、知的財産権 (IRP) 、すなわち特許、意匠、商標および地理的表示に関する訓練/認知度向上プログラムの実施を統括するする商工省の傘下にある、中央政府組織である。

ウェブサイト: http://ipindia.nic.in/Niipm/index.htm

Plot No 03, Opposite to State Board Office, Hislop College Road,

Civil lines, Nagpur 電話: 0712-2540913

ファクシミリ: 0712-2540916 電子メール: niipm.ipo@nic.in

9. 知的財産審判委員会(IPAB)

知的財産審判委員会 (IPAB) は、1999 年商標法、及び 1999 年産品の地理的表示(登録および保護)法による登録局の決定に対する不服申立を審理するために、商工省において、中央政府の官報告示で、2003 年 9 月 15 日に設立された。IPAB の本部はチェンナイにあり、審判機関は、チェンナイ、ムンバイ、デリー、コルカタ及びアーメダバードにある。商工省が発行した 2007 年 4 月 2 日付けの告示(No.12/15/2006-IPR-III)に関し、IPAB に関する 2002 年特許(改正)法および 2005 年特許(改正)法の規定が施行された。したがって、別々の高等裁判所に係属している不服申立は IPAB に移行するであろう。同様に、1970 年特許法による新たな訂正審判は IPAB に提出するものとなる。

ウェブサイト: http://www.ipab.tn.nic.in/

知的財産審判委員会

Annexe-I, Guna Complex, II Floor, 443 Anna Salai, Teynampet, Chennai, INDIA

電話: +91-44-24328902, +91-44-24328903

ファクシミリ: +91-44-24328905 電子メール: ipab.tn@nic.inn

著作権局組織図

10.

著作権局

著作権局は著作権法により設立されている。著作権局は、全てのタイプの著作物の登録を行う。登録官がその任に当たる。登録官は中央政府により任命され、中央政府の監督および指示の下に行動する。著作権局は、現在は以下の住所に設置されている。

著作権局 高等教育部 人材開発省 4th Floor, Jeevan Deep Building Parliament Street New Delhi – 110001 電話: +91-11-23362436 電子メール: copyright@nic.in

ウェブサイト: http://copyright.gov.in/

著作権委員会

著作権委員会は、1958年9月に制定された準司法機関である。著作権委員会の司法権はインド全土に及んでいる。委員会には、著作権登録、著作権の譲渡、一般に公表されていない著作物、インドで未公開の著作物、翻案および著作物の制作および公開、ある特定の目的のための著作物に関するライセンスの許諾に関する紛争裁定の任務が委ねられている。更に、著作権委員会は、1975年著作権法の下で起こった他の様々な訴訟をも審理する。委員会は、国内の5つの地域で開催されている。このことは、著作権委員会が、著作者、創

作者、知的所有権の所有者および弁護士の住所の近くで審判を受ける便宜を与えることとなっている。

ウェブサイト: http://copyright.gov.in/frmCopyrightBoard.aspx

11. 知的財産局

インドは広大な国なので、国全体にわたり、いくつかの都市に知的財産局、支部があり、特許局の本部はコルカタで商標局の本部はムンバイにある。インドの全ての知的財産局は、管轄地域内の全ての主体の特許、意匠および商標の登録を容易にし、指導し、監視し、また、知的所有権およびその商業的利用を規制する責任がある。知的財産局は、コルカタ、ムンバイ、ニューデリー、チェンナイおよびアーメダバードの主要都市に設置されている。各地方知的財産局は、いくつかの他の周囲の州および連邦直轄領の広範囲な地域を統括している。

各知的財産局は、本部を中心にする支部として機能している。全ての出願/登録の記録を保存するために集中型コンピュータデータベースが使用されている。例えば、商標については、支部は、全ての出願書のデータ入力およびデジタル化を実施して、文書の記録の保存、補正又は訂正の申請の処理、許可された案件については、管轄地域内での補正、訂正、理由提示、命令および/または紛争中の問題の審理の実施、更新のための申請の検討及び受理、登録後の訂正、書類の認証謄本および登録局においては証明書の発行を実施している。

ムンバイに設置された本部は、その管轄地域の出願にについては、支部として機能する。 更に、ムンバイに設置された本部は、ウィーン協定により図形要素を体系化し、商標登録 のためになされた全ての出願を審査し、受理された全ての出願を商標公報で公開し、異議 申立がない出願、または出願人の利益になるように異議申立が処理された全ての出願を登 録する。

12. 外国出願人

インドでの商標登録のための出願は、その商標の所有者であると主張する者(商標が、その者により使用されているかまたは使用することが計画されているかどうかの事実に関係なく)は、誰でも出願することができる。商標登録出願を提出するための商標登録局は出願人のインドでの主たる営業所の管轄地域によって決まる。インドに営業所を有しない外国出願人の場合、商標登録出願は、出願人が、選択した商標登録局のオフィスの管轄区域内にある送達住所を記載するという条件で、商標登録局のいずれのオフィスにも出願することができる。

同様に、特許出願も、出願人が、選択した特許局のオフィスの管轄区域内にある送達住 所を記載するという条件で、特許局のいずれの支部にも出願することができる。

13. 適格な知財実務家

インドの法律では、弁護士(Attorney-at-law)、弁護士(advocate)および事務弁護士(solicitor)は、適切に資格を取得し、全ての法廷における法定代理人として業務を行うことが正式に認められている。実質的な相違はない。

(1) 特許

特許出願は、出願人自身、又は登録されたインドの特許出願代理人により出願することができる。全ての登録された特許出願代理人の氏名及び住所を含む登録簿は下記より入手できる。

http://ipindiaservices.gov.in/Agentregister/agentlisttest.aspx?AspxAutoDetectCookieSupport=1

特許代理人には以下の権限が与えられている。

- ① 特許管理官の前に対する手続。
- ② 特許法において、全ての文書の作成、全ての業務の処理、特許管理官の前での手続きに関連した、その他所定の職務の遂行。

特許法における、特許管理官への全ての出願とやり取りは、本件に関して関係者が書面で承認した特許代理人が署名してもよい。

特許代理人としての登録を申請するには、22歳以上のインドの国民で、認定されたインドの大学の科学または工学の学士号、または、中央政府がこの件に関して規定したようなそれに相当するその他の資格を有していなければならない。さらに、特許代理人として登録するには、その目的のためにインド特許意匠商標総局が行う資格試験に合格するか、10年以上に渡り、審査官としての職務や、特許管理官としての職務を果たさなければならないが、登録申請を行った時点で、そのような職務は終えていなければならない。

しかし最近、2013年3月15日に、マドラス高等裁判は、2005年特許法改正法の第67条によって1970年特許法第126条に挿入された改正は非合法、違憲、権能外であり、無効であると宣言した。本改正では、弁護士は資格試験を受ける必要もなく特許代理人として弁護士が直接登録することを認めた条項を削除した。改正前は、弁護士が認定を受けたインドの大学の科学または工学の学士号、または、中央政府がこの件に関して規定したようなそれに相当するその他の資格を得ていることを前提として(登録が許されて)いた。

この判決に対する上訴は行われていないようで、3カ月が経過したため、この件に関する上訴期間の期限は終了することになる。したがって、認定を受けたインドの大学の科学または工学の学士号、または、中央政府がこの件に関して規定したようなそれに相当するその他の資格を得ている弁護人は、特許代理人としての登録をする資格があり、資格試験を受ける必要もない。このことはもちろん、資格試験に合格し、資格のある者の不利益になるものではない。

インドでは、特許出願は、必ずしも特許代理人によって提出される必要はなく、発明者 や出願者が直接提出してもよい。

(2) 商標

インドの商標登録代理人になるには 2 つの方法がある。1 つは、商標登録代理人になるために実施される資格認定試験に合格することにより、インド商標登録局(以下、「登録局」という)で業務を行う職業資格によって権利を得ることである。登録局は、個人が、登録局で業務を行う資格が付与される商標登録代理人になることを許可するための試験を実施している。商標登録代理人になるための資格は、1999 年商標法 ¹および 2002 年商標規則に規定されている。第 2 に、弁護士法により登録された弁護士、およびインド企業秘書協会が実施する試験に合格し、企業秘書として業務を行うことを許可された企業秘書は、

^{1 1999} 年商標法第 145 条

第1章 知的財産権の取得

商標登録代理人試験を受験することなく、登録局で依頼人の代理をする権利が与えられている。全ての登録された商標登録代理人の氏名、住所を含む登録簿は下記より入手できる。

http://ipindia.nic.in/tmr_new/Trademarks_AgentList_18November2009.pdf

インドにおける弁護士法、インド弁護士会の規則、および他の規則によりは、弁護士は、自身のサービスを広告することを禁止されている。弁護士は客を勧誘することができない。 知的財産弁護士リストは上記ウェブページより入手できる。

14. 最近の傾向

インド特許意匠商標総局 (CGPDTM) のデータは、知的財産権出願の上昇傾向を示している。これらの活動の詳細は

http://ipindia.gov.in/cgpdtm/AnnualReport_English_2010_2011.pdf

で入手できる。

以下はCGPDTMのオフィスの2010~11年の年次報告書より。

特許出願:

年	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11
出願	28,940	35,218	36,812	34,287	39,400
審査	14,119	11,751	10,296	6,069	11,208
特許付与	7,539	15,316	16,061	6,168	7,509
審査請求の処理	データなし	データなし	データなし	データなし	12,851

意匠登録出願:

年	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11
出願	5,521	6,402	6,557	6,092	7,589
審査	4,976	6,183	6,446	6,266	6,277
登録	4,250	4,928	4,772	6,025	9,206

商標登録出願:

年	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11
出願	103,419	123,514	130,172	141,943	179,317
審査	85,185	63,605	1,025,219	25,875	205,065
登録	109,361	100,857	102,257	67,490	115,472

地理的表示:

年	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11
出願	33	37	44	40	28
登録	3	31	45	14	29

知的財産権付与/登録の傾向:

年	2006-07	2007-08	2008-09	2009-10	2010-11
特許	7,539	15,316	16,061	6,168	7,509
意匠	4,250	4,928	4,772	6,025	9,206
商標	109,361	100,857	102,257	67,490	115,472
地理的表示	3	31	45	14	29

出願人による意匠登録出願および登録の傾向:

年	出願		登録	
	インド人	外国人	インド人	外国人
2004-05	3,093	924	3,166	562
2005-06	3,407	1,542	3,439	736
2006-07	3,584	1,937	2,877	1,373
2007-08	3,873	2,529	3,026	1,902
2008-09	4,308	2,249	2,985	1,787
2009-10	4,267	1,825	3,552	2,473
2010-11	5,095	2,494	6,369	2,837

出願人による商標登録出願の傾向:

年	インド人	外国	合計
	出願人	出願人	
2006-07	88,210	15,209	103,419
2007-08	117,014	6,500	123,514
2008-09	119,371	10,801	130,172
2009-10	134,403	7,540	141,943
2010-11	167,701	11,616	179,317

出願人による、特許付与された特許および効力のある特許の傾向:

年	特許付与された特許 の数		効力のある特許の数	
	インド人	外国人	インド人	外国人
2006-2007	1,907	5,632	3,473	13,593
2007-2008	3,173	12,088	7,966	21,722
2008-2009	2,541	13,520	6,158	24,664
2009-2010	1,725	4,443	6,781	30,553
2010-2011	1,273	6,236	7,301	32,293

第2節 商標の登録

- 1. 商標制度の概要
- (1) サービスマークの登録
- (2) 商標権侵害行為の定義
- (3) 周知商標の保護
- (4) 団体標章の登録および保護
- (5) 商標権の使用が認められる場合の定義の拡大および使用許諾契約を登録する権 限が商標登録官に付与されること
- (6) 未登録の商標を顧客吸引力(のれん)と分離して譲渡すること。
- (7) 審判委員会が、商標登録官の査定に対する不服申立を審理し、商標登録取消審 判を実施すること

商標については、特に商標の保護を定めた規定の他に、詐称通用に係る判例法上の 保護も受けることができる。

2013年7月8日付けの通知により、2010年制定の商標(改正)法および 2013年制定の商標(改正)規則は、マドリッドプロトコルに加盟するためにインド国内で施行された。 改正により、以下の大幅な修正がなされた。

- (1) マドリッドプロトコルにおける国際出願および登録を考慮し、商標法に新しく 第 IVA 章を、規則に対応する第 IIIA 章を挿入した。
- (2) 商標の登録手続きを出願から 18 カ月以内に完了することとする、第 23 条(1) (b)を包含させた。
- (3) 商標公報の発行日からの異議申立する期間を4カ月に改正した。
- (4) 繊維製品に関する第X章の削除。

インドは、商標に関する以下の国際条約に加盟している。

- (1) 貿易関連知的所有権協定(1995年1月加盟)
- (2) 工業所有権に関するパリ条約(1998年12月加盟)
- (3) 標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定(第10版)

2. 商標局および審判委員会

(1) 商標局

インド商標局は、1958年に制定された商標および商品標法に基づき、本部がムンバイに置かれ、また支部がアーメダバード、チェンナイ、デリー、およびコルカタに設けられ、現在に至っている。

商標の登録、異議申し立て、更新、および譲渡証書または使用許諾契約書等の記録その他については全て、インド商標規則(2002年制定)に基づき、出願人または請求者のインド国内における事務所所在地を管轄する商標局に対して、出願しまたは請求することとされている。出願人等の事務所所在地がインド国内ではない場合には、当該出願人等がインド国内における送達先として指定する住所を管轄する商標局に対して行う。商標の登録が出願された商標局は、爾後当該商標に係る全ての事項を処理する権限を有する。よって、いったん管轄当局が決まった商標について、異議を申し立てまたは訂正を請求する等の手続きを取る場合には、当該管轄当局に対して、これを行わなければならない。

(2) 知的財産審判委員会(IPAB)

2007年のインド商標法改正における重要な変更点は、知的財産審判委員会 (IPAB) が新設されたことである。この知財審判委員会は、以前は高等裁判所が審理していた商標登録官の査定に対する不服申し立てを審理する唯一の機関として、設けられたものである。現行商標法の定めにおいては、商標登録官の査定に対して不服を申し立てる場合に、特に不服申立事項およびその範囲に制限が置かれていない。知財審判委員会はこの他に、商標登録の取消し又は訂正審判を行う権限も認められている。但し、商標権の侵害および詐称通用に係る訴訟の審理権限は、これまで通り裁判所に存する。

IPABの創設により、商標登録官の査定につき高等裁判所に申し立てられていた不服案件が全て、審判委員会に移送され、迅速に判断が出されている。IPABが審理権限を有する事項については、裁判所の裁判権等の権限は一切認められない。知財審判委員会の決定については、原則としてこれに対する不服や異議を申し立てることができない。例外的に不服や異議申し立てが認められるのは、インド憲法第226条および/または227条に基づき、インド高等裁判所が権限を行使する場合に限られる。1つまり、インド高等裁判所は、知財審判委員会の出した決定につき、基本的権利の侵害、管轄権の欠如、法律上の誤り、事実認定の誤り、自然的正義に反する重大な事由等があるため、当該決定が誤りであると考える場合には、権限を行使して、当該決定を正すことができる。

インド憲法 227 条に基づき行使できる高等裁判所の権限は、IPAB にその権限を守らせることであって、IPAB の権限内のあらゆる問題や誤った決定を修正することができるというものではない。従って 227 条で権限を行使するのは、重大な義務違反とか法の基本原則にはなはだしく違背するような場合に限られる。高等裁判所が権限行使をするのは控訴裁判所としてでもなければ、IPAB の判断代置をするものでもない。IPAB がした事実認定が、合理的なものであれば到底そのような結論になならないようなもので、その認定を

.

¹インド憲法第 226 条は、インド憲法に定める基本的権利の行使を確保すべき場合に、インド高等裁判所がその裁量で命令権を排他的に行使することができる旨を定めた規定である。このインド憲法第 226 条に定める権限と合わせて、または同条に定める権限の代わりに行使することのできる権限として、インド憲法第 227 条においては、インド高等裁判所がインド領域内にある全ての裁判所および審判機関を管理し監督することができると定められており、これらの規定に基づき、知財審判委員会の出した決定がインド高等裁判所により覆されることがある。

第1章 知的財産権の取得

正当付ける証拠がないか当該認定が偏向に満ちたものである場合に、高等裁判所はその事 実認定を除外あるいは無視することができる。

事例としては、Glaxo Group vs. Union of India(2010 (42)PCT507(Del) がある。IPAB はこのケースで、紛争対象の「VOLMAX」はすでに取引で使用されていた被請求人の対象商標子も外観も構成も類似しているとした。請求人は IPAB のした決定に対して不服の申立をしたのである。デリー高等裁判所は、IPAB のこの問題に対する決定は本件の複雑なことに対応していないし、競合商品に用いられていたということに関して商品の認識は商標法 12 条 1 項の趣旨から重要であるとした。IPAB の決定は大雑把なのもので、対象商標、あらゆる点で欺瞞的に類似しているとし、全体として比較せず、また「VOTLAS」が一連のあるファミリーの商標であって類似した接頭語を有しているということであり、この場合には商標は一般的な要素と個別の要素とを分けてみなければならないが、これらを基礎として比較していないとする。IPAB に出された審判の申立ては、事実にも法律にも基づいたもので、それゆえに証拠を綿密に分析し、法律上の問題を含めて生じている問題を決定することが求められていたのである。法律上の問題とは、商標法 12 条 3 項は、同 1 2 条 1 項の例外の規定であるかどうかである。よって、IPAB は再度、審判請求の内容を検討することが求められたのである。このようにして、IPAB の決定は、除外され、この(高等裁判所への)不服申立は処理されたのである。

IPAB には、自らの行う審理・審判手続きについて、自然的正義(natural justice)に 反せず、かつインド商標法の定めに準拠した手続き規定を定める権限も認められている。 知財審判委員会は、この権限を行使して、2003年に、インド知的財産審判委員会手続き規則を定めた。同規則およびインド商標(知的財産審判委員会に対する申し立て・審判手続き)規則(2003年制定)の両規則において、申し立てまたは審判において知財審判委員会に提出する請求書・答弁書等および証拠の様式が定められている。

IPAB には、次に掲げる民事訴訟に係る事項については、裁判所と同じ権限が認められる。

- ① 証拠の受理
- ② 証人尋問嘱託書の交付
- ③ 公文書の要求
- ④ その他定めに基づき認められる事項

現在、IPABの本部はチェンナイにあり、審判機関はアーメダバード、チェンナイ、デリー、ムンバイおよびコルカタに置かれている。

委員会はいずれも、法務委員 1 名、技術委員 1 名、および審判委員長により構成される。 審判委員長は、一または複数の委員会において、法務委員または技術委員を兼任すること ができる。現在、知財審判委員会には、次に掲げる委員等が任命されている。:

- ① 審判委員長-Prabha Sridevan 裁判官
- ② 審判副委員長- S. Usha 氏
- ③ 技術委員— D.P.S. Parmar 氏, V. Ravi 氏 N. Anbazhagan 氏

3. 商標~定義と種類

「商標」の定義は、インド商標法第 2 条(1)項(zb)号に定められている。標章が商標として認められるためには、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。(但し、犯罪行為および刑罰について定めたインド商標法第 12 章(但し、第 107 条を除く。)の定めを適用する商標には、第 2 条とは異なる要件が求められる。)

- (1) 視覚的にとらえられること。
- (2) 他者の商品または役務に対する識別性を有すること。
- (3) 事業として当該標章を使用しまたは使用する意思を有する商品または役務から、 当該商標を使用する権利を有する者(商標権者か、または使用権を付与された者かを 問わない。)との関連性が明らかになること。²

但し、同一または類似商標の不正使用に係る犯罪行為および刑罰について定めたインド 商標法第 12 章 (但し、第 107 条を除く。)の定めを適用する場合には、商標は、次に掲 げる全ての要件を満たすことを要する。

- (1) 視覚的にとらえられること。
- (2) 他者の商品または役務に対する識別性を有すること。
- (3) 使用中の登録商標または未登録商標であること。.

商品の形状、包装、色彩、証明標章、および団体標章は、商標に当たるものとして明示的に定められている。商標と認められうるものとしては、インド商標法において、記章、標識、目印、表示、札、名称、記号、言葉、文字、数字、商品の形状、包装、色彩、またはこれらの組み合わせを含む。

Sumat Prasad vs. Sheojanan Prasad AIR(1972 SC 2488)では、「商標の機能は、購入者または購入予定者に、商品の製造者または品質に関する表示を与え、商品が由来する取引源を観察するための表示、または彼らがその状況を市場に伝達するための取引の指標を与えることである」と判示された。

M/s Power Control Appliances & Ors. vs. M/s Sumeet Machines Pvt. Ltd (1994 (2) JT 07)では、「1 つの商標が 1 つの出所および 1 人の権利者であり得ることは、商標に関する商標法の確立した原則である。2 つの出所はあり得ない。」と判示された。従って、商標の主要な機能は、市場で販売されている商品の起源および出所を示すことである。

(1) 色彩標章3

²団体標章に関しては、当該商標を取得する者が自ら扱う商品または役務について「他者の商品または役務に対する識別性を有すること」との言及は、商標の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他人のそれらから識別する旨の言及と解釈する。

³ 同ドラフトマニュアル第 5 条 2.1.2 を参照

http://ipindia.nic.in/tmr new/TMR Manual/DraftManual TMR 23January2009.pdf

商標法における「標章」と「商標」の定義は、「色の組み合わせ」である。しかし、当該の定義は事実上包括的なため、単色も商標として登録が可能である。インド商標登録局が発行したインド商標の実践と手続きのためのドラフトマニュアル(「商標登録局のドラフトアニュアル」)は、色彩に関する識別性を評価する上で慎重な姿勢を取り、色彩それ自体は通常、出所の標識として取引者に利用されることはないため、消費者は、商品やサービスの出所として色彩を取り扱うのに慣れていないのである。

単色4は、それが商売上非常に珍しく特有で、出所の標識として消費者に認められている場合は、登録可能である。5したがって、単色から成る標章は、特許法第 9 条(1)(a)においては、生来の識別性に欠けるとして、拒否される可能性が高い。色彩に関して獲得した識別性に関する限り、当該マニュアルでは、色彩に関する独占権が求められれば、識別性に欠けるとの拒否に打ち勝つ有力な証拠が求められる。

出願者が色彩商標の登録を望む場合は、出願書には、その色彩の効果を述べた記述が記載されていなければならない。出願者が、商標特有の要素として色の組み合わせ⁶を主張する場合、出願には、説明が記載され、モノクロの商標の複製が1つと、カラーの商標の複製が4つ添えられていなければならない。

(2) 音声商標7

商標法における「商標」の定義は、包括的な定義であり、音声商標は、図示でき、特徴的であれば、商標とみなすことができる。商標法および商標規則は、音声商標の図形表現という手段に関しては何も規定していない。しかし、商標登録局のドラフトマニュアルによれば、音声商標には、特別な配慮が必要である。ドラフトマニュアルには、事実上の識別性は、音声商標の登録の承認には欠くことの出来ないものであると記載されており、ほんの1、2音のみを含む簡単な音楽、特有の地域に強く関連した音楽、子どもの童謡など、音声商標として限定できる例が挙げられている。最初の音声商標は2008年、インドにおいてYahooが登録したかの有名な「ヨーデル」である。最近ICICI銀行は、自社のコマーシャルで繰り返し流している「ジングル」と呼ばれるフレーズも登録している。

(3) 匂いの商標8

インド商標登録局は、今日に至るまで、匂い商標の登録は付与していない。匂い商標の 出願者が満たさなければならない主な要件とは、当該の商標を図形で表現できる、という ことである。香りが特徴的であり、消費者が、香りだけを基に、香り付き商品の起源が特 定の取引者に起因すると、証明するのも困難である。さらに、登録を求める「匂い」は、 機能的なものでも、審美的なもの(例:香水)でも、技術的なもの(例:蚊忌避剤)でも いけない。

(4) ホログラム9

⁴ 同マニュアル第 5.2.1.2 を参照

⁵ Dyson Ltd.の商標登録出願 2003RPC47-商品のそのクラスの起源を示す標章として役立つ単一の色彩は、それが業界で非常にまれで特有のものであり、業者および消費者に同様に認識される場合は、商標として登録される場合がある。

⁶マニュアル第5.2.1.3項

⁷マニュアル第5.2.2項

⁸マニュアル第 5.2.3 項

⁹マニュアル第 5.2.4 項

商標法における「商標」の定義は、包括的で、無制限なものである。ホログラムは、図示でき、取引者別に当該の商品やサービスが区別できれば、商標とみなすことができる。

商標登録局のドラフトアニュアルに関しては、複数の特徴を有するホログラム商標の登録に関する出願時に、出願者は、追加の表示シートにおいて、当該のホログラムの中で描かれた様々な図の各表示を提供しなければならい。しかし、単純なホログラムについては、複数の図を必要としないこともある。ホログラム商標の識別性の審査基準は、文字商標または図形商標に対するのと同様に適用可能である。

(5) 立体標章10

商標規則には、立体商標の登録に関して、出願者は、願書において、登録しなければならない商標は立体商標であると、明確に述べるよう求められる、と明記されている。商標規則はさらに、出願者は、当該商標の二次元グラフィック複製または写真複製を提供しなければならない、と命じている。このような複製には、当該商標の異なる3つの図が含まれていなければならない。当該の複製は、その立体商標の詳細を充分示していないという見解を持った場合、登録官は、出願者に当該の商標についての最高5つの異なる図および言葉による説明をさらに提供するよう依頼してもよい。まだ納得できない場合、当該の登録官は、商標の見本を求めてもよい。したがって、最良の方法として、立体商標の登録の出願時に、出願者はあらゆる角度(全体像、側面、トップまたは底面の画像)からの、当該商標の画像を提供すべきである。インドにおける登録立体商標の事例として、トブラローネチョコレートの立体形状(登録番号1279340)が挙げられる。

商標登録局のドラフトアニュアルとして、立体商標の識別性は、その他の商標と同様の 方法で評価される。しかし、当該商標の形が機能的なものか、また、それゆえ、商標法第 9条(3)で禁止されているかどうかは、登録官が決定しなければならない。

4. 日本語文字11

ヒンディー語または英語以外の文字の商標出願には、その願書および追加の表示シートともに(その内容を)裏付ける字訳またはそれらの文字の翻訳を添えなければならない。そのような裏付けは、当該の文字が属する言語で言明され、出願者またはその代理人が署名しなければならない。そのような情報を提供すればすぐに、インド商標登録局は、それを記録する。但し、そのような字訳または翻訳が提供されない場合、審査官は、出願者に対し、その公式の審査報告において、字訳または翻訳を提供するよう要求する。日本語文字から成る商標に関しては、出願者は、ヘボン式における字訳を提供しなければならない。

5. 商品および/または役務の指定

登録することが求められている商標についての商品およびまたは役務は願書で特定し、 対応する区分に分類するものとする。単なる分類標目は許容されず、出願は対象となる適 格な商品または役務を指定しなければならない。

インドが、標章の登録のための商品およびサービスの国際分類に関するニース協定(1957)の参加国であることを知ることは適切である。この規則は改正されており、インドは現在、商品および役務の国際分類の第10版を遵守している。役務の区分 $43\sim45$ が追加された。

¹⁰ マニュアル第 5.2.6 項

¹¹ マニュアル第 4.2.7 項

規則 25(15)においては、商標登録出願を行っている間、出願において記載された商品またはサービスの名前は、登録官が発行し、上記の(2013 年 1 月 14 日付けで G.S.R.21(E) により新たに挿入された)商品またはサービスの区分において 記載された名前に対応すべきである。

6. 調査

2010年の改正により、商標局による商標調査の要求のための規定は削除され、関連のフオームは 2002年の商標規則から削除された。調査は、他のモジュール中でオンライン調査モジュールを提供する下記の商標局のウェブサイトで実施される。

http://ipindiaservices.gov.in/tmrpublicsearch/frmmain.aspx

有料で開始したオンライン調査は、現在は無料で行われている。調査は、音声的および 構造的に関連する商標を取得するために効果的な組み合わせおよび順列を使用し、いくつ かの基準を用いて行われている。

対象となるものは調査基準の組み合わせによりカバーされ得るが、調査を実施するための所有者またはその代理人によって用いられる文字列またはキーワードによる調査と同様に、対象となるものはデータベースに供給される商標の正確さに依存するため、その結果は絶対確実なものではない。文字商標および図形商標の調査はいずれも公式のデータベースで可能である。

数年前までは、商標局は、ロゴ/図形に起因する名称に基づき、全てのロゴ/図形商標の目録を作成している。しかし、商標局は、現在は商標の図形要素の国際分類(ウィーン分類)を採用しており、分類および目録作成の過程における種々のロゴ/図形商標はこのシステムによる。したがって、調査は、現在は適切なウィーン分類および文字要素を用い、ロゴ/図形商標についてオンラインデータベースにより調査が行われている。

7. 商標の登録

(1) 出願とその追行

商標法においては、何人も、自らが所有しかつ使用しまたは使用する意思のある標章について、商標登録官に対し、これの登録を出願することができると定めている¹²。代理人または代表者は権限を付与されていないのに、自らの名義で商標を登録することは名文の定めをもって禁じられている(商標法146条)。

多区分出願および条約の優先権を主張する出願は商標法により認められている。単一の区分の出願とは対照的に、多区分出願は単一の出願によって複数の区分での同一商標の登録を容易にする。出願人が、1以上の区分の商品または役務に関する同一商標の登録に関する単一の出願をすることを可能にする。

条約国で出願した出願から優先権を主張する出願は、出願人が優先権の基礎となる外国 出願の出願から6カ月以内に出願するという条件で出願が容認される。

規則は、単一の区分、優先権を主張する単一区分、多区分および優先権を主張する多区分および優先権を主張する他区分の商標登録の出願時には、出願人は以下の情報を提示しなければならない。

_

¹² 標法第 18 条 1 項

- ・ 出願人の詳細
- ・登録しようとする商標の商標見本
- ・商品/役務についての記載13
- ・使用状況の記載
- 委任状
- ・優先権を主張する条約出願の詳細、並びに、もしあれば優先権出願の認証謄本
- ・出願人が、商標の特徴を示す色彩の組み合わせを主張することを希望する場合、出願は、の記述を含まなければならず、白黒の商標見本 1 つおよび色彩を有する商標見本 4 つを添付しなければならない。
- ・出願が、商標が立体商標であるという旨の記述を含む場合、商標見本は二次元の図形または写真見本を含むものとする。
- ・出願が商品の形状またはその包装から構成される場合、添付される商標見本は、商標の 少なくとも5つの異なる図および商標の文字による記述からなる必要がある。

① 優先権

優先権主張の認証謄本、または必要とされる場合にはその英語の認証翻訳文を出願後に (しかし出願から 2 カ月以内に) 提出しなければならない。この書類を提出しない場合、 優先権を主張できなくなる。

② 使用状況の記載書

デリーの商標局においては、出願後に使用状況の記載書を提出することを認めているが、 ムンバイおよびコルカタの商標局は、使用状況の記載書を必ず出願時に提出しなければな らないと定めている。

出願時にまだ使用されていない場合には、"Proposed to be used"と記載する必要がある。

③ 出願の願書作成

上記詳細が正式に取りこまれ、提出が要求される書類の手配を適切にする必要がある。 追加書類、料金計算、書類作成、その他の手続きを、出願が商標局に提出されるまでに完 了しなければならない。商標法の下での迅速な処理がされるよう必要書類を揃えるべきで ある。

商標登録出願が受理されると、商標局から出願番号の記載された受領書が交付される。 更にそれから 1 週間以内に、商標登録局は公式のデータベースに当該出願に割り当てられ た出願番号および出願日の記載された商標見本をアップロードする。これまでなされてい た、商標見本を出願人あるいは出願代理人に送付することはもはやしていない。

(2) 審査

商標登録出願が受理され、出願番号が割り振られると、商標法の実質的および手続的な 規定の下、審査官によって審査され、審査報告書によって拒絶理由がもたらされる。

長官は、ムンバイにある審査、公表および登録のセクション (EPR) に関する商標局の指令14を出している。承認された審査報告書をアップロードする過程が明確に制定されて

¹³ 各クラスについて明細書が500字を超える場合、追加料金がかかる。

¹⁴ 受付番号 CG/order4(TMR)2011/139

いる。審査報告書がいったん承認されると、出願人/代理人に発送され、発送の日から 1 カ月の猶予期間が適用されるものとすることが規定されている。上記の命令を解釈して、審査報告書に応答するための 1 カ月の法定期間が出願人/代理人に与えられることを確保するために、各地の商標局(Trade Mark Offices)は、審査報告書を発送することを指示されている。商標登録局(Registry)からの審査報告書の発送がかなり遅れるので、商標登録局からの発送を待つのではなく、インドの代理人は、審査手順を促進する便宜のためにアップロードされた審査報告書をダウンロードし、任意に商標登録局に応答する。代理人が審査報告書を既にダウンロードし、応答している場合、商標登録局は審査報告書を発送しないこともある。

従って、審査報告書に対して応答を提出するための 1 カ月の法定期間は、審査報告書が代理人自身によってオンラインデータベースからダウンロードされる場合には適用されない。商標法による 1 カ月の法定期間は商標登録局の指令により、通知書によって審査報告書が発送される場合にのみ適用され、法定期間は、商標登録局により発送された通知書が発送された日から 1 カ月の期間になる。従って、商標登録局からの審査報告書がまだ確認されず、または発送されていない場合には(代理人が審査報告書をオンラインデータベースでダウンロードする場合)、1カ月の法定期間は適用されない。

審査過程には、以下の点についての方式の遵守を含む。

- ・登録を求める商品/役務の正確な記載。
- ・使用状況の記載、すなわち、登録を求める商品および役務について、出願前にインドで 商標が使用されたかどうか。
- ・出願人の代理として行動する代理人に基づく代理人を承認する書類。かかる書類は、出願の会社の代表者の署名のみが必要で、公認または公証を必要としない。もしあれば、優先権出願の認証謄本と共に、優先権が要求される条約出願の詳細。

商品の類否を考慮する要素としては、次のものが挙げられる。

- ・競合相手の商品の性質、特徴および性能における類似性。
- ・商品の間で使用や機能の状況。
- ・それらの商品が売買される商品流通。
- ・購入しそうな購入層と購入するに際してどれだけ注意を用いるか。
- ・関連するその他の状況である。

このようなわけで、商品の類否を定めるには単一の基準はないということになり、そして、個別に事例の特有の事実を考慮していくこととなる。

サービスの類否を決定するには、一般的には次の事項を考慮することとなる。

- サービスの性質目的。
- サービスのユーザー。
- ・ 通常のビジネス関係。

起こり得る拒絶理由は以下を基準とする。

・商標法第9条による商標の識別性の欠如または記述的なものであること。

・商標法第 11 条における類似または同一である商標についての以前の出願/登録との競合。調査は、登録が求められる区分においてのみ類似または同一の商標についてインド商標局により実施され、異なる区分での関連商品のクロスサーチは実施しない。

以前は、出願人が意見書をもって意見陳述しても、やはり拒絶理由が認められた場合にのみ、拒絶理由に係る口頭審理が行われたが、現在は、商標の登録出願に対して拒絶理由が出された場合には、必ず拒絶理由に係る審理が行われている。

① 絶対的理由に基づく拒絶査定~インド商標法第9条

インド商標法第9条は、商標登録の拒絶理由として、識別性の欠如、公序良俗、および 商品の形状をあげている。

i. 識別性に欠ける場合15

登録出願された商標が、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、拒絶査定がなされる。

- a) 識別力の認められる特徴が見られないもの
- b) 単なる記述的標章や自讚的なものとしか思えないもの
- c) 当該商標を使用する商品または役務の属する業界において慣用されているもの

但し、上記の事由に該当するものであっても、登録出願前から当該商標を使用しており、 これにより識別力の認められる特徴を有するものとして認められるようになった商標、ま たは周知商標とみなされる商標は、登録査定がなされる。

ii. 公序良俗に反する場合16

登録出願された商標が、次に掲げるいずれかの事由に当する場合には、拒絶査定がなされる。

- a) 誤認を招き、または混同を生じるようなもの
- b) インドの各宗教宗派の宗教感情を刺激し、または公序良俗に反するようなもの
- c) インド標章および名称の不正使用防止法(1950 年制定)に基づき、使用が禁じられた もの

上記の事由に該当するものについては、登録査定がなされることはない。明らか識別性を有し、または識別性が認められるようになったものであっても、上記のいずれの事由に該当すれば、必ず拒絶査定が下される。

iii. 商品の形状のみからなる商標の場合17

商品の形状のみからなる商標は、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、拒絶査定がなされる。

¹⁵ 商標法第9条1項

¹⁶ 同条(2)項

¹⁷ 同条(3)項

- a) 当該商品の性質上、当該形状とならざるを得ないもの
- b) 当該商品の機能を確保する上で、当該形状が不可欠であるもの
- c) 当該商品の価値が、著しく当該形状に起因するもの

上記の事由に該当するものについては、登録査定がなされることはない。明らかに識別性を有し、または識別性が認められるようになったものであっても、上記のいずれかの事由に該当すれば、拒絶査定が下される。

これまででは、上記(c)に該当する事例では次のものがある。

装飾性のあるランプ(以下の図を参照)の形が、商品を魅力的にすることにより商品に 実質的価値を生じさせているように見え、商標法 9 条 3 項による拒絶理由を引き出すこと となる。



② 相対的理由に基づく拒絶査定~インド商標法第 11 条

インド商標法第 11 条に定める相対的理由に基づく拒絶査定は、当該商標が抵触する商標が存在する場合に、適用される。

インド商標法第 11 条に基づき、商標は、当該商標と同一または類似の登録商標がある場合、またはパリ条約等の締約国へ出願された商標で当該商標の出願日よりも前の日が優先日となる。当該商標と同一または類似の商標である場合には、これに対して拒絶査定がなされる。但し、かかる登録商標またはパリ条約等の締約国へ出願した商標を使用する商品または役務が、当該商標を使用する商品もしくは役務と同一または類似のものであり、かつこれらの商品または役務に同一性または類似性が認められるが故に、需要者の混同を招くおそれがなければならない18。

また、インド商標法第 11 条の定めに基づき、周知商標に抵触し、一定の事由に該当する商標についても、登録が認められない¹⁹。これについては、本第 2 節 14 の項において説明する。

第 3 の拒絶理由としては、詐称通用に係るコモンローまたは著作権法の規定に基づき、商標の使用が制限されると思われる場合にも、インド商標法第 11 条に基づき、当該商標の拒絶査定がなされる²⁰。但し、かかる拒絶理由をもって商標の登録が拒絶されるのは、異議申し立て手続きが提起された場合に限られ、商標登録官が職権をもってかかる拒絶理由に基づき拒絶査定を下すことはできない。

¹⁸ インド商標法第 11 条(1)項

¹⁹ 同条第2項

²⁰ 同条第3項

なお、商標登録官は、インド商標法第 11 条(10)項(ii)号の定めに基づき、商標登録の出願審査または異議申し立ての聴聞において、商標登録の要件を満たしているかどうかを判断するときに、出願人または商標に係る権利に影響の及ぶ異議申し立てを提起した者に、悪意があったかどうかを検討しなければならない。

(3) 登録の承認(acceptance)および公告

商標登録官は、商標法に基づき、裁量をもって、拒絶査定を下し、または無条件もしくは補正、変更、条件もしくは制限付きで登録査定を行うことができる。但し、かかる裁量権は、商標法の定めに従って合理的に妥当とみなされる方法で行使しなればならず、恣意的に行使してはならないとされている。

出願が実体審査の結果、登録の承認がされると、第三者による異議申立のために商標公報に公告される。商標登録官は承認前に商標登録出願を公告してもよい。²¹

商標登録官が審査結果の承認前に公告をする場合とは、商標法 20 条の条件付の下でする場合であり、類似の商標の先行出願があるとか、当該商標が識別性を欠くとか、その他例外的な状況がある場合である。

これに対して承認後の公告は、出願人に対する異議申し立てへの応答に満足している場合か、そうでなければ出願が公告されるべきと商標登録官が信じている場合である。

承認前に商標が公告される場合は、商標登録官は当該事案に応じて後の日に、再度公告をするか出願を容認するかの裁量を有する。

(4) 異議の申立て

- ① 異議申立は、商標公報における出願の公開日から 4 カ月以内22に提出しなければならない。
- ② 異議申立の写しは、インド商標登録局によって出願者に送達される。
- ③ 出願者は、異議申立に対する答弁書を、異議申し立て受領日より2カ月以内に提出するよう求められている。この期日は、延長することはできない。答弁書が法定期日までに提出されない場合は、当該の出願は特許法第21条(2)において放棄されたものとみなされる。
- ④ 答弁書の写し1部が、登録官によって異議申立人に送達され、答弁書の受領日から2カ 月以内に異議申立の裏付けとして、その証拠を写しで出願者に提出するよう異議申立人に 求めている。この異議申立人の証拠提出の法廷期間は、登録官に特別申請を行ってから1 カ月間延長することができる。
- ⑤ 異議申立人の証拠の写しを受領後すぐに、出願者は、出願の裏づけとなる証拠を受領 日より2カ月以内に提出するよう求められている。2カ月というこの期間は、要請があれば 1カ月間延長することができる。
- ⑥ 当該の異議申立人は、その証拠を、出願者の証拠を受領後1カ月以内にそれに対する 回答として提出してもよい。この1カ月という期間は、要請があればあと1カ月間延長する ことができる。

^{21 20} 条 1 項但し書

²² 編者注: 商標規則 47(1)で 3 カ月プラス 1 カ月の延長が認められている。

⑦ 商標法が当事者に、さらなる証拠を挙げることを認めていない一方で、商標登録官は、 どちらかの当事者にさらなる証拠を挙げる許可を与える権限を持っている。

手続きについては、上記の法定タイムラインを超えて提出されたいかなる証拠も、当該の証拠を提出する特別な時間を許すための対話型申し立て(IP)が伴わなければならない。この IP は相手側当事者にも役立ち、商標登録官が聴聞を必要とすることがある。通常、そのような特別な時間を取ることが許されれば、IP は苦心しなくても受理され、十分な判例がある。

- ⑧ 証拠が完全なものとなればすぐ、登録官は両当事者に対して、聴聞日を知らせる。聴聞は通常、証拠が完全なものとなってから3カ月以内に行われる。聴聞は、聴聞日のお知らせ後、少なくとも1カ月経った日の実施が求められている。両当事者は聴聞に参加する意図を、正式な形で知らせるか、適切な状況で聴聞日の延期を求める要望を提出しなければならない。
- ⑨ 聴聞の実施後、登録官は書面でその決定を両当事者に連絡する。
- ⑩ 登録官の決定には、商標法の下構成された特別の審判合議体すなわち知的財産審判部 (IPAB) で異議が申し立てられることがある。登録官の決定に対して、決定日から3カ月 以内に上訴を申し立てることができる。

インドにおける「抜駆け商標登録」の問題に関して次のような最高裁判所の判例(N.R. Dongre and Ors. vs Whirlpool Corporation (1996)5 SCC 714)がある。

「取引業者は、別の者によって(取引者が使用した)商標をコピーされ別の者の利益のためにそれが先に登録されることによって取引業者自ら獲得した名声が利用されてはならないのであるから、商標の先行使用者としての権利を保護してもらう必要がある。その商標の登録所有者(抜駆け商標登録者)は、購入者を偽罔してその商標(抜駆け登録商標)使用の商品を買っているのに、本来の商品を買っているかのように信じさせること、そして購入者はそのようなことを少しも意図していないのであるし、これが許されるという理由をわれわれ(裁判所)には見出せない。詐称通用(パッシングオフ)の訴訟においては、虚偽表示あるは偽罔が登録商標から生じたものか未登録商標から生じたものかは問題とならない。自分の商品を誰か他人のものとして表示することは許されない。」

インドでの商標の先使用に関して、次のような判例(Milment Oftho Industries and Ors. vs. Allergan Inc. (2004))がある。この事案では、最高裁判所は世界市場で最先という基準を採用し、インド企業による「OCUFLOX」という商標の使用に対して、海外の(その商標の)所有者の権利を保護した。また、Lakhpat Raj Sampat Raf Sadh vs. P. Narayana の事案(AIR 1974 DEL 91)では後行の登録商標が先行の商標に欺瞞的に類似している場合は、商標登録簿の訂正を拒絶することはできないと判示している。

(5) 登録および更新

異議が申し立てられなかった場合には、商標の登録手続が進められ、当該商標の商標権者に対し、商標登録証が交付される。商標局における現在の手続処理状況では、商標登録の出願手続が、何の問題もなく順調に進めば、通常、出願から 1、2 年で、登録が完了する。

マドリッド議定書に加入した後は、審査の状況を監視するチームを立ち上げており、国内出願の処理の迅速化に務め、データをデジタル化し、滞貨の解消に努めているとされている。

パリ条約締約国からの優先権を主張する出願の場合には、自国出願の行われた日をもって、当該商標が登録されたものと見なし、爾後当該商標に係る事項においては、当該自国出願日が登録日とされる。²³

商標権の存続期間は、10 年間である。それ以後は、10 年ごとに更新することにより、 半永久的に存続させることができる。商標の登録更新手続きは、存続期間の満了する前6 カ月間に行うことができる。所定の更新期間内に商標の更新手続きを取らなかった場合に は、更新期限から6カ月以内であれば、商標権者が遅延手数料を納付して、更新すること ができる。

(6) 商標の回復

商標の失効後7カ月以内に更新手続きが取られなかった場合には、商標登録官により、商標原簿から登録が抹消される。但し、商標の失効後6カ月月を経過していても、当該失効後1年以内であれば、商標権者は、指定の手数料を納めて、商標登録の回復を求めることができる。商標登録の回復が請求された場合には、商標登録官は、適切と考える条件および制約付きで、当該商標の回復を認めることができる。

また、商標法には、商標原簿から登録抹消された商標の効力に関して規定している。商標原簿から抹消された商標は、商標登録の出願審査に関しては、当該抹消後1年間は、商標原簿に登録された商標として扱われる。但し、当該抹消された商標は、抹消されるまでの2年間善意で使用されたことがなく、または抹消されるまでに使用されていた状況からして、登録出願された商標と紛らわしくなく、もしくは混同を生じるおそれがない場合には、登録商標とは見なされない。

8. 欺瞞的類似性

インド商標法においては、「商標は、他の商標との識別が極めて難しく、誤認を招きまたは混同を生じるおそれがある場合には、当該他の商標と紛らわしい類似商標と見なす」と定める。判例においては、他の商標と紛らわしい類似商標に当たるかどうかは、初めて見たときの印象を基準に、裁判所(または審判機関)が判断すべきであるとされた。24これまで数々の裁判において他の商標と紛らわしい類似商標の判断が行われてきており、判例法の形成を通じて、かかる判断の基準とすべき原則や要件が確立されてきた。

商標が他の商標と紛らわしい類似商標に当たり、混同を生じるおそれがあるかどうかの 判断に当たり、検討すべき事由としてこれまでの判例を通じて確立されてきたものは、次 に掲げる通りである。

- (1) 当該商標に対してどのような信用がどの程度確立されているか。
- (2) 当該商標の種類 文字商標か、記号商標か、結合商標か。

²⁴ Corn Products vs. Shangrila AIR 1960 SC 142

²³ 第 154 条(2)

- (3) 当該商標が外観、称呼、観念等の点で、どの程度類似しているか。
- (4) 当該商標をどのような商品または役務に使用するのか。
- (5) 競合業者の扱う商品または役務と、どのような性質、特徴および機能が類似しているのか。
- (6) どのような需要者が各々の知識に基づき、当該商標の使用された商品を購入しまたは役務を利用すると思われるか。また、これらの需要者が各々の知識に基づき、かかる商品を購入し、および/または役務を利用するときに、どの程度の注意を払うと思われるか。
- (7) 当該商標の使用される商品または役務につき、これを購入する方法はどのようなものであるか、また事業活動または注文においてこれが流通する経路に、類似性が見られるか。
- (8) その他当該商標に関連性を有する事由

上記の事由は、検討すべきものが全て挙げられているわけではなく、あくまでも例に過ぎないが、商標の類似性を判断するときに、全ての事由を考慮しなければならないわけでもない。当該商標に係る事由全体から、紛らわしい類似商標であると見なすことができれば足りる。

9. 商標の類似性判断

(1) 文字商標の類似性判断

インドの裁判所は英国の裁判所の判例を参考にして商標権の規則を決めている。

次に掲げる引用は、英国において出された判決の一部である。²⁵インド最高裁判所により出された判決において援用され、²⁶文字商標の類似性を判断する際の基準となっている。

まず、2 つの文字商標自体を比較する。その外観および称呼について検討しなければならない。次に、当該商標が使用される商品について検討する。更に、当該商品をどのような需要者が購入すると思われるかを考える。そして、当該商標に関するあらゆる事由を斟酌する。最後に、当該 2 つの商標が各所有者の扱う商品に通常の方法で商標として使用された場合に、どのような事態が生じると思われるかを検討する。全ての事由を考え合わせた上で、混同が生じるであろうとの結論に達した場合には、当該商標の登録を拒絶することができ、というよりも、かかる場合には、当然登録を拒絶すべきと言える。なお、「混同が生じる」というのは、一方の商標を有する者が不利益を被り、もう一方の商標を有する者が不当な利益を得るとまでは予想されなくても、需要者の認識に混同を生じ、その結果商品の混同が生じるであろうという程度で足りる。

またインド最高裁判所による同判決においては、商標の類似性を比較するときには、これを全体として比較すべきであり、審理において裁判所(または審判機関)が裁量で商標

²⁵ (判例) Pianotist Appln. (1906) 23 RPC 774

²⁶ (判例) Amritdhara Pharmacy vs. Satya Deo Gupta AIR 1963 SC 449 and Hoffman La Roche vs. Geoffrey Manners AIR 1970 SC 2062

を部分ごとに(識別力のある部分とない部分とに)分けて、これを比較対照するべきではないとの考えが示された。²⁷

その他に、文字商標の類似性を判断するときには、当該商標から想起される観念、商品または役務が電話で注文するものである場合には称呼、構造上の類似性、あいまいな音節、文字商標の略記がどの程度使用される傾向があるか、当該商標の類似性(識別力のない部分)が英語の使われ方によくあるものまたは慣用されているものである場合には識別力のある部分、類似性の認められる部分が記述的標章とみなされるものかまたは他との違いを示す表示となっているか等を、斟酌するのが相当であると判示された。

(2) 図形・記号商標および結合商標の比較

図形・記号商標および結合商標を比較するに当たっては、次に掲げる事項に注意を要する。

- ① 商標全体が比較される
- ② 商標の一部である図形や記号に類似性が認められるが、他の文字の部分には類似性が認められない場合には、商標全体としては類似性があるものとみなされる。
- ③ 類似性があるため紛らわしいかどうかを判断するに当たって、商標の特徴として主張しないとされたものは考慮されない。
- ④ 商標に不可欠な特徴が考慮される。28
- ⑤ 観念の類似性が考慮される。

インド商標法第11条に基づき拒絶理由の認められる商標であっても、同法第12条に定める善意の競合使用その他特段の事情がある場合には、登録が認められることがある。

10. 善意の競合使用

善意の競合使用と言えるかどうかの判断に当たっては、次に掲げる事由が商標登録官により検討される。

- (1) どの程度競合使用されているか。
- (2) 商標が競合使用されている商品・役務の市場規模および地域。
- (3) 同一または類似の商標が使用されているために、どの程度の混同を招くと思われるか。一般的に需要者に不利益となるようなものであるか。
- (4) どの程度善意で競合使用されているか。
- (5) 需要者に実際に混同が生じた具体的な事例が証明されているか。

²⁷ (判例) Hoffman La Roche vs. Geoffrey Manners 前掲

²⁸ (判例) Lakhara vs. Shivkaran 1995 PTC 17、および National Chemicals vs. Reckitt & Colman AIR 1991 Bom 76、および Hi-Tech Foods vs. Khanna Enterprises 1998 PTC 689

(6) 競合使用されている商標を、場合によっては条件および制約付きで登録すること を認めた場合に、競合使用されているが故に、不都合が生じるおそれがあるか。

11. 権利範囲

1999 年インド商標法(「商標法」)の規定に基づく登録により、商標所有者は、商標を登録した商品または役務に商標を使用し、商標の侵害に対し裁判所から救済を得る排他的権利を付与される。侵害訴訟は登録商標に限り利用することができる。商標法には、未登録商標については「侵害」訴訟を提起できない旨も明示されている。

12. 侵害目的の使用

商標の侵害を判断するにあたり、ある者による次のいずれかの行為は、登録商標の使用であると定義されている。

- (1) 商品またはその包装に商標を付すこと。
- (2) 登録商標を用いて商品の販売を申し込むか、販売目的の展示を行うか、商品を 市場に出すか、これらの目的で商品を保管し、または登録商標を用いてサービ スを申し出るか、提供すること。
- (3) 商標を用いて商品を輸入または輸出すること。または
- (4) 業務文書または広告に登録商標を使用すること。

商標法は、登録により排他的な使用によって登録権利者に法律上の権利を付与するが、コモンローの国であるインドでは、市場における商標の使用によって生成される営業上の信用を保護することによって商標の顧客吸引力を保護することを覚えておかなければならない。このような営業上の信用は特に保護されており、業者は、業者自身のビジネスで使用する業者自身の商標や名称、または他の記号/トレードドレスを(第三者が)無断で使用することに対し詐称通用訴訟を提起する権利を有する。

13. 商標侵害行為

現商標法において商標侵害を構成する行為は、旧法における侵害行為と比べて相当広範になっている。旧法においては、商標登録されている商品に同一または誤認を生じるほど類似した商標を使用することが商標権の侵害となっていた。しかし、現行法は侵害の範囲を拡大し、次の行為も対象としている。

- (1) 同一または類似の商標を同一または類似の商品に使用する場合において、当該 使用によって混同を生じるおそれがあるとき。商標が同一であり、商品または 役務も同一である場合は、混同を生じるおそれがあると推定される。
- (2) インドにおける登録商標の評判が高い(従って周知商標を含む)場合に、同一または類似の商標を異なる商品/役務に使用すること。但し、違反商標の使用が登録商標の識別性を不当に利用するか、それを害する場合とする。
- (3) 商号の一部として登録商標を使用すること。

- (4) いずれかの者が正当な権限なくして、ラベルもしくは包装または広告に使用するか、使用を目的とする素材に登録商標を使用すること。但し、商標をそのように使用する権限がないことをその者が知っていた場合とする。
- (5) 登録商標を広告に使用する場合において、当該使用が公正な商慣習に反するか、 登録商標の識別性を害するか、登録商標の評判を低下させるか、損なうとき。
- (6) 侵害商標を付した商品の取引は、明示的に「登録商標」の使用範囲に含まれているため、これも侵害となる。
- (7) 文字からなる商標の場合、口頭によるその文字の使用は、商標使用の定義に含まれている。

上記規定の範囲および適用を説明するいくつかの判決を以下に説明する。

Hyundai Corporation vs. Rajmal Ganna (2007 (35) PTC 652 (Del))で、被告は、原告が 創作した商標、HYUNDAIをテレビ、アンテナ等に使用していた。裁判所は、商標の類似 性および商品の類似性の理由で、被告が原告の周知商標を用いることを制限した。

Aktiebolaget Volvo & Ors. vs. A.K.Bhuva & Ors (2006 (32) PTC 682 (Del))で、被告は、電子モーター、ポンプ等について、商標VOLVOの登録を求めた。原告は大型商用車および建設機器に関する世界的リーダーである。裁判所は、被告の商品は原告のものと類似しており、原告が創作した商標の被告による採用は、原告の評判を利用することを意図しており、その結果、原告の利益において仮差し止め命令を承諾するように結論を下した。

ソニー株式会社 vs. Aashish Electricals (2006 (33) PTC 336 (Bom))で、電化製品および娯楽サービスについて、インドで登録され使用された原告の有名な周知商標「SONY」は、AC アダプター等の電化製品について商標「SONNY」の使用を求める被告から保護されていた。

Alfred Dunhill Limited vs. Mr. Girish Kumar Hatankar & Ors. (2003 (26) PTC 469 (Del))で、原告は、特に、紳士服、アクセサリー、化粧品、革製品、婦人用ハンドバック、宝石類、香料、傘等を製造および販売するビジネスに関与する会社であると高く評価されていた。被告は、商号「Dunhill Securities Ltd.」における投資信託会社のビジネスを行っていた。独特のサービスであるにもかかわらず、被告の商号の一部としての商標DUN HILLの使用は、原告の国境を越えた評判を考慮し、裁判所によって侵害であると判決を下された。

Caesar Park Hotels and Resorts Inc. vs. Westinn Hospitality Services Ltd AIR (1999 Mad 396)で、被告は、原告の商標の使用が制限された。

Dabur India Ltd. vs. Emami Limited (2004 (29) PTC 1 (Del))で、夏の期間は原告の製品を用いることができないと示す被告の広告は、裁判所によって中傷的であるという判決を下され、その広告のテレビ広告が制限された。

なお、インドでは商標法 34 条で先使用権を認めている。これは登録商標の所有者あるいは登録した使用権者による干渉を排除する趣旨のもので、法は登録商標と同一か欺瞞的に類似している商標の先使用者の権利を明示的に保護している。この場合に、先使用とは、登録商標の所有者あるいは登録した使用権者の使用の前にその商標を使用しているか、あ

るいは登録日前に使用しているか、いずれか早いものの前に使用していることと理解されている。

14. 周知商標

インド商標法においては、「周知商標」という特別な商標を認める。周知商標とは、当該商標を使用する商品または役務との類似性が認められない商品または役務であっても、第三者が使用を禁じられる商標をいう。インド商標法においては29、商品または役務に使用される商標が、他の商品または役務に使用されたときに、当該商品または役務に使用される商標権者と、当該他の商品または役務との間に関連性があるものと、当該他の商品または役務の取引される市場の多くの需要者に誤解されるおそれのある商標を、周知商標というと定める。周知商標は、インド商標法に基づき、商標登録、第三者による周知商標の登録もしくは使用、または周知商標に類似した商標につき、保護される。

(1) 周知商標の認定基準

周知商標の認定を行う商標登録官は、商標法の定めに基づき、関連性を有すると考える全ての事由を考慮して判断を下すことができるが、認定に際して検討すべき事由として、次に掲げるものを定める³⁰。

- ① 商標の使用される商品または役務の取引される市場において、当該商標がインド需要者にどの程度知られているか、どの程度認識されているか。
- ② 商標の使用されてきた期間、範囲(商品または役務の市場等)、および地域。
- ③ 商標を使用する商品または役務の宣伝広告、広報、展示会における発表、公開等、当該商標に関する販売促進活動が行われてきた期間、範囲(商品または役務の市場等)、および地域。
- ④ 商標が登録されまたは登録出願されてからの期間およびその地域(但し、かかる登録または登録出願が、当該商標を使用しまたは認識した行為に当たることを要する)。
- ⑤ 商標に係る権利が成功裏に行使されたことの記録(特に、当該商標が、裁判所または商標登録官により、周知商標として認められたものをいう)。

上記の他にも、商標法は特定の市場において商標が需要者に認識され、知られているか を判断するに当たっては、次に掲げる事由も、商標登録官が検討することと定める³¹。

- ① 商標を使用する商品または役務の市場に、実際にまたは潜在的に存在する需要者数。
- ② 商標を使用する商品または役務の流通経路における関係者の数。
- ③ 商標を使用する商品または役務を扱う業界。

²⁹インド商標法第2条(1)項(zg)号

³⁰インド商標法第11条(6)項

³¹インド商標法第 11 条(7)項

なお、(全ての市場でなくても)特定の市場における周知商標と認められるとの判断が、 裁判所または商標登録官により出された場合には、当該商標は、登録上の関係では、周知 商標とみなされる³²。

周知商標の認定に当たって、商標登録官は、次に掲げる事由を、認定条件として採用し、 または要求してはならないとされている。³³

- ① 商標がインドにおいて使用されていること。
- ② 商標が登録されていること。
- ③ 商標の登録出願が、インドにおいて出されていること。
- ④ 商標が、インド以外の法域において周知であり、登録されており、または出願されていること。
- ⑤ 商標がインドの多数の需要者の間で周知であること。

(2) 周知商標の登録要件

周知商標は、識別力の認められる特徴がないこと、または単なる記述的標章に過ぎないこと、または当該商標を使用する商品または役務の属する業界において慣用されていることを理由として、登録を拒絶することができない。

(3) 第三者による周知商標の登録〜異議申し立て

商標登録の出願審査または異議申し立て手続きの審理において、商標登録官は、インド商標法第 11 条(10)項(i)号に基づき、周知商標と同一または類似の商標がある場合には、周知商標を保護しなければならない。但し、周知商標と同一または類似の商標が、インド商標法の施行前に既に、善意で使用されまたは登録されていた場合には、善意で取得された権利については、これが保護される。

(4) 登録拒絶要件「不当な利益または識別力の認められる特徴もしくは名声の毀損」 インド商標法第 11 条(2)項に基づき、周知商標と同一または類似の標章は、周知商標の 指定商品または役務とは異なる商品または役務について登録しようとする場合であっても、 登録が認められない。これを拒絶理由として援用することができるのは、登録しようとす る標章を商標として使用すれば、不当な利益が生じ、または周知商標の識別力の認められ る特徴もしくは信用を毀損することになる場合に限られる。

商標の使用により不当な利益が生じ、または識別力の認められる特徴もしくは評判を毀損するという文言、およびその判断に当たって適用される基準は、判決文において決められる。インドの裁判所および商標登録官は、英国の判断を援用することが多く34、必ずしも混同を生じるおそれがなくても、「不当な利益」が生じ、または「識別力の認められる特徴もしくは信用を毀損する」商標との間に類似性が認められれば、当該商標の登録および/または使用を許さない理由とするに足るとの立場を取る。なお、周知商標をぼやか

³² インド商標法第 11 条(8)項

³³ インド商標法第 11 条(9)項

³⁴ (判例) Premier Brands UK Ltd. vs. Typhoon Europe Ltd. (2000 FSR 767)

せたり汚したりすることで周知商標を希釈させることは、周知商標の有する識別力の ある特徴または評判を毀損する行為とみなされる。

商標登録官は、周知商標と同一または類似しているため紛らわしい商標については、登録出願された指定商品が異なる場合であっても、かかる商標を使用すれば誤解を招き、または混同を生じるおそれがあることを理由として、その登録を認めてこなかった。かかる拒絶査定に対して、何度も不服が申し立てられたが、裁判においてもこの決定が支持されてきた。35

これまでの法理論に基づき、世界的な顧客吸引力を有する商標(従って、周知商標)は、優先権および世界における顧客吸引力と名声に基づいて裁判所により保護される。海外の著名商標が、世界における顧客吸引力、名声および知られていることに基づきインドで詐称通用法により保護されるという多数の判例がインドにある。多くの場合に、このような商標の所有者はインドでその直接的な存在を示さず、国際誌および専門誌における広告に基づいてのみインド国内で評判を得ている。

現行商標法に先立つインドの商標法でも、詐称通用の法理の下で著名な商標を保護してきた。現行商標法の重要性は、著名な商標の法令上の認定にあり、また何が著名な商標を構成するかという点にある。商標法は、「不正利益」、および「顕著な特質あるいは評判への毀損」の要件を規定することで、消費者に混同を来たすことがない場合でも保護されるべき商標のカテゴリーがあるとも認識している。

インド商標法には既に述べたような通常の商標以外に連合商標の制度も規定されている(商標法 16 条)。これは、何らかの商品若しくはサービスに係る登録商標又は登録出願中の商標が,同一又は同種の商品若しくは同一又は同種のサービスについて,同一所有者名義による他の登録商標又は登録出願中の商標と同一であり,又は所有者以外の他人が使用すれば誤認若しくは混同を生じるおそれがあるほど類似する場合は,商標登録官は,いつでも当該商標を連合商標として登録すべき旨を命令することができるとするものである(商標法 16 条 1 項)。

また、商標規則 60 条で、商標が他の何らかの商章と連合して登録される場合は、商標登録官は、登録簿において最初に記載された商標に関連してその商標と連合する商章の登録番号を注記しなければならず、 かつ、登録簿において各連合商標に関連してそれらと連合する商章であるとして最初に記載 された商章の登録番号も注記しなければならないとしている。

15. 団体標章

団体標章の登録および保護は、旧インド商標法においては認められておらず、現行商標法において初めて採用された。パリ条約に基づく義務を履行するためである。インドの加盟するパリ条約第17条の2項においては、パリ条約同盟国に対し、各国において団体標章の出願および保護を認めることを義務付ける。

(1) 定義

³⁵ (判例) Sunder Parmanand vs. Caltex AIR 1969 Bom 24、および Dunhill case (1982) PTC 145、および Fiat case (1986) PTC 154、および Dilip Chand Aggarwal vs. Escorts Ltd. (1981) IPLR 1

団体標章の定義は、商標法第2条(1)項(g)号において、「団体構成員の商品または役務と、他の者の商品または役務とを識別する商標(但し、この場合の団体には、インドパートナーシップ法(1932 年制定)に定めるパートナーシップを含まない。)」をいうと定められている。従って、この定義から、団体標章は、パートナーシップ形態の組織が保有することができず、または登録することができない。

(2) 登録要件等

団体標章は、商標の定義において、商標に含まれるものとして定められていることから、パリ条約等の締約国への出願における優先権の主張、多区分の一括出願、絶対的なおよび相対的な登録拒絶理由、異議申し立て、登録および更新、権利の侵害、譲渡、許諾された使用、商標原簿の訂正等、商標法の全ての規定が、商標に準じて、団体標章にも適用される。

(3) 存続期間

団体標章の存続期間は10年間で、その後10年ごとに更新することができる。

(4) 団体標章の登録手続き

団体標章の登録を出願するときには、特別に指定された様式をもって行う。願書の他に、団体標章の使用規則案、および登録出願の正当性を申し述べた意見書を、商標登録官に提出しなければならない。団体標章の使用規則には、団体の目的および構成員について、構成員の要件、団体標章を使用することが認められる者および団体標章の所有者が団体標章の使用に対し行使する管理・監督権限、団体標章の承認等の使用条件、団体標章の使用に対し不服が申し立てられたときの手続き、その他商標登録官により求められる関連事項に係る規定を、定めなければならない。

団体標章の認可・登録手続きは、上述の商標に準ずる。

(5) その他の規定

上記に加え、団体標章については特に、次に掲げる定めが適用される。

- ① 商標法に基づき、団体標章は、誤認を招きまたは混同を生じるおそれがある場合には (特に、当該団体標章が、団体標章と見なされないおそれがある場合)、登録が認められない。団体標章と見なされないおそれがある場合には、団体標章であることが分かるような表示を入れるよう、商標登録官から求められる場合がある。
- ② 団体標章の使用規則を改正する場合には、改正した規則を所定の様式をもって商標登録官に提出し、その承認を受け、公告されなければ、当該規則は有効なものとならない。
- ③ 団体標章が取り消される場合には他に、団体標章の果たすべき機能とは異なる誤認を招きかねない形態で団体標章を使用する場合や、団体標章の所有者が、団体標章の使用規則を守らず、または守らせない場合等がある。

16. 証明商標

(1) 定義

商標法は、証明商標の登録は、商標登録官の権限によって判断されることを定めている。 証明商標の定義は、同法第2条1項e号において、「取引において商標を使用する商品また は役務について、生産地、原材料、商品の製造方法または役務の実施方法、品質、精度そ の他の特徴の点で、商標権者が認定する特徴を有するものと、商標法第9章に基づき当該 所有者の名義をもって、当該証明商標の所有者として、上記のような生産地、原材料、商 品の製造方法または役務の実施方法、品質、精度その他の特徴の点で、所有者が証明する特徴を有さず、登録することのできない商品または役務とを、識別することのできる商標」をいうと定められている。特に証明商標に適用される規定は、商標法第9章に規定されている。

(2) 登録用件

証明商標の定義から、標章が証明商標として認められるためには、一定の特徴を有するものと認定された商品または役務と、かかる特徴を有するものとして認定されていない商品または役務とを、識別することができなければならない。その他の登録要件は、インド商標法第9章において、次に掲げる通り定める。

- ① 証明された商品に係る事業に従事し、または証明されたような役務を提供している 者は、証明商標の所有者となることができない。
- ② 登録要件の審査においては、商標登録官は、商標法のそれ以外の規定(例えば、絶対的および相対的な拒絶理由に係る規定)に基づき、登録の是非を検討する。但し、絶対的な拒絶理由で、識別力の認められる特徴が見られず、または当該市場において慣用されているという理由は、証明商標の登録拒絶理由とすることができない。
- ② その他の登録要件は、登録対象の証明商標を使用する商品を証明した機関に、正当な証明権限があったかどうか、証明商標の使用規則案に不備はないか、当該証明商標を登録することが公共の利益にかなうと思われるか等である。
- ④ 証明商標は、これが証明商標であることが分かるような表示を入れるように、商標登録官から指示される場合がある。

証明商標の登録査定がされると、他の商標と同様に、商標公報に掲載され、これに対する異議を申し立てることができる。

(3) 存続期間

証明商標の存続期間は10年間で、その後は10年ごとに更新することができる。

(4) 証明商標の譲渡

証明商標は、事前に商標登録官の許可を得た場合に限り、譲渡することができる。

(5) 証明商標の取消

損害を被った当事者による申請によって、次に掲げるいずれかの事由を理由として、証明商標の登録取消し、または商標原簿の登録事項もしくは証明商標の使用規則の訂正が商標登録官によって認められる。

- ① 権利者が、証明商標を使用する商品または役務の全部または一部を証明する権限を 有さなくなった。
- ② 権利者が、遵守すべき規則の規定を遵守しなかった。
- ③ 証明商標を登録しておくことが、公共の利益に寄与しなくなった。または
- ④ 証明商標を登録したままにしておくと、公共の利益を守るために、証明商標の使用規則を改定する必要がある。

(6) 証明商標の登録手続き

証明商標の登録を出願するときには、特別に指定された様式により行う。願書の他に、 証明商標の使用規則案、および登録出願の正当性を申し述べた意見書を、商標登録官に提 出することが必要である。証明商標の認可および登録手続きは、上述の商標の手続きが準 用される。

17. 訂正/取消審判

何人も、商標原簿に登録された事項があるために、または過失もしくは故意により登録されていない事項があるために損害を被った場合には、訂正審判/取消審判を請求して、登録事項の取消しまたは変更命令を出すよう、商標登録官または知的財産審判委員会(IP AB)に申し立てることができる。登録異議申し立ての場合とは異なり、訂正審判は、「損害を被った」当事者のみが提起することができる。どのような者が「損害を被った者」と言えるのかについては、インド高等裁判所は、訂正審判/取消審判の場合とで異なると判示している。Hardie Trons Paint and Chemicals Ltd vs. Addisons Paint and Chemicals Ltd.事件判決においては、商標原簿の登録が不当であり、これを削除することが需要者の利益にかなうという理由で申し立てられた訂正審判/取消審判においては、「被害を被った者」に該当する者の解釈に当たっては、異議を唱える資格を認める際に緩やかな基準を用いるのが相当であろうことが判示された。但し、商標の不使用を理由とした、商標原簿の記載事項に係る訂正審判の場合には、審判を請求した者が、当該事項が原簿に記載されたままであれば、どのような損害を被ると思われるのかを、証明しなければならない。

商標法に基づき、商標登録官または審判委員会は、商標権者に不利益となる場合でも、商標原簿に登録された商標の訂正/取消を、所定の手続きを行った後に行うことがでる。このような手続きを行うことができるのは、登録が不当である場合に限られる。

(1) 訂正/取消の理由

訂正審判/取消審判を請求する理由には、次に掲げる事由等がある。

(2) 登録商標の不使用36

商標法第47条は、登録商標の訂正/取消事由として、商標の不使用を定めている。

商標の不使用を含む以下の2つの事情における場合には、商標原簿の登録事項につき、 訂正/取消が行われる。

- ① 1 つは、商標を使用する意思がないのに登録されており、かつ実際に、訂正審判/取消審判の請求前 3 カ月間に使用されていないことが証明された場合には、商標の登録は抹消される。
- ② もう1つは、訂正審判または取消審判の請求される3カ月前までに、商標が実際に登録されてから継続して5年以上の間、当該商標が使用されていなかったことを、証明することができる場合には、商標の登録は抹消される。

但し、上記2つ目の場合については、インドにおいて法令規則の定めに基づき当該商標

_

³⁶ 商標法第 47 条

の使用が制限される等、当該商標を使用する指定商品または役務の属する業界特有の事情があるために不使用となっており、故意に当該商標を放棄し、または指定商品もしくは役務に使用していないわけではないときには、商標の登録は抹消されない。登録商標の指定商品について、戦争のためにこれの輸入が制限され、また禁止され、または取引が実際に難しくなるほどの高関税が課された場合も、特別の事情とみなされる。

登録商標の不使用に係る申し立ては、当該商標の指定商品または役務の一部または全部について行うことができ、前者の場合には、当該商標が使用されていない商品または役務についてのみ、当該商標の登録が抹消される。なお、商標を使用する指定商品または役務と同一または類似の商品または役務に当該商標が使用されている場合には、かかる使用をもって、不使用を理由とする異議申し立てに対する抗弁とすることができる。

不使用を理由として商標の登録取消しを申し立てられた場合に、これに対して抗弁するには、誠実な使用を証明しなければならず、相当な規模をもって商業的利用したことを要さない。保税倉庫、外国大使館、国連機関等、限られた対象に商品を販売する場合には、誠実な使用と見なされている。継続的とはいえない使用も、訂正審判/取消審判における抗弁として認められている。

不使用を理由として訂正審判が請求された場合には、商標権者がこれに対する抗弁として、次に掲げる商標法の規定を援用することができる。

- ① 連合商標、または商標の同一性に著しく影響しない変更および修正が加えられた商標の使用は、審判機関の判断により、訂正が求められている商標が使用されていたものと同様にみなされる。37
- ② 商標の一部が全体とは別に登録されている場合には、当該一部の使用により、当該商標が使用されていたものとみなされる。38
- ③ インドから輸出される商品または役務に限って商標が使用されている場合には、当該商標がインドにおいて使用されているものとみなされる。39および
- ④ 登録商標の使用権者による商標の使用は、商標権者が商標を使用したものとみなされる。

(3) 商標に関する登録時の条件不遵守40

商標登録官が商標を登録するときには、商標の使用形態、商標を使用する指定商品の性質、特徴または品質、指定商品の生産地等、条件を付けることがある。かかる条件が遵守されていない場合には、商標の訂正が行われる。実例を挙げると、「Toofan Mail」という言葉を含む商標が、商標の空白部分には記述的事項のみを記載するという条件で、登録を受けていたのに、実際には空白部分に電車の図案を入れたものを商標として使用したた

³⁷ 第 55 条(1)

³⁸ 第 55 条(2)

³⁹ 第 56 条

⁴⁰ 第 57 条(1)

め、商標登録条件に違反した行為を行ったという理由で、当該商標の登録が抹消されたことがある。⁴¹

(4) 商標法第57条2項

この項では訂正審判/取消審判の請求理由として、次に掲げる事由を定めている。

- ① 過失または故意により登録されていない事項がある。
- ② 十分な理由がないのに登録された事項ー商標が商標原簿に登録された時に、混同を生じるおそれがあり、または商標に識別力が認められない等、インド商標法の定めに反して商標原簿に登録されたことを証明することができる場合には、十分な理由がないのに登録されたという理由で、商標の登録が抹消される。識別性に欠けるという理由で商標の登録に異議が申し立てられ、かつ商標原簿に登録された時に識別力が認められなかったことが証明された場合には、かかる申し立てに対し、訂正審判が請求された時に、当該商標に識別力が認められることを示す証拠の提出をもって、抗弁とすることができる。42
- ③ 登録が不当である 商標原簿に登録された商標が、商標法に定めるいずれかの規定に 違背するものであることが証明された場合には、商標の登録が抹消される。商標が、商標 権者の扱う指定商品または役務を示す機能を果たさなくなったときにも、これを理由として、商標の登録が抹消される。更に、商標が誤認を招くおそれがあるときにも、かかる理由をもって、本規定に基づき、商標の登録に異議が申し立てられる。但し、商標原簿に登録された時に誤認を招くおそれが存在していなかった場合には、その後そのようなおそれが発生したとしても、通常は、商標権者の行為が原因でかかる誤認のおそれが発生したのでない限り、当該商標の登録は抹消されない。43更新料を不納した場合にも、インド商標法に定める要件に違反したことになるので、商標原簿の登録が不当であるとみなされる。および
- ④ 登録事項に誤りまたは瑕疵があるー誤記または実体的事項に係る瑕疵のいずれも、登録事項の誤りとなる。

本項による申請を考慮するに当たって、審判廷は、公共の利益および商標原簿の正確な維持を第一に考えている。

(5) 商標登録官による職権による訂正

審判廷は職権をもって商標の訂正を行うことができ、必要な手続きを踏んだ上で訂正命令を出す。

(6) 訂正/取消の手続き

① 商標登録官による訂正の手続き

訂正の手続⁴⁴は、(登録に不服のある)請求人は所定の様式により、当該商標につきどのような利害を有するのか、請求の根拠、および求める措置を意見書 3 部添付して申請書

⁴¹ Lachmandas vs. Sant Ram 1982 PTC 352 (TMR)

⁴² 商標法第 31 条 2 項

⁴³ GE Tm(1973) RPC 297

⁴⁴ 編者注:商標法 57 条

を提出して、請求することができる。これに対し商標権者は、訂正審判請求書を受領後遅くとも 3 カ月が経過するまでに、答弁書を提出するものとする。その後の証拠、聴聞等の手続きは、登録異議申し立て手続きに準ずる。

商標登録官の判断により(職権をもって)、訂正手続きを開始する場合があり、このような場合には、商標権者、登録された使用権者、その他商標原簿において商標の権利・利益を有する者として登録された者に対し、訂正手続き通知が交付され、訂正する理由および訂正に係る聴聞期日が知らされる。訂正手続き通知を受けた当事者は、書面の提出をもって意見を申し述べ、または聴聞において口頭により意見陳述を行うことができる。商標原簿の訂正が商標登録官により決定された場合には、当該決定が書面により関係当事者に交付され、通知される。

② 知的財産審判委員会(IPAB) による訂正/取消手続き

IPAB は、独自の訂正手続きの請求書を有している。更に、IPAB による手続きでは、全ての書面による証拠は、宣誓供述書により、請求書と共に提出しなければならない。訂正審判請求書が提出されたら、2 カ月以内に(但し、この期限は延長することができる)、当該審判対象の商標権者は、答弁書、および書面による証拠を宣誓供述書として、提出することができる。商標権者の答弁書等が提出されたら、今度はこれに対する答弁を審判請求者が行い、続いて IPAB による審理が行われ、決定が下される。

18. 登録商標の譲渡/移転

商標権者は、商標を譲渡し、その対価に対する受取証書を交付する権利を有する。45商標の譲渡を受けた者は、当該商標の登録時に付けられた条件および制約付きで、またインド商標法第 12 条に基づき商標の競合が認められる場合には、これに係る制限の範囲内で、当該商標の権原および権利を得る。

登録商標は、これの登録時に指定した商品または役務の一部または全部について、当該商品または役務に係る営業と合わせてまたは分離して、これを譲渡することができる。46未登録商標も、営業と合わせてまたは分離して譲渡することができる。47登録商標でも未登録商標でも、営業と分離して譲渡する場合には、譲受人は譲渡後 6 カ月以内に(但し、この期限は、商標登録官の裁量で、最長更に 3 カ月間延長が認められる)、商標登録官に対し、当該譲渡公告の命令を請求することを要する。48

(1) インド商標法においては、商標の譲渡により、排他的権利が複数創設され、またはインドもしくはインド国内各地において排他的権利が創設される場合には、かかる譲渡を禁じる。49商標の譲渡により、当該商標を同一の商品または役務、商品または役務に係る同一の表示、および類似の商品もしくは役務または商品もしくは役務に係る類似の表示に使用する排他的権利が、複数の者に創設される場合には、かかる譲渡は禁じられる。但し、商標の譲渡によりかかる排他的権利が複数創設される場合であっても、これをインド以外の市場に輸出する以外の方法でインド国内において複数の者が行使することができないものである

⁴⁵ 商標法 37 条

⁴⁶ 同法第 38 条

⁴⁷ 同法第 39 条

⁴⁸ 同法第 42 条

⁴⁹ 同法第 40 条および 41 条

ときには、かかる譲渡は有効とみなされる。

(2) 同様に、商標の譲渡により、インドのある地域において販売され、または取引される商品の商標を使用する排他的権利がある権利者に発生する一方で、競合してインドの別の地域において当該商品と同一の商品または役務、商品または役務に係る当該商品の表示と関似する商品もしくは役務または商品もしくは役務に係る当該商品の表示と類似の表示に使用する同一または類似の商標を使用する排他的権利が別の権利者に発生する場合には、かかる譲渡は禁じられる。但し、かかる商標の使用権が行使されることにより、いかなる場合においても需要者の利益が損なわれることはないと、商標登録官により判断され、承認を得た上であれば、上記のような譲渡も認められることがある。

上記のような譲渡につき、商標登録官の承認が得られた場合には、それから 6 カ月以内に、当該譲渡の登録に必要な措置を講じなければならない。

連合商標の場合は、インド商標法の定めに基づき、必ず分離することなく一緒に譲渡しなければならない。⁵⁰

インド商標法第 45 条(1) 項に基づき、登録商標の譲渡を受けた者は、当該商標権者の承継人として、登録しておかなければならない。出願中の商標の譲渡については、明文による定めはないが、この場合においても、登録しておくのが最善の措置と言える。但し、譲渡の有効性につき当事者間で争いがある場合には、当該当事者の権利につき、管轄裁判所の判断が出されるまで、譲渡に係る権利の登録が、商標登録官により拒否される。

インド商標法第 45 条(2)項に基づき、譲渡証書は、裁判においては、登録商標の権原を証明する証拠として認められない。この第 45 条の定めは、判例において繰り返し出されていた判断を、明文をもって定めたものである。51特に顕著な判例は、デリー高等裁判所およびチェンナイ高等裁判所において出されたもので、登録商標の譲渡を受けた者が、譲受人として商標原簿に登録されていないことを理由に、訴えの却下も、暫定的な救済措置も否認された。

しかしながら、チェンナイ高等裁判所の裁判官がにおいて出された判決では、商標原簿に登録されていない商標の譲渡に係る証書がある場合であっても、これは譲渡に係る権原の証拠として、裁判において認められないと判示したが、この判決は、同裁判所の二人で構成する裁判体がとった見解に反するという理由で、批判に値する。実際、当該判決においては、譲渡証書の証拠能力について出されてきた他の判例を検討することも、譲渡証書の証拠能力を認める立場を取る判例を検討し、当該判例と異なる判断を下した理由を明らかにもしていない。

⁵⁰ インド商標法第44条

^{51 (}判例) Charak Pharma Pvt. Limited vs. Prashi Pharma Private Limited, (2004, Del HC, Mukundam Sharma, J)および M/s Modi Threads Limited vs. Som Soot Gola Factory, (1992, Del HC, P K Bahri J)および T Mahommed Zumoon vs. Fathimunnissa Bibija, Air 1960 Madras 80 および M/s Hindustand Lever Limited vs. Bombay Soda Factory, AIR 1964 Mys 173

最善の対応策として、商標の譲渡につき、できる限り早くこれを登録するために必要な 措置を講じておくのが賢明である。

19. 登録商標の使用許諾

現行のインド商標法には、商標の使用許諾について細かい規定が置かれている。同法においては、「(商標の)許諾された使用」とは、商標の使用権者として登録された者、または登録された商標権者もしくは使用権者以外の者であっても、商標権者の同意を得て書面による契約書に基づき商標を使用する者が、商標を使用することをいうと定める。従って、使用権が付与されているのに使用権者の登録が行われていなくても、書面による契約に基づき商標の許諾された使用が行われており、かつ取引において当該商標との関連性が認められる場合には、当該商標を商標権者がインドにおいて使用していないという理由で商標登録取消審判が請求されても、上記の通り許諾された使用が行われていることを抗弁として、商標権者の利益を守ることができる。

ただ、商標権者との間で締結した使用許諾契約を商標登録官に登録してもらっておいた 方がよいのは、登録された権利者は、当該契約において別段の定めに同意していない限り、 自己の名義で商標権侵害の訴えを提起することができるからである。

(1) 使用権者の登録手続き

登録商標の使用許諾契約に基づく使用権は、商標登録官により登録される。インド商標規則においては、使用権者の登録請求は、商標使用許諾契約を締結後 6 カ月以内に行わなければならないと定める。登録商標の使用許諾契約を登録するときには、商標権者および使用権者が一緒に、所定の様式をもって、これに当該契約書またはその認証謄本および次に掲げる事項を確認した(商標権者の)宣誓供述書を添えて、登録を申請しなければならない。

- ① 当該契約に定める商標権者および使用権者の関係
- ② 商標の使用につき、商標権者がどの程度の監督権限を行使するか
- ③ 専用使用権か通常使用権か
- ④ 指定商品または役務
- ⑤ 指定商品または役務に係る条件または制限事項
- ⑥ 許諾された使用期間は、定期か無期限か

その他に求められる書類または証拠として、当該使用許諾契約に記載された書類または 書簡等がある。またインド商標規則においては、商標使用許諾契約をもって、ロイヤル ティの支払条件、使用権の消滅事由、および商標の使用が許諾された使用に当たることを、 明文の規定により定めるよう義務付ける。

上記の要件をすべて満たしていると判断された場合には、商標登録官により、使用権者の登録が行われ、当該登録が行われたことが、当該商標の他の登録使用権者にも通知される。

またインド商標法においては、使用許諾契約、およびその他当該契約の登録につき提出された書類または証拠について、登録の請求者から要求があれば、商標登録官はこれを秘密情報と見なしてその秘密を厳守し、当該商標の使用される商品等の市場の競合相手に対し明らかにしてはならないと定める。

使用権者の登録変更または取消しは、商標登録官により行われる。

20. 商標に関するベストプラクティス

(1) インドにおいては、商標登録を行っておくことである。商標登録することにより、商標権者は、当該商標を使用し、商標権の侵害があった場合には救済を受けられる独占的な権利を得られるからである。

(2) 商標を使用する場合

- ① 商標は、普通名称化することのないように、商品または役務の名称や表示としてではなく商品および役務の出所を特定する商標として需要者に認識されるような形態で、使用すること。
- ② 上記のように使用するには、商標のすぐそばに、商標を示す記号として™や®を付す 方法がある。
- ③ 他には、どれが商標かを需要者がすぐに識別し特定することができるように、製品の一般名称を包装に明記する方法もある。
- ④ 商品または役務、広告宣伝等において、同一の方法・形態で商標を使用すること。 商標登録を行った場合には、当該商標の使用も、当該登録商標に一致したものでなければならない。
- (3) 商標の模倣または商標権侵害があった場合
- ① 商標権者は、当該商標のあらゆる侵害者に対し、第三者が権利を取得して当該商標権が損なわれることのないよう、必ず対抗措置を講じるように努めなければならない。商標が商標権者以外の者により商標権者の指定した商品とは異なる商品に使用された場合には、これにより、当該商標の価値が損なわれ、識別力が失われることがある。
- ② 上記の場合には、ただ対抗措置を講じるのではなく、これを迅速に講じなければならない。
- ③ 明らかな商標権の侵害または模倣行為が行われた場合には当たらなくても、法的手続きに訴える前に、法的に意味のある警告通知(legal notice)52を交付しておくとよい。法的手続きに訴えられるおそれがあると分かれば、警告に応じて、当該商標権を侵害している商標の使用を止めるケースが多いからである。
- ④ 上記の警告通知を交付したが、警告に応じず、または警告を無視してきた場合には必ず、直ちに法的手続きを提起しなければならない。法的手続きを取らなければ、懈怠または権利不行使とみなされるおそれがある。

⁵²編者注:侵害の停止を要求する文書のこと。

第1章 知的財産権の取得

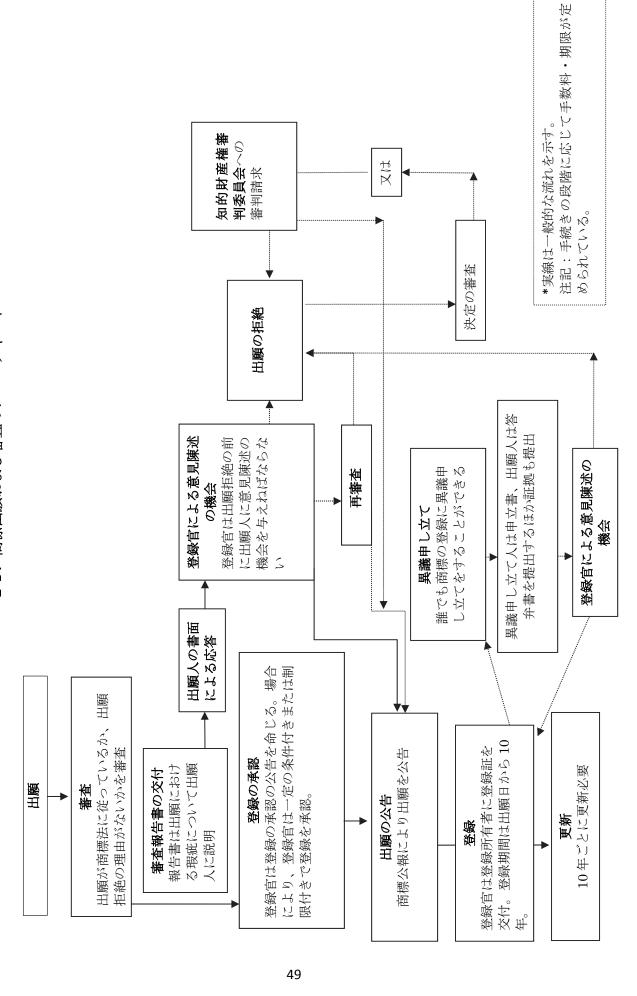
- ⑤ 法的手続きを提起した場合には、当該手続きにおいて正確な事実を申し立て、証拠により立証するために必要なときには必ず、また必ずしも必要ではなくてもできる限り、侵害された商標権につき訴えた侵害者およびその事業活動の性質・範囲について、調査を行っておくこと。
- ⑥ 商標権者は、商標権に係る明らかな模倣行為が横行し、数多くの権利侵害者の存在が認められる場合には、刑事手続に訴えることも考えられる。模倣行為が特定の地域において(1つとは限らない)横行しており、しかも多数の権利侵害者が存在する場合には、最も悪質な侵害者を特定し、これを見せしめとして行動をとる方がよいであろう。
- (4) 商標権者は、商標公報の掲載を見て、同一のまたは紛らわしい商標が使用されているということを知ることが多い。かかる商標については、公報掲載後3カ月以内に異議を申し立てる必要があるが、それと同時に、不正に当該商標の登録を出願した者に対し、当該商標の使用、および商標権者の権利に抵触する権利の取得を差し止める法的手続きを、裁判所に提起するという措置も考えられる。なお、異議申し立て手続きにおいて主張が認められたとしても、商標権を侵害している商標の登録が認められないに過ぎず、異議を申し立てた商標の使用自体を止めさせるには、裁判所に訴訟を提起するしかない。

(5) 譲渡があった場合

譲渡の事実、商標権者の氏名および住所の変更登録商標につき商標権または商標権者の 氏名もしくは住所等の変更があった場合には、必ずできる限り早く当該変更を登録し、常 に最新かつ正確な情報を商標原簿に登録しておくようにしなければならない。

(6) 警告通知の公表~商標の不正使用が横行し広がった場合には、インド全域に頒布されている主要紙に警告通知を掲載し、業界および一般の人々に警告を発し、商標権の侵害を止めさせるという措置を取った方がよい。

21. 商標出願および審査のフローチャート



第1章 知的財産権の取得

上記の商標登録のフローに説明を加えるとおおよそ次の通りである。

- (1) 出願人が適切なフォームを用いて出願する商標の所有者であることを主張して出願を行う。
- (2) 商標登録局は出願がなされると出願番号をとともに確認の受領証を発行する。
- (3) その後 1、2 週間のうちに商標登録局は当該出願に割り当てた正式な出願番号と 出願日を記載した当該商標を表示する書面を発行する。
- (4) しかしながら、今のところ商標登録局はデジタル処理のアカウントのものについては、この書面を発行せず、オンライン・データベースに入れてアップロードしている。
- (5) 図形商標は商標登録局のウイーン図形コード化課に送り、形状の要素に関してコード化を行う。

(6) 審査

審査報告書が 2、3 カ月以内に出され、出願人は正式な異議に対して 1 カ月の応答時間が与えられる。応答時間はその延長ついて適切な申請をすることでさらに 2、3 カ月の期間が商標登録官の裁量で延長できることとなる。

(7) 審理

当該出願の審理は口頭でするとの指定がなされることがある。審理が認められると、当該出願は第三者による異議申立てのために商標公報(Trade Mark Journal)で公告される。

(8) 異議申立

異議申立期間は商標公報で公告した日から 4 カ月53である。異議申し立てがない場合は、当該商標は登録され、登録証が当該商標の所有者に対して発行される。

(9) 更新

インド商標法の下では、商標の登録期間は 10 年である。その後、当該商標は、1 0 年後毎に更新できる。更新登録の出願は当該商標登録の期限終了の 6 カ月前からすることができる。更新期限を過ぎてしまった場合は、遅延手数料を支払うことで最長 6 カ月間は更新が認められる。この 6 カ月間が経過し、1 年以内であれば回復の請求をすることで、更新が認められることと

⁵³ 編者注:商標規則 47(1)で3カ月プラス1カ月の延長が認められている。

第3節 特許

1. 沿革、現行法制、条約

特許に係る規定は、インド特許法(1970年制定)(以下「特許法」)および特許規則(2003年制定)(以下「特許規則」)により規定されている。インドは、TRIPS協定、パリ条約、PCTおよびブダペスト条約の加盟国である。上記条約の規定を実施するために、特許法は随時改正されてきた。2004年12月26日に、2004年特許法改正法令が公布された。1同改正においては、TRIPS協定に基づくインドの義務を履行するために、2005年1月1日から物質特許を導入する等の規定が新設された。なお、同改正法令は、2005年1月1日をもって施行された2。その後、上記改正法令は、2005年の特許法(改正)により廃止され、その改正特許法は2005年1月1日にさかのぼって効力を発するものとされた。上記改正法令に従い、最初に2005年特許規則(改正)、次いで2006年特許規則(改正)として、特許規則も改正された。

2005 年改正の主な結果は、化学工程によって調製または製造された食物、医薬品または薬剤、並びに物質として使用可能であるか、または使用されることを意図する物質についての物質特許についてのそれまでの法的な排除を削除し、その結果、法律を、対応するTRIPS の要件に合致するようにしたことである。

同様に、ブダペスト条約の要件は、ブダペスト条約に基づき、国際寄託機関に対し、公衆が入手することのできない生物材料の寄託を求めることにより実施された。上記材料の寄託は、インドでは対応する特許出願より遅くなされてはならず、その材料に対する言及が明細書中でなされていなければならない。上記材料を正確に識別し、または表示する材料の全てについて入手可能な特徴(名称、寄託機関の住所および寄託機関における日付および寄託番号を含む)が、明細書中に開示されていなければならない。また、出願人は上記生物材料の出所および地理的原産地を明細書中に開示しなければならない。 発明に使用する上記生物材料の出所または地理的原産地を開示しなかった場合、許可の前後の異議申立および特許取消の理由になる。

インド特許法が実用新案システムについて規定していないことに留意されたい。商工省の産業振興政策局(DIPP)は、インドで実用新案の保護を導入し、範囲および可能なフレームワークへ「実用新案」を認識する法律の必要性に至るまでの一連の問題に関するコメントを募集する可能性について、2011年に討議文書を作成した。3日本貿易振興機構(JETRO)を経由して日本の企業のコメントを含む様々な出所からいくつかのコメントが寄せられたが、具体的な手順はインドでの実用新案を実施するためには採用されておらず、我々には、近い将来に同じことを行う計画は現在もない。

¹「命令」はインド大統領に承認された法律証書である。「法律」とは異なり、命令は、第一に 両院の承認なしで公布され、公布から 6 カ月間有効に存続し、上記法律文書はその期間内に両 院からの承認を得ることを必要とする。いったん承認が得られれば、「法律」になる。しかし、 承認を得られない場合、命令は廃止され、法秩序は命令公布前の状態に戻る。

 $^{^2}$ TRIPS 準拠のための 2005 年 1 月 1 日の期限を満たすために、適切な修正が両院に承認されなかったのでインド政府は、確実に TRIPS の義務を遵守することを目的とし、2004 年に特許(改正)法を公布した。

³ http://www.ipindia.nic.in/pr/patent/manual/main%20link.htm

2. 特許局

特許局は、特許権を付与する制定法上の行政機関であり、特許権付与の権限を有する者が特許局の審査管理官である。特許局には、意匠登録の審査権限を有する意匠の審査管理官もいる。

特許局の本部はコルカタにあり、支局はデリー、ムンバイおよびチェンナイの 3 カ所にある。2006年に特許規則が改正されるまでは、特定の業務はコルカタの本部でのみ処理されていたが、現在では、支部において本部と同じように処理されている。

特許局の現在の仕事量を考慮すると、通常は、出願から特許付与の命令まで $3\sim5$ 年を要するであろう。

特許局の実務および手続きについてのマニュアル4は、インドにおける効果的な手続きの遂行のための実用的な指針と考えられている。しかし、それは規則の制定を構成するものではないため、法的な効力を有するものではない。このマニュアルは、インドの特許局が慣習および手続きを受けて成文化する意図で編集されており、弁護士およびインドの特許制度の他の使用者のための手続き的な指針として役立つように意図されている。

3. 知的財産審判委員会(IPAB)

審判委員会は、審査管理官の決定に不服を有する者が異議を申し立てる機関として法律により規定されている。

審査管理官の決定から IPAB に対する全ての審判は、決定、命令または指示の日から 3 カ月以内に、場合によっては規定した料金を支払い、IPAB が許可した追加の期間内にしなければならない。

IPAB は、以下の事項について、審査管理官または中央政府の決定に対して審判の管轄権を有している。

- ・特許法の規定に適合していない請求の拒絶
- ・分割出願に関する命令
- ・出願の日付に関する命令
- ・新規性欠如に関する決定
- ・他の既存の特許出願における請求項の実施によって生じる潜在的な侵害についての決定 および事

例(相互参照を行うことによる)5

- ・出願人の変更に関する決定
- ・特許の補正/取消の決定

⁴ http://www.ipindia.nic.in/ipr/patent/manual/main%20link.htm 参照

⁵ 発明が他の特許の請求項を侵害する可能性が高いと長官に判断された場合にのみ適用される。 特許侵害に関する司法権は地方裁判所にあり、特許の取り消しについての反訴がなされる場合、 反訴とともに訴訟は高等裁判所に移される。

- ・ 発明者の氏名に関する決定
- ・特許の共有者になされた決定
- ・追加特許に関する決定
- ・出願および明細書の補正に関する決定
- ・消滅した特許の回復に関する決定
- ・特許の放棄に関する決定
- ・公共の利益における特許の取消
- ・特許の譲渡の登録
- ・誤記の訂正
- ・特許の強制実施権に関する決定
- ・実施されていない特許の取消に関する決定

(1) 例外

2003 年の IPAB (手続き) 規則は、特許が公共の利益に反するかまたは原子力に関する場合には、防衛 (秘密指令を含む) に関する発明および取消について、インドの中央政府により承認された命令を IPAB の管轄権の範囲から除外している。

特許法による期間延長許可の審査管理官命令も、不服申立の対象とはならない。

IPAB(知的財産審判委員会) は、審査管理官の命令または決定に対する審判から生じる 手続きに権限を行使し、判決を下す唯一の機関である。IPAB は、特許の取消および登録 の訂正に関する事項についての専属管轄権をも有する。

IPAB は、手続きの処理に関する特許法に合致する規則を制定する権限をも有する。

4. 特許出願代理人

特許出願は、出願人自身により、またはインドの特許出願代理人を通して出願し、その後の手続きを遂行することができる。6

特許出願代理人は以下の権限を有する。

- (1) 審査管理官に対して法律業務を追行。
- (2) この法律の下で、審査管理官に対する全ての手続きに関して規定される全ての 書類を作成し、全ての業務を処理し、その他の職務を遂行すること。

⁶ 特許出願代理人の氏名住所は下記のウェブサイトより入手可能。 http://ipindiaservices.gov.in/Agentregister/agenttest.aspx

この法律の下で、審査管理官に対する全ての出願および連絡は、関係者による利益に おいて権限を与えられた特許出願代理人によって署名され得る。

特許出願代理人としての登録を申請するためには、21 歳以上のインドの国民でなければならず、公認されているインドの大学の科学課または工学課の学士号を有しているか、中央政府が指定するその他の同等の資格を有していなければならない。

更に、特許出願代理人として登録されるためには、その目的のために特許意匠商標総局長官が実施する資格認定試験に合格しなければならないか、または、少なくとも 10 年間、審査官か、登録管理官の職務を経験していなければならない。(登録の申請時にこのような地位のいずれにもついていてはいけない。)

しかし、最近になって、2013 年 3 月 15 日に、マドラス高等裁判所は、2005 年の改正 特許法の第 67 条(a)の挿入により、1970 年制定の特許法第 126 条に改正条項を導入するこ とを、違法、違憲で、権限を越えており、無効であると宣言した。7この改正は、公認され ているインドの大学の科学課または工学課の学士号を有しているか、中央政府が指定する その他の同等の資格を有するという条件で、弁護士が資格認定試験を受験しなくとも特許 出願代理人として登録することを許容するという規定を削除していた。

この決定は控訴されていないようで、3 カ月が経過したので、それに対するあらゆる控訴は時効になる。従って、公認されているインドの大学の科学課または工学課の学士号を有しているか、中央政府が指定するその他の同等の資格を有する弁護士は誰でも、資格認定試験に合格する必要なしに特許出願代理人として登録する資格がある。これは、当然に資格認定試験に合格している適格者の権利を害するものではない。

インドにおいては、特許出願は必ずしも特許出願代理人によって出願する必要はなく、 発明者または出願人により直接出願することができる。

特許出願は、特許局の本局および支局に提出することができる。特許局の適切な部署は、 特許局の本部、または、出願人または最初に記載された共同出願人が通常に居住し、若し くは住所を有し、若しくは事業所を有し、または実際に発明がなされた場所がある地域内 の特許局の支部である。インドに居住せず、事業所を有しない特許出願人または手続きの 当事者については、出願人または当事者によるインドにおける送達のための住所を管轄す る本局もしくは支局に出願する。

5. 特許の対象

特許法においては、「発明」とは、進歩性および産業利用可能性を含む新規の物の発明または方法の発明と定義されている。「進歩性」とは、当該発明の分野に精通した者にとって自明ではないような特徴が当該発明に見られることをいうとされる。特許性のある発明として認められるためには、新規性、非自明性、進歩性、および有用性の認められるものであることを要する。

発明の新規性が認められるためには、以下の要件を満たしていなければならない。

^{7 (}判例)SP Chockalingam 対長官(Writ Petition 8472 of 2006、マドラス高等裁判所)

- (1) 1912 年 1 月 1 日以降にインドにおいて出願された特許について、当該発明の優先日よりも前に提出された明細書において、当該発明が公開されていないこと。
- (2) インドまたは世界中の国において、当該発明の優先日までに、当該発明が公開されていないこと。
- (3) 優先日までに、インドにおける公知でなく、公用でもないこと。
- (4) 優先日以降に公開されたインド出願の請求項に記載されていないこと。ただし、優先権に対し先の優先権を主張していること。PCT 国際出願がインドを指定国としている場合には、このような出願は、この法律における特許出願として扱われる。従って、出願人の発明の主題が請求項に記載され、より早い優先日を有する、インドを指定国とする国際出願が後に公開された場合であっても(最終的にはインドに出願された)、出願人の発明の新規性は認められない。

以下の行為のいずれかによっては新規性は喪失しない。

- (1) 発明の価値に関して調査するための、政府または政府により権限を付与された 者への事前の連絡、調査を目的とした、その連絡の結果として調査を実施するため の措置。
- (2) 妥当と考えられる試験のみを目的として、特許権者もしくは出願人が、またはかかるの同意を得て、出願対象の発明を公然と実施した場合。但し、かかる公然の実施が合理的に必要なものであり、当該実施後 1 年以内に特許を出願しなければならない。
- (3) 出願対象の発明が、発明者の同意を得た上で、公的に認められた展示会において発表され、展示された結果当該発明が公開・実施され、または発明者が学会において当該発明の論文を発表し、もしくは発明者の同意を得た上で学会誌に掲載された場合。但し、かかる場合には必ず、展示会における発表、論文の発表、または学会誌への掲載から12カ月以内に、特許を出願していなければならない。
- (4) 発明者から当該発明について記載された出版物を入手した第三者が、特許の出願または優先日よりも前に、発明者の同意を得ることなく、当該発明を公開した場合。但し、かかる第三者による公開について、発明者がこれを知ったときには、合理的に可能な限りできるだけ速やかに、特許を出願しなければならない。

インド特許法では特許要件の新規性について世界公知公用の基準を用いているのか条文上必ずしも明確ではない。これには、先行技術(anticipation)に関連する諸規定はこれまで広汎に司法の審理を受けてこなかったということがある。また、特許法ではこれについて例外の形で規定が書かれているということもある。特許法 34 条はこれらの例外のみが先行技術に該当しないと考えられるとしている。これは、法 29 条から 32 条までの規定で想定されていないその他のすべての行為あるいは事態は、その限りにおいては先行技術となると考えられるのであるから、先行技術となると考えざるを得ないことを意味する。合理的な理由のある試験は、1年間インドで公に用いられたとしても、法 32 条に規定する例外となる。その他のすべての状況の下では、公用はそれがインド以外でされたとしても先行技術であると考えられうる。このことは、インド以外での使用がやはり遠方であるという理由に対する司法解釈が必要だということになる。しかしながら、当分の間はいずれ

第1章 知的財産権の取得

の場所におけるどのような使用も法 32 条が規定する先行技術に該当しない限り先行技術であると言うほうがより無難であるといえよう。

特許の対象が新規性、進歩性および有用性という一般要件を満たしていても、次に掲げるものには、特許性が認められない。

- (1) つまらない、または十分に確立した自然法則に明らかに反するような発明。
- (2) 発明の主な実施方法、意図した実施方法もしくは商業利用が、公序良俗に反し、 もしくは人間・動植物の生命・健康もしくは環境に重大な悪影響を及ぼす発明。
- (3) 単なる科学的法則の発見、または抽象的な理論の考案、または自然界に存在する生物もしくは物質の発見。
- (4) 既知の物質の既知の効能を向上させないような当該物質の新たな形態の単なる発見、または既知の物質の単なる特性もしくは実施方法の発見、または既知の手法もしくは機械器具の単なる特性もしくは使用方法の発見。但し、既知の手法に係る場合は、当該手法により新規産物がもたらされ、または少なくとも 1 種類以上の新規反応物を利用するときには、特許性が認められうる。

例えば、既知の物質の塩、エステル、エーテル、多形、代謝産物、純粋な形態、 粒径、異性体、異性体の混合物、複合体、併用および他の誘導体は、その効能に係 る特性が著しく異ならない限り、同一の物質とみなされる。

- (5) 単なる混合により、混合成分の特性が合わさって得られたに過ぎない物質、またはかかる物質を作り出す方法。
- (6) 個々に動く既知の機器を複数集めて、既知の方法で並べ、並べ換えまたは再現 したに過ぎないもの。
- (7) 農業または園芸に係る方法。
- (8) 病気にかからないようにするための人間のための医薬、外科手術、医療、予防診断、治療その他の方法、または病気にかからないようにし、経済的価値を高めるための動物のための上記に類似する治療法等、または上記方法により産生される産物の経済的価値を高めるための上記方法。
- (9) 植物および動物(全部か一部かを問わない)。但し、微生物を除く。なお、種子、変種および種は、動植物を繁殖させる本質的な生物学的方法とされる。
- (10) 数学的方法、またはビジネス方法、またはコンピュータプログラムそのもの、またはアルゴリズム。インドでは政府に対する定期的な説明およびコンピュータプログラムの特許性に関する議論があったものの、政府はこの法定の除外を削除するという意向を正式に表明していない。最近、審査管理官は、パブリックコメントを募集し、コンピュータ関連発明のガイドラインの草案を発表した。
- (11) 文学作品、戯曲作品、音楽作品、美術作品、またはその他芸術的な創造物(映画作品およびテレビ番組を含む)。

- (12) 精神的な活動の体系、法則もしくは態様、またはゲームの遊び方。
- (13) 情報の提示。
- (14) 集積回路の配置。
- (15) 古来伝承されてきた発明、または伝承されてきた成分の、既知の特性を集めも しくは再現したに過ぎない発明。
- (16) 原子力に関する発明。

Novartis AG 対インド連邦の最近の画期的な判決で、高等裁判所は、医薬物質/化学物質の具体的な文脈において表現されている特許法第 3条(d)を解釈した。上記 4 で示しているように、特許法第 3条(d)物質の効能を向上させないような、既知の物質の新たな形態の単なる発見を、特許性のある対象から排除している。さらに、上記規定は、第 3条(d)の除外に含まれる誘導体の典型的なリスト(塩、エステル、エーテル、多形、代謝産物、純粋な形態、粒径、異性体、異性体の混合物、複合体、併用および他の誘導体を含む)を定めている。

裁判所は、「効能」という用語の意味を審理し、効能試験が、検討中の製品の機能、有用性および目的に依存すると判示した。したがって、疾患を治療することを意図して開発された製品について、裁判所は、効能試験は、必ず「治療効果」を伴わなければならない(製造効果に対して)と判決した。しかし、高等裁判所は、第3条(d)は、化学または医薬物質を含む、全ての斬新的な発明の保護を除外していないーその結果、既知の物質の新たな形態は、治療効果を向上させるという要件を満たすことを条件に特許性を有することが再び強調された。

既知の物質の新たな形態についてインドで保護を求める技術革新を進める製薬会社にとって差し迫って重要なことは、治療効果(非治療効果に対して)を確立することに集中的に取り組むことの必要性である。特許出願明細書を作成し、又はそれに続く手続きの際(臨床データおよび専門家の証言に依存することによることを含む)の治療効果を強調するための集中的なアプローチは、技術革新的な会社に特許法第3条(d)に示される特許性に対して限界となる障害を克服することを引き続き認めることになるかもしれない。

Yahoo Inc.対特許および意匠局審査管理官補佐8の争訟では、知的財産審判委員会 (IPAB) は、純粋なビジネス方法は、インド特許法第 3 条(k)により、インドでは特許性がないと判示した。特許法第 3 条(k)により、数学的方法、ビジネス方法またはコンピュータプログラム自体またはアルゴリズムには特許性が認められてない。

IPABは、英国(英国特許法第2節)、欧州特許条約の第52条(2)および米国特許法第101条を含む、他の法域におけるビジネス方法に関する法律を考慮した。これらの司法権の立場を考慮した後、IPABは、インドでは外国の法域とは対照的に、法律は、ビジネス方法特許を排除するという明らかな法規定の用語を用い、ビジネス方法を明確に排除するとの結論を下した。更に、IPABは、ビジネスを実施する方法においては、既存の技術によ

⁸ http://www.ipab.tn.nic.in/222-2011.htm 参照

第1章 知的財産権の取得

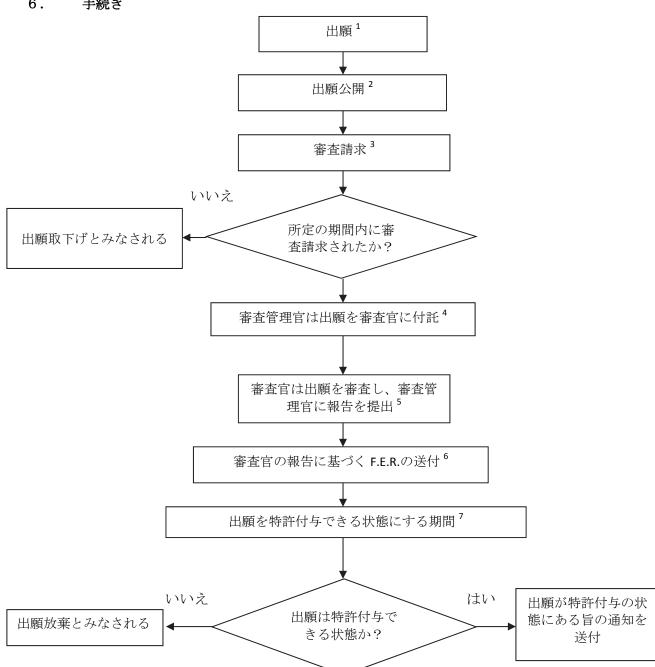
り権利主張された技術的進歩のみで改善され、したがって第3条k号により排除されたと示すことにより、検討中の特許出願を拒絶した。

また、考慮中の発明が、数学的方法自体であったので、技術的進歩があった場合でも、主題は第3条k号により排除され、特許を取得することができないとする、Electronic Na vigation Research Institute vs. Controller General of Patents & Design and others⁹における IPABによる最近の審決がこれに追随した。

また、発明がコンピュータプログラムであるとして第 3 条 k 号により特許性がないと判示した、審査審理官による決定もいくつかある。しかし、請求項それ自身がコンピュータプログラムであると解されるには、請求項がコンピュータプログラム自体に向けられていることを要するのかどうか、または発明の特徴的もしくは決定的な側面かどうか、すなわち、請求項により確認されるような技術への貢献がコンピュータプログラムであってはならないかどうかが明らかでない。

⁹ http://www.ipab.tn.nic.in/145-2013htm 参照





- 条約出願の場合は優先日から 12 カ月以内、PCT 出願の場合は優先日から 31 カ月以内 1.
- 2. 出願日または優先日(いずれか先の日)から18カ月の期間満了後1カ月以内
- 3. 最先の優先日から 48 カ月以内
- 出願公開日または審査請求日のいずれか後の日から1カ月以内 4.
- 長官が付託した日から [通常] 1カ月以内、但し、3カ月を超えてはならない。 5.
- 通常は出願公開日または審査請求日のいずれか後の日から6カ月以内 6. F.E.R とは First Examination Report (最初の審査報告) である。
- F.E.R.の発出日から 12 カ月 7.

(1) 出願手続きおよび追行

インドにおいて特許を出願する場合には、必ず明細書等および図面を(その他に、請求項がある場合には請求項も併せて)提出し、出願人の氏名および住所、発明者の詳細、ならびに優先権に係る事項を明らかにしなければならない。国際出願を行う場合には、国内段階に入った場合、つまり各締約国(例えばインド)における審査を受けるときに、PCT(特許協力条約)において公開した書類の写しも提出することができる。なお、法に定める期限内であれば、適切な手続きを経て、上記以外のあらゆる書類を提出し、必要事項を明らかにすることができる。

出願の際に優先権の主張をする場合には、優先権を証明する証書の提出を求められることがある。優先権の根拠となる第一国出願が英語以外の言語により行われているときには、当該出願において提出された書類を英語に翻訳し、認証を受けたものも併せて提出するよう求められる。国際出願において、各締約国における審査の段階では、優先権を証明する証書を、優先日(優先権主張の基礎となる第一国出願を行った日)から 31 カ月以内に、提出しなければならない。但し、PCT規則第 17.1条(a)項または(b)項に基づき、優先権を証明する証書を、既に(世界知的所有権機関)国際事務局に提出している場合には、所定の様式 PCT/IB/304 を提出するだけで足りる。上記前段および後段のいずれの要件も満たしていない場合には、優先権を証明する証書および/またはこれを英語に翻訳したものを提出するよう、インド特許局から求められることがあり、その場合には、3 カ月以内に必要な書類を提出しなければならない。通常インド特許局から第一次審査通知が送られて来て、かかる書類の提出が求められる。

パリ条約の同盟国等への締約国出願の場合には、優先権を証明する書類は(場合によっては、これを英語に翻訳し、認証を受けたものも併せて)、審査管理官から求められたときに提出すればよい。この場合も、通常第一次審査通知が送付されて来て、必要書類の提出が求められる。提出期限は、通知書が送られて来てから3カ月以内である。

優先権を証明する証書を提出しない場合には、インド特許局に優先権の主張を認めてもらえないことがある。

特許出願は、単独でまたは他の者と共同して行うことができる。発明の特許を出願することができるのは、当該発明を最初に発明した発明者本人、当該発明者から特許を受ける権利の譲渡を受けた承継人、または特許出願の権利を有したまま死亡した者の法律上の代表者である。法人も、承継人として、特許を出願することができる。特許を出願する権利、特許権者あるいは特許権者の承継人として登録される権利、もしくはインド特許法に基づき認められた特許の実施権を求めもしくは保有する権利は、特許の付与および特許権の保護につき自国民に準じた権利をインド国民に認めない国の国民に対しては、認められない。

① 出願書類

特許出願は、所定の様式により行う。特許を受ける権利の譲渡を受けて、特許を出願する場合には、特許を出願してから 6 カ月以内に、出願する権利を証明する証拠を提出しなければならない。出願書類には、出願人が当該発明を保有することを明記しなければならない。出願人と発明者とが異なる場合には、出願書類に、当該発明をまぎれもなく最初に発明した発明者の氏名を明記し、申告しなければならない。

出願書類には、明細書等および当該出願のパリ条約等の締約国への出願に係る保証書を、 添付しなければならない。同一または同一と見なせる発明につき、インド以外の国におい ても、単独でまたは他の者と共同して、特許を出願した場合には、当該パリ条約等の締約 国への出願について、その出願から 6 カ月以内に、審査管理官に届け出なければならない。かかる届出に際しては、当該パリ条約等の締約国への出願の詳細に係る書類を、審査管理官に提出しなければならない。なお、出願人は、特許査定または拒絶査定が出されるまでは、同一または同一と見なせる発明につき、インド以外の国においてパリ条約等の締約国への出願をした場合には、その出願から 6 カ月以内に、当該パリ条約等の締約国への出願の詳細について、書面で届け出ることを約束する保証書を、所定の様式をもって、提出しておかなければならない。また、特許査定または拒絶査定が出されるまでの間であれば、その時期を問わず、インド以外の国における出願手続の進捗状況につき、報告するよう審査管理官から命じられることがある。その場合には、当該命令から 6 カ月以内に、必要事項を報告しなければならない。

② 仮明細書および完全明細書

特許を出願するときには、必ず仮明細書または完全明細書を添付しなければならない。

仮明細書は、これをインド特許局に提出することにより、完全明細書の厳しい提出要件 を満たさなくても、先行技術が判明した場合、および当該提出日以降にインド国内および 国外において特許出願する場合に、援用することのできる優先日を、当該仮明細書の提出 日とすることができる。

仮明細書には、発明および当該発明の主要事項がよく分かるような表題を記載すれば足りる。また、図面を添付することができる。但し、仮明細書に係る図面を提出せず、または図面が提出されていても、当該図面では足りないと見なされた場合には、仮明細書について図面を提出し、または不足を補う図面を提出するよう、審査管理官から求められることがある。仮明細書に請求項を記載するかどうかは、出願人の任意である。

一方、完全明細書の提出要件は、極めて厳しいものである。完全明細書の提出に当たっては、必ず次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- i. 発明、当該発明の運用または使用、および当該発明の実施方法について、具体的かつ漏れなく記載すること。
- ii. 出願人の知る限りにおいて、当該発明の実施方法として最善の方法であり、かつ出願人が特許による保護を求める方法について、記載すること。
- iii. 特許による保護を求める当該発明の範囲を定める請求項を、最後に記載すること (1つとは限らない)。
- iv. 当該発明の要約書を添付すること。

仮明細書の場合と同じように(但し、図面を提出せず、または図面が提出されていても、 当該図面では足りないと見なされた場合に限らず)、図面を提出し、または既に提出済み の図面につき、これを補足する図面を提出するよう、審査管理官から求められることがあ る。

特許出願のときに仮明細書を添付した場合には、当該仮明細書の提出日から 12 カ月以内に完全明細書を提出しなければ、当該特許出願は、放棄されたものとみなされる。完全明細書の請求項が仮明細書の記載事項に基づいたものと見なすことができる場合には、当該仮明細書の提出日が、当該請求項の優先日とみなされる。よって、提出要件の緩い仮明

細書を提出しておけば、(提出要件の厳しい完全明細書を提出する場合よりも)優先日として早い日を設定することができる。

同一の出願人が仮明細書を添付して複数の特許出願を行った場合に、これらの特許出願が単一の発明に関するものであり、または単一の発明に該当しており、従って単一の特許に統合することができると、審査管理官が判断したときには、当該出願人は、当該複数の特許出願の全部に係るものとして、完全明細書を 1 つだけ提出するだけでよいとされることがある。但し、かかる完全明細書は、仮明細書を添付して出願した複数の特許出願のうち、最も早い出願日から 12 カ月以内に、提出することを要する。出願人が、完全明細書の提出後 12 カ月以内に、審査管理官に対し、当該完全明細書を仮明細書として扱うよう求めた場合には、当該請求が認められ、当該完全明細書を仮明細書と見なして特許出願手続きが進められることがある。また、出願人が、仮明細書の提出後、特許査定の出る前に、審査管理官に対し、当該仮明細書を無効とするよう求めた場合には、当該請求が認められ、当該仮明細書が無効とされ、従って特許出願の優先日が完全明細書の提出日に繰り下げられることがある。

仮明細書の提出後に完全明細書を提出する場合、または先願として特許を出願する場合には、発明主体に係る申立書を、所定の様式により、完全明細書の提出時に、または完全明細書の提出後 1 カ月以内に、提出しなければならない。かかる申立書には、発明者の(1 人とは限らない。)氏名、住所および国籍を正確に記載しなければならない。申立書において発明者として記載された者が、特許出願においては発明者とされていなかった場合には、当該発明者が署名をもって当該発明を当該完全明細書に記載することを認めた旨の書面を要する。

③ メールボックス出願

メールボックス出願は、インド特許局においては、TRIPS 協定の諸規定が施行されて間もなく、1995 年初めから実施されるようになった。メールボックス出願については、1999 年のインド特許法改正をもって、遡及的に法的に有効なものと認められ、また同改正をもって TRIPS 協定第 70 条(8)項がインド国内において実施されることになった。同時にこのインド特許法改正においては、TRIPS 協定第 70 条(9)項に定める「排他的販売権」に係る規定も新設された。排他的販売権は、一定の特別要件を充足する場合に認められた。排他的販売権の承認に当たっては、特許出願を正式に審査する必要はなかった。排他的販売権は、名前の通り、その権利の範囲が販売活動に限られ、その存続期間は、最長で 5 年間認められた。出願した特許が認められ、または実体審査の結果拒絶査定が出されたときには、排他的販売権の存続期間は短くなるものであった。

上記の排他的販売権に係る諸規定は、2005年にインド特許法が改正されたときに全て廃止され、代わって包括的な物(product)の特許制度が導入された。また同時に、メールボックス出願を行った出願人は、合理的なロイヤルティを受ける権利のみを得ることができる旨の規定が新設された。合理的なロイヤルティは、出願公開をもって発生する。なお、特許出願の対象となる製品につき、当該特許の出願人ではない企業が、相当な投資を行った上で2005年1月1日以前から当該製品を製造・販売しており、かつ当該特許出願が認められた時にも(すなわち、出願人が出願公開をもって発生した全ての権利を主張することができるようになった時)製造を続けていた場合には、当該企業は、当該特許が認められた場合に保護される当該製品につき、これの販売等を引き続き行う権利を有することを定めた規定も、同改正において追加された。かかる場合には、(特許出願が認められた)特許権者は、かかる企業に対して、特許侵害手続きを提起することができない。

現在、メールボックス出願されたものについてはほとんど処理が終わっているが、ロイヤルティや非侵害に関する規定はいまだに有効である。Novartis 社と Union of India 社との紛争のようにメールボックス出願の主題である発明にもとづいた訴訟を考慮するとこれらの規定はいまだに意味がある。

④ 明細書等の記載事項

完全明細書および仮明細書は、必ず所定の様式により作成しなければならない。完全明細書および仮明細書のいずれにも、発明および当該発明の主要事項がよく分かるような表題を記載しなければならない。表題は、原則として 15 語以内で、発明の具体的な特徴が分かるようなものとする必要がある。完全明細書については、発明、当該発明の運用または使用、および当該発明の実施方法について、具体的かつ漏れなく記載し、また出願人の知る限りにおいて、当該発明の実施方法として最善の方法であり、かつ出願人が特許による保護を求める方法を、記載しなければならない。

完全明細書には、特許による保護を求める当該発明の範囲を定める請求項を、最後にまとめて記載しなければならない。請求項は、単一の発明または全体で一つの発明の概念と考えられる発明の集まりに関するもので、かつ完全明細書または仮明細書の記載事項に基づいたものと見なすことのできるものでなければならず、これを簡潔明瞭に記載しなければならない。請求項の記載方法については、特にインド特許局から指定・推奨されたものはないが、記載事項としては、効用や目的よりも、物の発明に係る請求項は当該物の特徴を明記し、方法の発明に係る請求項は当該方法の流れを明記するよう、審査管理官から求められることが多い。また不明瞭な記述や、完全明細書等に基づいていないと思われる記述、不確定要素が高いと思われる記述等は、拒絶理由となる。公に、方法および目的について記載してはいけないとされているわけではないが、かかる記載については、公正な根拠を示すよう審査管理官から求められ、場合によっては、方法に係る記述を「本書に記載するようなもの」等の表現により、意味範囲を明確にしなければならないと指摘されることがある。

完全明細書には、これを補足する図面を(1 つとは限らない。)添付することができる。明細書に図面を添付しなかった場合には、発明の内容を明確にするには図面が必要であると審査管理官が判断すれば、図面を(1 つとは限らない。)提出するよう求められることがある。図面は、少なくとも 1 部が、耐久性の高い用紙に、きれいに見やすく作成したものでなければならない。図面の作成に使用する用紙は、標準 A4 サイズ(縦 29.7 cm 横 21 cm)で、上部および左余白に 4 cm、下部および右余白に 3 cm を空ける。縮尺は、発明が十分によく分かるようなものでなければならず、寸法は図面に記載してはならない。図面が複数ある場合には、順番に連続した番号を付さなければならない。出願人の氏名は用紙の上部左端に、図面の合計枚数および該当ページ数は上部右端に記載する。また下部右端には、出願人またはその代理人の署名を記載する。なお、図面には、フローチャートを記載する場合を除き、発明を説明する文章の記述を載せてはならない。

模型や見本は、インド特許局から要求があったときにのみ、これを提出することができるが、明細書の一部を成すものとはみなされない。

完全明細書には、発明の要約書も添付しなければならない。要約書には、発明の表題を付け、当該発明の概要を簡潔に記載する。具体的には、当該発明の属する技術の分野、当該発明により解決される技術上の問題、その具体的な解決方法、および当該発明の主な使用方法(1 つとは限らない。)がよく分かるように、150 語以内で記載しなければならない。場合によっては、当該発明の特徴として、化学式を記載することもできる。出願の際、

明細書に図面を(1 つとは限らない。)添付した場合には、当該図面の数値を示す要約書を、出願公開用に添付することができる。要約書および図面の両方に記載した主要事項は、(要約書および図面のいずれにも)参照記号を付しておかなければならない。要約書は、当該発明の属する技術の分野において、調査するときにすぐに役立つようなものとして、作成しなければならない。

発明または当該発明を実施しもしくは使用する最善の方法をきちんと説明するために、明細書に生物学的素材を記載しており、かつ当該生物学的素材が一般に入手不可能なものである場合には、当該生物学的素材は、ブダペスト条約に基づき、国際寄託機関に寄託しなければならない。かかる生物学的素材の寄託は、当該生物学的素材に係る特許をインドにおいて出願する日までに行わなければならない。また、かかる出願日から3カ月以内に、当該生物学的素材に係る事項を明細書に記載し、提出しなければならない。具体的には、かかる生物学的素材を正確に特定しまたは示す当該生物学的素材の全ての特徴、ならびに当該生物学的素材の寄託機関の名称と住所、および当該機関への寄託日と寄託番号等を、明細書に明記しなければならない。寄託機関に寄託された生物学的素材が一般に入手可能となるのは、当該生物学的素材に係る特許がインドにおいて出願された日、または優先権が行使される場合には優先日以降に限られるものと定められている。なお、かかる生物学的素材の材料の出所および地理的原産地も、明細書に明記しなければならない。

⑤ 国際な取極め

インドが加盟しまたは加入する国際的、地域間または二国間の条約、協定または取極めに加盟しもしくは加入し、またはかかる条約等に加盟しもしくは加入する国々の集まり、連合組織もしくは国際組織に加盟しもしくは加入する国が、自国の国民に対し特許の付与および特許権の保護につき特別な権利を認める場合に、これに類する権利をインドの特許出願人またはインド国民に対しても認めるときには、かかる国は、インド特許法上締約国とみなされる。

締約国が、インド国民に対して、特許の付与および特許権の保護に係る権利を、自国民に準じて認めない場合には、当該締約国の国民は、単独でか他の者と共同してかを問わず、インド特許法に基づき、特許を出願しもしくは特許権者として登録し、特許権者の承継人として登録し、または特許権に係る実施権を求めもしくは実施権を保有することができない。

(インド以外の)締約国において発明の特許を出願した場合に(以下「第一国出願」という。)、第一国で出願してから 12 カ月以内にインド特許法に基づき(インドにおいて)出願したときには、完全明細書の請求項が第一国出願において申し立てた事項に基づいていれば、当該請求項の優先日は、第一国出願を行った日となる。同一の発明につき複数の締約国において同一または類似の保護を求めて出願した場合には、第一国出願日は、当該複数の締約国において出願した日のうち、最先の日とされる。

複数の締約国において複数の発明につき保護を求めて出願した場合に、当該複数の発明が同種のものであり、または当該複数の発明が一部変更した程度の相違しかないものであるときには、当該複数の締約国において出願した日のうち最も早い日から 12 カ月以内であれば、当該複数の発明につきまとめてパリ条約等の締約国への出願をすることができる。但し、まとめて出願する場合でも、出願に要する手数料は、当該複数の発明を個別に出願する場合と同じ手数料を納付しなければならない。

いずれか締約国への出願にせよ、必ず完全明細書を添付し、出願日および保護を求める対象国を明記しなければならない。また、出願日までに、出願人本人または出願に係る権利の譲渡を受けた承継人のいずれも、当該発明の保護を対象国に求めて出願したことがないことを、記載しておかなければならない。対象国において保護を求めて出願する発明に、もとの発明の応用または追加がある場合には、これらの請求項を完全明細書に記載することができる。完全明細書の他に、仮明細書又はこれに類する書類を、第一国出願において当該国の特許庁に提出しまたは寄託し、かかる書類につき当該国の担当公務員の長または特許庁長官の認証を受け、そうでなければ審査管理官が満足できるように証明を受けている場合には、かかる書類も、パリ条約等の締約国へ出願の時に、または出願後3カ月以内もしくは3カ月より長い期限で審査管理官が十分な理由に基づき認める期限までに、これを提出しなければならない。かかる書類が外国語により作成されている場合には、これを英語に翻訳し、宣誓供述書によりまたはその他審査管理官が満足するような形で認証を受けたものを、当該書類に添付しなければならない。

インド特許法の規定は、別段の定めがない限り、上記の通り、通常の特許出願およびその特許査定に準じて、パリ条約等の締約国への出願およびその特許査定にも適用される。

⑥ 特許協力条約 (PCT) に基づく国際出願

PCT に基づく国際出願による手続きは、適切な官庁に出願して行うことができる。PCT に基づく国際出願においては、適切な官庁とは受理官庁であり、指定官庁であり、また選択官庁であり、そして特許局審査管理官である。これら官庁は、世界知的所有権機関(WI PO)国際事務局(IB)、PCT において定める国際調査機関(ISA)および国際予備審査機関(IPEA)と連携して手続きを進める。

国際出願の出願人がインドにおいて出願する場合には、英語またはヒンディー語により作成した出願書 3 部を提出し、併せてインド特許法および PCT に定める所定の出願料を納付しなければならない。国際出願の提出を受けたインド特許局各支部は、当該出願書 1 部を保管用として WIPO 国際事務局に、また 1 部を調査用として管轄 ISA に送付する。なお、出願人が求める場合には、優先権に係る書類の認証謄本を作成し、これを WIPO 国際事務局に送付する。(但し、出願人は、所定の手数料を納付しなければならない)また各支部は、当該国際出願の詳細について、インド特許局本部に報告する。

国際出願の出願人は、所定のフォーム(Form 1)による出願をして、インド特許局に 所定の国内手数料およびその他の手数料を支払う必要がある。国際出願が英語で作成され ていない場合には、当該出願書を英語に翻訳し正式な認証を受けたものを、出願日取得の ために提出しなければならない。PCT の下で国際出願は、優先日から 31 カ月以内に国内 移行期間に入る。

⑦ 明細書等の補正

完全明細書および仮明細書ならびにこれらに添付する図面は、出願人がこれの補正を行うことができる。かかる補正は、変更箇所の含まれるページ全体を作成し直し、変更前の明細書等と一体のものとなるよう整え、提出することにより行う。紙片を貼り付け、または書面の余白に注を付け加え、もしくは書き込む等の方法により、行ってはならない。補正した明細書等は、差し替えるページまたは図面がある場合には、これを添えて、審査管理官に提出しなければならない。かかる差し替え用ページ等は、出願人またはその代理人が、差し替えまたは無効等の正式な表示を付し、かつ署名を記しておかなければならない。(但し、頭文字の署名でよい)ページ全体を作成し直し、もしくは新たにページを追加し、

または図面に大幅な変更を加え、もしくは新たに図面を追加した場合には、当該ページまたは図面については、これを 2 部提出しなければならない。

⑧ 出願の分割

特許を出願した後であっても、特許査定を受ける前であればいつでも、分割出願を何度でも行うことができる。分割出願には、完全明細書を提出しなければならない。分割出願は、各出願人の任意で行い、または拒絶理由通知を受け、その拒絶理由として、出願した特許出願の請求項が(1 つとは限らない。)複数の発明に係るものであるとの指摘を受けたときに、これの是正を目的として行う。分割出願においては、もとの特許出願のときに添付した完全明細書において、明らかにされていないと見なすことのできる事項を入れなければならない。分割出願が認められる場合には、もとの特許出願が行われた時に、当該分割出願が行われたものと見なされ、もとの特許出願とは別個の出願として処理され、当該分割出願に対する出願審査請求が出された場合にのみ、出願審査が行われる。

⑨ 請求項に認められる優先日

優先日は、完全明細書の各請求項について、当該完全明細書が提出された日が、優先日として認められる。但し、ある仮明細書について提出を要する完全明細書を提出する場合に、当該完全明細書の請求項が当該仮明細書の記載事項に基づいたものであるときには、当該仮明細書を添付して特許出願を行った日が、当該請求項の優先日となる。

複数の仮明細書に係る完全明細書を提出する場合に、当該完全明細書の請求項が当該仮明細書のいずれかに記載された事項に基づくものであるときには、当該仮明細書を添付して特許出願を行った日が、当該請求項の優先日となる。

複数の仮明細書に係る完全明細書を提出する場合に、当該完全明細書の請求項が当該仮明細書のいずれかに記載された事項および当該仮明細書のうち別のものに記載された事項の両方に基づくものであるときには、当該仮明細書を添付して特許出願を行った日のうちいずれか遅い方の日が、当該請求項の優先日となる。

以前インドにおいて特許出願を行っており、これに係る完全明細書を当該出願から 12 カ月以内に提出する場合に、当該完全明細書の請求項が当該特許出願において明らかにされた事項に基づくものであるときには、当該事項が初めて明らかにされた当該特許出願の出願日が、当該請求項の優先日となる。

既に提出済みの明細書を(1 つとは限らない。)分割する完全明細書を提出する場合に、 当該完全明細書の請求項が当該提出済み明細書の記載事項に基づくものであるときには、 当該事項が初めて明らかにされた当該提出済み明細書の提出日が、当該請求項の優先日と なる。

完全明細書の請求項につき、複数の優先日が成立しうる場合には、かかる優先日のうち 最先の日が、当該請求項の優先日となる。

(2) 出願後の手続き~出願公開

特許が出願された場合には、必ず出願日または優先日のうちいずれか早い方の日から 18 カ月後に、当該特許が公報に掲載され、一般に公開される。但し、特許出願が審査管理官により公報に掲載されるのは、通常上記の 18 カ月後から更に遅れてその 1 カ月後が期限とされている。出願人は、上記の 18 カ月経過前であっても、所定の申請書により審査管理官に対し、出願公開を請求することができる。その場合には、通常請求のあった日から

1 カ月以内に出願が公開される。但し、出願が秘密扱いとされ、または出願日もしくは優先日のうちいずれか早い方の日から 15 カ月以内に出願が放棄されもしくは取り下げられた場合には、出願は公開されない。

出願公開においては、必ず出願日、特許出願番号、出願人の氏名・住所等の出願の詳細 事項および要約書が公開される。

特許出願に係る生物学的素材がある場合には、明細書に記載され寄託機関に寄託されていた当該生物学的素材は、出願公開をもって、寄託機関は一般に利用可能とする。。また、明細書等、および図面がある場合にはこれも、所定の手数料を納付すれば、特許局において閲覧することができる。

出願公開の日から(当該日を含む)特許権の設定登録までの間については、特許権が当該出願公開日に付与されたものとして、権利および特権が認められる。但し、特許権の設定登録が完了するまでは、権利侵害に対するいかなる手続きもとることはできない。

特許出願は、毎週発行される特許公報により公開される。特許公報の電子版は、2005年1月から、インド特許局のウエブサイトに掲載されている。なお、インド国家知的財産委員会のイニシアティブにより特許データベースが特許局により開発されて、これにより特許出願を含む特許の最新の情報が提供されるようになっている。このデータベースについては、とりわけ調査目的では、また(特許あるいは出願)の状況に関する公式的な地位(の情報)を得る場合とかでは、ときには完全な信頼性のあるものとはいえないとかという見解がある。

(3) 特許出願手続きの流れ

通常、特許出願手続きは、出願日から特許の付与ができると判断するまでに 4 年から 6 年を要する。特許証の発行は、当該特許出願が特許の付与ができると判断された日から 1 年から 3 年かかることがある。

(4) 審査

出願した特許の審査は、出願人またはその他の関係者が、出願日または優先日のうちいずれか早い方の日から 48 カ月以内に、所定の様式をもって、審査請求を行った場合にのみ行われる。分割出願の場合には、もとの出願の優先日(もしくは優先権の主張を伴わない場合には、出願日)、または当該分割出願を行った日のうちいずれか遅い方の日から 48 カ月以内に、審査請求を行わなければならない。かかる期限までに審査請求を行わなかった場合には、当該出願は出願人により取り下げられたものとみなされる。特許出願の審査請求が出されると、その順番に従って、審査が行われる。

所定の方法により所定の期限内に審査請求が出されると、審査管理官は、当該出願の審査を審査官に付託する。審査の付託は、通常出願が公開された日または審査請求のあった日のうちいずれか遅い方の日から 1 カ月以内に、行わなければならないものとされている。特許出願の審査においては、当該出願がインド特許法およびこれに基づき制定された規則に定める要件に適合しているかどうかが、確認される。また、インド特許法に基づき、特許を拒絶する法律上の理由がないかどうかも確認される。

審査においては、完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明について、次に掲げる事項も審査される。

- ① 出願人が当該完全明細書を提出する前に、1912 年 1 月 1 日以降に(当該日を含む。) インドにおいて出願された特許明細書等の公開によって当該発明にとって既に先行技 術となっていないかどうかどうか。
- ② 当該発明が、インドにおいて特許出願がされ、かつ、その日より前かあるはその日より前の優先日を主張している出願であって、その出願に従って提出された完全明細書の出願の日またはその後に公開された完全明細書において、請求項となっているかどうか。

上記の他にも、完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明について、出願人が当該明細書を提出する前に、インドまたはその他の国や地域において、特許完全明細書以外の書類により、審査官は当該発明に先行する技術が公開されていないかどうかも審査する。

先行技術の存在が認められるのは、出願対象の発明が、インド特許法に定める区分のいずれかに該当する先行技術において、既に公開されている場合である。進歩性があるか否かの判断基準は、出願対象の発明が、当該発明の分野の技術者から見て、出願日または優先日(のうちいずれか早い方の日)に既に存在する先行技術に照らして、自明であるかどうかにある。なお、自明であるかどうかの判断に当たっては、複数の先行技術に基づく概念を組み合わせたものであっても構わない。(但し、その場合には、組み合わせるという明示または黙示の意思が求められる。)

知的財産審判委員会 (IPAB) は、Windsurfing International Inc. vs. Tabur Marine (GB) Ltd.10の事案で設定された線に沿って自明性を評価するようにしている。Enercon In dia Limited vs. Aloys Wobben11の場合では、IPABは自明性の審査基準は次のような事項を含み、それについて調査をすべきとする見解を有していた。

- ① 概念的な当業者とその当業者の関連する共通する一般的知識が何かを確認する。
- ② 問題となっているクレームの発明の概念が何であるか確認する。それがなされていない場合は、それを解釈する。
- ③ 技術水準を形成するとして引用されたものとクレームの発明概念あるいは解釈された クレームとの間に存在する違いを、それがもしあれば、確認する。かつ、
- ④ 特許をクレーム(権利要求)したとする発明につきなんら知識がない状況でみた場合に、これらの違いが当業者にとって自明であったとする水準(step)であるかどうか、あるいはその違いが発明のどのようなレベル(degree)を要求するものか、を問う。

上記の審査が完了すると、審査官は審査管理官に対し、報告書を作成する。審査付託から審査完了までは、通常1カ月から3カ月を要する。第一次審査報告書は、願書および明細書と一緒に、出願人またはその授権代理人に送付される。第一次審査通知は、通常審査請求日から6カ月、または出願の公開された日から6カ月のうちいずれか遅い方までに交

^{10 [1985]} RPC 59

 $^{^{11}}$ M.P. Nos.5/2010. 27/2010 & 49/2010。http://www.ipab.tn.nic.in/Orders/245-2010.htm 参照。

付されることになっている。出願人以外の関係者が審査請求を行った場合には、審査に係る通知は、当該関係者に送付される場合がある。

しかし、実際には滞貨のため、特許局は審査請求書の提出日から $3\sim4$ 年後にしか第一次審査報告書を発送することができない。

審査請求されている係属中の出願の第一次審査報告書の発行状況は、特許局によって最近アップロードされている。¹²係属中の出願は、技術分野および特許局の 4 つの部門により分類される。

特許秘密保持命令

出願された特許が、防衛に関するものであると審査管理官が判断した場合には、審査管理官は対応する発明に係る情報公開を禁じる特許秘密保持命令を出す場合がある。このような場合には、審査管理官は上記に関することを中央政府に通知し、発明の公開がインドの防衛に悪い影響を与えるか否かの通知を受ける。それに従って、審査管理官は、情報公開を禁じる命令を取消すか、または執行する。特許秘密保持命令は、6 カ月ごとに、または特許権者から要求のあったときに中央政府によって審査される。特許秘密保持命令が有効である限り、審査管理官は当該出願を拒絶しないことになる。

7. 先行技術のある場合の手続き

完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明について、前述の理由から当該発明に先行する技術が存在すると判断された場合には、特許審査管理官から拒絶査定が下される。但し、当該明細書の請求項に係る優先日が、他の明細書等の請求項に係る優先日または関連書類を提出した日よりも前の日であることを、出願人が審査管理官に対し証明し、これに審査管理官が納得した場合には、この限りではない。かかる証明をすることができない場合には、拒絶査定が下されるが、その場合に審査管理官の満足するように当該完全明細書を補正しない限り、審査管理官は出願を拒絶することとなる。

特許出願審査の結果、出願人に不利な判断が下され、または出願書類もしくは添付した明細書や図面等の補正を要することになった場合には、特許審査管理官から出願人に対し、当該出願の拒絶理由が通知され、意見陳述の機会が与えられる。

出願人は、審査管理官から通知を受けた拒絶理由に反論し、または明細書の補正を要するか否かにつき自らの見解を申し添えて明細書を再提出する場合には、審査管理官に公式の意見陳述する機会を与えられる。但し、最初の拒絶理由通知を受けたときから 12 カ月以内であってその期間の経過する 10 日前に、意見陳述の機会を要求した場合にのみ、意見陳述することが認められる。なお、正式な意見陳述の機会を求めず、意見書を提出し、請求項の正当性を主張することもできる。

かかる意見陳述の機会につき、10 日間またはこれよりも短い期間で審査管理官が適切と 考える期間の通知が、出願人に交付される。出願人は、通知を受けたら、できる限り早く、 意見陳述を行うかどうかを、審査管理官に通知しなければならない。

特許審査管理官は、意見陳述を聞いた上で、適切と考える明細書の補正を指示し又は認める。その通りの補正が指定した期限までに行われない場合には、拒絶査定が下される。

¹² http://ipindiaservices.gov.in/rqstatus 参照。

なお、出願人が意見陳述を行っておらず、または意見陳述を希望しない旨を審査管理官に 伝えている場合であっても、上記のような補正の指示等が出されることがある。

上記の他に、出願人の提出した完全明細書の請求項につき、出願人が当該明細書を提出 する前にインドにおいて出願された特許について、または出願人が当該明細書を提出する より先の日を優先日として優先権の主張を伴う特許出願がインドにおいて行われており、 その特許について提出された完全明細書で、かつ出願人が当該明細書を提出するよりも前 に提出されたものにおいて、当該発明に先行する技術が公開されていることが、唯一の拒 絶理由と判断された場合には、特許査定が延期され、当該拒絶理由を解消する猶予期間と して 2 カ月間が認められる。猶予期間である 2 カ月の経過後に、拒絶理由が解消されてい ないと審査管理官から判断され、または出願人が要求する場合には、意見陳述期日が定め られる。かかる意見陳述の機会につき、10 日間またはこれよりも短い期間で審査管理官が 適切と考える期間前の通知が、出願人に交付される。出願人は、通知を受けたら、できる 限り早く、意見陳述を行うかどうかを、審査管理官に報告しなければならない。審査管理 官は、意見陳述を聞いた上で、適切と考える明細書の補正を指示しまたは認め、他の明細 書等に当該発明に係る先行技術が記載されていることを、当該明細書に追記するよう命じ る。その通りの補正が指定した期限までに行われない場合には、拒絶査定が下される。な お、出願人が意見陳述を行っておらず、または意見陳述を希望しない旨を審査管理官に伝 えている場合であっても、上記のような補正の指示等が出されることがある。

上記の通り、審査管理官の命令に従い他の特許に言及する記述を当該明細書に挿入する 場合には、該当する請求項に続けて、次のような文言を入れる。

「インド特許法 (1970 年制定) 第 18 条(2)項に基づき、特許出願番号につき提出した明細書を引用することが指示されていた。」

8. 権利侵害の可能性のある場合の手続き

特許出願審査の結果、審査管理官が出願対象の発明を実施すれば、他の特許の請求項を 侵害する相当なおそれがあると判断した場合には、その特許について当該出願に係る明細 書に記載するよう、審査管理官から出願人に対して命じることができる。但し、出願人が、 当該他の特許の請求項につき、これが無効であると考える合理的な根拠を証明し、または 審査管理官の満足するように当該明細書を補正する場合には、この限りではない。

上記の通り、当該明細書に他の特許に言及する記載を入れたが、その削除を出願人が求めた場合には、次に掲げるいずれかの事由に該当するときには、審査管理官により当該削除が認められる。

- (1) 他の特許が取り消され、または失効した。
- (2) 他の特許の明細書の補正が行われ、言及した請求項が削除された。
- (3) 司法手続きまたは審査管理官による審判において、言及した請求項が無効であり、または当該明細書に記載した発明の実施により侵害されないことが、証明された。
- (4) 審査管理官の命令に従い他の特許に言及する記載を当該明細書に挿入する場合に は、該当する請求項に続けて、次のような文言を入れる。

「インド特許法(1970 年制定)第 19 条(1)項に基づき、特許番号を引用することが指示されていた。」

9. 異議申し立て

異議申し立ては、権利付与前異議申し立ておよび権利付与後異議申し立ての 2 つに分かれる。

(1) 権利付与前異議申し立て理由

何人も、次に掲げるいずれかの理由がある場合には、出願公開後査定前の段階にある特 許出願につき、異議を申し立てることができる。

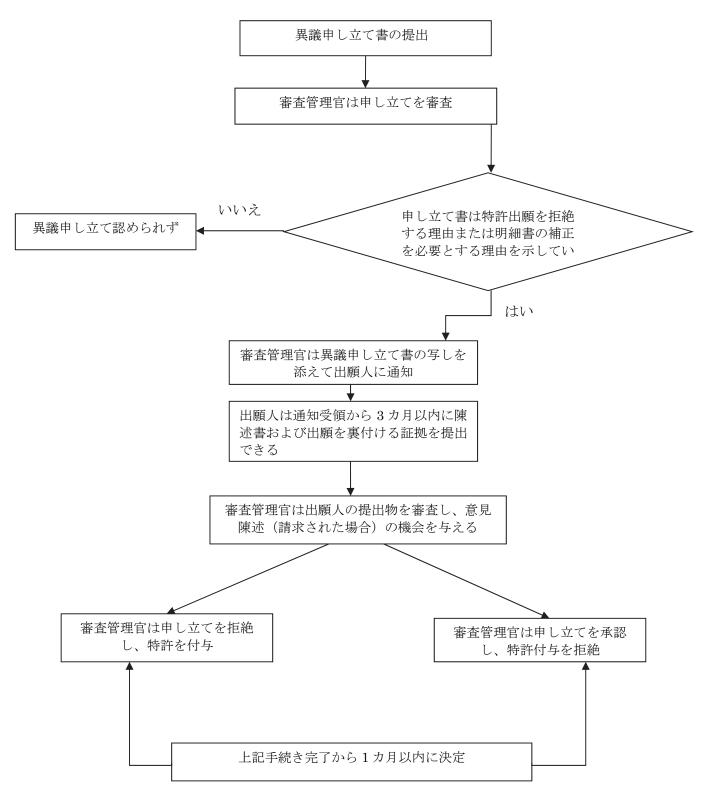
- ① 出願対象の発明またはその一部は、出願人が異議を申し立てた者から不法に入手したものである。
- ② 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明が既に、1912 年 1 月 1 日以降に (当該日を含む。) インドにおいて出願された特許に係る明細書において、当該請求項の 優先日前に公開されており、またはインドその他の国や地域において、かかる明細書以外 の書類において公開されている。
- ③ 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明につき、当該請求項の優先日よりも前にインドにおいて出願された特許について、または当該請求項の優先日よりも前の日を優先日としてインドにおいて出願された特許について、当該請求項の優先日以降に(当該日を含む。)提出された完全明細書の請求項において、当該発明が記載されている。
- ④ 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明が既に、当該請求項の優先日よりも前から、公知でありまたは一般に利用されていた。
- ⑤ 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明が、自明であって進歩性が認められない。
- ⑥ 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明が、インド特許法に定める「発明」には当たらず、またはインド特許法に基づき特許性が認められない。
- ⑦ 発明またはその実施方法が、明瞭かつ十分に完全明細書に記載されていない。
- ⑧ 当該出願に係るパリ条約等の締約国への出願について、審査管理官に報告しておらず、 または誤った報告をしている。
- ⑨ 当該発明の保護を求めて最初に第一国で出願したときから 12 カ月以内に、パリ条約などの締約国へ出願を行っていない。
- ⑩ 当該発明に使用される生物学的素材につき、その材料の出所および地理的原産地を、完全明細書に記載しておらず、または誤った記載をしている。
- ① 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明につき、口伝かその他かを問わず、 インドその他の国の地域社会の人々の間に既に知られている技術が、当該発明に先行する 技術に当たる。

ここで明確にしておくが、特許付与前異議申立てにおける新規性及び進歩性の基準は審査段階の基準と同じである。

(2) 特許付与前異議申立て手続

特許出願が公開はされているがいまだ特許がなされていない場合の特許付与前異議申立は特許審査管理官宛にする必要がある。そして、その申立ては書面で、異議申立を裏付ける申立て内容と証拠があればこれらとともに行ない、併せて、望ましいのであれば聴聞を要求もする。審査管理官は、特許出願審査請求がなされている場合のみ当該異議申立を検討する。検討した結果審査管理官が当該特許出願は拒絶されるべき、あるいは明細書の補正が必要と判断した場合は、その判断の効果生じさせる通知が、異議申立書のコピーとともに出願人に送られることとなる。出願人が望むのであれば、その通知を受領してから3カ月以内に裏付け証拠とともに申立書を提出することができる。これら申立書及び証拠を検討して、審査管理官は当該出願の特許付与を拒絶するかあるいは特許付与の前に明細書を補正することを要求することとなる。要求に応じて行なわれた聴聞の際に、提出物や申立て内容を検討して、こうした異議申立手続をすべて1カ月以内に履践して、審査管理官は異議申立を拒絶して特許をするか、それとも異議申立を受け入れて特許を拒絶するという手続に進むこととなる。

特許付与前異議申立手続のフロー



(3) 権利付与後異議申し立て理由

何人も、次に掲げるいずれかの理由がある場合には、特許権が登録され、特許公報に掲載されてから 1 年に満たない特許につき、審査管理官に対し異議を(特許無効を)申し立てることができる。

- ① 出願対象の発明またはその一部は、出願人が異議を申し立てた者から不法に入手したものである。
- ② 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明が既に、1912 年 1 月 1 日以降に (当該日を含む。) インドにおいて出願された特許に係る完全明細書において、当該 請求項の優先日前に公開されており、またはインドその他の国や地域において、かか る明細書以外の書類において公開されている。
- ③ 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明につき、当該請求項の優先日よりも前にインドにおいて出願された特許について、または当該請求項の優先日よりも前の日が優先日としてインドにおいて出願された特許について、当該請求項の優先日以降に(当該日を含む。)提出された完全明細書の請求項において、当該発明が記載されている。
- ④ 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明が既に、当該請求項の優先日よりも前から、公知でありまたは一般に利用されていた。
- ⑤ 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明が、自明であって進歩性が認められない。
- ⑥ 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明が、インド特許法に定める「発明」 には当たらず、またはインド特許法に基づき特許性が認められない。
- ⑦ 発明またはその実施方法が、明瞭かつ十分に完全明細書に記載されていない。
- ⑧ 当該出願に係るパリ条約等の締約国への出願について、審査管理官に報告しておらず、または誤った報告をしている。
- ⑨ 当該発明の保護を求めて最初に第一国で出願したときから12カ月以内に、パリ条約などの締約国へ出願を行っていない。
- ⑩ 当該発明に使用される生物学的素材につき、その材料源および原産地を、完全明細書に記載しておらず、または誤った記載をしている
- ① 完全明細書の請求項に記載された出願対象の発明につき、口伝かその他かを問わず、 インドその他の国の地域社会の人々の間に既に知られている技術が、当該発明に先行 する技術に当たる。

なお、権利付与後異議申し立てにおいて、発明の新規性および進歩性を判断する基準は、 特許出願審査における基準に準ずる。

(4) 権利付与後異議申し立て手続き

異議申立書は、所定の様式により 2 部作成し、管轄する局の審査管理官に送付しなければならない。異議申し立てを行う者は、異議申立書の他に、当該異議申立人の有する利害の詳細、異議申し立ての根拠として主張する事実、求める救済、および証拠を明記した意

見書 2 部を審査管理官に送付し、併せてその写し 1 部を(異議申し立てに係る特許の)特許権者に送付しなければならない。

上記のように提起された異議申し立てに対し、特許権者は、任意で、当該異議申し立てが不当である根拠、およびそれを裏付ける証拠を明記した答弁書を提出することができる。その提出期限は、異議申立人から書面による申立書を受領後 2 カ月以内である。また答弁書は、異議申立人にも送付しなければならない。特許権者が異議申し立てにつき争う意思を有さず、または上記の期限までに答弁書を提出しない場合には、当該特許出願は取り下げたものとみなされる。特許権者が異議申立書を受領後、審査管理官に対し特許の取り下げを願い出た場合には、申立事項の当否に基づき、異議申し立てに係る諸費用の補償を異議申立人に認めるか否かが、審査管理官により決定される。

特許権者の答弁書から 1 カ月以内には、異議申立人は、特許権者の提示した証拠に対する反証を、管轄機関に提出することができる。その場合には、当該反証の写しを特許権者に送付する。証拠は、特許権者および異議申立人のいずれも、審査管理官の許可を得ない限り、これ以上提出することができない。意見書および証拠は全て、2 部ずつ提出しなければならない。また、明細書その他図面等が英語以外の言語で作成されている場合には、これを英語に翻訳し、認証を受けたものを一緒に、提出しなければならない。

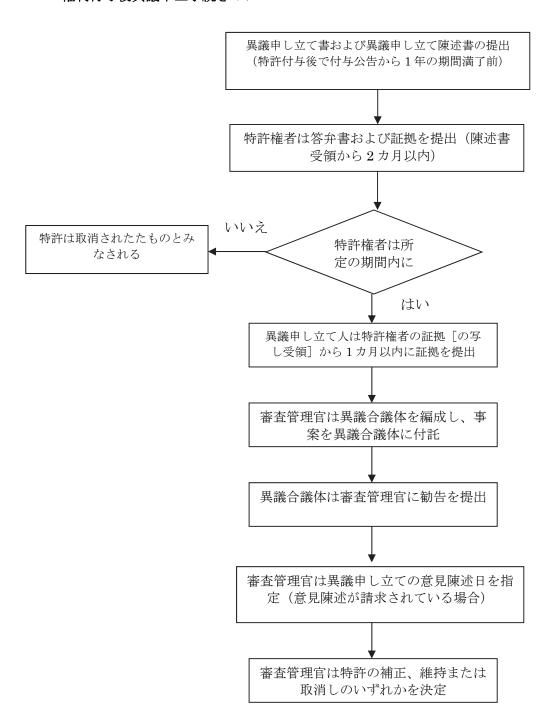
. 異議申立書が受理されたら、3名の審議委員からなる異議合議体が審査管理官により設けられる。これらの審議委員の中から、審議委員長を審査管理官が指名する。異議申立書、答弁書および証拠等の全ての提出書類が審査管理官から異議合議体に引き渡され、同合議体において聴聞が行われ、その結果出された意見が審査管理官に伝えられる。異議合議体の審議委員は、特許出願審査を職務とする全ての審査官に、その資格が認められる。但し、異議申し立ての提起された特許出願の手続きに直接関わった審査官は、当該異議申し立てにつき、審議委員になることができない。

証拠がある場合にはこれの提出を受け、異議申立合議体の意見を聞いた後に、審査管理官が異議申し立ての聴聞期日を決定する。聴聞期日等については、少なくとも 10 日前に、特許権者および異議申立人に通知される。審査管理官は、異議合議体の審議委員に対し、異議申し立ての聴聞に出席するよう求めることができる。異議申し立てに係る当事者のいずれかが、聴聞を行うよう求める場合には、その旨の請求書を審査管理官に提出し、併せて所定の手数料を納付しなければならない。これらの手続きを行わない場合には、聴聞の実施が審査管理官により認められないことがある。いずれかの当事者が、異議申立書、意見書または証拠において明らかにしていない事項を、聴聞において提示し援用しようとする場合には、その旨につき、当該事項の詳細も合わせて、遅くとも当該聴聞の 5 日前までに、相手方当事者および審査管理官に通知しなければならない。

聴聞が開かれた場合には、当該聴聞手続きの終了後、異議合議体の意見を踏まえて、特許の補正、維持または無効を命じる決定が審査管理官から出され、特許権者および異議申立人に通知される。

異議申し立て手続きにおいて、問題の特許が異議申立人から取得したものであるとの判断が審査管理官から出され、当該特許の無効が言い渡された場合に、当該特許の特許権者を 異議申立人に変更するよう、当該命令から 3 カ月以内に、所定の様式をもって、異議申立 人が要求するときには、かかる変更が審査管理官により命じられる。

権利付与後異議申立手続きのフロー



10. 追加特許

既に特許権が付与され、または出願済みの特許につき(元の発明)、これを改良しまたは改変した特許を出願し、かつ特許権者が当該改良した発明の追加特許を要求する場合には、審査管理官により追加特許として認められることがある。また、同一の特許権者のもとの発明に係る特許を改良した特許で、特許権者が追加特許権の付与を求める場合で、かつ審査管理官がその代わりに既に認められた特許権を無効とする場合には、当該要求が審査管理官により認められることがある。追加特許が認められるのは、追加特許を出願した日またはそれ以降の場合に限られる。また、追加特許が、元の発明の特許よりも先に認められることはない。追加特許の存続期間は、元の発明の特許に認められた存続期間に限られ、または元の発明が有効である限り、追加特許も消滅せず有効となる。元の発明の特許が、存続期間が満了しないうちに無効となった場合に、特許権者が追加特許を独立特許に変更するよう求めたときには、当該要求が審査管理官により認められることがある。追加特許については、更新料を支払う必要はない。但し、追加特許を独立特許に変更した場合には、当該追加特許を最初から独立特許として付与されたものとして、更新料を支払わなければならない。

11. 特許権付与および権利

特許出願が特許をすべき旨であると判断されると、できる限り速やかに、特許局の公印をもって出願人に対し特許が付与され、一般に公告される。但し、出願公開から 6 カ月が経過しなければ、特許は付与されない¹³。特許は、1 つの発明につき 1 つしか認められない。インドにおいて認められた特許は、インド国内全域において効力を有する。特許権の発生した日は、当該特許を出願した日(から起算)となる。特許の存続期間は、例外なく、特許権の発生した日から 20 年間である。特許権は、その存続期間を維持するために、特許権の発生日から 2 年が経過したときから毎年、所定の更新料を支払わなければならない。更新料の納付は、特許権の発生日から 2 年が経過する前に、またそれ以降は 1 年間が経過する前に、特許局に対して行わなければならない。但し、所定の様式をもって、所定の手数料を納めて、更新料の納付期限延長を申請することにより、最長 6 カ月間まで、更新料の納付期限を延長することができる。また、更新料は、複数年分をまとめて一括前払いとすることもできる。更新料を納付すると、これを審査管理官が確認した上で、領収書が交付される。

特許権の付与を受けた特許権者は、次に掲げる排他的権利を得る。

- (1) インドにおいて、特許の保護を受ける製品につき、これを第三者が生産し、使用 し、販売を申し出、販売し、または生産、使用、販売の申し出、もしくは販売を目 的として輸入することを許さない権利。
- (2) インドにおいて、第三者が、特許の保護を受ける方法を使用し、また当該方法を 用いて直接作り出される製品を使用し、販売を申し出、販売し、または使用、販売 の申し出、もしくは販売を目的として輸入することを許さない権利。

特許権の範囲は、主として裁判所において状況的な判断基準のもとで判断されたことがないという理由で、現在は直截的な方法で解釈されているといえる。それゆえに、加功的侵害とか幇助的侵害はいまだこれからの問題である。

¹³ 編者注:特許規則 55(1A)

特許権は、これの保護を受ける製品または方法が、インド領域内を一時的にまたは偶発的に通過する外国国籍の船舶において使用されている場合には、(無断で使用されているとしても)権利の侵害があったものとは見なされない。

また同様に、特許法 107A 条 2 項により特許の保護を受ける製品を生産し、販売しまたは頒布する正当な権利を法に基づき有する者から、当該製品を輸入した場合にも、当該特許の権利侵害が発生したものとは見なされない。従って、インド特許法においては、インド以外の法域において、特許製品が販売されるときに、爾後の頒布について何らの制限も付けられることなく、その後当該特許製品がインドに輸入されることになった場合については、国際消尽理論に基づく権利を認める。

特許権の行使に当たっては、インド行政府が当該特許権つき、次に掲げるような行為を 取る場合には、かかる行為を妨げることができない。

特許の保護を受ける機械、器具その他の製品または製造方法を、インド行政府が自ら使用する目的で輸入しまたは製造する場合。

特許の保護を受ける方法を、インド行政府が自ら使用する目的で使用する場合。

特許の保護を受ける医薬品を、インド行政府が自ら使用する目的で、またはインド行政府が運営しもしくは運営を許可した医療機関において頒布する目的で、輸入する場合。このように、医薬品について例外的な扱いが認められているのは、どのインド国民も等しく適切な医療を受けられるようにするためである。ただ、実際には、この例外的な扱いをあまり認めないような傾向にある。現時点では、例外的な扱いが適用された実例はない。

特許権が複数の者に付与された場合には、当該複数の者のいずれも、当該特許に対する 平等かつ不可分の権利を有する。但し、これとは異なる合意が有効になされている場合に は、この限りではない。特許権が複数の者に付与された場合に、特許権に基づく実施権を 付与しようとするときには、当該特許権を保有する全員の同意がなければ、実施権を付与 することができない。また同様に、いずれかの者が当該特許権を譲渡しようとするときに は、全員の同意がなければ、これを譲渡することができない。

事業の従業者が職務の過程で行った発明について、当該発明に係る受益的所有権は、当該従業者の使用者に帰属するものとみなされる。但し、インド特許法およびインド特許規則のいずれにおいても、発明者に対する(発明に係る)報酬または妥当な報酬金額について、何らの定めも置かれていない。発明の報酬を発明者に対して支払う義務があるか否かという問題は、契約法上の問題となる。

インドにおいては、契約の履行を法的に強制するためには(雇用契約を含む。)、何らかの対価を要する。また、契約において無条件で同意を与えているような場合には、対価が妥当なものであるのかどうかにつき、後になって争うことができないことがある。上記の従業者の場合について考えてみると、通常は、従業者が職務の過程で行った発明に対する権利を使用者が得る対価として(但し、当該発明が、職務とみなされる範囲内で行われたものでなければならない。)雇用の過程で当該従業者に支払う(職務に対する)報酬は、十分なものとみなされる。しかし、妥当な対価と言えるかどうかの判断は、個々の事例や状況に応じて異なるものとなる。従って、雇用契約で定められたもの以外に何らかの契約のない限りさらに報酬を支払う必要はないこととなる。

5,930 4,392

年	居住者による特 許出願件数	非居住者による 特許出願件数	居住者に対する 特許付与件数	非居住者に対 する特許付与 件数
2007	6,296	28,922	3,173	12,088
2008	6,425	30,387	2,541	13,520
2009	7.262	27.025	1.725	4,443

1,208

776

30,909

33,450

特許出願および特許権付与の統計データ (2007年 - 2011年)

12. 失効特許の回復

8,853

8,841

2010

2011

更新料(年金)を納めなかったために特許が失効してしまった場合には、当該特許が失効した日から 18 カ月以内に、所定の様式に、更新料(年金)が不納となった理由を明記して、失効特許の回復を請求することができる。かかる請求は、単独でまたは他の者と共同して、行うことができる。

失効特許の回復を求める者から意見陳述を聞いた上で、更新料(年金)の不納は過失によるものであり、納付が著しく遅れているわけではないとの判断が出された場合には、当該特許が公開される。かかる失効特許の回復請求に対し不服のある者は、当該特許の公開後2カ月以内に、更新料(年金)の不納が故意に行われたものであり、または納付が著しく遅れていると主張して、審査管理官に対し異議を申し立てることができる。かかる異議申し立て続きは、前述の特許の付与に係る異議申し立て手続きに準ずる。かかる異議申し立てが提起された場合には、失効特許の回復を求める者の主張が認められたときに、または回復が申し立てられている特許の公開後2カ月以内に異議申し立てが提起されなかったときには、更新料(年金)および指定の遅延手数料を納付することを条件に、失効特許、および当該特許の失効に伴って併せて失効していた追加特許の回復が、審査管理官により認められる。

13. 権利譲渡および実施許諾

特許を譲渡し、実施権を付与し、特許に譲渡抵当を設定し、または特許に係る権利・利益を創設するには、必ず次に掲げる全ての要件を満たさなければならない。

- 書面をもって行うこと。
- (2) 全当事者間の合意を書類に著し、全当事者の権利義務を定める全ての条件を漏れなく明記し、正式な手続きをもって当該書類の(法的)効力を発生させること。

契約書をもって特許に係る権利・利益を付与する場合には、当該契約書の当事者のいずれかが、当該特許に係る権利・利益の登録を申請しなければならない。かかる申請を行う場合には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 特許の移転につき、その効力を発生させ、もしくはこれを証明し、または特許 の所有権に影響を与え、または特許に係る権利・利益を創設する全ての書類。(但 し、審査管理官からその他の指示が出された場合には、これに従う。)
- (2) 当該申請者またはその代理人により書類の真正が証明された譲渡書類その他の 書類 2 部。但し、審査管理官から、権原を証するその他の証拠または書面による同 意等を求められることがある。

なお、特許に係る実施権を付与する場合には、特許権者または実施権者が、実施許諾条件の非公開を求めたときには、審査管理官により、当該条件を非公開とするための措置が取られることになっている。但しこれは、裁判所の命令が出されたときを除く。

特許に係る権利・利益が有効に付与されたものかどうかにつき、関係当事者間で紛争が 発生した場合には、管轄裁判所により当該特許権について確定的な判断が出されるまで、 審査管理官は当該権利・利益の登録を認めない。

特許に係る権利・利益を創設する書類が登録されていない場合には、かかる書類は、審査管理官または裁判所により、当該特許に係る権利・利益の所有権を示す証拠として認められない。但し、書面に記された理由をもって、審査管理官または裁判所が命ずる場合には、この限りではない。

14. 特許の放棄および取消し

特許権は、その時期を問わず、所定の方法により審査管理官に対し放棄書を提出して、これの放棄を届け出ることができる。審査管理官は、放棄書を公開し、放棄を届け出た者以外で当該特許につき特許原簿に登録された者に、当該特許の放棄が届け出られた旨を通知する。放棄が届け出られた特許の利害関係者は、放棄書の公開後 3 カ月以内に、所定の様式をもって、審査管理官に異議を申し立てることができる。かかる異議申し立て続きは、前述の特許の付与に係る異議申し立て手続きに準ずる。異議申し立て手続きの終了後、(やはり)特許を放棄するという申し出があった場合には、当該特許の返還が求められ、返還をもって、審査管理官により当該特許が取り消され、当該特許の取消しが公開される。

15. 強制実施権

特許権が付与されてから 3 年が経過したら、その時期を問わず、当該特許の利害関係者は、次に掲げるいずれかを理由として、強制実施権を請求することができる。

- ・特許発明が、合理的な公益上の要件を満たしていない。
- ・特許発明を、一般の人々が合理的に妥当な無理のない価格で利用することができない。
- ・特許発明が、インドの領域内において実施されていない。

強制実施権は、許諾契約をもって特許権者から実施権を付与されている実施権者であっても、何人も請求することができる。強制実施権を請求するには、所定の様式に、請求者が当該特許につきどのような利害を有するのか、請求の根拠とする事実は何か、および希望する実施権行使の条件を明記して、行うことができる。強制実施権の請求がなされたら、上記のいずれかの理由に該当すると審査管理官により判断された場合に、強制実施権が設定される。

(1) 公共の要請を満たさないとする要素

合理的な公益上の要件を満たしているかどうかの判断基準は、次に掲げる通りである。

① 特許の実施権が付与されず、または合理的な条件で付与されないために、

- i. インドにおいて従来から行われてきた取引もしくは産業、またはこれらの発達も しくは制度、またはインド国民の一部もしくは多数が従事する取引もしくは産業に、 弊害が生じるかどうか。
- ii. インドにおける製造業界において、特許製品に対する需要が適切な水準で、また 合理的な条件に基づいて需要が満たされていないかどうか。
- iii. 特許の保護を受ける製品をインドから輸出する市場が、存在せずまたは創出されないかどうか。または、
- iv. インドにおける商業活動の発展に、弊害が生じるかどうか。
- ② 特許の実施権設定または特許の対象となる物もしくは方法の購入、賃貸借もしくは使用につき特許権者により条件が付けられているために、当該特許の対象ではない物の製造、使用もしくは販売、またはインドにおける取引もしくは産業の確立および発達に、弊害が生じるかどうか。
- ③ 特許発明が、インドにおける商業活動において妥当な規模で実施されておらず、または合理的に可能な範囲で十分に実施されていないかどうか。
- ④ 特許の実施権設定の条件として、独占的なグラントバック、特許無効の申し立て禁止、または包括的実施権許諾の強制を求めているかどうか。
- ⑤ 特許権者、またはこれから(特許に係る)権利を認められた者もしくは(特許の保護を受ける製品を)購入した者、またはその他現在または過去に(当該特許に係る)権利侵害手続きを特許権者から提起されていない者が、外国から(特許の保護を受ける製品を)輸入しているために、商業活動における特許の実施が妨げられ、または損なわれているかどうか。

(2) 強制実施権設定の理由に対する例外

強制実施権の請求理由が、特許発明がインド領域内において実施されていないこと、または特許発明がインドにおける商業活動において妥当な規模で実施されておらず、もしくは合理的に可能な範囲で十分に実施されていない場合に、当該特許が請求理由に挙げられた通りに実施されていないのは、その理由の如何を問わず、当該特許の付与から十分な期間が経過していないためであると判断されたときには、審査管理官により、当該発明の実施に必要な期間として、最長 12 カ月間まで猶予が認められ、(強制実施権の)請求の審査が先送りされる。このように審査の先送りが認められるのは、特許権者が、インド領域内における商業活動において妥当な規模で当該発明の実施を開始するために、適切な措置を既に講じていると、審査管理官により判断された場合である。

(3) 強制実施権設定の手続き

① 強制実施権の請求に対する異議申し立て手続き

強制実施権が請求された場合に、当該請求が一応有利なもの(prima facie case)であるとみられると判断されたときには、審査管理官から請求者に対し、当該請求書を特許権者およびその他当該特許に係る権利・利益を有する者として特許原簿に登録された者に送達するよう、命令が出される。また同時に、当該請求が特許公報に公開される。強制実施権が請求されたが、当該請求が一応有利なものとはみられないと判断されたときには、当該判断が審査管理官から請求者に対し伝えられる。請求者は、かかる判断の

通知を受けてから 1 カ月以内に、意見陳述の機会を要求することができる。意見陳述を要求しない場合には、強制実施権の請求は拒絶されることになる。意見陳述が行われる場合には、審査管理官が意見陳述を聞いた上で、請求の承認または拒絶が判断される。

強制実施権が請求された場合に、これに異議を申し立てようとするときには、当該請 求が公開されてから 2 カ月以内に、異議申立人(特許権者その他の者)から審査管理 官に対し、所定の様式をもって、異議を申し立てることができる。異議申立人は、強制 実施権の請求者に対して実施権を許諾してもよいと考える場合には、かかる実施権の許 諾条件を異議申立書に記載しなければならない。また、異議申し立ての根拠となる証拠 を添付しておかなければならない。異議申立書は、強制実施権の請求者に送達し14、当 該送達の実施日を審査管理官に届け出なければならない。また異議申し立てを行うとき には、必ずその理由を(異議申立書に)明記しなければならない。異議申立書が正式に 受理された場合には、当該異議申し立てに関する聴聞が行われる旨が強制実施権の請求 者に通知され、当該請求者および異議申立人の両者に、意見陳述の機会が認められる。 異議申し立て手続きにおいては、請求者および異議申立人のいずれも、審査管理官から 求められ、または審査管理官の許可を得た場合を除き、意見書または証拠を提出するこ とができない。この法律および規則の下における手続で、特許権者、出願人あるいは意 義申立人宛てのすべての通知および書面による連絡ならびにこれらの特許権者、出願人 あるいは意義申立人に送付される書類は、これら文書が特別のメッセンジャーにより配 達される場合を除き、書留、スピード郵便、クリエ配達、適正に認証された電子的送信 によることが必要である。

② 聴聞

異議申し立てに関する期日は、審査管理官が決定し、遅くとも 10 日前までに、異議申し立て手続きの全当事者に通知される。本手続きは、特許の付与に係る異議申し立て手続きに準ずる。

③ 強制実施権の設定

本項において説明する強制実施権の設定は、命令により行われる。この命令は、特許権者およびその他の全ての関係当事者との間において、審査管理官の決定した実施権付与の諸条件を漏れなく明記した証書と同等なものとみなされる。

特許権者の課す条件のために、特許の保護を受けない物の製造、使用または販売に弊害が生じると審査管理官が判断する場合には、強制実施権の請求者だけでなく、その顧客で審査管理官により妥当とみなされた者にも、実施権が認められる。

既に当該特許の実施権を保有する者により、強制実施権の請求があった場合には、当該実施権は取り消され、強制実施権を設定する命令が出され、または審査管理官の判断に応じて、新たに強制実施権を設定するのではなく、既に存在する実施権を変更する命令が出される。

場合によっては、特許権者が複数の特許を保有することがある。これら特許のいずれかについて、合理的な公益上の要件が満たされていないことを理由として、強制実施権が請求されることがある。そのような場合には、審査管理官により次に掲げるような判

¹⁴編者注: 当事者送達の制度がある。

断が出されたときには、当該特許権者の保有する複数の特許のうち、公益上の要件を満たす特許について、その実施権を付与するよう命令が出されることがある。

- i. 強制実施権の請求者が、当該特許権者の保有する複数の特許のうち、公益上の要件を満たさない特許につき設定された実施権を無駄なくまたは十分に行使しようとすると、当該特許権者の保有する複数の特許のうち公益上の要件を満たす特許を侵害せざるを得ない。かつ、
- ii. 当該特許権者の保有する複数の特許のうち、公益上の要件を満たさない特許は、公益上の要件を満たす特許に比して、技術の発展または経済において大きな重要性を持つ。

④ 強制実施権設定後の変更命令

強制実施権の設定により実施権を取得した場合に、当該実施権行使の条件が行使前に 考えていたよりも重い負担を強いるものであることが判明し、当該発明を(当該条件で) 実施すれば損失を免れないときには、かかる事由を理由として、当該実施権の条件の変 更を審査管理官に請求することができる。かかる請求は、所定の様式をもって行わなけ ればならない。実施権の条件の変更請求、ならびにこれの通知および聴聞手続きは、強 制実施権の設定において行われる手続きに準ずる。強制実施権の条件を変更すべきであ ると判断された場合には、審査管理官により必要であると判断された通りに、実施権が 変更される。

⑤ 強制実施権設定の条件

次に掲げる条件は、強制実施権を設定するに当たり、必ずこれを満たすよう求められることがある。

- i. ロイヤルティその他の対価を定める場合には、相当な価額であること。
- ii. 特許製品を、一般の人々が合理的に無理のない妥当な価格で利用することができること。
- iii. 付与される強制実施権が排他的なものでないこと。
- iv. 強制実施権が譲渡不可能なものであること。
- v. 強制実施権の存続期間が、当該特許の存続期間の残りの期間であること。但し、 かかる期間よりも短い存続期間の方が公益にかなう場合には、この限りではない。
- vi. 強制実施権設定の目的が、主にインド市場に対する供給にあること。
- vii. 半導体技術の強制実施権を設定する場合には、その目的が、公的な非商業実施のために当該発明を実施するために付与するか、または司法もしくは行政手続において競争を抑止するような効果を持つと判断された慣行を是正するために付与すること。
- vii. 司法または行政手続において競争抑止効果を持つと判断された慣行を是正する目的で強制実施権を設定する場合に、実施権者が特許製品を輸出することができるようにする必要があるときには、これを許可すること。

⑥ 強制実施権の終了

強制実施権は、これを設定する理由とされた状況が消滅し、かつ、かかる状況が再び発生する可能性が低いと考えられる場合には、審査管理官により終了させられる。強制実施権の終了は、特許権者またはその他当該特許に係る権利・利益を有する者が、所定の様式をもって、これを請求することができる。強制実施権の終了請求に当たっては、当該請求の根拠とする証拠を添付しなければならない。取消しの請求者は、請求書および証拠を強制実施権の保有者に送達し、当該送達の実施日を審査管理官に報告しなければならない。強制実施権の保有者は、任意で、強制実施権の取消し請求書を受け取ってから1カ月以内に、当該請求に対し証拠を添えて異議を申し立てることができる。その場合には、異議申立書を取消しの請求者に送達しなければならない。異議申し立て手続きにおいては、請求者および異議申立人のいずれも、審査管理官から求められ、または審査管理官の許可を得た場合を除き、意見書または証拠を提出することができない。異議申し立ての聴聞期日は、審査管理官が決定し、遅くとも10日前までに、異議申し立て手続きの全当事者に通知される。聴聞手続きは、特許の付与に係る異議申し立て手続きに準ずる。異議申し立て続きを終了するという判断が審査管理官から出された場合には、その終了の条件が明記された命令が発出され、両当事者に送達される。

⑦ 関連特許の実施権許諾

ある特許発明を実施する権利を有するのに、別の発明の特許が(他の特許権者に)付与されたために、権利を有する当該特許発明を無駄なくまたは可能な限り最大限実施することができない場合がある。そのような場合には、かかる事由を理由として、当該別の発明の特許につき、実施権許諾を審査管理官に請求することができる。

上記のような場合には、次に掲げる要件を満たすと判断されない限り、いかなる命令 も発出することはない。

- i. 上記のような強制実施権の請求者は、自ら権利・利益を保有する発明の実施権を 合理的な条件で、自ら実施権を求める特許の特許権者およびその実施権者に対し、付与 しまたは(第三者等をもって)付与させることができ、かつその意思を有すること。
- ii. 上記の実施権の請求者が権利・利益を保有する発明が、インド領域内における商業または産業活動の制度または発達に大きく貢献していること。

ある特許発明が、別の発明の特許が存在するために、実施することができない場合に、 当該別の発明に係る強制実施権を設定する正当な根拠が存在すると判断されたときには、 審査管理官が適切と考える条件で、当該別の発明に係る強制実施権の設定が命じられる。 また同時に、当該別の発明の特許権者またはその実施権者から要求があった場合には、 当該別の発明の特許が存在するために実施することができなかった特許発明に係る強制 実施権も設定される。かかる強制実施権は、その元となる特許が譲渡される場合を除き、 これを譲渡することができない。

上記のような強制実施権の請求、審査および設定における手続きは、通常の強制実施権の設定に準ずる。また、上記のような強制実施権を設定後に変更する場合には、通常の強制実施権を設定後に変更する場合と同じ理由を必要とし、同じ手続きをもって行われる。更に、上記のような強制実施権を設定する際の条件は、通常の強制実施権を設定する際の条件に準ずる。

(4) 不実施による特許の取消し

強制実施権の設定から2年が経過した後は、インド中央政府または利害関係者から審査管理官に対し、当該強制実施権に係る特許の取消しを命じるよう求めることができる。かかる請求は、特許発明がインド国内において実施されていないこと、または特許発明が合理的な公益上の要件を満たしておらず、もしくは特許発明を一般の人々が合理的な価格で利用することができないことを理由として、行うことができる。不実施を理由とする特許の取消し請求は、フォーム19をもって行い、請求の根拠、および請求者がインド中央政府でない場合には、当該請求につき請求者がどのような利害を有するかを、明記して行わなければならない。特許の取消し理由が妥当なものであると判断された場合には、審査管理官から当該特許の取消し命令が下される。特許の取消しは、通常は、審査管理官に請求が出されてから1年以内に、その判断が下される。

(5) 中央政府の告示による強制実施権

中央政府が、国家の非常事態、緊急事態、または公益上、当該発明を実施する強制実施権を設定する必要があると確信する場合には、官報に通知することによってかかる強制実施権の設定を公表し、この通知がなされた場合には、

- ① 審査管理官が適切と考える条件により、当該特許の全関係者に、強制実施権が設定される。
- ② 強制実施権の条件を決定するに当たり、審査管理官は、当該特許製品につき、特許権者が特許権に基づき合理的な利益を得ることができ、かつ一般の人々が最も安価な価格でこれを利用することができるように努める。

上記のような強制実施権の請求、聴聞および設定における手続きは、通常の強制実施権の設定手続きに準ずる。但し、審査管理官が上記のような請求を受け検討した結果、国家の非常事態、緊急事態または公益上(公衆衛生上の危機的状況を含む。)やむを得ないと確信した場合には、当該請求につき、通常強制実施権を設定する際に取る手続きを経ないことがあり、そのような場合には、審査管理官は、できる限り速やかに、通常の手続きを取らないことを特許権者に通知する。上記強制実施権は、通常の強制実施権の許可の拡張について示される理由および手続きによって拡張することができる。更に、上記のような強制実施権を設定する際の条件に準ずる。

(6) インドにおける強制実施権

インドで許可された強制実施権の最初の例は、NATCO対 Bayerのケースである。15

ネクサバール(腎臓癌および肝臓癌用の抗癌剤。特許は Bayer に付与されている。)を製造するための強制実施権について、NATCO は特許審査管理官に申請した。審査管理官は、Bayer が上記薬剤を妥当な価格で提供していないこと、インドで十分な品質の上記薬剤が入手できないこと、またはインドで上記発明が実施されていないことに気づき、それ故、NATCO を支持して強制実施権を許可し、上記薬剤を販売することを許可した。

¹⁵ 強制実施権出願 2001 年第 1 号 http://www.ipindia.nic.in/ipoNew/compulsory License 12032012.pdf 特許第 215768 号については、1970 年特許法の第 84 条(1)における強制実施権のための出願。

Bayer は、審査管理官の決定に対し、知的財産権審判委員会 (IPAB) に不服申立を した。IPAB は 2013 年 3 月 4 日付けの命令により強制実施権を維持した。¹⁶

強制実施権は、Bayer により販売されているネクサバールの価格である 284,428 インド・ルピーに対し、NATCO が上記薬剤を 120 錠の箱(1 カ月の治療用)あたり 8,8 80 インド・ルピーを超えない価格で販売することを可能にする。この強制実施権は 20 21 年の特許の満了まで有効である。この判決で、IPAB は、純売上高の 7%の使用料を Bayer に支払うよう命じた。また、判決は、10 年間に少なくとも 600 人の貧しい人に 無償で上記薬剤を供給することを NATCO に義務づけている。

強制実施権に関する主な重要な論点は、「公衆の合理的な要求」、「合理的で良心的な価格」および「特許発明の実施」である。これらの表現は、インドでの強制実施権の根拠に言及している第84条(1)の3つの要件を表している。

IPAB に対する議論において、Bayer は審査管理官に指示されたよりも更に低い価格(合理的な価格)(1 カ月あたり 5,400 インドルピー(約 90 米ドル)で Cipla により上記薬剤の被疑侵害販売されている)で入手できたので、強制実施権は不要であると主張した。

Bayer は、基本的に上記薬剤が必ずしも特許権者によらないでも合理的で良心的な価格で市場で入手できるなら特許法第84条1項b号には抵触しない、と主張した。また、公衆の要求が、特許権者以外の者によって満たされた場合も、同条1項a号には抵触しないとした。更に、Ciplaは研究および開発する負担を負っていなかったので、Ciplaは任意の価格で上記薬剤を販売することを選択できた。Bayerの異議申立の棄却に際し、IPABは第83条における特許の実施の決定についての指針を調べてみて、発明の実施は、他人でなく、特許権者および実施権者による特許発明(品)の販売により確認する必要があることを明示した。IPABは、これと反対の解釈は、独占権が自己の発明を公衆に届ける努力を何らしない者に付与されることを意味し、第三者の働きについてその者に対し裁判所に侵害訴訟を持ち込むかのようであると判示した。

更に、裁判所は、合理的な公衆の要求を決定する際に、第86条7項i号が「発明を十分に利用するために、特許権者または実施権者によりなされる手段」にのみ言及していることに気づいた。

NATCOに有利な決定は、Bayerが第84条1項の3つの基準に合致しているという事実認定に基づくものであった。Bayerは、インドにおいて患者人口のわずか2%にのみ薬剤を提供していた。したがって、ネクサバールに関しては、公衆の合理的な要求は満たされていなかった。

更に、Bayerの薬剤は不当に高い価格でしか入手できなかった。したがって、Bayerの薬剤は「合理的で良心的な」価格基準を満たしていなかった。IPABは、発明の「合理的な手頃の価格」が、公衆および発明者の両方に合理的であることを意味するとのBayerの主張を退けた。IPABは、患者の視点からは、合理的な手頃な価格設定であるとの見方は存在しないことを強調した。しかし、IPABは審査管理官とは意見を異にし、手頃な料金を可能にするさせるための製造業者による価格の引き下げが(強制ライセン

86

¹⁶出願番号 OA/35/2012/PT?MUM の受付番号 045/2013。http://www.ipab.tn.nic.in/の受付の 第 6 ページ参照。

スの)手続きを妨げるということはできず、特許権者は価格を引き下げにより、その発明を公衆に利用できるようにするべきであると判示した。このようなケースにおいては、特許権者は強制実施権を終了させるよう申請することができる。しかし、本件では、薬剤の高価格が国民の購買能力を超えていたので、合理的に手頃な価格とは認められかった。

IPABは、Bayerが、インドでは特許を十分に機能させていなかったと判示した。IPABは、発明を機能させることは、この場合の事実に依存し、「現地での製造」だけで、発明がインドで機能したことを証明するのに必要であったとは言えないと判示した。また、輸入は、単独で発明の「機能」の条件を満たすことができる。しかし、特許権者は、現地で製造することができなかった理由を示さなければならない。証拠がなければならない効果に対する単なる事実では不十分である。Bayerは、本発明について現地で製造することができず、ネクサバールを十分量輸入できなかったかについての証拠をなんら提示することができなかったので、発明は「機能する」ことができなかった。

しかし、IPABは、強制実施権の手続きが、発明者、または強制実施権の申請者のいずれに対してもなされておらず単に公共の利益のためになされたことを明らかにした。

IPABは、ロイヤルティは薬剤の純売上高によって支払われるべきで粗利益から支払われるものでないと判示する審査管理官に同意した。しかし、その前に示された証拠に基づき、IPABは、審査管理官によって6%に設定されたロイヤルティを7%に引き上げた。

Bayer AGは、IPABによる審決に不服で高等裁判所に上訴するという情報が流れていた。17しかし、いまだに上訴されたとは思えない。上訴の提出期限の3カ月が過ぎているので、期限切れとなっている。

BDR Pharma は、Sprycel の商標で Bristol-Myers Squibb (BMS) によって市販され、慢性骨髄性白血病の治療に用いられているダサチニブのジェネリック医薬品を製造するための強制実施権を許諾を得るための申請書を、2013 年 3 月 4 日にインド特許局に提出した。 18

したがって、特許局に対してより多くの強制実施権の申請がなされ、司法手続きを経ることにより、強制実施権に関する規定の解釈および適用が、より明らかになるであろう。

16. 政府による実施又は取得

(1) 政府による実施

インド特許法(1970年)においては、人に対して認める特許の効力と同じものを、インド政府に対しても認めている。但し、原則として、インド特許法に定める特許の効力に係る規定以外の規定による制限を受け、また特に行政府が特許を使用し取得する場合については、特別規則が適用される。行政府には、一定の場合には、所定の手続きを経ることな

¹⁷ http://www.thehindubusinessline.com/companies/bayer-to-appeal-against-indias-patent-ruling-on-nexvar/article4484568.ece 参照。

¹⁸ http://articles.economictimes.indiatimes.com/2013-03-19/news/37844453_1_compulsory-lic ense-dasatinib-sutent 参照。

第1章 知的財産権の取得

く、一定の方法で特許発明を実施する権限が認められる。具体的には、次に掲げるいずれ かについて、これらを自らのために輸入しまたは使用することができる。

- ① 特許の付与された機械、器具その他の製品
- ② 特許の付与された方法を用いて製造された製品
- ③ 特許の付与された方法

但し、行政府が上記のものを製造しまたは輸入することができるのは、その目的が自 ら使用することにある場合に限られる。

この他にも、行政府は、自ら使用する目的で、または行政府が自らもしくは代理人をもって運営する医療機関やインド中央政府により官報において告示された医療機関において頒布する目的で、特許の保護を受ける医薬品を輸入することができる。また、行政府、または直接もしくは間接に行政府により権限を認められた者は、現行法に基づき無効と判断された特許製品を、販売しまたは使用することができる。

(2) 出願前の政府による実施

行政府は、自らもしくは政府の事業のため、優先日よりも前に、書類に記録し、試験を行い、または試用した発明を、実施する権限を有する。かかる記録、試験または試用には、直接または間接に特許権者またはこれが権利を付与した者との当該発明についての単なる情報のやり取りのような場合を含まない。行政府がかかる発明を実施するに当たり、ロイヤルティその他の対価を支払う必要はない。

行政府による発明の実施は、インド中央政府により書面をもって実施の権限が付与された者も、これを行うことができる。中央政府は、特許の付与のなされる前でも後でも、また発明の実施権限を付与する行為の行われる前でも後でも、人に対し実施権限を付与することができる。しかも、実施権限を付与する対象者については、何らの制限も受けない。なお、行政府による発明の実施につき、これを行う権限を付与するに当たり、(当該発明の)特許出願人または特許権者の許可を得る必要はない。

(3) 特許後の政府による実施

行政府が特許の付与後に発明を実施する場合には、当該発明の実施前か後かに拘わらず、中央政府またはこれから権限を付与された者、および特許権者の間において合意する条件に従って、当該発明を実施しなければならない。

① 相当な対価

上記のような場合に特許権者に支払われる対価は、当該特許の経済的価値を考慮した上で、相当な価額を限度とされる。

② インド高等裁判所への付託

上記の中央政府等および特許権者の間において(両者の協議により)合意に到らない場合には、(当該発明の)実施条件は、インド高等裁判所が、紛争解決の際に適用する手続きに従って(以下に記載)、決定する。

③ 独占的実施権者および承継人

当該特許につき独占的実施権者が存在する場合、または当該特許が承継人に譲渡されている場合には、前述の相当な対価は、場合に応じてかかる独占的実施権者または承継人にも支払われる。

④ 報告義務

行政府による発明の実施につき、これを行う権限を中央政府から付与された者は、できる限り速やかに、かかる権限を付与されたことを特許権者に通知し、当該発明の実施につき特許権者から求められる情報を、特許権者に提供しなければならない。発明の実施が政府事業により行われる場合には、中央政府が、(当該発明の)特許権者または特許出願人に提供しなければならない情報を収集する。当該特許につき独占的実施権者が存在し、または当該特許が承継人に譲渡されている場合には、上記の通知および情報提供は、かかる独占的実施権者および承継人に対しても行われる。但し、国家の非常事態、緊急事態または公益上やむを得ない場合には、行政府は上記の情報提供を行わなくてもよいとされている。

⑤ 特許権者から取得した実施権による政府の実施した特許発明にかかる製品の購入者

行政府が発明を実施する権利には、営利を目的としないで当該発明製品を販売する権利 が含まれる。こうした発明製品を購入した者は、かかる者に代わって権利を主張する者も 含めて、当該製品の処分につき、中央政府または権限を付与した者に準じて、当該発明の 特許権者と同等の権利を有するものとみなされる。

⑥ 特許の実施権および譲渡に対する制限

中央政府以外の者、および特許権者または承継人との間で、実施権許諾、譲渡またはその他の合意がある場合に、かかる合意において次に掲げるような定めが置かれているときには、かかる定めの適用は制限を受ける。

- i. 当該発明、またはこれに係る模型、書類、もしくは情報を、行政目的で使用することを制限しまたは制約する規定
- ii. 当該発明、またはこれに係る模型、書類、もしくは情報を、行政目的で使用する場合の対価の支払いについて定める規定

⑦ 著作権の侵害とは見なされない

行政目的で使用する模型または書類を複製しまたは公開しても、当該模型または書類 につき発生する著作権を侵害したものとは見なされない。

⑧ 譲渡された特許の実施

特許権または特許を出願する権利は、当該特許に係る発明の実施に ついて定めるロイヤルティその他の対価を譲渡人に支払う条項(特許法 101 条 2 項)により、特許権者に、譲渡されてきたものといえよう。そのような場合に、かかる特許の譲渡を受けた特許権者が、中央政府の命令に従って、行政目的で当該発明を実施する場合には、かかる発明の実施は、中央政府の権限によるものとみなされる。中央政府が発明を実施する場合に、行政府から特許権者に支払われる対価は、特許権者およびこれに当該特許を譲渡した者との合意に基づき、これを分け合うこととされている。万一かかる合意に到らない場合には、高等裁判所が、かかる対価を両者にどのように割り当てるかを、紛争解決の際に適用する手続きに従って、決定する。

⑨ 独占的実施権者

第1章 知的財産権の取得

独占的実施権を有する者がいる場合に、当該発明を行政目的で実施する権限が付与された場合には、行政府から支払われる対価は、特許権者および独占的実施権者が、協議の上合意に基づき、これを分け合うこととされている。万一かかる合意に到らない場合には、高等裁判所が、かかる対価を両者にどのように割り当てるかを、紛争解決の際に適用する手続きに従って(以下に記載)、決定する。独占的実施権者に割り当てる対価の価額を決定するに当たり、高等裁判所は、次に掲げる諸費用を考慮することになっている。

- i. 当該発明の開発に要した費用
- ii. 特許発明の実施について定められたロイヤルティその他の対価以外のものを、特許権者に支払うために要した費用

(4) 政府による取得

インド中央政府は、特許の付与されたまたは特許出願のなされた発明を取得することができる。中央政府は、かかる取得につき、官報に告示することにより発表する必要があると考える場合には、そのような措置を取る。かかる告示の効果は、当該発明または特許およびこれらに係る全ての権利が、中央政府に移転し帰属することである。また、かかる取得については、特に当該特許の出願人、および当該特許につき権利・利益を有する者として特許原簿に登録された全ての関係者に通知がなされ、中央政府からこれらの者に(当該特許に係る)対価を支払わなければならない。対価の価額は、中央政府および当該特許の出願人、特許権者その他の者との間で協議の上合意に基づき決定するか、またはインド高等裁判所が紛争解決の際に適用する手続きに従って、決定することとされている。インド高等裁判所が対価の価額を決定する場合には、次に掲げる事項を考慮することになっている。

- ・発明に関して要した費用
- 特許の存続期間、実施期間、実施方法
- ・その他の関連事項

①紛争解決の手続き

中央政府による発明の実施、実施条件、実施の対価につき割当て分を受け取る権利、または発明の取得につき支払う対価の価額について、紛争が発生した場合には、高等裁判所がこれを解決する。

上記のような紛争が発生した場合には、中央政府は、特許の取消しを求め、または特許無効を申し立てることができる。また、高等裁判所は、行政府による発明の実施に係る法的手続きを高等裁判所が定める条件の下で、公選仲裁人(高等裁判所において選任された仲裁人)、仲裁人または裁判所の委託を受けた執行人(comissioner)に付託するよう命じることができる。

②特定な場合の政府判断

中央政府の職務に従事する者が発明を行い、当該発明の主要な部分が、当該従事者の担う通常の職務の過程において行われた業務に関連したものであることが証明された場合に、当該発明につき紛争が発生したときには、これを解決する権限は、中央政府にあ

る。かかる場合には、中央政府は、特許権者およびその他の関係者に、意見陳述の機会を与えなければならない。

17. 特許権の実施

(1) 審査管理官の要請により提出する情報

特許の存続期間中はその時期を問わず、特許権者または実施権者は、インドにおいて当該発明を商業的に実施している程度について、これに係る情報を提供し、定期的に報告書を提出するよう、審査管理官から求められることがある。かかる要請は、書面をもって通告することにより行うこととされている。通告をもって要請された情報は、通告日から2カ月以内に提供・提出しなければならない。

(2) 定期的に提出する情報

特許権者および実施権者は(独占的実施権者か否かを問わない。)、特許発明をインドにおいて商業規模で実施している程度について、必ず所定の様式をもって、報告書を提出しなければならない。かかる報告書の提出は、毎暦年末日現在の状況について、当該暦年末日から 3 カ月以内に提出し、爾後定期的に提出しなければならない。提出する報告書は、特許権者、実施権者またはその授権代理人による正式な認証を受けたものでなければならない。報告書の必要記載事項は、次に掲げる通りである。

- ① 当該発明の実施の有無
- ② 当該発明が実施されていない場合には、不実施の理由および実施のための措置
- ③ 当該発明が実施されている場合には、次に掲げる条件に該当する特許製品の数量および価額(通貨単位はルピー)
- i. インドにおいて製造されたもの
- ii. インド以外の国から輸入されたもの。この場合は、当該輸入国の詳細も合わせて 記載すること。
- ④ 当該暦年中に許諾された実施権および再実施権
- ⑤ さらに、妥当な価格で公益上の必要性が、部分的に、または適切な範囲で、または完全に満されたいるかについても、記載を要する。

特許実施報告書の記載事項は、審査管理官により公開されることがある。発明が実施されておらず、または実施報告書が提出されていない場合には、その事実が公表され、強制 実施権を請求することができる旨が公衆に対しに告示される。

特許権者または実施権者は、発明の実施に係る情報を提供せず、または情報の提供を拒んだ場合には、罰金を最高 1,000,000 ルピー(およそ 16,666 米ドル)科される。また、提供した情報が虚偽のものであり、または虚偽であることを知っており、もしくは虚偽であると考える理由があり、もしくは虚偽であると考えていたにも拘わらず、当該情報を提供していた場合には、禁固刑を最長 6 カ月間もしくは罰金またはこれらの両方に処せられる。

第4節 意匠

インドにおける意匠の法は、意匠法 (2000 年制定) および意匠規則 (2001 年制定) である。これらの法令において、意匠の登録および保護を定める。なお、これらの法令制定をもって、1911 年に制定された旧意匠法が廃止された。

インドは、パリ条約および TRIPS 協定に加盟しており、これらの条約に定める最低限の意匠の保護を認める義務を負う。なお、意匠登録上の分類については、インドはロカルノ協定を批准してはいないが、同協定に定める分類を採用している。

1. 法上の意匠権の対象

インド意匠法の目的は、工業的に生産する物品に利用するために創作された新規のまたは独創的な意匠を保護することにある。

新規の独創的な意匠は、インド意匠法に基づき登録される。インド意匠法においては、「意匠」とは、工業的に生産する(手工業生産か、機械生産か、化学生産かを問わない。)物品に、二次元的にもしくは三次元的にまたはこれらの両次元において、個別にまたは組み合わせて利用する形状、形態、様式、模様、柄、または色彩で、完成品の状態において視覚に訴えかけるものであり、かつ視覚をもってのみ識別可能なものに限ると定める。単なる機械装置としか見なしえないような構造の形態や原理等は、意匠とはされない。また、商標法等に定める商標、またはインド刑法典に定める財産標章、またはインド著作権法に定める美術著作物は、いずれも意匠として認められない。

上述の通り、意匠の定義においては、「物品」に利用されるものであることが要件とされている。「物品」とは、生産された物品および人工の物質または人工の部分と自然の部分とを併せ持つ物質をいい、物品の一部を成し分離して販売することが可能なものも含む。

インド意匠法においては、複数の関連物品(組物)について、単一の意匠を登録することが認められている。「関連物品(組物)」とは、複数の物品が、同一の一般的特徴を有し、通常一組として販売され、または一組で使用するものとして生産されており、一組を構成する全ての物品に同一の意匠または類似の意匠でかつその特徴を変えず意匠の同一性に大きな影響を与えないような意匠が付されているものをいうと定められている。

インドにおいては、日本の場合とは異なり、意匠法において、部分意匠または関連意匠 の登録は認められていない。

インドにおいて、意匠登録を受けるためには、次に掲げる全ての要件を満たさなければ ならない

- (1) 新規のまたは創作性のある意匠であること。
- (2) インドまたはその他の国々のいずれにおいても、出願日(または優先日)まで に、有形の媒体による発表または実施その他の方法により、意匠が公開されていな いこと。
- (3) 既知の意匠またはこれを複数組み合わせたものから明らに識別ができる意匠であること。

(4) 公序良俗を害するおそれのない意匠であること。

意匠法に定める新規性の判断基準においては、絶対的な新規性の要件を求める。すなわち、インドその他の国々において有形の媒体により発表しまたは用いられことにより、 (出願前に) 意匠が公開されたこととなっている場合には、新規性を喪失したものとみなされる。

「明らに識別ができる」(という基準)とは、特許要件における非自明性の審査基準に類似するものである。(登録対象となる)意匠は、現行水準を構成する意匠から明らかに識別できるものとして認識されるものでなければならない。自動車メーカーは当該意匠が属する区分の意匠を保護することができる。問題は、それゆえに同一意匠ではあるが別の区分の別の出願は拒絶されることとなるということである。そのような意匠出願は意匠法4条(a)で新規でもなく創作性もないとして拒絶されることとなる。1

最近の Reckitt Benkiser India Ltd 対 Wyeth Ltd²のケースでは、デリー高等裁判所は 何が創作性のある意匠を構成するものであるかが議論となった。裁判所は、新規で創作性 のあることにつき、周知ではなく公共財には属さない意匠であることを意味するものと通常、理解されるとした。

意匠法で言えば、「創作性がある」とは特定の物品に用いることに関して新規であることを意味する。裁判所は、当該意匠が完全に新規であることを要するものではなく、その意匠が以前はその物品に用いられておらず、その物品に新たに用いられていれば十分であるとしている。

意匠法には「must match」という除外条項は規定されていない。この条項は、別の物品の外観に依存する意匠の登録を除外するというもので、その意匠はその物品の構成部分をなす意匠とデザイナーが意図したものとされる。意匠は既に述べた 4 つの要件を満し物品に用いられるかぎり、インドでは登録されうるのである。

「must match」について言えば、物品の部分が別個に製造され販売されるものである場合に、物品の部分を含む物品に用いられるいかなる意匠も登録可能なもである(意匠法2条(a)及び(d))。それゆえに、インドの意匠法は意匠の登録について少し異なる基準を用いているようにみえる³。インド法は、意匠の要素を有するがより大きな包括的な製品の部分を構成する物品に対して、少し広い保護を与えているようにみえる。

インド中央政府による承認を受けた工業展示会または国際展示会において、意匠を公開した場合には、かかる公表につき、これを行う前に、所定の様式をもって審査管理官に届け出ており、かつ当該意匠または物品を初めて公開し、または刊行物に記載してから 6 カ月以内に意匠登録を出願していれば、意匠を有効に登録することができる。

また新規性は、(形式的にではなく)実質的に認められるものであることを要する。当該意匠と先行意匠との相違が極めてわずかなものである場合には、新規性が否定される。

¹編者注:例えば、自動車についての登録意匠を後に第三者が玩具の意匠として出願するケース

² http://indiankanoon.org/doc/3849421/ 参照

³編者注:英国法の影響のあるシンガポールやマレーシアと較べると。

第1章 知的財産権の取得

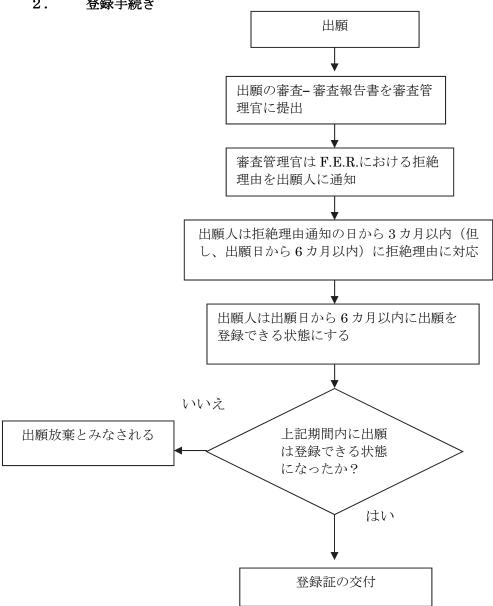
同様に、当該意匠の属する分野において既に知られた特徴を組み合わせたに過ぎず創作されたとは言えないものや、当該意匠の属する業界においてはよくある先行意匠を応用したものにすぎない場合にも、新規性が認められない。

次に、意匠登録が認められるには、独創的であることを要するが、これは、当該意匠が、登録権者が独自に創作したものであることを求めるものである。当該意匠が、既存の意匠に基づいて作成されたものではなく、独自に考案し創作したものでなければならないということである。

商取引および商品標章法(1958年制定)第4条1項に基づき任命された特許・意匠・商標管理総局長官がインド意匠法の下で意匠審査管理官である。また、インド意匠法の目的のために、インド中央政府は、審査官その他の担当官を中央政府が適切と考えるように選定して、任命する。

新規のまたは独創的な意匠に対する権利を有するのは、意匠の創作者である。意匠の所有権または出願権が譲渡された場合には、当該譲渡を受けた者が、意匠に対する権利を得る。但し、意匠の創作者が、他の者から相当な対価を受け取り、当該意匠を創作する場合には、意匠権者は当該対価を支払った者となる。また、意匠またはこれを出願する権利を排他的にまたはその他の条件で取得した場合には、当該意匠又は出願をする権利を取得した者が、意匠権者となる。

2. 登録手続き



(1) 出願

意匠登録を出願するときには、願書の他に、意匠見本を 4 部添付しなければならない。 意匠見本および出願書には、出願人またはその代理人の正式な署名を記さなければならない。また、登録する意匠の分類および当該意匠を利用する物品についても記載しなければならない。一つの意匠を複数のクラスにおいて登録する場合には、クラス別に出願する必要がある。出願することのできる意匠は、単一の物品に利用する意匠、または組物に利用する意匠である。「組物」とは、複数の物品が、同一の一般的特徴を有し、通常一組として販売され、または一組で使用するものとして生産されており、一組を構成する全ての物品に同一の意匠または類似の意匠でかつその特徴を変えずもしくは意匠の同一性に大きな影響を与えないような意匠が付されているものをいう。なお、新規性を証する書類およびその他の追加書類の提出が、審査管理官から求められることがある。

意匠登録の出願における必要届出事項は、出願人の氏名、住所および国籍であり、必要提出書類は、意匠見本 1 組である。パリ条約等の締約国への出願で優先権の行使を求める場合には、優先権を有する事実を証明する書類も、出願時に提出しなければならない。但し、優先権を証明する書類の提出期限は、出願時に延長を請求すれば、3 カ月間の延長が認められる。インドにおいて出願する者と、パリ条約等の締約国への出願において出願した者とが異なる場合には、これら締約国への出願に基づき優先権を行使する権利を有することを証する証拠も、併せて提出しなければならない。かかる証拠は、譲渡証書でもよい。

(2) 相互主義の協定

英国またはその他(意匠登録に係る)条約の締約国もしくは国家群または政府間機関の加盟国のいずれかにおいて、意匠の保護を求めて出願した場合に、当該意匠をインド意匠法に基づき登録しようとするときには、(上記の国における出願に基づき)優先権の主張をすることができる。このような場合には、出願日は、英国またはその他上記の国において出願した日となる。但し、かかる出願は、英国等において意匠登録を出願したときから6カ月以内に行うことを要する。また、かかる意匠の権利者は、当該意匠がインドにおいて実際に登録されるまでに発生した意匠権の侵害に対して、損害賠償を求めることができない。なお、英国その他上記の国々において、意匠の保護を求めて複数の出願がなされた場合には、当該複数の出願のうち最も早く行われた出願日から6カ月以内に、インドにおいて当該意匠の登録を出願しなければならない。

本項において、「締約国」、「国家群」、または「政府間機関」という用語は、工業所有権の保護に関するパリ条約(1883年締結)1967年にストックホルムにおいて改定および1979年に改正された、多国間貿易交渉ウルグアイラウンド合意を具体化した世界貿易機関の設立を定めた国家群、または政府間組織をいうものとする。

(3) 意匠見本

意匠見本は、全く同じものを複数部揃えなければならない。組物意匠の場合には、意匠を物品に利用する方法として考えているものを全て、意匠見本に明記しなければならない。意匠見本は、必ず A4 標準サイズの耐久性のある用紙を用いて、片面にだけ記載しなければならない。言葉、文字または数字は、これらが意匠の重要な要素でない場合には、意匠見本に記入してはならない。表面パターンの繰り返しからなる意匠の場合には、必ず縦 5インチ横 4 インチ以上の範囲に、基本となる表面パターンを正確に記載し、縦横共に十分な範囲を取って当該表面パターンの繰り返しを記載しなければならない。なお、意匠見本に氏名または表明事項が記載されている場合には、当該氏名の者または当該表明事項を行った者が生存しているときには、たとえばデザイナーの名前がその意匠に表されている

場合に、その本人から、かかる者が既に死亡しているときには、その遺産管理人から、その名前を含むことにつき同意を得るよう、審査管理官から求められることがある。

(4) 登録の承認 (acceptance)

インドにおいては、意匠登録の出願があり、これが前述の新規性その他の要件を満たす場合には、審査管理官により、当該意匠が登録される。意匠の登録に当たっては、審査管理官の指名する審査官により出願が審査され、当該審査結果を踏まえて、インド意匠法に基づき当該意匠の登録を認めることができるという審査管理官の判断を受けなければならない。なお、意匠の登録は、インド意匠法に定める分類別に行われる。

登録された意匠は、人および行政府のいずれに対しても、同一の法的効力が認められる。 特許の行政目的での実施および中央政府による取得を定めたインド特許法の規定は、意匠 に準用される。

(5) 手続き

意匠登録の出願審査の結果、出願人に不利益となる拒絶理由が示された場合には、当該 拒絶理由が審査管理官から出願人またはその代理人に通知される。かかる通知を受けてか ら 3 カ月以内に、当該拒絶理由として挙げられた事由を解消しない場合には、当該出願は、 取下げられたものとみなされる。

審査通知においてよく指摘される実体的事項に係る拒絶理由は、意匠に新規性が認められないというものである。このような新規性が存在しないという指摘は、当該意匠に先行する意匠を具体的に挙げることなく、拒絶理由として提示されることがある。そのような場合には、かかる拒絶理由に対する異議申し立てが行われることが多い。一方で、具体的な先行意匠を挙げた上で新規性の欠如を指摘した拒絶理由が出された場合には、登録を求める意匠と先行意匠との相違を証明して、反論することができる。審査官が拒絶理由において先行意匠が具体的に挙げていない場合には、特定の先行意匠との相違を証明しなくても、登録には新規性に関する一般的な意見書の提出で足りる。

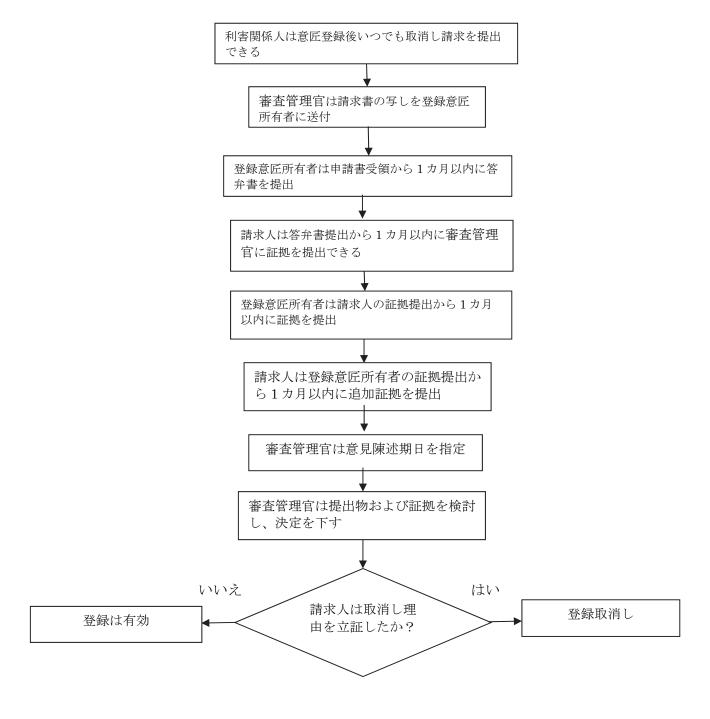
意匠登録の出願審査の結果、拒絶理由通知を受けた場合には、当該通知を受けた日から3カ月以内に、意見陳述の機会を求めることができる。また、審査管理官の裁量で、意見陳述の機会が設けられることがある。意見陳述が行われることになった場合には、10日間またはこれよりも短い期間で審査管理官が適切と考える期間の通知が、出願人に交付される。出願人は、通知を受けたら、できる限り早く、意見陳述を行うかどうかを、審査管理官に報告しなければならない。なお、意見陳述は、電話で行うことができる場合にはいつでも、ファックスまたは電子メールにより事前に必要事項を漏れなく記載した意見書を提出した上で、電話により行うことができる。

出願人から意見陳述が行われた場合には、意見陳述を聞いた上で、審査管理官の判断に基づき意匠の登録査定または拒絶査定がなされる。なお、出願人が意見陳述を行っておらず、または意見陳述を希望しない旨を審査管理官に伝えている場合であっても、上記のような査定がなされることがある。審査管理官による査定は、当該判断に到った理由および証拠等も含めて、出願人に通知される。審査管理官により査定が行われたものとみなされる日は、当該査定を出願人に通知した日である。意匠登録の出願審査の結果、拒絶理由が通知された場合には、意見陳述の手続きを取る期間を含めて、当該出願を行った日から6カ月以内に、当該拒絶理由に挙げられた事由を解消しなければならない。当該6カ月以内に当該拒絶理由を解消しない場合には、当該出願は、放棄されたものとみなされる。

第1章 知的財産権の取得

上述の通り、拒絶理由が出された場合でも猶予期間として 6 カ月間しか認められていないことから、一般に出願から登録までの手続きは速やかに進められ、意匠の登録証書は、通常出願から 7、8 カ月以内に交付される。

意匠登録取消しのフローチャート



3. 登録意匠における意匠権 (Copyright)

意匠登録が認められた場合には、その登録意匠の保有者は、登録日から 10 年間、意匠に係る意匠権が認められる。また意匠権の保護期間は、最初の保護期間 (10 年間) が切れる前に、所定の様式をもって、所定の手数料を納付して、意匠権の保護期間延長を申請すれば、当該保護期間を更に5年間延長することができる。

意匠登録は、歴史的理由により、意匠の「著作権 (copyright)」4を保護するものとみな される。著作権法における芸術的作品の意匠と著作権の最も重要な特徴は、両者が視覚に よる評価を基準とすることである。歴史的に見て、基本的に工業製品として創り出された が、著作権法の範囲内にも含まれる、ある種の芸術的作品は、より産業環境に適した規定 を有する意匠法によって別々に保護されるようになった。それらの特徴のうちのいくつか は、登録のための要件(より短期間の権利、および文字通りでない侵害に備えるための、 一層の柔軟性)である。これは、また、意匠法により保護されていないが、意匠法により 登録される可能性のある、工業意匠の限られた保護を提供するのみの著作権法に例外が存 在する理由である。このような意匠については、著作権法による「著作権」は「物品の意 匠を 50 個複製すると失効する。意匠法も歴史的に特許法と関連づけられており、両者は 1 911 年の同じ法律において同時に取り扱われていた。これは保護可能な意匠は、工業物品 に用いられるものであり、また、非文言侵害の認定に使用される特許の類似の判断基準、 すなわち、非容易性の判断基準が用いられる、という理由である。現在、その状況におか れているように、意匠法により保護可能な全ての意匠は、著作権法でも非常に限定的に保 護されているが、著作権法は、より一層広く、意匠法では保護することのできない著作物 を含んでいる。

更に、著作権法の第 15 条 1 項は、著作権が意匠と同時に存在してはならないと定めている。更に第 15 条 2 項は、物品は意匠法により登録することができるが、そのように登録されていない場合、工業的過程または機械的処理により 50 個以上複製されるとすぐに著作権保護は失効することを明瞭にしている。

4. 意匠の登録

意匠が設定登録されると、意匠原簿に、意匠番号、登録する分類、当該国(すなわちインド)における登録出願日、相互主義に基づく場合にはその日、登録意匠に係る権利、その他意匠の法的効力または所有権に関わる事項等が、記録される。意匠登録に当たり相互主義に基づくところの日が認められる場合には、当該意匠に認められる意匠権の保護期間延長または失効日は、当該相互主義の日を基準に決定される。

譲渡、移転その他法の適用により、登録意匠に係る意匠権を取得した場合には、所定の様式をもって、当該権原の登録を請求しなければならない。係る権原の登録が請求された場合には、当該権原を証明する証拠をもって確認した上で、審査管理官により当該意匠の権利者が登録され、当該権原の譲渡、移転その他証書について、意匠原簿に記録される。同様に、登録意匠に係る権利・利益を、譲渡抵当や実施権等により取得し、またはかかる権利等の変動が意匠原簿に登録されることになった場合にも、審査管理官により上記の手続きが取られる。意匠権もしくはこれが共有される場合にはその一部を譲渡し、または意匠権に譲渡抵当を設定し、意匠権の実施権を許諾し、その他意匠権に係る権利・利益を創設する場合には、書面により、全当事者間で合意した当該権利に適用する全条件を漏れなく明記した証書をもって、これを行わなければならない。かかる証書をもって定める権利

100

⁴編者注:意匠の著作権は意匠権に相当するものであるので、以後「意匠権」と記す。

等の登録を請求する場合には、当該証書の締結日から6カ月以内、または当該6カ月間に加 えて更に審査管理官が当該権利の登録請求時に許可する期間で計6カ月間を超えない期間 までに、所定の方法により、請求書を提出して行わなければならない。

(1)登録意匠の公告

意匠は登録されると、官報に掲載された後、一般に公告される。意匠の登録出願書および意匠見本は、所定の様式をもって、閲覧請求を行えば、これを閲覧することができる。登録意匠の認証謄本は、審査管理官に請求を出し、所定の手数料を納めれば、誰でも入手することができる。登録意匠に関する情報は、誰でも審査管理官に対し、所定の様式をもって請求し、所定の手数料を納付し、意匠の特定に必要な情報を提示すれば、当該登録意匠が当該時点で有効であるのかどうか、有効な場合には当該意匠の利用される物品の分類、登録日、および意匠権者の氏名・住所等を知ることができる。

(2) 登録簿の訂正

意匠原簿の記載事項に記載漏れがあり、または十分な根拠がないのに意匠原簿に記載されている事項があり、または不実記載が意匠原簿にあり、または意匠原簿の記載事項に誤りがあるために、損害を被った場合には、所定の方法により請求すれば、審査管理官が適切と考える記載事項の追加、削除または変更をもって、意匠原簿を訂正してもらうことができる。

意匠原簿の訂正が請求された場合には、審査管理官により、当該請求時に意匠に係る権利・利益を有する者として意匠原簿に登録された全ての関係者に対し、意匠原簿の訂正が請求されたことが通知され、同時に官報に掲載される。意匠原簿の訂正が請求された場合には、その事実が公開されてから 3 カ月以内であれば、これに異議を申し立てることができる。異議を申し立てる場合には、異議申し立てを提起してから 14 日以内に、意見書を 2 部提出しなければならない。意見書には、異議を申し立てる意匠につきどのような利害を有するのか、異議を申し立てる根拠、および求める救済を明記する。異議申立書および意見書は、審査管理官から意匠原簿の訂正請求者に送付される。なお、意匠原簿の訂正につき意見陳述が行われる場合には、登録意匠の取消しにおいて証拠提出および意見陳述に適用される手続きに従って(以下に定める。)、これが行われる。

5. 失効した意匠権の回復

登録意匠権に係る意匠権の更新料を納めなかったために、意匠権が失効した場合には、 失効日から 1 年以内に、審査管理官の許可を得て、所定の様式をもって、意匠権の保護期 間延長を請求することができる。かかる請求を行うに当たっては、所定の更新料を支払え なかった諸事情を明記しなければならない。また、かかる事情があったことを証明する証 拠を提出するよう、審査管理官から求められることがある。請求書および証拠を審査した 結果、意匠権の回復を認めるに足る事由が証明されていると推定されない場合には、その 旨が審査管理官から意匠権者に伝えられる。かかる判断を聞いてから 1 カ月以内に、意見 陳述の機会を要求しない場合には、当該意匠権の回復請求は却下される。意匠権者による 意見陳述が行われた場合に、意匠権の更新料が不納となったのは過失によるものであり、 また納付が著しく遅れているわけではないとの判断が出されたときには、審査管理官によ り当該意匠権の回復が認められる。意匠権を回復するには、当該意匠権の保護期間延長を 認める判断が審査管理官から出されてから 1 カ月以内に、意匠権者が未納の意匠権更新料 および指定の遅延手数料を納付しなければならない。意匠権の回復請求につき、審査管理 官の判断が出された場合には、これが官報に掲載される。なお、登録意匠が失効したとき から、当該意匠権の回復が認められるまでの間は、当該意匠またはこれに係る意匠権の侵 害につき、訴訟その他の法的手続きを提起することができない。

6. 意匠に係る物品の表示

意匠権者(登録意匠の保有者)は、登録意匠の正確な意匠見本またはひな形を意匠登録の出願時に提出していない場合には、当該意匠が利用された物品を売買取引において引き渡す前に、かかる意匠見本またはひな形に割り当てられた番号を、審査管理官に届け出なければならない。かかる届出を怠った場合には、審査管理官から意匠権者に対し通告がなされた上で、意匠原簿の登録が抹消され、意匠権は無効とされる。

また、意匠権者は、登録意匠が利用された物品を売買取引において引き渡す前に、「意匠登録」、「意匠」またはその他意匠を示す略語や記号等、および意匠原簿の意匠登録番号を、全ての物品に表示しなければならない。但し、もろくまたは壊れやすい素材でできた物品には、意匠登録番号を表示しなくてもよい。同様に、意匠が印刷されまたは縫い込まれた布製品(但し、ハンカチを除く。)、および粉炭でできた砕けやすく塊で売られる物品は、何も表示しなくても構わない。意匠権者は、その物品に意匠表示をしていない場合には、当該意匠に係る意匠権が侵害されたとしても、当該物品に意匠を表示するためにあらゆる適切な措置を講じたことを証明しない限り、これにつき処罰または損害賠償を求めることができない。また意匠の侵害につき救済を受けるには、意匠の侵害者が、当該意匠に係る意匠権の存在を知っていたか、これにつき知らされた上で、侵害行為を行ったことも、証明しなければならない。

7. 譲渡および実施許諾

譲渡、移転、実施権、抵当権、その他法律の適用によって、登録意匠に係る意匠権についての権利を取得した者は、その権利を登録するよう審査管理官に申請することができる。権限または権利の移転のための手段は書面によるものとし、その遂行から6カ月以内(さらに6カ月延長可能)に審査管理官に提出しなければならない。

8. 登録の取消し

意匠が登録された場合には、登録後その時期を問わず、当該意匠につき利害関係を有する者は誰でも、意匠登録の取消しを請求することができる。意匠登録の取消し請求を行うには、次に掲げるいずれかの理由を要する。

- (1) 当該意匠が、既にインドにおいて登録されたものであること。
- (2) 当該意匠が登録された日よりも前に、既にインドその他の国において、公開されていること。
- (3) 当該意匠には、新規性または独創性が認められないこと。
- (4) 当該意匠は、インド意匠法に基づく登録が認められるものではないこと。
- (5) 当該意匠が、インド意匠法に定める意匠に該当せず、また上記に定める意匠にも該当しないこと。

意匠の登録取消しを請求した場合には、当該意匠の重要な部分について、どのような利害を有するかを、示すよう求められることがある。なお、意匠を営利活動において利用するためという利害は、意匠の登録取消しの目的として認められる。

意匠の登録取消しを請求する場合には、審査管理官に所定の様式を 2 部提出して行わな ければならない。また、取消しの請求者が当該意匠につきどのような利害を有するか、お よび取消し請求の根拠を明記した意見書 2 部も、請求の際に合わせて提出しなければなら ない。意匠の登録取消しが意匠権者以外の者によって請求された場合には、請求書の写し および意見書が、審査管理官から意匠権者に送付される。当該意匠権者は、意匠の登録取 消し請求に対抗しようとする場合には、審査管理官が指定した期限までに、当該請求に異 議を申し立てる根拠を明記した答弁書を提出し、同時にこの答弁書の写しを取消し請求者 にも送付しなければならない。取消し請求者は、意匠権者の答弁書に対し、取消しの正当 性を証明する証拠を宣誓供述書として審査管理官に提出することができる。かかる証拠は、 同時に意匠権者にも送付しておかなければならない。そして今度は、意匠権者が、取消し 請求者の提示した証拠に対し、取消しが不当であることを証明する証拠を宣誓供述書とし て審査管理官に提出し、同時に取消し請求者にも送付する。意匠権者の提示した証拠に対 して、更に取消し請求者は、宣誓供述書として反証を提出し、同時にこれを意匠権者にも 送付する。なおこれ以降の手続きにおいては、いずれの当事者も、審査管理官の許可を得 た場合かまたは審査管理官から命じられた場合を除き、さらに証拠の陳述書を提出するこ とができない。

答弁書又は証拠の提出期限は、通常1カ月以内であるが、当事者から期限の延長が請求された場合には、審査管理官が特別に命じたときに限り、これが延長される。但し、延長が認められる場合でも、通常の期限を含めて3カ月間を超えることはない。また、提出された書類が英語以外の言語で作成されており、意見書等または証拠の引用が記載されている場合には、かかる書類を英語に翻訳し、認証を受けたものを2部、提出しなければならない。

陳述書等および証拠が提出されたとき、またはその他審査管理官が決定するときに、意 匠の登録取消し請求の聴聞期日が決定される。聴聞期日は、遅くとも10日前までに、審査 管理官から取消し請求者および意匠権者の両者に通知される。取消し請求者または意匠権 者は、聴聞を要求する場合には、所定の様式をもって、所定の手数料を納めて、これを審 査管理官に申し立てなければならない。かかる手続きを取らない場合には、聴聞の実施が 審査管理官により認められないことがある。取消し請求者または意匠権者が、異議申立書、 意見書等または証拠において明らかにしていない事項を、聴聞において提示し援用しよう とする場合には、その旨につき、当該事項の詳細も合わせて、遅くとも当該審理の5日前 までに、相手方当事者および審査管理官に通知しなければならない。

意匠の登録取消し請求につき、請求者の主張を聞いた上で、また取消し請求に対し異議が申し立てられている場合には、これを聴聞した後、審査管理官によりかかる請求を認めるか否かが決定され、その判断が両当事者に言い渡される。なお、取消し請求者が聴聞において主張を述べておらず、または聴聞を希望しない旨を審査管理官に伝えている場合であっても、上記のような判断が出されることがある。

なお、登録商標の取消は、特許法や商標法とは異なり意匠法に規定がないことから、知的 財産審判委員会(IPAB)に審判請求をすることができない。

9. 不服申立

審査管理官の決定に対する不服の申立ては、意匠法により高等裁判所にしなければならない。申立ては審査管理官により承認された命令の日から 3 カ月以内に請求しなければならない。

不服の申立てが適切であると考えられるなら、高等裁判所は、その不服申立の判決に際して専門家の支援を得ることができ、高等裁判所の判決は最終的なものとなる。また、高等裁判所は、審理に際し、この法律による全ての手続きの処理および手順について、規則をこの法律に調和させる権限を有している。

以下は、意匠法における不服申立ての審理の理由である。

- (1) 登録出願の拒絶
- (2) 意匠登録の取消
- (3) 意匠登録における任意の事項の記載漏れ、記載の脱落、誤記または瑕疵のための登録の訂正

年	居住者による意 匠出願件数	非居住者による 意匠出願件数	居住者に対する 意匠登録件数	非居住者に対 する意匠登録 件数
2007	3,873	2,529	3,026	1,902
2008	3,873	2,529	2,985	1,787
2009	4,267	1,825	3,552	2,473
2010	4,416	2,662	3,562	2,005
2011	5,516	6,060	2,266	1,239

10. 意匠法における事前の公表

最近の Reckitt Benkiser India Ltd 対 Wyeth Ltd のケース⁵では、デリー高等裁判所の裁判体 (Division Bench) は、意匠法における「事前の公表」の決定についての指針を定めた。意匠法は、登録前の「事前の公表」は意匠の取消理由となり得ることを定めている。

Gopal Glass Works Ltd.対 Asst. Controller of Patents & Design において6、コルカタ高等裁判所は、外国特許庁による意匠、明細書、図面の単なる公表は、それ自体で事前の公表とならないと判示した。これは、Dabur India Ltd.対 Amit Jain において、デリー高等裁判所により再度判示された。

しかし、本ケースにおいては、上記見解の正当性には疑問が呈された。締約国での出願から 6 カ月以内にインドで意匠登録出願がされた場合、締約国との相互協定について定めるインド意匠法の第44条の規定が見過ごされているとの議論がなされた。

裁判所は、外国での意匠登録は、インドにおける意匠登録の取消理由になり得ないことを判示した。しかし、外国での意匠登録はインドにおける対応出願が 6 カ月以内にされなかった場合には、事前の公表に従い、インドにおける意匠登録の取消の根拠となり得る。

何が「創作性のある」意匠を構成するかという観点から、裁判所は、新規または創作性とは、通常は、周知でなく、公有財産として存在しないような意匠を意味することを明らかにした。意匠法により、「創作性」は、特定の物品において新規であることを意味する。

_

⁵ http://indiankanoon.org/doc/3849421 参照。

⁶ 2006(33)PTC 434 (call)

裁判所は、意匠は全体として新規である必要はなく、意匠が以前に適用されたことのない 物品に新規な方法で適用されれば十分であると判示した。

裁判所は、インドで既に公に開示されているか、他のいずれかの外国で公表を通じて開示されている意匠の登録を禁止する、意匠法の第 4 条(b)の適用範囲についても分析した。裁判所は、意匠の登録は、単なる公表によっては妨げられないが、具現化された形態、または他の任意の方法での公表では登録が妨げられると見解を述べた。

「他の任意の方法」という用語の意味は、「有形的な形体」または「使用」に左右されることとなる。従って、紙の上における意匠は、意匠の視覚的インパクトが、意匠を対象物上でみた時に、すなわち有形的な形または使用してみた時に類似している場合にのみ公表されたものということができる。裁判所は、「有形的な形体」という表現は特定の物理的形状または物品に適用された場合の形状を意味し、単に、意匠を複製し、変形し、物理的形状を与える能力を意味しないと判示した。また、裁判所は意匠の公開が、開示または公表前に同一の視覚効果を有する、明らかに同一物品での意匠を用いていることを示している雑誌、カタログ、書籍、新聞等の写真または明確な絵のイラストレーションの形態おけるものであることを明らかにした。

裁判所は、公表されたということが、いずれの事案であっても導かれる証拠により決定される事実問題である、と結論づけた。したがって、単に、締約国の意匠の登録簿の記録に意匠が存在していても、全てのケースにおいて公表されたことにはならない。

裁判所はまた、条約の優先権を主張するために外国の出願をしてから 6 カ月以内に、インドで登録のための出願をしなかった場合の影響を検討した。このような場合には、裁判所は、締約国での出願から 6 カ月以内にインドで出願しなかった場合に、優先権を失うこととなると判示した。裁判所は、インド人の出願人が同一または類似の意匠について出願すると、その者はインドにおいて外国出願人に優越する優先権を受けることになろうと念入りに述べた。しかしながら、外国の意匠登録人は、インドでの登録前に外国で当該意匠が事前に公表された場合は、インド出願の登録で問題に直面することとなる。

したがって、事前の公表の判断基準(test)は、先に登録された意匠が公表されていて、かつ、目で見た外観または心の目で判断しうる特定の物品に用いられるよう十分に必要な明確性を有している場合にのみ満たされることとなる。事前の公表となるものは、本質的に事実問題であり、ケースバイケースで決定する必要がある。

第5節 著作権および関連する権利の概要

インド著作権法(1957年制定)は、英国の著作権法を基に生まれたものである。インドは、文学的および美術著作物の保護に関するベルヌ条約(以下「ベルヌ条約」)に加盟している。また、万国著作権条約(1952年締結)、実演家、レコード製作者および放送事業者の権利の保護に関するローマ条約(1961年締結)(以下「ローマ条約」)に加盟している。他にも、世界貿易機関の一員として、知的所有権の貿易関連側面に関する協定(以下「TRIPS協定」)にも加盟している。TRIPS協定は、著作権等の知的財産権をあらゆる方法で保護するに当たり、遵守すべき最低基準を具体的に定めており、インドの著作権法は、この基準に準拠した規定となっている。

1. 著作権改正法(2012年制定)

2010 年 4 月 19 日、著作権改正法案(2010 年策定)が上院に提出され、インド著作権法(1957 年制定)に関し、その明確化、運用上の諸問題の解消、およびデジタル技術とインターネットの普及に伴い出現した新たな問題への取り組みを目的とした改正が提案された。この法案はさらに、インド著作権法(1957 年制定)の条項を、世界知的所有権機関(WIPO)の 2 つのインターネット条約、すなわち WIPO 著作権条約(WCT)(1996 年締結)および WIPO 実演・レコード条約

(WPPT) に準拠させることも求めた。

この法案の趣旨説明書には、様々な条項の改正案が列挙されるほか、いくつかの新しい 条項をインド著作権法に追加することも提案されている。主な改正は、以下を目指すもの である。

- (1) インド著作権法の条項を、世界知的所有権機関の WIPO 著作権条約 (WCT) および WIPO 実演・レコード条約 (WPPT) に準拠させる。
- (2) 新たな用語、すなわち「commercial rental (商用レンタル)」、「Rights Management Information (権利管理情報)」および「visual recording (録画物)」の定義を規定し、「author (著作者)」、「cinematograph films (映画フィルム)」、「communication to the public (公衆送信)」、「infringing copy (違法複製物)」、「performer (実演家)」および「work of joint authorship (共同著作物)」の既存の定義を改正する。
- (3) デジタル技術の電子的手段による著作権物の保存に関する規定を設けると共に、インターネット・サービス・プロバイダーの責任を定める。
- (4) 映画フィルム内の文学的および音楽的著作物の著作者に独立した権利を付与する。
- (5) 著作者は、ロイヤルティ、並びに著作権協会を通して得られる恩恵を受領する権利を有することを明確化する。
- (6) 著作物の著作者、特に映画フィルムや録音物に含まれる曲目の著作者が、自己の 著作物の商業利用に対するロイヤルティを確実に受領できるようにする。
- (7) 身体障害者が著作権物を特殊な形式で利用できるようにする。

- (8) 文学作品、戯曲作品または音楽作品の録音物を制作するには、著作権者の利益が 適正に保護されるようにするため、すべての録音物の二次的録音物 (version recordin g)に関する法定利用許諾制度を導入する。
- (9) 放送機関が文学作品および音楽作品並びに録音物を利用する際に、著作権物の所有者が不利にならないようにするための、法定利用許諾制度を導入する。
- (10) 所有者ではなく、著作者による著作権協会の設立および管理に関する規定を設ける。
- (11) 著作権審判委員会による精査を条件とする、著作権協会によるロイヤルティ体系の策定に関する規定を設ける。
- (12) 著作権審判委員会はロイヤルティ体系への不服申立中の者に対するロイヤルティ の継続的な支払に関する規定を設ける。著作権審判委員会は、ロイヤルティ体系に対 する不服申立中に、暫定ロイヤルティを設定することができる。
- (13)税関による違法複製品の輸入の防止、違法複製物の処分、および民事上の救済措置に基づく著作者の推定に関する規定を設けることにより、権利の行使を強化する。

インド著作権改正法(2012 年制定)は、2012 年 6 月 20 日にインド中央政府により公示され、2012 年 6 月 21 日に施行された。インド著作権改正法(2012 年制定)によって導入された改正は、以下の項目に含まれている。

2. 著作権局および著作権審判委員会

インド著作権局は、インド著作権法に基づく組織である。著作権登録官が、インド中央 政府の監督および指示を受けて、直接これを指揮する。

著作権局は、任意で登録される著作権に係る法定事項を、著作権登録原簿に記載し、これを管理する役目を担う。著作権登録簿に記載された事項は一応の(prima facie)証拠と見なされ、すべての裁判所において、登録簿記載の事項の謄本は著作権を所有する一応の証拠として認められる。

インド著作権審判委員会は、インド著作権法に基づき設立され、同法に定める一定の職務を遂行する機関である。審判委員長 1 名、および 2 名の審判員で構成される。審判委員長の任期は 5 年で、再任することができる。

著作権審判委員会の主な職務は、著作物の公表の有無、公表日、および著作権の保護期間がインド以外の国または地域においてインド著作権法に定めるものより短いということはないかを、確認することである。また、著作権の譲渡に係る争いを解決し、強制許諾の是非を判断し、著作権登録簿の登録事項を訂正することも、著作権審判委員会の担当である。

著作権審判委員会による審判の対象となる著作物には、書籍、新聞・雑誌記事、映画の脚本、楽曲、音声、映画、コンピュータプログラム、歌詞、絵画、図面および図表等が挙げられる。

著作権審判委員会は、その職務の遂行に当たり、次に掲げる事項については、裁判所が 民事事件を扱うときに行使する権限と同じ権限を、行使することができる。

- (1) 呼出状を発行し、出頭を命じ、宣誓証言をした上での証拠調べを行うこと。
- (2) 書類の開示および提出を命じること。
- (3) 宣誓供述書による証拠の提出を受け付けること。
- (4) 証人尋問および書類の証拠調べを嘱託すること。
- (5) 公文書またはその謄本・抄本を裁判所に請求すること。
- (6) 規定されるその他一切の事項。

インド著作権審判委員会により出された決定は全て、高等裁判所に訴え提起することができる。

3. 著作権および著作物の意義

著作権とは、無断で「著作物」の複製、頒布、上演、上映等が行われた場合には、これを禁じる権利をはじめとして、様々な利用行為を独占的に行う権利の集まりである。著作者または著作権者は、著作権を行使して、その創作物を他者が無断で複製・利用することを禁じることができる。このような著作権が付与されるのは、作家、作曲家、芸術家等に、その創作物を一定期間独占的に利用する権利を与えることにより、創作活動を奨励し、創作活動にふさわしい財産的利益を確保すると同時に、創作物が無断で利用されないようにするためである。

著作権は、インド著作権法の定めに基づき付与される権利であり、同法に定める著作権に該当しなければ、著作権とは認められない。1従って、「コモンロー上の著作権」というようなものは、インドにおいては認められない。

インド著作権法においては、次に掲げる「著作物」に対して、著作権による保護を認める。

- (1) 言語著作物
- (2) 戯曲著作物
- (3) 音楽著作物
- (4) 美術著作物
- (5) 映画
- (6) 録音

著作権は、著作物が創作されたときに、当然に発生し、特に登録や著作権表示の公表等の手続きを取らなくても、インド著作権法に基づき保護される。

インド著作権法においては、文学作品、戯曲作品、音楽作品、および美術作品については、創作性が認められるもののみを、著作物として保護する。「創作性」が認められる創作物とは、「独自のまたは新規の考えが表現されたものである必要はない。なぜなら、著作権法が求めているのはアイディアそのものの独創性ではなく、考えを伝える表現の独創

¹インド著作権法第16条

性だからである(中略)」 2 。従って、著作権により保護されるのは、アイディアそのものではなく、アイディアを伝える表現に限られる 3 。このようにアイディアまたは情報そのものが著作権により保護されるわけではないから、他のアイディアを借用しまたは他から事実を引用しても、表現そのものをそのまま再現したものでなければ、著作権を侵害したことにはならない。

(1) 言語の著作物

インド著作権法に基づき保護される言語の著作物は、同法において例示的に定められている。例えば、コンピュータプログラムや4、図表、コンピュータデータベース等の編集物も5、言語の著作物の一つとして挙げられている。同法の定めによれば、「言語著作物」には、様々な創作物が該当し、業務上の書簡、電気回路図、抄本、カレンダー、カタログ、契約書式、電話帳等、サッカーの試合観戦券、様式および判例、数表、列車の時刻表、貿易統計、漫画、コンピュータプログラムのオブジェクトコードおよびソースコード等も、言語の著作物とみなされる。

コンピュータプログラムとは、文字、コード、配列その他機械により判読可能な媒体等をもって表された命令の集まりで、これによりコンピュータに特定の処理を行わせまたは特定の結果を得られるものをいうとされる。

London Press Ltd 対 University Tutorial Press 事件6において出された判決では、インド各地の裁判所によりインドへの適用が妥当と考えられている英国著作権法に範を取り、インド著作権法における「言語の著作物」とは、記載内容の質や文体に関係なく、印刷物または紙面をもって表現された著作物をいうと判示されている。言語の著作物とは、情報、知識、または文学的な喜びを与えることが意図された著作物をいうものと解されているのである。

その他に、言語の著作物として著作権による保護が認められるためには、創作性を要する。言語著作物の著作権者に認められる独占的な権利には、複製権7、譲渡8、上演・上映権9、翻案権(映画化、録音)10、翻訳権11、その他翻案に係る権利12等が挙げられる。これらの権利は、翻訳、翻案も、また逆に原著作物に適用される権利は二次的著作物にも、等しく認められる13。

²英国法律事典 Halsbury's Laws of England(第 4 版)第 9 巻パラグラフ 831(引用判例) University of London vs. University Tutorial Press, (1916) 2 Ch. 601 at p. 608~(インド最高裁判所判例)R.G. Anand vs. Deluxe Films, AIR 1978 SC 1613 において援用

³ (判例) R.G. Anand vs. Deluxe Films,. AIR 1978 SC 1613

⁴インド著作権法第2条(ffc)項

⁵ 同法第 2 条(o)項

⁶ [1916] 2 Ch. 601

⁷インド著作権法第 14 条(a)項(1)号

⁸ 同条同項(2)号

⁹同条同項(3)号

¹⁰ 同号条同項(4)号

¹¹ 同条同項(5)号

¹² 同条同項(6)号

¹³ 同条同項(7)号

なお、コンピュータプログラムについては、上記の権利の他に、譲渡権(販売および販売の申し出)、ならびに貸与権(レンタルおよびレンタルの申し出)が、インド著作権法においてられている¹⁴。認め「翻案」により創作した文学的(二次)著作物とは、原著作物の順序・配置を変え、戯曲作品に作りかえ、全体のもしくは中心的な描写により話の筋もしくは出来事を伝えられるように原著作物を短縮しもしくは脚色し新聞、雑誌もしくはこれらに類した定期刊行物において複製することのできる形態にしたもの、またはこれらの著作物を利用することをいう。

(2) 戯曲著作物

「戯曲著作物」とは、インド著作権法において、例示的に定められている。同法第 2 条 (h)項においては、戯曲著作物とは、「朗読、舞踊、無言劇、舞台、これら等が紙面その他の媒体に固定されたもの(但し、映画を含まない。)」等をいうと定める。戯曲著作物として認められるには、その媒体については特に要件は定められていないが、有形的な媒体であることを要する。また、何らかの戯曲的な性質が認められ、かつ上演可能なものでなければならない。

戯曲著作物に著作権が認められるのは、創作されたものに限られる。戯曲著作物の著作権者には、複製権¹⁵、譲渡権¹⁶、上演・上映権¹⁷、翻案権(映画化、録音)¹⁸、翻訳権¹⁹、その他翻案に係る権利²⁰が挙げられる。これらの権利は、翻訳、翻案等の二次的著作物が創作された場合には、当該二次的著作物だけでなく原著作物にも、また逆に原著作物に適用される権利は二次的著作物にも、等しく認められる。²¹

「翻案」により創作した戯曲的(二次)著作物とは、原著作物を戯曲以外のものに作りかえ、全体のもしくは中心的な描写により話の筋もしくは出来事を伝えられるように原著作物を短縮しもしくは脚色し書籍、もしくは新聞、雑誌もしくはこれらに類した定期刊行物において複製することのできる形態にしたもの、またはこれらの著作物を利用することをいう。

(3) 音楽著作物

「音楽著作物」とは、「音楽作品、およびそれを紙面等の媒体をもって表したもの(楽譜等)をいう。なお、音楽に合わせて歌い、語り、または演じる言葉または動きは、音楽著作物には当たらない」。22有形的に表されていないものでも、音楽著作物として、インド著作権法に基づく保護を受ける。なお、音楽著作物の著作者は、その音楽の作曲家となる。23作曲家とは、どのような媒体をもって音楽を表すかに関係なく、音楽を作曲した者をいうとインド著作権法において定められている。

¹⁴ インド著作権法第 14 条(b)項

¹⁵ 同条(a)項(1)号

¹⁶ 同条同項(2)号

¹⁷ 同条同項(3)号

¹⁸ 同条同項(4)号

¹⁹ 同条同項(5)号

²⁰ 同条同項(6)号

²¹ 同条同項(7)号

²² インド著作権法第2条(p)項

²³ 同条(d)項(ii)号

創作された音楽著作物の著作権者には、インド著作権法に基づき、複製権²⁴、譲渡権²⁵、 上演・上映権²⁶、翻案権(映画化、録音)²⁷、翻訳権²⁸、その他翻案に係る権利²⁹が認められる。これらの権利は、翻訳、翻案等の二次的著作物が創作された場合には、当該二次的著作物だけでなく原著作物にも、また逆に原著作物に適用される権利は二次的著作物にも、等しく認められる。³⁰

「翻案」により創作した音楽的(二次)著作物とは、原著作物を編曲したもの、またこれ を利用することをいう。31

(4) 美術著作物

美術著作物とは、インド著作権法においては、①芸術性が認められるか否かに関係なく、 絵画、彫刻、図画(図表、地図、グラフまたは図面等を含む。)、版画または写真、②建 築物、および③その他の美術工芸創作物をいうと定める。

美術著作物には、図画、図表、絵画、地図、グラフ、版画、エッチング画、石版画、写真、彫刻、建築物、設計図、機械製図、その他の美術工芸創作物も該当する。なお、美術工芸創作物とは、芸術性が認められるだけでなく、創作上技芸を要する創作物をいう。

創作された美術著作物の著作権者には、インド著作権法に基づき、複製権³²、展示権³³、 譲渡権³⁴、翻案権(映画化)³⁵、その他翻案に係る権利³⁶が認められる。これらの権利は、 翻案等の二次的著作物が創作された場合には、当該二次的著作物だけでなく原著作物にも、 また逆に原著作物に適用される権利は二次的著作物にも、等しく認められる。³⁷

「翻案」により創作した美術的(二次)著作物とは、原著作物を上演等することにより 戯曲作品に作りかえ38、また作りかえたものを利用することをいう。39

(5) 映画

映画とは、映像を録画した著作物をいい、録画した映像と合わせて録音された音声を含む。なお、映画の定義には、技術の進歩により新たに生まれた、ビデオ等の映画に準ずる技術によって制作された作品も含まれる。⁴⁰State of Andhra Pradesh 対 Nagoti Venkatar

²⁴ インド著作権法第 14 条(a)項(1)号

²⁵ 同条同項(2)号

²⁶ 同条同項(3)号

²⁷ 同条同項(4)号

²⁸ 同条同項(5)号

²⁹ 同条同項(6)号

³⁰ 同条同項(7)号

³¹インド著作権法第2条(c)項(iv)号

³² 同法第 14 条(e)項(i)号

³³ 同条(d)項(ii)号

³⁴ 同条(d)項(iii)号

³⁵ 同条(d)項(iv)号

³⁶ 同条(d)項(v)号

³⁷インド著作権法第 14 条(c)項(vi)号

³⁸ インド著作権法第2条(a)項(v)号

³⁹ 同法同条同号

^{40 1957} 年インド著作権法第2条

amanna 事件において 41 、インド最高裁判所は、ビデオテープが、インド著作権法に定める映画に該当すると判示した。但し、他の映画の著作権侵害に当たる映像等がかなりの部分を占める映画については、著作権の成立が認められない。 42

映画の著作者は、映画製作者である。⁴³映画製作者とは、映画製作において主導的立場で全責任を負う者をいう。

映画の著作権者には、インド著作権法に基づき、独占的な複製権(複製には①映画の一部を構成する映像の写真、②電子的手段等の手段を用いた、何らかの媒体への録画⁴⁴も含まれる)、頒布権(販売および商用レンタルによる貸与またはその申し出)⁴⁵、および上映権⁴⁶が認められる。

Entertaining Enterprises 対 State of Tamil Nadu 事件47において、ビデオテープにより無断で映画を上映した場合には、映画の著作権侵害が成立するとの判断が判決において示された。

映画のかなりの部分を他の映画の著作権侵害に当たる映像等が占める場合には、著作権 の成立は認められない。⁴⁸

(6) 録音

録音とは、音を録音する媒体または音を再生する方法に関係なく、音を録音して再生できるようにしたものをいう。49これには、技術の進歩により新たに生まれた、録音に準ずるものを含む。但し、言語著作物、戯曲著作物、音楽著作物に関する録音を行うことにより、かかる著作物の著作権を侵害することになる場合には、かかる録音には著作権の成立が認められない。50

製作者が、録音の著作者である。51

録音の著作権者には、インド著作権法に基づき、複製権52、譲渡権および貸与権(譲渡および貸与の申し出を含む。)53、ならびに上演・口述権54が認められる。

⁴¹ 1996 PTC (16) SC

^{42 1957} 年インド著作権法第 13 条(3)(a)

^{43 1957} 年インド著作権法第 2 条(d)(v)

^{44 1957} 年インド著作権法第 14 条(d)(i)

⁴⁵ 1957 年インド著作権法第 14 条(d)(ii)

⁴⁶ 1957 年インド著作権法第 14 条(d)(iii)

⁴⁷ AIR 1984 Mad 278; See also Dinesh Kumar H. Tiwari vs. State of Maharashtra, AIR 1984 Bom 34

⁴⁸ 1957 年インド著作権法第 13 条(3)(a)

⁴⁹インド著作権法第2条(xx)項

⁵⁰インド著作権法第 13 条(3)項(b)号、(判例)Wellington Cinema Co. vs. Performing Rights Society, AIR 1937 Bom 472

⁵¹ インド著作権法第 2 条(d)項(v)号

⁵² 同法第 14 条(e)項(i)号

⁵³ 同条同項(ii)号

⁵⁴ 同条同項(iii)号

4. 著作者および著作権の所有者

著作権者は、著作者と必ずしも一致しないが、著作者と密接な関わりを持つ。著作権者と著作者とはその認定原因が異なると言える。著作者は、著作物を創作したという事実の問題でありき、当然に著作者として認められるが、著作権者は、著作権に係る合意に基づき、著作権者として認められるからである。従って、著作権者は、権利の移転をもって、別の者に代わることができるが、著作者は、いかなる場合であろうとも、別の者が代わることはできない。分かりやすい例を挙げると、職務において著作物が創作されたとする。この著作物の著作者となるのは、当該著作物を職務の過程で創作した従業者であるが、著作権者は、(合意により)使用者がなることが考えられる。

インド著作権法においては、著作権が認められるには、著作者がインド国籍を有することを求めていない。しかし、著作権法は作品がインドで公表されねばならないか、インド以外で公表された場合は、著作者は公表時または公表のときに既に死亡している場合には死亡時に、インド国民であることを要するという規定を定めている55。未公表の作品の場合には建築の作品を除いて、当該作品の創作時に、著作者がインド国民であり、またはインドに住居を有していなければならないと定められている56。未公表の作品の創作が長期にわたったときは、当該作品の著作者は、その者が国民であるかまたは当該期間の相当な部分において居住していた国において国民でありまたは居住していたものとみなすということとなる57。なお、外国作品の著作権およびその保護については、以下の「著作権の国際的保護」の説明を参照されたい。

5. 職務著作に関する著作権

著作権を最初に取得するのは、インド著作権法に基づき、著作物を創作した著作者である58。但し、次に掲げる場合には、著作者以外の者が、最初から著作権者となる。

- (1) 雇用・請負契約等に基づき(正規雇用、仮採用、定期的、一時的等にかかわらない。)、新聞、雑誌またはこれらに類した定期刊行物に掲載する文学作品、戯曲作品または美術作品が職務の過程で創作される場合には、かかる著作物の著作者ではなく、著作物を掲載する刊行物の発行者が、著作権を最初から当然に取得する。59
- (2) 依頼に基づき写真、絵画、肖像画、彫刻、または映画が制作される場合には、 かかる著作物の著作者ではなく、制作を依頼した者が、著作権を最初から当然に取得 する。⁶⁰
- (3) 雇用・請負契約等に基づき(正規雇用、仮採用、定期的、一時的等にかかわらない。)、創作される著作物の場合は、当該契約において別段の定めがない限り、かかる著作物の著作者ではなく、雇用・委託等を行った使用者等が、著作権を最初から当然に取得する。⁶¹この例外適用は、会社に雇用される従業者が職務の過程で創作するソフトウエアコード等、職務の過程で創作されるあらゆる著作物に適用される。

57インド著作権法7条

⁵⁵ インド著作権法第 13 条(2)項

⁵⁶ 同上

⁵⁸ インド著作権法第 17 条

⁵⁹ インド著作権法第 17 条(a)項

⁶⁰ 同法同条(b)項

⁶¹ 同法同条(c)項

なお、著作権は、これを最初に取得する者が誰であれ、当然合意をもって、移転することができる。.

6. 共同著作物

著作物は、よく共同で創作される。このような場合には、複数の著作者が共同で制作した共同著作物とみなされる。但し、共同著作物とみなされるためには、共同著作者各人の寄与を分離することができないものであることを要する。62共同著作者と認められるためには通例、著作者が寄与したと主張する表現が、他の表現を複製等したものではなく、当該著作者の創作に他ならないことを、証明しなければならない。共同著作者は、著作権を共有する。63従って、各共同著作者は、著作権につき、不可分の権利を等しく保有することになる。

共同著作者は、著作権の侵害に対しては、各人が単独でこれを訴えることができる。その一方で、著作物の利用許諾または譲渡を行う場合には、全ての共同著作者の同意がなければ、これを行うことができない。いずれかの共同著作者が無断で利用許諾したような場合には、他の共同著作者は、かかる利用許諾の条件に服する必要はなく、無断で利用許諾した共同著作者を訴えることができる。64

7. 結合著作物

インド著作権法においては、共同著作物と結合著作物とを区別する。結合著作物とは、 複数の著作者により創作された著作物で、各著作者の寄与を分離して扱うことができるも のである。結合著作物の著作権は、各著作者が寄与した部分別に、各著作者が取得する。

8. 著作権の譲渡

著作権を譲渡する場合には、著作権の利用行為として法に定める全ての権利を譲渡することになる。但し、いずれかの利用行為に係る権利を留保する意思表示を行った場合には、当該留保する権利を除いた権利を譲渡することになり、従って、一部譲渡を行うことができる。65一部譲渡は、通常著作物の利用行為を限定して行われるが、地域または期間を限定した一部譲渡も行われる。著作権の譲渡は、まだ創作されていない著作物についても行うことができるが、その場合には、法律上は、当該著作物が創作されてから、譲渡されたとみなされる。

著作物の新たな利用形態が開発された場合の著作者の立場が強化された。譲渡時に存在していなかったか商業化されていなかった媒体または利用形態が開発された場合には、譲渡証書にかかる媒体または利用形態が特段に言及されていない限り、その効力はこれらの媒体または利用形態には及ばない。66

インド著作権法はさらに、映画または録音物に組み込まれた言語の著作物もしくは音楽 著作物の著作者は、映画または録音物に組み込まれない形態においてロイヤルティを受け 取る権利を譲渡もしくは権利放棄しないものとして定めている(但し、法定相続人への譲 渡と、徴収・頒布を目的とした著作権協会への譲渡を除く)。67この条項は、作詞家と作

⁶² 同法第 2 条(z)項

⁶³ (判例)Najma Heptullah vs. Orient Longman, (1989) PTC 157

⁶⁴ (判例)Nav Sahitya Prakash vs. Anand Kumar, AIR 1981 All 200

^{65 1957} 年インド著作権法第 18条(1)

⁶⁶ 2012 年著作権改正法において第 18条(1)の但し書きとして挿入

⁶⁷ 2012 年著作権改正法において第 18条(1)の第 2 および第 3 の但し書きとして挿入

曲家が、自己の著作物の利用を通して製作者が稼得したロイヤルティから、等しい割合の 金額を受領することを認めている。

インド著作権法に基づき、著作権の譲渡を有効に行うには、書面をもって、譲渡人またはその代理人の署名を記載して行わなければならない。68インド著作権法においては、譲渡につき、次のように定める。

- (1) 譲渡対象の著作物、譲渡する権利、譲渡期間および地域を、譲渡証書に明記しなければならない。
- (2) 譲渡の有効期間中に著作者またはその法定相続人に支払うべきロイヤルティ等の対価の金額を、譲渡証書に明記しなければならない。譲渡は、両当事者が合意する条件をもって、改訂、延長または終了することができる。

映画製作者が 1961 年に自己の映画に係る権利の全てを手放した譲渡に関し、マドラス高等裁判所により出された判決においては、当該譲渡の時に未だ発生していなかった権利、すなわちビデオ・テレビに関する権利(上映権、頒布権等)は、当該譲渡において譲渡された権利には含まれていなかったという判断が示された⁶⁹。

なお、注意を要するのは、著作権の譲渡を受けた者が、当該著作権を譲渡されてから 1年以内に行使しなかった場合には、(譲渡の際に)別段の定めをしていない限り、当該譲渡は無効となる。 70

譲渡期間については、譲渡証書においてこれを定めていない場合には、5年間とみなされる。71同様に、譲渡を認める地域についても、定めがない場合には、インド国内とみなされる。72インド著作権法は、インド映画産業で広く行われている商慣行の合理化を目的として、映画または録音物の制作に使用された著作物の著作者に対し、映画または録音物の著作権が譲渡されたか否かを問わず、著作物の利用により支払義務が生じるロイヤルティおよび対価を主張する権利を付与している。73

9. 著作権の存続期間

著作権の保護期間は、著作物の種類に応じて異なる。著作物に応じて保護期間が定められることになったのは、著作権成立までの経緯があり、また妥当な保護利益を反映してのことである。

言語作品、戯曲作品、音楽作品、または美術作品の保護期間は、当該作品がその著作者 生存中に発表されている場合には、当該著作者の生存中および死後 60 年である。74共同著 作者の場合には、全ての著作者の死後 60 年となる。75無名またはペンネームの著作物の保

^{68 1957} 年インド著作権法第 19条(1)

⁶⁹ (判例) Raj Video Vision vs. K Mohanakrishnan, AIR 1998 Mad 294

^{70 1957} 年インド著作権法第 19条(4)

^{71 1957} 年インド著作権法第 19条(5)

^{72 1957} 年インド著作権法第 19条(6)

⁷³第 19条(9)および(10)、2012年著作権改正法において挿入

^{74 1957} 年インド著作権法第 22 条

⁷⁵同上

護期間は、公表後60年である。76但し、上記期間が満了する前に著作者の氏名が公表された場合には、著作者の生存中および死後60年にわたり著作権が成立する。

著作者の死亡後に公表された言語作品、戯曲作品、音楽作品または版画については、保護期間は作品の公表後 60 年である。また、かかる著作物の二次的著作物の保護期間は、当該二次的著作物の公表後 60 年である。77

映画⁷⁸および録音された音声⁷⁹の保護期間は、公表された翌暦年から 60 年である。写真の保護期間は、他の美術作品と同じく、著作者が死亡した年の翌年から 60 年である。

10. 著作権の利用許諾

利用許諾とは、利用行為を許諾することであり、無断で利用した場合は著作権の侵害となる。利用許諾においては、著作物の著作権、または著作権を構成する権利に対する著作権法上の利益が認められる。利用許諾を受けた者は利用許諾の条件に従って特定の権利を行使する権利を取得するが、その権利の所有者とはならない点において、利用許諾は譲渡とは異なる。これに対し、譲受人は譲渡された権利の所有者になる。

利用許諾の書式については特に指定されていないが、著作権譲渡に課せられる条件と同様に、利用許諾は書面をもって、所有者またはその代理人の署名を記載して行わなければならない。80利用許諾は将来の著作物に対しても付与できるが、その利用許諾は将来の著作物が公表されたときに初めて有効となる。

- (1) 利用許諾対象の著作物、利用許諾する権利、利用許諾する期間および地域を、 利用許諾規約に明記しなければならない。
- (2) ロイヤルティの金額、および利用許諾の改訂・延長・終了に関する条件を、利用許諾規約に明記しなければならない。

利用許諾する権利が(利用許諾契約書において)定められていない場合には、法に基づき、当該著作物に係る全ての権利が利用許諾されたものとみなされる。

利用許諾を受けた者が、許諾を受けてから 1 年以内に許諾された権利を行使しなかった場合には、(利用許諾の際に)別段の定めをしていない限り、当該利用許諾は無効となるという点には注意する必要がある。

利用許諾に有効期間が明記されていない場合には、その期間は 5 年間とみなされる。同様に、利用許諾を認める地域についても、定めがない場合には、インド国内とみなされる。81

なお、共同著作物の場合には、共同著作者全員の同意がなければ、利用許諾をすることができない。もし共同著作者のうちいずれかの著作者が無断で利用許諾した場合には、他

⁷⁶ 1957 年インド著作権法第 23 条

^{77 1957} 年インド著作権法第 24 条

^{78 1957} 年インド著作権法第 26 条

^{79 1957} 年インド著作権法第 27 条

^{80 1957} 年インド著作権法第 30 条 A

^{81 1957} 年インド著作権法第 30条(A)と第 19条を併読

の著作者は、無断で利用許諾した著作者だけでなく、当該利用許諾を受けた者も訴えることができる。⁸²

11. 著作権の国際的保護

インド著作権法は、原則として、インドにおいて最初に公表された著作物にのみ適用される。但し、インド著作権法第 40 条の定めに基づき、インド中央政府は官報で規則を公示することにより、次に掲げる著作物等についてもインド著作権法を適用することができる。

- (1) 規則が関連する、インド以外の国または地域において公表された作品。 (インドにおいて最初に公表された作品に準じてインド著作権法が適用される。)
- (2) 未公表の(規則が関連するインド以外の)外国作品、未公表の同種の外国作品 群、またはこれらの外国人著作者(なお、制作時に外国の作品でありまたは外国人 であるものとする。著作者がインド国民である作品に準じてインド著作権法が適用 される。)
- (3) 規則が関連する、インド以外の国または地域を本居とする著作者(著作物) (本居がインドである作品に準じてインド著作権法が適用される。)
- (4) 最初に公表された時に、または著作者が死亡している場合には死亡の時に、著作者が規則が関連する外国の国民であった著作物(著作者が前述の時点にインド国民である作品に準じてインド著作権法が適用される。)

上記の通り、インド中央政府は、インド以外の国または地域において最初に公表された著作物についても、インド国内において公表された著作物に準じて、インド著作権法の一切の規定をこれに適用する旨を命令ずる権限を有する。この権限がインド中央政府により定期的に行使され、著作権法に係る条約加盟国各国において最初に公表された著作物についても、インド著作権法の全ての規定をこれに適用するという著作権適用規則を定期的に発令している。現行の著作権適用規則は、1999年に定められた国際著作権適用規則である。同規則の定めに基づき、別表に記載されたベルヌ条約、世界貿易機関、万国著作権条約等の加盟国各国において最初に制作されまたは公表された著作物については、インドにおいて公表された著作物に準じて、インド著作権法の全ての規定が適用される。

ベルヌ条約、万国著作権条約、および世界貿易機関には、インドおよび日本の両国とも加盟していることから、原則として、日本において最初に公表された著作物についても、インドにおいて公表された著作物に準じて、インド著作権法が適用され、同法に基づく保護が認められる。

なお、インド国際著作権適用規則(1999年制定)の定めに基づき、著作権に関して認められる権利は、(インド以外の)外国著作物の本国において認められる権利に限られる。

12. 著作権の登録

インドにおいては、著作権は、著作権局に対する登録を要せずに、取得し、行使することができる。ただ、登録しておくと、著作権を行使するときに、非常に有利となる。著作

⁸² (判例)Nav Sahitya Prakash vs. Anand Kumar, AIR 1981 All.200

権登録簿に登録した事項は全て、裁判において、反証により覆されない限り、立証された証拠とみなされるからである。

13. 著作者人格権

「著作者人格権」とは、大陸法から生まれた概念で、フランス語に由来する。インド著作権法においては、著作者人格権に相当する権利は、「著作者特権」として、その保護を定める。著作者人格権は、著作権とは別の権利として認められ、著作権を譲渡した場合であっても、著作者人格権を行使することができる。

インド著作権法においては、次に掲げる権利を、著作者の権利として認める。

- (1) 著作物の著作者であることを主張する権利
- (2) 著作物を歪曲し、毀損し、改変し、またはその他の行為が行われたために、著作者の名誉または著作者に対する評価が損なわれる場合には、かかる行為を止めさせ、またはかかる行為につき損害賠償を求める権利

著作物の歪曲または毀損行為につき訴えを起こす場合には、かかる行為を証明する証拠を提出しなければならない。

また著作者が上記の権利を行使するに当たっては、その前提として、著作物の著作者であることを主張する必要も出てくる。インド著作権法の規定を見ると、著作物を使用する者は、当該著作物の著作者がどのような特別な権利を有し、かかる権利があるために自らが当該著作物を使用するに当たってどのような制約を受けるのかを、当然知っておくべきであるという前提で同法が定められていることがうかがえる。著作物を使用する者に対してこのような義務を負わせても、国内法において著作者に自らが著作者であることを主張する権利を認めなければならないと定めるに過ぎないベルヌ条約に、違背しないと言える。

インド著作権法第 57 条の定めは、コンピュータプログラムにも適用される。但し、コンピュータプログラムについては、その複製または翻案を制作することが法の定めにより特に認められている場合には、著作者人格権の侵害を理由として訴えを起こすことができないと、インド著作権法では定められている。

14. 放送事業者の権利および実演家の権利

インド著作権法が 1994 年に改正されたときに、放送事業者に放送複製権を認める第 37 条が新設された。放送複製権の保護期間は、放送が行われた翌暦年から 25 年である。83 放送複製権の利用許諾を得ずに次に掲げる行為を行った場合には、放送複製権の侵害行為となる。84

- (1) 放送を複製する。
- (2) 視聴料を徴収して放送を公衆に視聴させる。
- (3) 放送の音声を録音し、または放送の映像を録画する。

⁸³ 第 38 条(2)

^{84 1957} 年インド著作権法第 37 条

- (4) 無断で録音・録画された音声・映像を複製する。
- (5) 前項の通り録音・録画した音声・映像の複製を、公衆に販売し、貸与し、または 販売もしくは貸与を申し出る。

「放送」とは、無線通信または有線通信により、公に伝達することをいい、再放送を含む。85

インド著作権法においては、1994年の改正により、実演家の権利が、保護すべきものとして認められるようになった。インド最高裁判所は、実演家の権利は保護する必要があるという見解を出している。最高裁判所裁判官 Krishna Iyer J.の意見を以下に引用する。

「音楽作品に対する著作権を有するのは、その作品の作曲者だけである。歌手には著作権は認められない。しかし、このように演奏家や音楽芸術家らに著作権を認めないというのは、インドの現状に照らして、公正とは言い難い。音楽の演奏に経済的な価値が生まれているのは、作曲者よりも演奏家の力によるところが大きいからである。従って、作曲者にも演奏家にも、著作権法に基づく権利が認められるべきであろう。このような意見をわざわざ述べるのも、芸術というものは、お国柄や芸術感により異なる面があると考えられる一方で、国際社会の一員として当然、「著作物」の知的財産および芸術的価値に対する著作者の権利を等しく保護しなければならず、創作性が認められる場合には例外なく、著作者の権利を法の定めをもって保護する必要があるからである。以上の理由から、作曲者だけでなく、歌手にも何らかの権利が認められてしかるべきである。86」

インド最高裁判所は、上記のような意見を明らかにしてはいるが、同時に、法律に定めがないため、歌手の権利を保護することができないと、明言した。

実演家の権利は、実演に関わった全ての人に認められる。 87 またこの権利の保護期間は、 実演が行われた翌暦年から 50 年である。 88

著作権改正法(2012 年制定)により、実演家の権利を認める定めが設けられた。第 38 A 項という新たな条項が追加された。この条項は、実演家の権利を、著作者に付与された権利を損なうことなく、実演またはその実質的な部分に関連して当該条項89に明記される

89 第 38 条 A (1) 著作者に付与される権利を損なうことなく、インド著作権法の定めを条件として排他的権利である、実演およびその実質的な部分に関連して次に掲げる行為を行いまたは行うことを許可することについての実演者の権利。すなわち、

^{85 1957} 年インド著作権法第 2 条(dd)

⁸⁶ (判例) Indian Performing Rights Association Ltd. vs. Eastern India Motion Picture Association, AIR 1977 SC 1443

^{87 1957} 年インド著作権法第 38条(1)

⁸⁸ 第 38 条(2)

a. 次に掲げるものを含む録音・録画を行うこと。

i. 物質的な形態においてそれを複製すること。電子的その他の手段により何らかの媒体にそれを格納することを含む。

ii. 複製物が未だ流通していないときにその複製物を公衆に対して発出すること。

iii. 公衆に対してそれを送信すること。

iv. 商業レンタルにおいてそれを譲渡または貸与すること。または、録音物の複製を販売もしくは商業レンタルの対象として提供すること。

b. 実演がすでに放送されている場合を除き、実演を公衆に放送または送信すること。

行為を行い、またはそれを行う権限を付与する独占的な権利であるとして定めている。そして、この条項の但し書きでは、実演家は、自己の実演が商業利用された場合にロイヤルティを受け取る権利を認められている。

実演家に著作権人格権を付与する第 38B 条も、新たな条項として追加された。この第 38B 条は、実演を行った実演家に、自己の権利の全部または一部が譲渡された後にも、当 該権利とは別の権利として、次に掲げる行為を行う権利を認めている。

- (1) 実演の利用方法により省略がやむを得ない場合を除き、自己の実演の実演者として明示されることを求める権利
- (2) 実演を歪曲し、毀損し、改変し、またはその他の行為が行われたために、実演者に対する評価が損なわれる場合には、かかる行為を止めさせ、またはかかる行為につき損害賠償を求める権利

この条の「説明」には、編集の目的で単純に実演の一部を除去する行為、録音・録画を所定の長さに短縮する行為、その他純粋に技術的な理由で必要とされる改変は、実演者の評価を損なう行為とはみなされないことが明記されている。

許可なく、実演の音声・映像を録音・録画し、無許可で録音・録画した実演を複製し、無許可で録音・録画した実演を放送し、またはその他の方法で公衆を対象としてかかる実演の通信を送信した場合には、実演家の権利を侵害したものとみなされる。但し、次に掲げる行為は、インド著作権法第 39 条に基づき、放送事業者または実演家の権利を侵害したものとはみなされない。

- (1) 私的使用または信義誠実に従った教育もしくは研究を目的とした音声の録音および映像の録画
- (2) 最新の事件の報道または信義誠実に従った教育もしくは研究を目的として、公正 使用とみなされる方法でなされた実演の引用
- (3) 著作権の侵害には当たらない必要な翻案および改変を伴うその他の行為

放送事業者および実演家の権利の利用許諾および譲渡については、著作権に適用される規定がほぼそのまま準用される。

15. 著作権侵害

著作者の同意または許可なく、商業利用または公衆への送信を目的として、著作権で保護された作品の所有者が有する独占的権利を犯す者は、著作権を侵害していることになる。

インド著作権法においては、「違法複製物」90とは以下を意味する。

(1) 文学的、演劇的、音楽的または美術的著作物の、映画フィルム以外の形式による複製物何らかの手段で何らかの媒体上に作成された映画フィルムの複製物

-

⁹⁰ AIR 1985 Del 29

- (2) 録音物については、録音された音声を何らかの手段により具現化した他の録音物
 - (3) 放送複製権または実演家の権利を伴う番組または実演については、その番組もしくは実演の録音物または映画フィルム

著作者の許可なく次に掲げる行為が行われた場合は、侵害に当たる。

- (1) 有形的な形態による著作物の複製
- (2) 著作物の公表
- (3) 公衆への著作物の送信
- (4) 公の場での著作物の実演
- (5) 翻訳および翻案の作成
- (6) 著作物の商業利用またはその試み

Penguin Books 対 India Book Distributors では、デリー高等裁判所は、著作権者から許諾を得ずに販売または売買目的で頒布するために書籍を輸入する者は、たとえそれを購入した国で当該著作物が著作権者または独占的から合法的に出版されている場合でも、または独占的利用権を有する者から合法的に出版されている場合でも、その著作権を侵害すると判示した。

16. インド著作権法上の例外

インド著作権法では、著作権の侵害とは見なされない多数の行為が列挙されている。その一部を次に掲げる。

- (1) コンピュータプログラムを除く著作物を、①研究を含む私的または個人的な使用、②当該著作物もしくは他の著作物を対象とする批評または論評、③公開して行われた講演の報道を含む、最新の事件および最新の時局の報道、を目的として公正使用すること。この条には、ここに明記される目的のために作品を何らかの電子媒体に格納する行為(それ自体は違法複製物とはならないコンピュータプログラムの付随的な格納を含む)は、侵害には当たらないことを明確化するための説明が挿入されている。
- (2) コンピュータプログラムについては、プログラムの複製物の適法な所有者が、原本用として、バックアップ目的で、基礎をなす原理および概念を理解するため、または非商業的な個人使用のために、複製または翻案を作成すること。
- (3) 権利者により明示的に禁じられていない電子的リンク、アクセスまたは統合を実現する目的で、作品または実演を一時的もしくは付随的に保存すること。但し、格納の責任者が当該保存は違法複製物であることを認識しているか、そう信じる合理的な根拠がある場合を除く。この条項には、インターネット・サービス・プロバイダーを対象とする国際的規範に従った免責条項(いわゆる告知と削除(notice and take down)手順)を設けるための但し書きが付記されている。複製物の保存の責任者が作品に含まれる著作権の所有者から不服の申立てを受領した場合には、当該責任者は、21日間、または管轄裁判所から中止命令を受領するまでの期間にわたり、アクセスの提

供を中止しなければならない。21 日間が経過するまでにかかる命令が発せられなかった場合には、当該責任者は当該アクセスの提供を再開することができる。

規則 75 では、告知と削除手順について、次のように詳細に定められている。すなわち、著作権者は、①いかなる著作物についてか、②その著作物の所有権、③(問題の)根底にある複製物は侵害であり、著作権法 52 条またはその他により使用が禁じられるという事実、④格納場所、⑤判明している場合は、アップロード者、⑥管轄裁判所においてアップロード者を相手取って侵害訴訟を提起して、通知の受領日から21 日以内に管轄裁判所から命令が発出されるようにするとの言明、から成る詳細事項を添えて、仲裁機関に書面により申し立てることができる。規則 75(3)は、当該仲裁機関が、申立書に示される詳細事項から、著作物の複製が違法複製物であると判断した場合には、申立書の受領後36時間以内に侵害物を削除し、申立書の日付または受領から21 日間、または管轄裁判所から中止命令を受領するまでの期間のうち早い方にわたり、アクセスの提供を中止することを義務づけている。

このように、インド著作権法の前述の定め並びに情報技術法(2000 年制定)および補助的規制(特に、情報技術(中間ガイドライン)規則(2011 年制定))は、特にインターネット上での音楽、動画等の違法アップロード/ダウンロードの通知・削除を行うための仕組みを設けている。但し、削除は追いつかないことが多く、完全な成功にはほど遠いのが現状である。インド音楽産業の報告によると、インド国内での削除率は30%~40%である。ユーザー生成コンテンツ(UGC)のサイトに対しては、削除プロセスが確立されているため、比率は高めになっている。しかし、裁判所の指示による削除の場合は、申立人が苦労してインターネットサービスプロバイダ(ISP)への命令を取り付けても、ISP は世間が注目するごく短期間にだけ命令を遵守するのみなので、救済は限定的である。91

- (4) 司法手続きもしくは司法手続きの報告のために複製すること。または、議会の書記官が、議員による使用のみを目的として著作物の複製を作成すること。
- (5) 公表された言語もしくは戯曲の著作物の合理的な範囲の抜粋を公衆の面前で朗読または暗唱すること。
- (6) 指導上の必要のために、短い一節を集めたものを発行すること。同じ著作者の 著作物から2節を超えて採ることはできない。
- (7) 教育指導の過程で、試験の設問の一部として、または設問への答えの中で、教師または生徒が複製すること。
- (8) 教育機関の活動の過程で、聴衆を当該機関の職員、学生、学生の親および保護者、当該機関の活動の関係者に限定して実演し、またはかかる観客に対し映画フィルムもしくは録音物上映・再生すること。

_

 $^{^{91}}$ http://waysandmeans.house.gov/uploadedfiles/iipa_statement_for_the_record_sc_trade_in dia_hearing_march_13_2013.pdf(2013 年 9 月 5 日現在)

- (9) 録音物の再生を、非営利目的で、居住者の共同使用を目的とする私的家屋の一室で行い、またはクラブ/組織により提供される娯楽の一部として当該クラブ/組織内で行うこと。
- (10) アマチュアのクラブが言語、戯曲または音楽著作物を実演すること。但し、聴衆に対し無料で提供されるか、宗教団体のために行われる場合とする。 最新の経済、政治、社会または宗教関連の話題に関する記事を新聞、雑誌その他の定期刊行物で複製すること。但し、記事の著作者が当該複製の権利を留保していない場合とする。
- (11) 公共図書館の責任者またはその指示を受けた者が、書籍の複製を3部まで作成すること。但し、当該書籍がインドで販売されていない場合とする。
- (12) 出版を目的とする調査または私的研究のために図書館、美術館その他の機関に保管されている未公表の文学、音楽または戯曲の著作物を複製すること。但し、当該著作物の著作者が既知のときは、かかる複製は著作者の死後 60 年が経過している場合にのみ行うこととする。著作者が 2 人以上の場合は、最後に死亡した著作者の死亡時から 60 年後とする。
- (13) 官報で公表された事項(議会が制定した法律を除く)を複製すること。議会が制定した法律を、それに関する注釈またはその他の原本と共に複製すること。議会の委託を受けて作成された、政府が任命した委員会、委任機関、理事会または類似の機関の報告書を複製すること。(但し、政府により禁じられていない場合とする)司法当局の判決を複製すること。(但し、禁じられていない場合とする)
- (14) 議会が制定した法律、および当該法律に基づき策定された規則もしくは命令の翻訳を、インドのいずれの言語でも複製/出版すること。但し、政府が作成した翻訳が存在しない場合、または政府の翻訳が存在していても公衆に販売されていない場合とする。かかる場合、その翻訳は政府の翻訳として承認もしくは受認されていないことを目立つ場所に明記しなければならない。
- (15) 建築作品の絵画、図面、版画または写真を作成もしくは公表するか、または、建 築作品を表示すること。
- (16) 彫刻その他の美術の著作物の絵画、図面、版画または写真を作成または公表すること。但し、当該著作物が公共の場所に恒久的に設置されている場合とする。
- (17) 公共の場所、または公衆が立ち入ることのできる家屋の中に恒久的に設置された 美術的著作物を映画フィルムに収めること。またはその他の美術の著作物を背景に して映画フィルムに収めること。但し、当該収録が映画にとって付随的なものに過 ぎない場合とする。

言語、戯曲、音楽または美術の著作物の翻訳または二次的著作物は、これら自体が独創的な著作物であり、著作権の成立が認められるため、侵害の例外は翻訳または二次的著作物にも同様に適用されることに注意する必要がある。但し、翻訳を出版することについては、原著作物の著作者の許可が必要である。

17. 救済措置

著作権が侵害された場合、当該著作権の所有者は管轄権を有する地方裁判所に、(1) 差止命令、(2) 損害賠償、(3) 不当利得返還、(4) その他、による救済を求める訴訟を提起することができる。「著作権の所有者」は独占的被許諾者を含み、無名またはペンネームの文学的、演劇的、音楽的または美術的著作物の場合は、満足できる方法で著作者が確定されるまで、著作物の発行元とする。共同著作による著作物の場合は、いずれか1人の著作者が満足できる方法で確定されるのみで十分とする。

差止命令は、裁判所の自由裁量によるが、著作権侵害事件において最も一般的に認められる救済措置である。差止命令は、訴訟の係属中の侵害を差し止めて、当該命令の有効期間中に著作権の所有者に更なる損失/損害が生じないようにするものである。 損害賠償は、侵害により著作権の所有者が被る金銭的な損失を清算するものである。

不当利得返還は、被告(侵害者)によって獲得された純利益の金額に基づいて命じられるものである。利益がない場合には、救済措置として不当利得返還が命じられることはない。損害賠償と不当利得返還は選択的救済であり、著作権の所有者は両方を同時に選択することはできない。

その他の救済として、裁判所は原告を完全に補償するために必要と判断する他の救済措置を認めることができる。これには、例えば、違法複製物の差止、侵害物の破棄等が含まれる。

18. 罰則

知りながら著作権を侵害し、または著作権の侵害を教唆した者は、6 カ月以上 3 年以下の禁固刑と、50,000 ルピー(約 833 米ドル)以上 200,000 ルピー(約 3,333 米ドル)以下の罰金刑に処される。侵害が私利のため、または取引もしくは業務の過程で行われたのでない場合には、裁判所は禁固刑の刑期と罰金刑の金額を減じ、判決でその理由を示す。

2 度目以降の有罪判決では、禁固刑の刑期は 1 年以上 3 年以下で、罰金刑の金額は 100,000 ルピー(約1,666 米ドル)以上 200,000 ルピー以下となる。

違法複製物であることを知りながらコンピュータプログラムをコンピュータ上で使用した者は、7日以上3年以下の禁固刑と、50,000ルピー以上200,000ルピー以下の罰金刑に処される。ただし、違法複製物の使用が私利のため、または取引もしくは業務の過程で行われたのでない場合には、裁判所は禁固刑を科さず、罰金刑を50,000ルピー以下とし、判決で減軽判決の理由を示す。

録音物の場合は、録音を制作した者の名前と住所、著作権の所有者および初版発行年を、録音物と包装箱に表示することが義務づけられる。ビデオ(映画)フィルムの場合も同様に、フィルム内とビデオカセットその他の包装箱に、インド映画製作局から取得した認定書のコピー、著作権所有者から許可を得て映画を製作した者の名前と住所、著作権所有者の名前と住所から成る映画に関する詳細を表示しなければならない。

録音物またはビデオフィルムの製作者がこれらの規定に違反した者は、3 年以下の禁固 刑に処せられ、場合によっては罰金も科せられる。

インド著作権法のもとでは物理的な複製物だけでなく電子的な複製物も保護されるので、 光ディスクを使用して違法複製物を作成することに加えて、インターネット上で違法電子 複製物を頒布することも、インド著作権法の定めに基づく罰則の対象となり得る。

19. 著作権改正法(2012年制定)により導入されたその他の重要な改正

映画に組み込まれた文学的、音楽的、演劇的および美術的著作物の原作者は、これらの作品に対する著作権の第一の所有者とみなされる。この場合、雇用者または「委託者」を著作物に対する著作権の第一の所有者とする「職務著作物」の概念は適用されない。技術的保護手段の迂回防止

(1) 技術的保護手段回避の禁止

著作権改正法(2012 年制定)では、海賊行為の抑制を目的とした第 65A 条が挿入されている。その内容は次の通りである。

インド著作権法により付与される権利を保護する目的で適用された有効な技術的保護手段を、かかる権利を侵害することを意図して迂回した者は、2 年以下の禁固刑に処せられ、場合によっては罰金が科せられることもある。ただし、上記の規定には次の例外が設けられている。

- ① インド著作権法で明示的に禁じられていない目的のために、上記いずれかの行為をなすこと。ただし、かかる目的のために他者が技術的保護手段を回避することを手助けした者は、当該他者の名前、住所、当該他者を特定するために必要な一切の関連事項、および当該他者を手助けした目的を漏れなく記録して維持しておかなければならない。
- ② 適法に入手した暗号化複製物を用いて暗号の研究を行う際に必要とされる行為をなすこと。
- ③ 適法な調査を実施すること。
- ④ コンピュータシステムまたはコンピュータネットワークのセキュリティ措置を試験するために必要な行為を、所有者の許可を得てなすこと。
- ⑤ オペレータ。
- ⑥ ユーザーを識別または監視するための技術的保護手段を回避するために必要な行為を なすこと。
- ⑦ 国家安全保障のために必要な措置をとること。

上記の定めが追加された論拠は、デジタル媒体において高頻度で発生すると予想される 侵害を防止することにある。

(2) デジタル権利管理情報

インド著作権改正法 (2012 年制定) の第 65B 条は、権利管理情報の保護92を目的として導入された。第 65B 条は、意図的に許可なく権利管理情報を除去もしくは改変した者、または電子的権利管理情報が許可なく除去もしくは改変されたことを知りながら著作物の

⁹² 第 2 条(xa) 「権利管理情報」とは、(a) 作品または実演を識別するタイトル等の情報、(b) 著作者または実演者の名前、(c) 権利所有者の名前と住所、(d) 権利の使用に関する条件、(e) (a) ~(d)の情報を表す番号または符号を意味するが、ユーザーの識別するための装置または手順は含まない。

第1章 知的財産権の取得

複製物もしくは実演を頒布し、頒布を目的として輸入し、放送しもしくは公に伝達した者は、2年以下の禁固刑に処せられ、場合によっては罰金刑を科せられることもある。

また、第 65B 条の但し書きには、著作物に含まれる権利管理情報が改ざんされた場合には、当該著作物の著作権所有者は改ざんを行った者に対し、同法の第 XII 章に定められる民事上の救済措置を行使することもできることが定められている。

20. インドにおける光ディスクによる著作権侵害行為からの保護

インドにおける海賊版の販売行為における主な形態は、MP3 フォーマットに入った内容を焼き付けた光ディスク、発売前の音楽、VCD、DVD、CD-R、CD-ROM、および DVDなどのソフトウェアに入った動画、エンターテインメントソフトウェア、および書籍または参考資料などである。93インドには年間何百万ものディスクを生み出す生産力のある光ディスク工場が幾つか存在する。全ての工場に合法のディスクを複製させるために、近年、産業界は工場の活動を規制する光ディスク法案を提示したが、インドの大企業であるモーザーベアが同法案およびそれに含まれる空ディスクの許可制に異議を唱えており、この問題(の解決)は長年にわたり遅れている。

-

 $^{^{93}}$ http://waysandmeans.house.gov/uploadedfiles/iipa_statement_for_the_record_sc_trade_india_hearing_march_13_2013.pdf(2013 年 9 月 5 日現在)

第6節 営業秘密の保護

インドでは、営業秘密の保護の大部分はコモンローに基づく。しかし、インド契約法第27条にも限定的な救済措置が定められている。インド著作権法第27条は契約により取得した情報を開示することを禁じている。同条は、取引を制限する契約が有効となるためには、両当事者間において合理的なものであり、かつ公衆の利益にも叶うものでなければならないことを示唆している。

したがって、インドにおいては、秘密裏に明らかにされた情報を開示しないよう契約により拘束することが可能である。インドの裁判所は、技術移転契約に組み込まれた、契約に基づき受領した情報を公表し、または契約で合意された以外の目的で使用することを禁じる否定的な約定を課す制限条項を支持した。デリー高等裁判所は、John Richard Bradyおよび Ors 対 Chemical Process Equipments P. Ltd.および Anr の事件において、より広義な衡平法上の管轄権を行使し、契約がないにもかかわらず差止命令を出すことを認めた。

それでもなお、インドの裁判所は衡平法上の原則に基づく営業秘密の保護を支持してきた。そして時には、守秘義務違反のコモンロー上の訴訟においても、当該違反が実質的な契約義務違反となる場合には、営業秘密の保護を支持している。営業秘密の所有者が得ることのできる救済措置は、被許諾者による営業秘密の開示を防止する差止命令を取得し、すべての機密および専有情報を返却させ、営業秘密の開示により損失が生じた場合にその補償を受けることである。

さらに、国家イノベーション法案(2008 年策定) は、インド国内の営業秘密を保護するための重要な定めをいくつか含んでいる。

イノベーション法案の第2条第(3)項は TRIPS 契約の第39条第2項に基づくと思われるが、この第2条第(3)項は次のように記載されている。「機密情報とは、(a)本体として、およびその構成要素の正確な構成および組立において、懸案の情報と同種の情報を通常扱う集団において一般に既知ではなく、かつ当該集団に属する者が容易に入手できるものではない、という点において秘密であり、(b)秘密であるために商業的価値を有し、かつ(c)秘密に保つために、情報を適法に管理する者が実施する、現状においては合理的な措置に付されている、という条件に該当する、公式、パターン、コンパイル、プログラム装置、方法、技法またはプロセス等の情報を意味する。」

第8条第(1)項は、当事者が「機密情報に関連する権利および義務(その機密性を保持し、不正流用を防止するための権利および義務を含む)に適用される諸条件を、契約として定める」ことを認めている。第8条第(2)項は、該当する政府に、両当事者が契約を締結することを条件として、機密情報に関連する権利および義務に適用される諸条件を定める権限を与えている。第8条(3)項は、第(1)項の定めにかかわらず、当事者は、衡平法上生じたか、または状況により機密保持義務が付与された結果として生じた、機密情報に対する権利を行使することができる、と定めている。

イノベーション法案 (2008 年策定) 第9条は、原告の同意を得ていない第三者から機密情報が提供された場合には、守秘義務および公平性確保の観点から、当該機密情報に関連する権利と義務が生じる可能性がある、と定めている。

したがって、イノベーション法が施行されると、同法第8条および第9条により、守秘義務違反に係るコモンロー上の訴訟、契約上の義務、衡平法上の原則により現在確保されている営業秘密の保護に係る現在の法的位置付けが再度確認されることとなる。

そのため、雇用者は、契約上の救済措置を確保するために従業員と機密保持契約を締結するのが望ましい。

1. 機密保持契約

コモンロー上の救済措置に加えて契約上の救済措置も確保するために、健全で簡潔な会社方針を策定し、従業員との間で機密情報および営業秘密を保護する機密保持契約を締結することが推奨される。この機密保持契約では、「機密情報」と守秘義務の例外を定義する必要がある。契約書には、黙示による利用許諾の付与の否認、開示の制限、使用および複製について定める条項、雇用終了後の機密情報の使用を制限する条項、雇用終了時の情報の返却を義務づける条項、および返却が完了するまで給与および報酬の支払いをさし控える権利に関する情報を含める必要がある。

インドの状況に照らして適用可能な場合には、守秘義務条項とともに競業禁止条項を加えることで、企業は機密情報に対する付加的な保護を確保することができる。これらの規定には、雇用期間中に取得された機密情報と営業秘密の使用を制限し、従業員が不当に競業しないようにするという、明確な目的がある。ただし、インドの裁判所は厳しい競業禁止条項を行使不能とする可能性があるため、競業禁止条項を妥当な内容になるよう配慮しなければならない。機密保持/雇用契約では、第三者の権利を侵害する危険を確実に防止するために、従業員に対し、会社のデータまたは知的財産に第三者の機密情報を統合しないという義務を明確に課す必要がある。また、従業員には、万一この条項に違反した場合には会社を免責することを義務づけることも必要である。雇用時にこうした契約を締結しなかった場合、後日締結する契約には、本契約は雇用日に遡って従業員が取得した機密情報に適用される旨を明示しなければならない。

2. 内部プロセス

機密情報を保護するための強力な内部統制および内部プロセスを社内に確立する必要がある。従業員には、十分な情報に基づく意思決定ができるように、秘密に該当する情報、および営業秘密の性質を有する情報を識別するための教育を提供しなければならない。従業員は、秘密事項を保護する自己の責任を明確に理解し、日常業務に組み込まれた継続的なプロセスとして当該事項を扱うことが不可欠である。秘密のデータは、すべての通信においてその旨明示する。また、適切なセキュリティ手続きを確立して会社全体でそれに従い、職場の極秘エリアへの立入りについては、制限するか特定の上級従業員のみに限定する必要がある。第三者とのやり取りおよび開示は、指定された要員を介してのみ実行されなければならない。機密情報は可能な限り、業務上知る必要のある従業員に対してのみ、担当業務を遂行する上で必要なときに限定して伝達する。

3. 侵害の救済措置

インド知的財産法の下では、侵害が発生した場合に知的財産の所有者が得ることができる救済措置は次の3種類である。

- (1) 刑事措置
- (2) 行政措置
- (3) 民事措置

これらの措置については、第2章で詳細に説明する。

第7節 不正競争の防止

詐称通用という不法行為は何年もの間に発展し、今日では、他と同じく一個人の商品の表現に適用されるだけでなく、ビジネス・サービス、および専門職や非取引活動にも拡大して適用できる。本法は、競合取引者がすでに達成した名声を自らのために不正なまたは誤認するような手段により手に入れるなどの不正競争という形態から取引者を保護するよう発展してきた。当該の不法行為の形態における基本的な問題は、被告の行為が、被告の事業が原告のものであるように大衆に誤解を与え、両社の事業内容を混同する原因となる傾向などがあるかどうかである。1

商標の所有者に対する詐称通用訴訟のメリットは、所有者がインドにおいて当該商標を 濫用から守れるよう当該商標をインドで登録する必要がないことである。この訴訟は、イ ンドにおける当該商標の事前使用または、当該商標の所有者に有利な信用・評判の存在の 両方、またはインドにおける当該商標の周知の状態などに基づいている。商標権の侵害に は、商標登録や本法によって与えられた独占権に基づく制定法上の保護は適用される一方 で、詐称通用法は、使用することで顧客吸引力(のれん)・名声を獲得する商標の未登録 の所有者を保護する。

第27条2項には、「本法の如何なる規定も、商品若しくはサービスを他人の商品若しく は他人により提供されたサービスと詐称通用させる者に対する訴訟を提起する権利又はそ れに関する救済措置に影響を及ぼすものではない」と記載されている。

詐称通用法は、いかなる標章、名称(「名称」は、ビジネスや通商を行う際の名称、または提供されるサービスを意味する)、標識、記号、図案、または表装(get-up)またはその他、トレードドレスの模倣などの方法を利用することにより作られた表現であれ、自分の商品やビジネスを他者の商品やビジネスとして表現する権利は誰も持っていない、という原則に基づいている。商品の表装には、包装または容器、ラベルおよび包み紙など、商品が一般に提供されるときのトレードドレスのサイズや形、または書き方から成り、色彩、ラベルの色、その装飾、ラベルのさまざまな特徴の配置法が含まれる。しかし、利用価値のあるものには、その物品の表装の一部を構成するものはない。容器の形や色は法律上、自身の製品を表示するある特定の人物の製品と関連付け、それ以外とは関連付けられないようにすることができる。原告は、被告によって模倣された表装がもっぱら自分の商品と関連付けられるようになっていること、および被告の表装は混同と偽罔の原因になる可能性があることを証拠立てなければならない。

.

¹ Ellora vs. Banarsi Das AIR 1980 Delhi 254

第8節 その他の知的財産

1. 植物品種

インドでは、植物品種および農民権利保護法(2001 年制定、以下「PPV&FR 法」という。)に基づき、植物品種保護制度が採用されている。同法は、農民および植物育種家の権利を保護し、新しい植物品種の開発を奨励することを目的として制定された。

PPV&FR 法第 3 条第(1)項に基づき付与される権限行使の一環として、2005 年 11 月 11 日付のインド中央政府官報公示第 S.O. 1589(E)号の発行をもって、同法を実施するための「植物品種および農民権利保護機関」が設立された。また、2006 年 12 月 7 日には、植物品種および農民権利保護規制が公示された。

2007年5月21日、PPV & FR 登録機関は、農作物の公示された属に該当する品種を登録および保護するための植物種保護申請を受け付ける業務を開始した。

(1) 植物種およびその分類

「品種」とは、既知の最低順位の単一植物分類群に属する植物グループ (微生物を除く)であって、次のことが可能なものをいう。

- ① 当該植物グループの遺伝子型により生じる特性の発現をもって定義することができる。
- ② 当該植物グループの少なくとも1つの特性の発現によって他の植物グループから区別することができる。
- ③ 無変化増殖の適性に関して 1 単位と見なすことができる。なお、この単位は当該品種の種苗、現生品種、遺伝子組み換え品種、農民の品種および本質的に派生した品種を含む。

(2) 品種の分類

- ① 典型的品種
- ② 交配種
- ③ 遺伝子組み換え品種

(3) 申請の有資格者

- ① 当該品種の育成者であると主張する者、または当該品種の育成者の承継人
- ② 当該品種の育成者の譲受人である者
- ③ 当該品種の育成者であると主張する農民、農民の集団または農民の共同体
- ④ 上記の者から所定の方法で権限を付与された者
- ⑤ 当該品種の育成者であると主張する大学または公的資金を受けた農業機関

(4) 登録資格を有する植物品種

① 新品種

第1章 知的財産権の取得

新品種は、申請提出日現在に当該品種の種苗または収穫物が、当該品種の利用を目的として育成者もしくはその承継人の同意を得て、次に掲げる時期・地域において販売等による処分に付されていない場合に、新規であるとみなされる。

- i. インド国内で1年以上前
- ii. インド国外で、樹木またはつる植物の場合は6年以上前
- iii. その他の場合は申請提出日から4年以上前

② 現生品種

現生品種には、次に掲げる品種が含まれる。

- i. 種苗法(1966年制定)第5条に基づき公示された品種
- ii. 農民の品種
- iii. 公然と知られた品種
- iv. その他公知の品種

③ 本質的に派生した品種

「本質的に派生した品種」とは、品種(原品種)に関連して、次の各号に該当するものをいう。

- i. 本質的に原品種から派生している。
- ii. 原品種の本質的特性の発現を維持している。
- iii. 原品種とは明確に区別することができる。
- iv. 派生の過程で生じた差異を除き、原品種の本質的特性の発現において原品種に合致している。

④ 農民の品種

「農民の品種」とは、農民により栽培される過程で進化した品種、または農民の間で公然と知られた野生種または在来種をいう。

(5) 独自性、均質性および安定性の基準

次に掲げる基準に合致する品種は、新規品種とみなされる。

① 区別性

申請提出時にいずれかの国において公然と知られた他の品種から、少なくとも 1 つの本質的特性によって明確に区別することができる。

② 均一性

増殖の特定の特徴から予想可能な変化に晒されたときに、本質的な特徴において十分に均質である。

③ 安定性

繰り返し増殖された後、または特定の増殖サイクルの場合は当該各サイクルの終わりに、 本質的な特徴が不変である。

(6)除外

次の各号に該当する品種は、保護および登録の対象とはならない。

- ① 社会的秩序、公衆道徳もしくは人・動物・植物の生命と健康を守るため、または環境への深刻な被害を回避するために、品種の商業利用の防止が必要とされる場合
- ② 当該品種の属または種が、インド中央政府によって発行された官報公示において、登録不能な植物品種として公示された場合
- ③ ターミネーター技術によって開発された場合
- ④ 当該品種の属または種が、インド中央政府によって発行された公示に記載されていない場合

(7) 登録

インド著作権法第 16 条の記載に該当する者は、直接または代理人を介して新品種の登録を申請することができる。インドにおいては、登録局、植物品種および農民権利保護機関が、申請提出先の機関となる。インドでの登録プロセスに伴う手続きは、次の通りである。

- ① 第 29 条第(2)号に明記されるか、現生品種であるか、農民の品種である属および種の登録を希望する申請者は、必要事項をすべて記入した申請書を登録官に提出することができる。
- ② 申請者は、上記に加えて、当該品種の種が規制に明記される基準に適合するかどうかを評価するための所定の試験実施料を添えて、登録する品種の試験に適した品質の種を登録官に提供する必要がある。

(8) 登録期間

登録官によって発行される登録証明書の有効期間は、つる植物および樹木の場合は品種の登録日から 18 年間、現生品種の場合はインド中央政府による品種の公示日から 15 年間、その他の場合は品種の登録日から 15 年間である。ただし、登録証明書の有効期間は、樹木およびつる植物の場合は 9 年間、他の作物の場合は 6 年間である。登録官は、所定の料金の支払いをもって登録を精査し、その残余期間にわたり更新することができる。

(9) 農民の権利

新品種の育種または開発を行った農民は、植物品種および農民権利保護法(2001年制定)に基づき、品種の育種家と同じ方法で自己の品種を登録することができる。

農民は、PPV&FR法に基づき保護される品種の種を含む自己の農産物の保存・使用・播種・共有・販売を行う権利を有するとみなされる。ただし、同法の下で保護される品種のブランド化された種を販売する権利についてはこの限りではない。

在来種および野生種の遺伝資源の保全、並びに選定および保存による改良に従事する農民は、選定および保存された農作物が PPV&FR 法に基づき登録された品種の遺伝子を寄

贈するために使用されたことを条件として、自己の品種を登録して「遺伝子基金」の認定 および報奨金を得る権利を有する。

2. 商号

商号は商標の目的に資するものであり、ビジネスの名声・顧客吸引力(のれん)は商号に付着することがよくあるものであり、そしてこれは裁判所によって保護されるものであるが、こうしたことは確立された法理である。商標法の第29条5項は、「登録商標は、当該登録商標を自己の商号若しくは商号の一部として、又は商品若しくはサービスを取り扱う会社の社名若しくは社名の一部として使用する者によって、侵害される」と規定している。運送会社、保険・銀行事務、修理・清掃サービスなどの専門的なサービスを行う商社または企業、はこの類型にあたる。ある会社の名称が名声をある商品あるいはビジネスについて獲得していた場合に、もし、別の者がそれに類似した商品またはビジネス(後者は、そのような名前でビジネスを続けることを禁止令で規制することができる)に欺瞞的に類似した名前を取り入れたならば、その別の者はそのような名称でビジネスをすることを差止め(命令)により禁じられうるというのが判示されてきている。

Montari Industries Ltd. vs. Montari Overseas Ltd. 1995 PTC 399

原告側は、社名の一部として「MONTARI」という商標を使用し、識別性を獲得していた。被告側は、自社の社名の一部としてこの商標を使用するのを禁止された。合議体の裁判所はこの判決を支持した。

Dolphin Laboratories Ltd vs. Arun Kumar Bansal 1996 IPLR 43 (Del)

原告は、「DOLPHIN」という商品名及び社名で、医薬品分野における顧客吸引力(のれん)・名声を獲得している。被告は、「DOLPHIN」という言葉を、同じ活動分野で自社の社名の一部として採用し、株式の発行により、市場から資金を集めようと計画していた。被告側は、「DOLPHIN」を自社の社名の一部としての使用を禁止され、市場から資金を集める計画も見送られた。

Atlas Cycles (Haryana) Ltd. vs. Atlas Products Pvt. Ltd. [MANU/DE/2122/2007]

商標「Atlas」は、1952年以来、原告のためにのみ登録されていた。被告No.1であるAtlas Products Pvt. Ltd.は、1995年に法人化され、2002年2月にオートバイの製造を開始した。2002年以前は、被告は自転車・オートバイ関係のビジネスに従事しておらず、「Atlas」という言葉を社名の一部として使っていた。被告は、商標「Atlas」を自社のオートバイに用いることを禁じられ、同様にして自転車及び自転車の部品に関して社名を使用するのを禁じられた。

3. ドメイン名

ドメイン名は、インドの制定法において定義されておらず、インドの裁判所は、商標法の条項をそのような紛争に適用してきた。Satyam Infoway Ltd vs. Sifynet Solutions Pvt Ltd; AIR 2004SC3540 では、最高裁判所が以下の見解を述べた。

「インドに関する限り、ドメイン名に関する紛争の解決について明確に述べた法律はない。しかし、1999年商標法の運用そのものは治外法権ではなく、ドメイン名の適切な保護を考慮に入れないこともあるが、それは、詐称通用に関連した法律上可能な範囲でドメイン名が合法的に保護されるべきではない、という意味ではない。」

ドメイン名は、商標と同じ機能を果たし、等しい保護を受けることができるというのが、確立した法理論である。インドには、裁判所が詐称通用法のもと、ドメイン名を保護した多くの判例がある。

Yahoo Inc vs. Akash Arora 1999 PTC 201 (Del)

原告は、有名な検索ポータルであり、そのサービスについて名声を博した「YAHOO」を商標およびドメイン名として使用していた。被告側は、インターネットサービスに関して「YAHOOINDIA.COM」を商標およびドメイン名として使用することを禁止された。ドメイン名は、商標と同じ機能を果たし、それゆえ、等しい保護を受けるに値し、例えインターネットを利用する者が教養のある人物だったとしても、情報に関しては、初心者ユーザーであり、当該インターネットサイトの類似名で混同することもある、との判決を下した。

Aqua Minerals Ltd Vs. Promod Borse 2001 PTC 619 (Del)

原告は、有名なビン詰のミネラルウォーターの製造者であり、当該商品に関して「BISLERI」を使用していた。被告側は、デリー高等裁判所によって「BISLERI.COM.」というドメイン名の使用を禁じられた。

Info Edge (India) (P) Ltd vs. Shailesh Gupta 2002(24) PTC 355 (Del)

原告は「NAUKRI.COM」として名の知れた有名なジョブポータルであった。被告側は、「NAUKARI.COM」というドメイン名を使っていたが、それが原告のドメイン名に発音上似ているため、デリー高等裁判所から「NAUKARI.COM」の使用を禁じられた。

Satyam Infoway Ltd. vs. Sifynet Solutions Pvt. Ltd. [AIR 2004 SC 3540]

原告は、造語の商標である「SIFY」において世界的な営業権および評価、および「SIFY」が含まれる幾つかの登録ドメイン名を有していると主張した。被告側は、ドメイン名「www.siffynet.net」および「www.siffynet.com」を登録した。ドメイン名は、インターネットのユーザが利用できる取引やサービスの対象を識別することができる言葉や名前でもよいとされており、商標法の原則、特に詐称通用に関連したものが公平に適用される、という判決が下った。

Mr. Arun Jaitley vs. Network Solutions Private Limited and Ors.181 (2011) DLT 716 原告は、ドメイン「www.arunjaitley.com」の登録を希望した。しかし、ドメイン名の期限が切れると、被告側は、不誠実な意図から、オークションサイトである被告人No. 3にこれを譲渡した。

「ドメイン名は、詐称通用法の下、例外なく個人名で保護される。個人名を使用する権利 は、商標を使用する商権に勝る。したがって、商標またはドメイン名として使用する権利 は、その個人名を有する個人に与えられる」との判決が下った。

4. 地理的表示

インドは、商品地理的表示(登録および保護)法(1999 年制定)という独自の規制によって地理的表示(GI)を保護している。規則と手続きが公示された後、同法は 2003 年9月15日に施行された。

地理的表示は、地理的位置と原産地から商品を識別するために使用される。これには、 農産物、天然財、製造品、手工芸品、工業製品、食料品が含まれる。

この法律は、外国人の互恵待遇について定めている。同法の下では、ある国で自国民と同じ権利がインド人に付与される場合には、その国の国民は地理的表示の登録および保護に関連してインド人と同等の権利を付与される。インド国民に自国民と同じ権利を付与しない国の場合、その国の国民は地理的表示の所有者または被許諾使用者としての登録を申請してその登録を受ける権利を付与されない。

(1) 登録申請とその受付

個人もしくは生産者の団体、または生産者の利益を代表して法の下で設立された組織もしくは機関は、地理的表示の登録を申請することができる。

申請は、地理的表示登録機関宛の所定の用紙を使用して書面にて行い、所定の料金を同時に支払う。地理的表示登録機関は、インド特許意匠商標庁である。

地理的表示の登録申請書には、次に掲げる情報を記載する。

- ① 固有の自然もしくは人的要因を有する地理的環境に専らかつ本質的に起因する特定の品質、評判またはその他の特性に関連して、商品の原産地が記載された地域であることを特定し、かつ当該商品の生産が当該領域、地方または地域で行われたことを特定する上で、地理的表示がいかに貢献しているかを述べた表明
- ② 地理的表示が適用される商品の種類
- ③ 商品の原産地であるか商品が製造されている国または同国内の地域もしくは地方を示す地図
- ④ 地理的表示の外観が、文言もしくは図形要素のみまたはその両方のいずれで構成されるかについての詳細、および
- ⑤ 地理的表示の登録と共に最初に登録することを予定している、関連の商品の生産者に 関する所定の詳細事項(ある場合)を記載した表明

(2) 受付の取り消し

登録官が登録申請を受け付けてから登録するまでの間に、受付が誤りであったことを登録官が認めた場合、または地理的表示を登録すべきではないか、申請書に記載される条件または制限とは異なる条件の下で登録すべき状況となった場合には、登録官は受付を取り消しすることができる。

(3) 申請の公告

登録申請の受付後、登録官は申請受付の事実と受付の条件を公告する。公告された登録 に対しては、異議を申し立てることができる。

(4) 異議申立

登録申請への異議申立を希望する者は、登録申請の公告もしくは再公告の日から 3 カ月以内、またはそれ以降の 1 カ月以内に、書面にて所定の料金を支払った上で登録機関に異議申立を提出することができる。登録機関は登録申請者に受領した申立の写しを送達する。登録申請者は、異議申立の受領後 2 カ月以内に、登録申請を裏付けるものとして自己が依拠する理由を記載した答弁を送付しなければならない。登録機関は登録申請者が作成した答弁の写しを異議申立人に送付し、双方の意見を聴取し、双方によって提示された記録および証拠に含まれる材料を審議した後、判断を下す。登録申請者が 2 カ月以内に答弁を提出しなかった場合、登録申請は放棄されたとみなされる。登録機関は、申請書に含まれる過誤の訂正および内容の修正を行う権限を有する。

登録申請への異議申立時に、異議申立人または申請者がインド国内に居住していないか 事業を行っていない場合には、登録機関は手続きの費用に充当するための保証金を要求す ることができる。かかる保証金の支払いがない場合、異議申立または登録申請(該当する方)は放棄されたとみなされることがある。

(5) 登録

申請が受け付けられると、異議申立の有無を問わず、登録機関はインド中央政府から別段の指示がない限り当該地理的表示を登録し、申請書内に許諾使用者が記載されている場合はこれらも登録する。登録日は登録申請書の提出日とする。登録機関は、地理的表示登録機関の印を捺印した所定の形式の証明書を登録申請者に発行する。登録申請者の不履行により登録申請日から 12 カ月以内に地理的表示の登録が完了されなかった場合には、登録申請者に通知した上で、当該登録申請は放棄されたものとして処理される。登録機関は、誤記や明白な誤りを訂正するために、登録原簿または登録証明書を修正する権限を有する。

(6) 有効期間

登録は、地理的表示と許諾使用者の両方について行う必要がある。地理的表示は 10 年間にわたり登録される。登録は適宜、最後の登録満了日からさらに 10 年間にわたって更新することができる。許諾使用者の登録期間は、10 年間または許諾使用者が登録地理的表示の登録満了日までのうち早い方とする。登録または登録の更新を行う際には、毎回所定の用紙を使用して申請を行い、所定の料金を支払う必要がある。満了時に登録の更新が行われなかった場合には、地理的表示またはその許諾使用者(いずれか該当するほうは)は登録原簿から削除される。ただし、最後の登録が失効した日から 6 カ月以内であれば、登録継続の申請を行うことができる。

商品地理的表示法の下では、地理的表示の登録は任意である。ただし、地理的表示の登録を行うと、登録された地理的表示の侵害が発生した際の被許諾使用者の法的保護が拡大される。商品地理的表示法の下では、地理的表示が未登録の場合には、侵害を防止しまたは損害賠償を回収するために侵害訴訟を提起することはできない。

被許諾使用者が 2 名以上の場合には、被許諾使用者は他者に対して平等な権利を共同で 保有することとなり、地理的表示の使用に対する独占的権利は何者にも付与されない。

登録地理的表示に対する権利は、譲渡、伝達、利用許諾、抵当権またはこれらを定める 契約の対象物とはならないが、許諾使用者が死亡した場合には、当該使用者の登録地理的 表示に対する権利はその承継人に移転する。

(7) 侵害

登録地理的表示の侵害は、次に掲げる状況で発生する。

- ① 商品上で地理的表示を使用する。または、公衆を誤認させるような方法で、商品が実際の原産地以外の地理的地域で生産されたと示唆する。
- ② 地理的表示を、不当競争に当たる方法で使用する。
- ③ 商品の原産地が、登録された別の地理的表示に関連する領域、地域または地方であると虚偽に表示されるような方法で、商品に当該別の地理的表示を使用する。

登録地理的表示の侵害訴訟は、当該訴訟の管轄権を有する地方裁判所に提起する。

裁判所は、原告に救済措置として差止命令を与えるほか、必要に応じて、損害賠償もしくは利益の返還(原告が選択するほう)、並びに侵害ラベルおよび表示の破棄もしくは消去命令も付与することができる。

ただし、被告は訴訟の対象である地理的表示が原告の名で登録原簿に記載されていることを知らず、かつ、被告がそう信じるにつき相当な理由がないこと、および被告は地理的表示に対する原告の権利の存在および性質を知った時点で直ちにその使用を中止したこと、の2点において被告が裁判所を納得させた場合には、裁判所は損害賠償もしくは利益の返還による救済措置を付与しない。

(8) 不服申し立て

登録機関の命令もしくは決定、または商品地理的表示法の下で策定された規則に対する上訴は、商標法 (1999 年制定) に基づき設立されたインド知的財産審判部に提起する。権利を侵害された者は、通常、命令または決定が送達された日から 3 カ月以内にインド知的財産審判部に不服を申し入れなければならない。この期間が過ぎると、不服申し立ては受け付けられない。

虚偽の地理的表示の申請および地理的表示の偽造は、商品地理的表示法に基づく犯罪となり、6 カ月~3 年の禁固刑と 50,000 ルピー(約 833 米ドル)~200,000 ルピー(約 3,33 3 米ドル)の罰金を科せられる。また、2 度目以降の有罪判決では罰則が強化されるとの定めがある。この場合、禁固刑の刑期は 1~3 年となり、これに 100,000 ルピー(約 1,666 米ドル)~200,000 ルピーの罰金が加わる。

裁判所はさらに、インド政府に対し、商品地理的表示法に基づく犯罪の手段となったすべての商品および物品を没収することを指示することもできる。犯罪人の有罪判決に伴って没収を指示する際には、裁判所は没収品を破棄等により処分する命令を発出することができる。

5. 半導体集積回路の回路配置

半導体集積回路配置法 (2000 年制定) と半導体集積集積回路配置規則 (2001 年策定) は、オリジナル回路配置の法的保護について定めている。

「半導体集積回路」とは、半導体材料もしくは絶縁材料上または半導体材料内に分離不能に形成されたトランジスタ等の回路要素を有する製品であって、電子回路機能を実行することを目的とする製品を意味する。

「回路配置」とは、トランジスタ等の回路要素の配置を意味し、半導体集積回路内で任意に表現される、当該要素を接続するリード線を含む。

(1) 回路配置の登録基準

回路配置は、次の各号に該当しなければならない。

- ① 独創性がある。
- ② 特徴的である。
- ③ 他の回路配置から区別することができる。

回路配置は、それが創作者自身の知的努力の結果であり、かつその考案時において回路 配置の設計考案者および集積回路の製造者の間で陳腐でない場合に、独創性があるとみな される。回路配置の設計考案者および集積回路の製造者の間で広く一般に知られた要素お よび相互接続の組み合わせから成る回路配置は、その組み合わせ全体が創作者自身の知的 努力の結果である場合に、独創性があるとみなされる。

次に該当する回路配置は、半導体集積回路配置法に基づく登録を禁じられる。

- ① 独創性がない。
- ② インドまたはパリ条約国で広く商業利用されている。
- ③ 本質的に特徴的ではない。
- ④ 本質的に他の回路配置から区別することができない。

ただし、インドまたは条約国において商業利用されている期間が登録申請の提出日から 2年以内の回路配置は、半導体集積回路配置法においては商業利用されていないものとし て扱われる。

回路配置の登録は、登録申請の提出日またはインドまたは条約国において最初に商業利用された日のうち早い方から10年間のみとする。

インド半導体集積回路回路配置登録機関は現在ニューデリーに所在し、通信情報技術省、 情報技術庁の管轄となる。

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

第1節 模倣及び海賊行為の現状

1. はじめに

インドは世界でも有数の経済大国の 1 つと見なされている。12 億もの人口が、商品やサービスにおいては 2 番目に大きな潜在市場を形成している。1このような巨大市場で、模倣品や海賊版商品が、産業界及びクリエータ達にとって大きな脅威となっている。

インドでは、電化製品、自動車部品、玩具、時計及び時計部品、衣料品、履き物類、医薬品及び化粧品、ハンドバッグや財布などの小物類、食品、飲料、植物油、その他の日用消費財(FMCG)、ソフトウェア、音楽、映画、出版物、通信機器などあらゆる商業部門の幅広い商品で、模倣品及び海賊版が猛威を振るっている。

2. 模倣品・海賊版商品の出所

多くの模倣品が主に中国で生産され、インド国内の複数の港から侵入している。これらの商品は、パキスタン、ネパール、バングラディシュ、ミャンマーを含めた他の国からも流入している。また、精巧な模倣品及び海賊版の生産がインド国内で増加していることも、大きな懸念材料である。インドは、偽造の医薬品及びブランド衣類の生産拠点となっている。インターネットやオンラインショッピング・オークションサイトから商品が安易に入手できることもまた、デジタル海賊版の発生及び、模倣品やコピー、特に、時計や香水などの模倣品の購入を増加させている。

3. 模倣品及び海賊版に関する代表的なデータ・統計

模倣品及び海賊版は、法律の外側にあり、その「手口」があらゆる規則からすり抜けているため、これら不法行為の規模やや影響を正確に把握することは困難である。ただし、既に述べたように、インド国内における模倣品及び海賊版の特質と規模、またそれらが経済に与える影響を系統的に評価しようとした研究及び報告は数多くある。これらの報告、研究及び分析から得たデータ及び情報の一例を以下に記す。

2012年のインド商工会議所連合会(ASSOCHAM)から出された報告によれば、以下の通りである。

- (1) 模倣品市場の規模は、4,500 億ルピーであり、2013 年には 5,500 億ルピーに増加する見込みである。これら製品の販売を取り締まる規制メカニズムがほとんど無いかゼロに等しいため、政府に、おそらく 500 億ルピーの歳入損失が生じている。
- (2) 最も一般的な模倣品の市場は衣料品であり、続いて、医薬品、靴、時計、革製品、 宝石である。

¹知的財産権の侵害: 2011 年 11 月の「アメリカ合衆国内及び国外の権益に対する脅威に関する報告」(米国知的財産権センター)、以下のウェブサイト参照。 http://www.iprcenter.gov/reports/ipr-center-

- (3) 密輸品の電子機器、耐久消費財、自動車部品、医薬品、漢方薬、化粧品の販売は 警戒域にあり、2011年から2012年で、2,500億ルピーにまで達する。
- (4) 擬似商品の販売が多く目撃されているその他の部門には、植物油、香辛料、ギーと、時計がある。これらの分野における、2011 年から 2012 年の間の偽造品販売は、推定で 800 億ルピーであった。この中で、多くの部分を占めているのが偽造時計で、推定 500 億ルピーであった。
- (5) さらに、首都デリーが模倣製品の生産・流通の中心になっており、模倣品の 7 5%近くがここで生産されている。

インド商工会議所連盟(FICCI)の主導の「インド商工会議所連盟 密輸模倣行為による経済破壊対策会議」の委託によって行われた「インド主要七産業部門における模倣、密輸、脱税の社会経済的影響」という研究によれば、2012年に政府が被った税金損失は推定 2,619億ルピーとなる。研究の対象になった主要部門は、自動車部品、アルコール飲料、コンピュータハードウェア、日用消費財(個人用)日用消費財(パッケージフード)、携帯電話、そして煙草である。これら特定産業部門の闇市場における損失は、推定で 7,269. 9億ルピーである。この研究によれば、歳入面で最も損失の大きかった部門は、日用消費財(パッケージフード)の 2,037.8億ルピー(23.4%)、次いで日用消費財(個人用)の 1,503.5億ルピー(25.9%)、自動車部品の 919.8億ルピー(29.6%)、携帯電話の 896.5億ルピー(15.7%)、そして煙草の 896.5億ルピー(15.7%)である。

2011年にインド自動車部品工業会(ACMA)2から発表された「模倣自動車部品撲滅のための法的改良点」白書によれば、自動車のアフターサービス市場は、3,300億ルピーの市場価値があり、そのうち部品は 2,480億ルピーを占め、模倣自動車部品は 870億ルピーにのぼるという。さらに、模倣品販売で政府が歳入で被った損失は、年間 310億ルピーにものぼり、年間で1億900万リットルの石油、800万リットルのディーゼル燃料が余分に消費され、2009年にはそれによって25,400人が死亡し、93,000人以上が怪我をしている。模倣品が最も横行している製品は、ベアリング、ブレーキパッド、ブレーキディスク、ゴムリング、車軸ブーツ、及びサスペンション部品である。これらはすべて、車の外観とは違って、安全に関係する部品である。

2009 年に模倣品・海賊版防止のための商業活動 (BASCAP) ³から発行された「模倣品・海賊版に関する消費者の姿勢と認知に関する研究報告」によれば、インド国内のかなりの割合の消費者が、模倣品や違法コピー商品の購入を認めているという。

- DVD № CD 63%
- · 衣料品 62%
- ・ コンピュータのソフトウェア 37%
- ・ 財布、時計、宝石、革製品などの贅沢品 52%
- · 香水 49%
- · 玩具 56%

² インド自動部品工業会 (ACMA) は、自動車部品総生産高の 85%以上に貢献している 675 社 により構成されている。

³模倣品・海賊版防止のための商業活動(BASCAP)は、世界中の様々な製品セクターの企業が参加している、国際商業会議所のイニシアティブであり、模倣品及び海賊版の世界的懸念に関する啓蒙活動を行っている。www.iccwbo.org/bascap 参照。

- ・ メイクアップ、化粧水などの化粧品 38%
- · 自動車部品 37%
- ・ 食品あるいは非アルコール飲料 40%
- ・ 石けん、シャンプー、歯磨き粉などの衛生製品 39%
- 携帯電話、カメラなどの小型電子機器 37%
- アルコール飲料 26%
- · 煙草 25%
- · 医薬品 15%

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (BSA) 4から 2012 年に出版された「2011 BSA 世界における海賊版ソフトウェアの研究」によれば、インドにおける海賊版ソフトウェアの割合は一貫して減少しているものの、2011 年で 63%に留まっており(2007 年の69%から低下)、ユーザがインストールしているプログラム 10 個のうち 6 個が無許可となる。無許可ソフトウェアの商業価値は、29.3 億 US ドルに上る。

FICCI から発行された「インド・エンターテインメント・メディア・アウトルック 201 1」の 2010 年における統計データによれば、海賊版が娯楽産業に与えた損失は、52 億ルピーと推測されている。

国際知的財産権同盟 (IIPA) による「2013 著作権保護とエンフォースメントに関する特別報告」によれば、

- (1) 2012 年における音楽業界の推定総損失は、4 億 3,100 万 US ドルであり(最も 損失の大きいと思われるのは携帯機器の海賊版、次いで有形的な海賊版、インターネット、公演、ラジオ・テレビ放送の海賊版)、90%以上がオンラインの音楽違 法コピーである。
- (2) インターネットが繋がりやすくなり、携帯機器が浸透するにつれて、インターネット及び携帯機器の海賊行為が、2012 年のインド国内の著作権業界に対して与える影響も悪化した。映画配給協会(MPDA)が行った研究では、インドはインターネット海賊行為の上位 10 か国に入っており、平均して 3.15 日に 1 本の割合で海賊版映画が、インドからインターネット上に出されている。
- (3) 有料テレビ放送の海賊版もまた、コンテンツ業界を脅かす別の問題である。無許可映画・番組が、時には新作でさえ、地方ケーブル局から放映されている。かつてインドのケーブル局は、支払うべきタイトルの本数を「過少申告」しており、映画やテレビ番組の著作権保有者への支払いが、本来負っているものよりかなり少なくなり、税金や収入面で政府及び業界に多大の損失が生じた。ケーブルテレビのデジタル化は、インドの主要四大都市圏で実施されており、(同じく第二、第三レベルの都市圏でも始まりつつある)過少申告の発生は減少することが期待されている。

ハボックスコープ (世界闇市場指標) 5によれば、インドにおける模倣品及び海賊版の市場価値は、

⁴ ビジネス・ソフトウェア・アライアンス(www.bsa.org) は、ソフトウェア業界の世界企業約 100 社で構成されている非営利団体であり、正規ソフトウェアとインターネットの安全性を推進し、政府と共同して知的財産権の認知度を上げている。

⁵ http://www.havocscope.com/tag/india/参照

書籍: 3.800 万 US ドル

自動車部品:11億5,000万USドル

映画:9億5,900 万 US ドル音楽:1.770 万 US ドル

ソフトウェア: 27 億 3,900 万 US ドル

ビデオゲーム:1億2,990万USドル、である。

前述した統計はすべて、模倣品・海賊版が知的財産権を侵害すると同時に、権利所有者の合法的なビジネスによる利益、ブランド・イメージの信用を損ない、正規商品の販売減少や偽物取引による脱税によって政府の税金収入に損失を生じ、金銭的・身体的健康と安全面に対する影響を含めて消費者に損害を与え、その結果、社会全体に悪影響を与えていることを浮き彫りにしている。実際、いくらかの進展は見られるものの、インドは、米国通商代表部のスペシャル 301 条報告書で「優先監視リスト」に入ったままである。

問題の深刻さがさらに認識されるにつれて、この脅威を抑えるための立法的・司法的改革、自主的活動、公衆の意識を高めるキャンペーンを含めた様々な最前線の取り組み及び対応が、以下の利害関係者によって個々にまた総合的に行われてきており、また現在も行われている。

- (1) 政府
- (2) 税関及び警察を含めた法執行機関
- (3) 業界及び知的財産権所有者

4. 政府及び法執行機関によるイニシアティブ

インドには、知的財産権制度を統括する単一のあるいは中央の政府機関が存在しないため、模倣品・海賊版に対する統一した国家戦略は、中央政府レベルでは存在しない。個々の知的財産権に関するインドの法律は、中央の 5 省庁で統括されている。例えば、特許、登録商標、工業意匠、地理的表示を含めた産業財産権は、商工省の下にある産業政策振興局によって規制される。著作権法は、人的資源開発省の管轄下に入る。これら行政省庁の他に、情報・技術省、情報・放送省、文化省、中小企業省など、多くの他の省庁があり、知的財産権の行使や商業化の面に関わっている。

さらに、個々の州で、知的財産権の行使を管理している州政府及び機関も様々である。 インドでは知的財産権の法執行は州レベルで組織化されており、中央政府では行われていない⁶。

模倣品及び海賊版に対する周知活動は、何年にもわたって強化されている。このような活動は、捜索押収や捜査、警察や司法の感度を高めることや研修から、知的財産、模倣品及び海賊版に関する大衆向けメディアによる幅広い啓蒙活動まであらゆる領域にわたっている。

模倣品・海賊版を容認しないことを示し行動する重要なイニシアティブを以下に示す。

⁶インドの憲法は、国の権力を 3 つのカテゴリーあるいは「リスト」に分けている。中央政府に属する「連邦リスト」、州に属する「州リスト」、そして両方に属する「共同リスト」である。法律及び規則は、州が主体となる。従って、警察を含めたイニシアティブの行使は、中央機関よりも州レベルで組織化される。

様々な州が、地域の業界利害関係者の支援のもと、映画の海賊版の責任追及のために組織犯罪規則を拡大させてきている。また、海賊版ビデオ防止室(anti-video piracy cell)が様々な州で設立されて、著作権条項を行使し、映画の海賊版に関する告訴を処理している。

インドでは海賊版問題に取り組むため、州警察内に州中核職員と専門の知的財産室(IP cell)からなる組織を設立した。ところが、これらの多くの組織が、効果的に問題と闘うための資源を欠いている。にもかかわらず、これらの資源を国家レベルで組織化し優先づけようとする中核機関あるいはイニシアティブは 1 つも存在しない。企業は、あちらの管轄からこちらの管轄に、時には個々の職員によって異なる結果を持ってわたり歩かなければならない。これらの限られた資源では、知的財産権侵害を含むホワイトカラー犯罪に対して、法執行機関が与える優先順位は低くなる。

所定の州及び連邦直轄地(たとえば、デリー)では、模倣品及び著作権侵害に取り組むため、地方警察の経済犯罪支部門が知的財産班を活動させている。

州及び連邦直轄領であるアッサム、ゴア、グジャラート、ハリヤナ、ジャム・カシミール、カルナータカ、ケララ、マディヤ・プラデーシュ、マハラシュートラ、メガラヤ、オリッサ、ラジャスタン、シッキム、タミル・ナドゥ、西ベンガル、アンダマン・ニコバル諸島、チャンディガル、デリー首都特別地域、ダドラ・ナガールアヴェリ、ダマン・ディウは、経済犯罪支部門に、著作権執行室あるいは特別室を設立して、著作権及び他の知的財産権違反に対処している。

さらに、タミル・ナドゥ州やカルナータカ州などの州では、地方政府が、密売やゆすりなどの行為を罰するため伝統的に使用していた「ごろつき法」を拡大させて、ビデオ海賊版に対し最高 2年の刑期及び最高 2,000USドルの罰金、また 1年間は保釈金なしで公判前勾留できるようにした。タミル・ナドゥ州警察のビデオ海賊版専門室は、2006年に合計 740,222件の VCD・DVD・MP3を押収し、1,153件を検挙、1,193人を逮捕した。タミル・ナドゥ州には、犯罪捜査課に、ビデオ海賊版事件を担当する特別室がある。

2013 年 3 月の新聞記事によれば7、過去三年間でタミル・ナドゥ州警察は、131 件の模倣品を発見して 117 人を逮捕し、押収した偽造製品はほぼ 1,800 万ルピーにのぼるという。同じくコピー商品に関係する事件を扱っている州の海賊版ビデオ室は、偽物商品を見極めてそれに関わらないよう公衆に対して忠告している。

2009年7月、マハラシュートラ州政府は、音楽・ビデオ海賊版の脅威が深刻であるととらえ、薬物の密売、密造及び他の危険な非道行為に匹敵すると位置付けた。現在、音楽・ビデオ海賊版は重大犯罪の範疇にあり、1981年のマハラシュートラ危険活動防止法(MPDA)の枠内に入っている。この法律は、法を逸脱した犯罪者の予防的勾留及び、再犯者に対しては保釈金無しで3カ月、最高で12カ月勾留できる条項を備える。

MPDA(マハラシュートラ危険活動防止法)の下では、初犯者は著作権法の下で裁かれ、 罰則は6カ月から3年までの服役、及びあるいは、5万から20万ルピーの罰金である。再 犯者は、MPDAの下で留置され、警察は保釈金無しで最高1年まで勾留できる。MPDA

⁷ http://www.deccanchronicle.com/130309/news-current-affairs/article/beware-fake-products 参照。

に従って、犯罪支部は、警察副長官を長とする専門の海賊版防止特別室を組織して、大量の海賊版映画や DVD を捜索押収している。1カ月後に MPDA が改正されて音楽・ビデオ海賊版も含まれるようになったため、警察によれば、刑事責任の追求を怖れた海賊版行為がかなり減少したと云われている8。

保健省が発足させた新薬品告発政策のもとでは、個人が偽薬に関する情報を当局に告発できる。当局は、秘密を保持するとともに、告発者に最高 250 万ルピーを報酬として与える。偽薬の製造及び販売による逮捕者の数は、2006 年の 12 人から 2009 年の 147 人に増加し、この間に 650 万 US ドルの薬が押収された9。

保健省はまた、医薬品に関する法律を強化して、裁判の迅速化を進めている。偽薬の製造及び販売で有罪となった容疑者は、終身刑にすることができる。

様々な政府機関が、民間や権利保有者あるいは消費者からの告訴・告発を受理すると同時に、これまで以上に、一致して模倣及び海賊行為に対して積極的に対策を取るようになっている。権利者は、不法行為に対して迅速に行動するよう意識し始めている。模倣及び海賊行為を罰するため、防犯及び市民活動が始まっている。このような活動中に押収された模倣品の例として、ラジオ、電子機器、携帯電話部品及び付属品、自動湯沸かし器、コンピュータソフトウエア、周辺機器、電話、食品、化粧品、シャンプー、飲料、医薬品などが含まれる。

5. 業界及び個人の知的財産権所有者による反海賊版イニシアティブ

ヒューレット・パッカード社は、偽物インクカートリッジの販売を疑う時期や模倣品報告の仕方について、流通業者、顧客及び地方当局者の意識を高めるために、「グローバルサプライ模倣防止プログラム」(ACF)を行っている。このプログラムでは、「反模倣チャネルパートナー監査」として知られている無作為検査及び監査を実施することで、HP社の卸売り及び小売商の在庫に模倣品が存在しないようチェックしている。HP社のACFチームは、地方の法執行機関と連携して定期的に抜き打ち検査を行い、HP製品として売られている模倣カートリッジの再パッケージ化、製造、流通に関わる当事者を検挙している。2011年の10月から11月にインドの様々な場所で行われた抜き打ち検査で、推定総額167,565 USドルの模倣品トナー、カートリッジ、パッケージ、及びラベルが押収された10。

日用消費財の主要メーカーであるヒンドゥスタン・ユニリーバ社は、2009年に小売り、 卸売り、製造メーカーに対して 141件の抜き打ち検査を実施して、369万ルピーを超える 模倣品を押収した。

FICCI(インド商工会議所連盟)は、人的資源開発省と協力して、海賊版と闘う業界と政府の取り組みとを連携させる中央機関として、「海賊版防止連携室」を設立した。その主要業績には、利害関係者や大衆に向けた様々な海賊版防止意識・検知キャンペーンや相互協力の他に、映画の上演前に FICCI の海賊版防止ポスターや映像を必ず見せるようにとの

⁸ http://www.hindustantimes.com/India-news/Maharashtra/Crime-Branch-We-will-go-after-piracy-racket-kingpins/Article1-448707.aspx 参照。

 $^{^9}$ http://www.washingtonpost.com/wp-dyn/content/article/2010/09/10/AR2010091003435.html?sid=ST2010091105590 参照。

¹⁰ http://www.dqweek.com/dq-week/news/17614/hp-conducts-anti-counterfeit-raids-india 参照。

通告が情報・放送省から送信局及び映画館にだされている。この通告は、映画撮影法の下で出されているため、映画館所有者はその命令に従う必要があり、もし違反した場合は、 当局から発行される上映許可に影響するおそれがある。

FICCI は、「経済破壊に繋がる密輸及び模倣活動対策委員会」(CASCADE)という委員会を設立して、大量の模倣品、海賊版及び密輸が経済に与える影響を研究し、その活動を防止するために必要な政策を検討している。メンバーには、現在のところ、ヒンドゥスタン・ユニリーバ社、ダバー、ニベア、ITC 及びコカコーラ・インディアなどの日用消費財メーカーが含まれている。FICCI の CASCADE は、模倣品・海賊版が与える危険性に関する消費者教育及び意識高揚キャンペーンを含めた多くの活動を行うとともに、この問題に関して適切な推薦策を作成するため、インド国内 10 州の様々な利害関係者とともに全国的協議会を開催している。

インド工業連盟は、全国で知的財産権に対する意識を高めてもらうために、全国レベルで様々な意識高揚プログラム、セクター別知的財産講座、模擬法廷、セミナー、研修プログラム、双方向性会議を行う専門の知的財産権部門を設置している。

アンドラ・プラデーシュ映画商工会議所は、アンドラ・プラデーシュ州テルグフィルム社の海賊版ビデオの脅威と戦うことだけを目的に、退職警察官らとともに、2005年、海賊版ビデオ防止 (AVP) 室を独自に設立した。2010年 12月 31日現在、海賊版ビデオ防止室は、警察の補佐のもと、海賊版ビデオに関係した 5,201人を逮捕し、著作権法の下で州全域の事件を担当した。このうち 29件が有罪、1,520件が無罪、1,982件が様々な裁判所で係争中、そして残りの 1,724件が調査中である11。オンライン海賊版が脅威になるにつれて、同会議所は海賊版ビデオに従事しているウェブサイトを追跡するため、技術者から構成する無休のオンライン海賊版映画チームを発足させた。この取り組みの成果が出て、2013年7月現在、海賊版映画を作った罪で 109のウェブサイトが閉鎖させられた。12

全国ソフトウェア・サービス企業協会 (NASSCOM) 及び BSA は、海賊版ソフトウェアの作成が疑われる企業について、電話やオンラインで秘密裏に情報を受け付ける海賊版防止特別ホットラインを設立した。

別の嬉しい報告として、企業が無許可ソフトウェアプログラムの使用に敏感になって、積極的に正規版ソフトの購入を始めている。2011年11月、BSAは、国際標準化機構(ISO)のソフトウェア資産管理(SAM)基準「企業向けソフトウェア資産管理基準証明(CSS(O))」プログラムに適合する企業を証明する新たな世界プログラムをインドで始めた。インドの企業のうち何社かが証明書を取得済みあるいは取得中であり、SAMのベストプラクティス実施として認められよう。また2011年11月、BSAとインド政府の電子機器・IT部門は、政府及び民間組織でSAMのベストプラクティスを促進するためのロードマップ作成用の共同報告を出した。この枠組の中で、政府と業界との協働作業が続けられている。これらの取り組みは、企業が使用する無許諾のソフトウェアを減らす傾向に拍車をかけている。

6. 司法

¹¹ http://www.apfilmchamber.com/AntiVideoPiracyCell.aspx 参照。

¹² http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2013-07-25/hyderabad/40792267_1_film-industry-anti-video-piracy-cell-video-pirates 参照。

立法政策もまた、何年にも渡って徐々に発展しており、インドの知的財産を対象にした 法律は、多くの法域と遜色なく比較できるものである。特に、インドの裁判所は、模倣品 及び海賊版の防止にとても敏感になっており、権利所有者の財産を保護するだけでなく、 最終的な犠牲者である、不用心で疑うことを知らない消費者を保護するため、真摯に模倣 品及び海賊版防止活動を支援している。裁判所は、侵害者に差し止め命令を出すだけでな く、国境で模倣品を防止する必要があることを深く認識して、税関職員が企業の登録商標 を侵害するような商品の輸入を防ぎ、管理し、禁止する命令も断固として出している。¹³ 何年にもわたり、地方の違反者に対して外国企業に配慮した判決を出すことで、偏見のな い司法の方針を示している。また、インドの裁判所が直ちに暫定差し止め命令を出すこと もまた、事件が終わるまで公平かつ迅速に処理することで、侵害が抑制されていることを 意味する。

_

¹³ Cisco Technologies vs. Shrikanth [2005(31)PTC538]のケースで、デリー高等裁判所は、この国のいかなる人物によっても法律が侵害されることがないよう保証する事が、すべての法律および政府機関の義務であると強調した。被告が、CISCO の登録商標を付けたハードウエアコンピュータ部品を市場に出し、販売し、輸入し、取引することを差し止めた。また一方で、裁判所は、税関長に指示を出して、CISCO ブランドのルーター、スイッチ、カードについては、原告の委託貨物以外の貨物の輸入を許さないようすべての税関に通告した。

第2節 インドで生産し、インドに輸出あるいはインドから輸入する日本企業 が直面する知的財産権侵害問題

第 1 節で述べたように、模倣品及び海賊版商品の範囲はずっと拡大し続けており、もはやどの業界も例外ではない。コンピュータプリンターのトナー、トナーパウダー、トナークリーニングブレード、車のスペア部品、エアフィルター、ディーゼルフィルター、ファン・レギュレータ、ファン、自動車スペア部品、クラッチプレート、スパークプラグ、ハンドバッグ、財布、サングラス、その他のアイウエア、靴、スーツケース、携帯電話、充電器、ノートパソコン用バッテリー、化粧品、香水、オイル、石けん、トイレ用品など、数多くの偽物商品が市場で入手できる。特に日本企業が懸念する製品としては、時計、文房具、自動車スペア部品、電子機器製品と電気器具、ゲーム、ゲームコンソール及び装置、DVD と DVD プレーヤー、PDA、MP3 プレーヤー、計算機、トナーとカートリッジなどである。

第3節 インドにおける知的財産権行使制度

インドは、「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)に調印しており、「工業所有権の保護に関するパリ条約」のメンバーでもあり、知的財産権の保護及び行使に対する基準を設けている。

様々な知的財産権に関する法律及び他の法律が、知的財産権の行使のための法制度を内包しており、そのうち主要な法令として、1999年の登録商標法、1957年の著作権法、1970年の特許法、2000年の意匠法、1992年の税関法がある。2000年の情報技術法もまた、情報技術と知的財産権法との間をつなぐ重要な役割を果たしている。知的財産権の所有者は、市民、犯罪及び行政レベルの様々な救済措置を利用することができる。詳細は第5節に記した。

第4節 侵害停止要求(警告)書

模倣者または侵害者は、社内のマーケティングチームまたは専門の調査機関を通じて市場の情報を集め、調査を行うことで、探し出せることがある。調査プロセスは、侵害者の身元および居所またはネットワーク、およびその活動(生産または流通等)の性質、ビジネスの規模、侵害商品または侵害活動の範囲と浸透の状況、そのサンプルの購入について、情報/証拠を集めることを目的としている。有罪を示す証拠の確認と保全は、その事業主体が、発覚/対峙後に密かにまたは内密に侵害を続けているとの疑いがある場合は特に、非常に重大である。その他の法的側面からみて、当該のプロセス/情報の性質および裁判所の土地管轄を求めることを含め適切な証拠収集もまた重要であるから、その確認・保全という作業は、ケースバイケースで弁護士と相談して、あるいは弁護士の監督のもと慎重に実行すべきである。

「侵害停止要求」(警告)の書は、平和的な解決を達成するために、知的財産権の侵害者または違反者へのアプローチを行い、違反行為を続けることを止めるよう呼びかけることで、知的財産の侵害に取り組む第一歩として多くの訴訟において、使われている。このような通知書は、著作権者により直接、または弁護士を通じて送付されるが、法的介入を要する事態の深刻さを侵害者に対して印象づけ、違反活動をやめない場合は、権利保有者が法のもとで躊躇することなく次の行動に出るというサインを送ることを目的としているので、弁護士を通じるやり方のほうがより一般的である。この文書は抑止の役割を担っており、そして侵害者は、多くの場合、とくに法廷に出ることを避けたい場合に、将来同じことを絶対に繰り返さないと保証し、不法行為をやめるとするものである。もちろん、相手方が、(好んで)それに応じないか、(権利者が)救済手段の段階に移ろうとする場合、警告書に続き、ただちに知的財産権所有者の方では、権利放棄、遅延、消滅時効、黙認によってその権利に対して不利益が生じないよう、自らが望む救済手段を得るために法的措置をとるべきである。

「侵害停止要求」書は、特定の事案の個々の事実について作成され、(i)知的財産権所有者の権利、(ii)訴訟の対象となる(違反)行為、(iii)法律及び衡平法に基づいた訴訟の原因、(iv)事案を終結させるため所定時間枠内で違反者が応じるべき特定の条件及び要求を個別に記述する。文書は断定的に記す一方で、明白な脅迫を避けて、知的財産権所有者は、訴訟に訴えるよりも穏便に物事を解決することを望んでいるという趣旨を示さなければならない。

インドには、正当な理由なくこのような文書を受け取ることから製造者や団体を守る法律があるため、要求の論理はしっかりとしたものでなければならない。商標法、著作権法、特許法などのインド知的財産関連法律の条項の下では、侵害による法的措置やその他の手続などの脅しを受け取った人は、その脅しが正当ではないという趣旨の宣告や、このような脅しに対する差し止め命令を得るために訴えを起こすことができる。それほど頻繁には起こらないものの、この通知を受け取った人が、直接的あるいは間接的脅迫を受けたと申し立てる法的措置を開始した場合、すぐにその手続を擁護し自分たちの主張が正当であることを主張しなければ、法廷が「一方的な」判決を出すおそれがある。もし、法的手続が実際、脅しを発したと言われる人物から行われていた場合、脅しをめぐる訴訟はなかなか進まなくなると言われている。

さらに、「侵害停止要求」書を出すかどうかの決定は、必要とされる「相当な配慮」 (市場やインターネットの問い合わせなど)に従い、とりわけ、対象の知的財産の使用に 対する侵害者・違反者の関わりの大きさを測りながら、ケースバイケースで評価しなけれ

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

ばならない。その事業主体が「侵害停止要求」書を受理するとすぐにその要求に対応するとは思えないようなら、直ちに法廷で措置を開始することは賢明であろうということになる。このような場合、侵害停止要求は不必要に侵害者・違反者を警戒させ、根拠のない脅しを受けたと訴える行為を含めた「防御的」な対抗的訴訟手続・ステップを取らせることとなり、最も深刻な場合、侵害者が手続差し止め願い(caveat)を申し立てるおそれがある。(一方が法的措置を感知したとき、法廷に対して、先手を打って「一方的な」中止命令を得ること。この場合法廷は、他方の話を聞いた上でしか命令を出さない。)

第5節 知的財産権侵害に対する民事救済措置の適用

1. 訴訟前手続

階層的な点に関してインドの司法構造では、最高裁判所は最も上位の司法機関であり、 専属管轄としての審理、上訴及び勧告を行う裁判所であり、その決定はインドの他のすべ ての裁判所に及ぶ。侵害や詐称通用に関係する知的財産の場合、最高裁判所は、高等裁判 所の決定に対する上訴審を取り扱う。

高等裁判所は、各州の司法行政の長である。合計 21 の高等裁判所があり、その下には、地方及び一般裁判所、さらに下級裁判所がある。各高等裁判所は、管轄内にあるすべての下級裁判所に対して司法上の権限を有する。知的財産の場合、高等裁判所は、地方裁判所の決定に対する上訴審の権限を備えている。高等裁判所の一人裁判官による命令に対する上訴は、高等裁判所の二人裁判官法廷の前に出される。

各州は県に分割される。地方及び一般裁判所は、民事及び刑事それぞれについて、その 県の最高レベルの裁判所を構成する。第一審の事実審裁判所として働き、連邦及び州法の 両方を適用する。

商標、著作権、特許の侵害及び詐称通用に対する訴訟は、元来の管轄の高等裁判所か地 方裁判所と同等以上の裁判所でのみ受け付がなされる。(デリー、ムンバイ、マドラス、 カルカッタなど)

(1) 訴訟の提起

民事訴訟は、訴状(訴訟の内容を陳述したもの)を提出することから始まり、その中には、 すべての事実陳述及び原告が依拠する訴求原因を述べなければならない。訴状はまた、原 告が望む救済措置すべてについて明示しなければならない。

(2) 侵害を訴えることのできる当事者

登録商標の侵害に対する訴訟は、登録した権利所有者によって開始できる。

さらに、商標法の 52 条は、当事者間に存在する契約に従うという条件で、登録使用者が、自身が登録所有者であるかのように自己の名前で、侵害に対する訴訟を起こすことができると規定する。また、この条は、この場合に、登録所有者は、訴訟手続上は、公式的には被告(共同原告でない場合)として参加しなければならないと定める。ただし、被告として追加された登録所有者は、出廷して審理に参加しない限り、訴訟費用の支払義務はない。

(3) 侵害及び詐称通用の訴えの併合・訴訟原因の併合

原告は訴訟に至った様々な原因を組み合わせて、商標や著作権の侵害及び詐称通用についての訴訟を 1 つにまとめて提起することができる。登録されていない商標を商標侵害で訴えることはできるが、訴訟期間中に登録されることが必須となる。訴状の中に商標の侵害の申し立てを変更して含めることができる。ただし、訴訟が、商標権の侵害のみに関して行われた場合、訴えが棄却されるのを防ぐために、原告は、訴状を変更して詐称通用の申し立てを含めることはできない。登録した使用権者が契約で禁止されていない限り、登録した使用権者は侵害に対する訴えを提起し、原告の立場で訴訟を追行しうると同法第52条は規定している。一方、登録商標の所有権者は、形式上の被告として訴訟参加を要求され、そのことにより訴訟が登録した使用権者により提起されていることを認識できることとなる。勿論、登録商標の所有権者は、自ら原告として、あるいは登録した使用権者とともに訴えの提起は可能であるということはいうまでもない。

(4) 救済措置と救済

商標の侵害や詐称通用に対する訴訟で利用できる救済措置には、もし裁判所が適当とみ なす条件があればそれに従うことを条件に、差し止め命令、損害賠償あるいは不当利得の 返還(原告の選択による)、侵害しているラベル及び商標の破棄及び抹消のための引き渡 しが含まれる。この法律により裁判所は、以下のことがらに対して「一方的」命令を出す 権限が与えられている。金銭賠償に関しては、損害あるいは実際の損失(これは立証する 必要がある)に基づく分、または原告の得ている不当利得の返還(権利侵害から生じた) ということになる。インド法では損害賠償はまず、その性質が補償ということであり、被 告の権利侵害によって直接生じた損失を合理的に補償するものということになる。侵害者 が帳簿を付けている組織的な事業主体であれば帳簿をベースにした金銭的な賠償求めるこ とに意義がある。しかし、夜逃げをするような業者だと不当利得の決定は困難である。原 告の事業の名声が新会社の行為によって生じた損害を数量化することはなかなかできない ことが大半である。一方でこのような状況の下で、インドでは懲罰的賠償という考えが急 速に広まってきている。この数年で知的財産権としての重要性に鑑み、裁判所は意図的な 侵害を減少させるため、実際の損害の立証をせずとも抑止的な措置として懲罰的賠償を与 えるのを躊躇しなくなってきている。但し、こういうケースは通常あくどいケース、訴訟 から逃げを打つような場合である。

- ① 差し止め命令
- ② 書類の開示
- ③ 侵害商品、書類、あるいは訴訟対象に関するその他の証拠の保全
- ④ 原告が損害や費用、その他の金銭的救済を勝ち取ることができるにも関わらず、そのことに対して悪影響となりうる方法で、被告が財産を処分あるいは処理することの制限。

ただし、法律では、以下の場合、名目的損害賠償を除いた損害賠償命令を裁判所から出すことはできない。

- ① 侵害訴訟が、団体標章あるいは証明商標に関係する場合
- ② 被告は知らずに侵害しており、原告の権利の存在及び性質に気がつくとすぐに訴訟 対象の標章の使用をやめたということを、被告が裁判所を納得させた場合。

なお、金銭的な救済方法に関する限り、これは一般的に、原告が被った損害賠償または実際の損失(証明が必要)または、被告による不当利得の返還(そのような場合原告は、問題の知的財産を侵害する使用につき、被告があげた純利益を取り戻す権利が与えられることがある)に基づいている。インドの法において与えられた損害賠償は事実上、主に補償型で、被告の侵害行為の直接的な結果として原告が被った損失の「合理的な」補償に焦点を当てて定量化される。

侵害者が、会計帳簿などをつけている組織立った事業体の場合、そのような基本に基づいて利益の返還を求め、金銭的な救済を主張する価値はあるかもしれない。侵害者が夜逃げをするような経営者である場合は、不当利得の返還の決定は困難である。 また大抵の場合、侵害者の違法な行為に起因する原告のビジネスあるいは名声への侵害の定量化は、実行可能とはいえない。

そうは言っても、近年インドにおいて、原告が実際に被った損害に対する補償として与えられるのではなく、単に、被告による原告の法的権利侵害を認識する方法として与えられる懲罰的損害賠償の概念をますます発展させる一連の訴訟が起きている。ここ数年、知的財産権の重要性の理解と容認があるため、裁判所はためらわずに、権利の意図的な違反および侵害を(「実際の損害賠償」の証拠に関係なく)抑える抑止方法として、懲罰的損害賠償を与えてきた。しかし、そのような損害賠償は通常、あからさまな偽造や著作権侵害の場合や、権利に関連した正真正銘の紛争のある訴訟に対立するものとして、被告側が故意に訴訟手続きに参加するのを回避し怠った場合に与えられる。

2. 差し止め命令の暫定的請求、コート・コミッショナー任命等

訴状とともに原告は、被告が侵害行為に関わることを止める差し止め命令、コート・コミッショナー (裁判所の執行官で通常は弁護士である。特定の場合に命令を執行するよう裁判所が任命し、権限が与えられている)の任命、被告の資産を凍結する命令など、暫定的な救済措置を求める特別申し立て申請を行うことができる。法で定められた権利の侵害及び詐称通用の場合はすべて、このような申請を行って、訴訟による措置のあるまでの救済を求めるのが賢明である。訴訟手続中の原告は、特に、以下を求めることができる。

- ・ 被告が、侵害・違反している標章・物品を使用することを抑止する暫定差し止め命令
- ・ 原告が損害や費用を回収することに悪影響となりうる方法で、被告が財産を処分あるいは処理することを抑止する暫定差し止め命令
- ・ 被告の敷地を訪れて、特に、侵害・違反品の在庫を調べ、サンプルをとり、口座を 調べるコート・コミッショナーの任命

(1) 差止の認容

知的財産権の事件では、侵害または詐称通用が為されたり、継続したりするおそれまたは蓋然性がある場合に差止命令が認められる。差止命令の目的は、制定法上の権利を侵害したり、被告の商品を原告の商品と偽ったりする行為を被告に禁じることであり、原告の権利の侵害によって生じる、訴訟で回収できる損害賠償では原告が十分な補償を受けられないような損害から原告を保護することである。Dalpat Kumar vs. Prahlad Singh AIR 1993 SC 276では、最高裁判所は、暫定的差止命令に関する法の原則を主張し、差止命令の認容は裁量的救済であり、そのような裁量権の行使は裁判所が次の事項について納得することが条件であるとの見解を述べている。

① 訴訟において審理すべき重要な争点があり、裁判所に提示された事実に基づき、原告 /被告が自己の求める救済を認められる蓋然性があること。当事者を様々な権利侵害 から保護するために裁判所の介入が必要であること。すなわち、裁判で法的権利が確 立される前に回復不能の損害が発生しそうであること。便益の比較衛量が原告にとって分があり禁止命令が留保した場合に生じる恐れのある困難、弊害または不便益が差止命令を用いた場合を上回ること。

- ② 当事者を様々な権利侵害から保護するために裁判所の介入が必要であること。すなわち、裁判で法的権利が確立される前に回復不能の損害が発生しそうであること。
- ③ 差止命令を留保した場合に生じるおそれのある困難、弊害または不便益が差止命令を 認容した場合を上回ること。

原告は、法的手続きで求める救済について原告に有利であることを疎明し、原告の法的権利が侵害/抵触されていること、訴訟において原告が最終的に勝訴する合理的な蓋然性があることを裁判所に納得させなければならない。

便益の比較衡量を考慮する際、原告にとって初めての裁判であり、手続きが遅滞なく開始され、原告が十分な顧客吸引力(のれん)を確立しており、かつ、原告にとって論証しうる事案であることのみでなく疎明している事案である場合、裁判所は原告を支持することが多い。原告が勝訴すれば損害賠償により金銭的補償を受けられる場合、便益の比較衡量は、暫定的差止命令の認容に有利に考慮されないことがある。但し、原告に生じるおそれのある損害が原告にとって算定し難いほど多大な経済的損害である場合は、便益の比較衡量は原告に有利に考慮される。

(2) 一方的差止命令

暫定的請求は、訴訟の提起と同時に審理のために直ちに取り上げられ、裁判所は、原告が裁判所に提出した資料および第 1 回審理において陳述された意見に基づき、求められている救済の認容について決定することが多い。あくどい侵害/模倣の場合、原告が事態はきわめて緊急であること、または被告が侵害品・侵害物を処分するおそれがあることを裁判所に納得させることができれば、裁判所は、一方的差止命令1であっても躊躇することなくそれを認める。裁判所は、期間を限定して一方的救済を命じることができる。Morgan Stanley Mutual Fund vs. Kartick Das (1994) 4 SCC 225では、インド最高裁判所は、一方的命令の認容を決定する際、一方的差止命令の拒絶に伴う不公平がその認容に伴う不公平を上回るか否かについて、特に考慮しなければならないと見解を述べている。原告の疎明事件、原告の回復不能の損害および便益の比較衡量などの一般的な原則も考慮しなければならない。JMS Labs vs. Yusufali Eesmail Hadvaid 1998 PTC 512では、一方的差止命令を認める際、第 1 回期日まで待つことによって差止命令を認める目的の意味がなくなるとの裁判所の意見の根拠について、裁判所は記録に残さなければならないとも述べている。

(3) その他の「一方的」命令

上述したとおり、権利所有者が明確な侵害・コピーを示すことができ、また、裁判所の 召喚状が出された時に、被告が証拠を破棄し違反品を除去するおそれがある場合、一般に 裁判所は、コート・コミッショナーを任命して、被告にあらかじめ明確な警告を与えるこ

¹ 一方的命令とは、相手方/被告に通知を発することなく、裁判所から下される命令をいう。 この命令は、申立人に一応有利であり、即時の禁止命令を発しなければ金銭的条件では賠償で きない回復不能の損害が生じるおそれがあることに裁判所が納得している場合、命令に記載の 理由により裁判所の裁量にて言い渡すことができる。

となく、敷地を捜索して侵害商品・物品の在庫を調べ、押収する権限を与える「一方的な」 救済を与える。多くの場合、裁判所はまた、このような捜索及び押収に際して、コート・ コミッショナーに警察の補佐を与える。従って、この裁判所の委任は強制捜査に近く、侵 害者・市場に対する影響はかなりのものとなる。

① ジョン・ドゥ (アショーク・クマール) 命令

例外的な事実や所定の状況下にあるケースでは、侵害商品・活動の捜索・押収をあらゆる場所で補佐するため、その捜索・押収の過程で偽造者・侵害者として同定されうる潜在的被告に対して、裁判所は、インドで「アショーク・クマール」命令と呼ばれるジョン・ドウ命令を出す。この「ジョン・ドウ」命令では、未知の人物が被告として訴え提起できそうな同定可能な範疇に属し、その人物の活動が訴訟の範囲内に入っている場合、原告はその人物に対して訴訟を始めることができる。ジョン・ドウ命令は、実際に侵害行為を行っており、所有者がその正体を確認している潜在的な侵害者に対して実施可能であり、原告に対して予防的で迅速な救済措置を提供する。

Taj Television Limited vs. Rajan Mandal [(2003)F.S.R. 22]のケースでは、原告は「テン・スポーツ」チャンネル及び、インドにおける 2002 年サッカーワールドカップの単独かつ排他的「放送」複製権を持っていた。原告は、国内の様々なケーブル局とこの番組を送信する協定を結んでいたが、許可無く番組を放映する無許可ケーブル局が多く存在し、その中のいくつかが特定された。そこで原告は、ワールドカップの時に、有名及び無名のケーブル局に対して著作権法の下で放送複製権を侵害しないよう訴訟を起こした。デリー高等裁判所は、2002 年 6 月 14 日付けの一方的命令にあるように、コート・コミッショナーに権限を与えて、2002 ワールドカップサッカーゲームを不法に放映していたケーブル局の敷地内に入り、必要な証拠を集めた。裁判所は、サッカーの試合は 2002 年 5 月 31 日に始まって 2 週間後には終了するため、原告は、不正の除去までに限られた時間しかなく、また様々なケーブル局による無認可送信は、原告に対する収入及びライセンス料の損失を生じるだけでなく、番組を放映するため正当に認可を受けていた既存のライセンス取得者との関係にも影響を与えるという特別な状況であったと考えた。

MSM Satellite Singapore Pte Ltd. vs. Star Cable Network & Ors. [FAO(OS)No. 211 of 2010]の場合、デリー高等裁判所の二人裁判官法廷は、特定された 41 名の被告及び大半がケーブル局であった不特定数の不特定被告に対して、一方的暫定差し止め命令を出して、ライセンス・許可を得ることなく原告の「ソニー・セット・マックス」チャンネルを送信して、人気のあるインドのクリケットプレミアリーグの試合を放送する原告の権利を侵害することを差し止めた。

ESPN Software India Private Limited vs. Tudu Enterprise & Ors. [MANU/DE/1061/2011]の場合、デリー高等裁判所は、原告の 2011 年 ICC クリケットワールドカップの排他的放映権を保全するため、特定された 175 名の被告(トーナメントの間に原告が特定した)及び不特定数の不特定被告に対して、ジョン・ドウ命令及び一方的暫定差し止め命令を出した。

Ardath Tobacco Company Limited vs. Munna Bhai and Others [2009 (39) PTC 208]による場合、原告は、国際的に知られている「ステート・エクスプレス 555」というたばこの製造及び販売に従事していた。原告は、デリー高等裁判所に対して、たばこの販売業者・仕入れ業者である 6 被告に対し、原告のたばこのパッケージ及びトレードドレスと同一もしくは紛らわしいほど類似する「ピーコック」のラベルでたばこを扱うことを止めるよう訴訟を提起した。原告はまた、特定の被告の他に、不特定の被告に対してもジョン・ドウ命令を求め、裁判所はこれを与えた。一方的差し止め命令によれば、法廷は、(i)詐称

通用及び、原告の芸術的作品を侵害する欺瞞的なたばこを販売することをやめさせる暫定差し止め命令を被告に出し、(ii)コート・コミッショナーに、被告の敷地及び、欺瞞的商品が貯蔵されていると疑われるその他の敷地を訪れるよう指示した。コート・コミッショナーは、被告の敷地内だけでなく近くの敷地内でも侵害商品を見つけ、正当にこれを押収した。

3. 追加手続き

一方的差止命令が認められた場合、その命令は、署名済み謄本の受領日から所定の日数 内または裁判所が定める期限内に被告に送達されなければならない。被告は、一方的差止 命令に対する抗告(上訴)を申し立てるか、命令の取り消し/変更/修正を求める申し立 てを提出することもできる。同時に被告は、陳述書(訴訟申立書に対する正式な答弁)お よび原告の暫定的請求に対する答弁書も提出しなければならない。

一方的命令の認容は裁量的なものであるから、裁判所は、一方的差止命令を認めず、被告に対し陳述書および答弁書の提出を求める通知を発することを決定し、請求の実体について暫定的請求を審理することができる。その場合、被告には、陳述書および原告の暫定的請求に対する答弁書の提出には、提出すべきとの通知を受領した日から 3 カ月の期間が与えられる。

原告には、原告訴答(被告の答弁書に対する箇条書きの正式な答弁、答弁書に対する反 駁)および原告の暫定的請求に対する被告の答弁への答弁書を提出する機会が与えられる。 訴答手続きが終了すると、裁判所は、暫定的請求について双方から主張を聞き、一方的差 止命令を認めるか否かを決定する。訴訟は同時に正式事実審理へと進むこととなる。

実際には、正式事実審理をすべて行って問題が解決するまで長い時間を要すること、被告が和解に応じる場合が非常に多いことから、原告が差止命令の獲得に成功すれば、手続きはほとんど終結する。

4. 訴訟の期間と費用

インドでは、訴訟案件の期限及び費用は規定されていない。ただし、慣行に基づいて控えめに見積もれば、暫定的命令の申立ての処理は約 $3\sim18$ カ月である一方、特に、恒久的差し止め命令及び損害賠償に関係する訴訟の終局判決には、約 $4\sim5$ 年かかる。

実際、原告が暫定的差し止め命令を獲得できた場合(このような命令は慎重な考慮の末に出されるため、通常は非常に深刻な局面であり、一般には次の訴訟手続段階に移ることを意味する)、被告は、和解・調停に進むのが賢明であると考え、その場合、訴訟は最後まで闘われることなく裁判所の和解によって処理される。

インドでは、一定の費用規定も存在しない。民事訴訟の場合は、案件の複雑さ、訴答及 び抗弁における論争、手続・経過観察の性質と経過、訴訟参加という訴訟行為、案件に関 わる法律家と代理人の年功序列に絶対的に左右されるため、民事訴訟の費用は予測するこ とさえ現実的ではない。

知的財産権に関わる訴訟を提起する際に裁判所に支払う公的裁判費用については、知的 財産権訴訟では 5,000 ルピー (被告の口座の開示に関する救済が求められた場合)及び、 あるいは、訴訟の訴額の 4% (損害賠償による救済が求められた場合、デリー高等裁判所 による金銭的管轄を生じる訴額は、200 万ルピーとなる)である。原告は、請求上は選択 的なものではあるが、不当利得の返還及び損害賠償の額の両方の開示を救済措置として求 め、被告の行動・姿勢によって、またより現実的な選択肢等として、後続の手続の中で一つを選択する。

5. 商標

(1) 商標の侵害

商標法の下での商標の登録により、登録所有者には、登録した商品あるいはサービスについて商標の独占的使用権と、第三者による侵害が発生した際の救済が裁判所から与えられる。侵害に対する法定救済措置は、登録された商標に対してのみ与えられる²。

(2) 侵害を構成するもの

現行の 1999 年商標法の下で商標の侵害にあたる行為は、以前の 1958 年の商標法の下での侵害行為より、実質的に広くなっている。旧法の下では、侵害の法的救済措置は、商標が登録された商品に対して、同一あるいは欺瞞的に類似する標章が第三者によって使われた場合にのみ有効であった。現行法の第 29 条は、侵害の範囲を広げて、明確に以下の行為を含めている。

- ① 先行する商標が登録された同一・類似の商品・サービスに対して、同一・類似の商標が使用されて、混同を生じるおそれがある場合。商標が同一で、商品・サービスまた同一である場合、公衆に混同を生じさせるおそれがあると法的に推定される。
- ② 類似しない商品・サービスについて、同一・類似の標章を使用する場合、ただし、登録商標がインドで名声があり、正当な理由のない商標の使用が、登録商標の識別性及び名声を不当に利用しあるいはそれを損なう場合。
- ③ 先行する商標が登録されている同一商品・サービスを扱うビジネスに関して、商号・ 会社名の一部として、第三者が登録商標を使用する場合。
- ④ 登録商標を貼付することが権利所有者から認められていないことを、またそう考える 理由知っていながら、その商標を、営業文書として、あるいは商品・サービスの広告 として、商品のラベルや包装に使用するか、使用が意図される物質に貼付して、登録 商標を使用した場合。
- ⑤ 工業あるいは商業事項における誠実な慣行を不当に利用し、またそれに反する広告に登録標章を使用して、その商標の識別性あるいは名声を損なう場合。
- ⑥ 登録商標が言葉から構成される場合、その言葉の口頭使用もまた侵害となることがある。

(3) 侵害目的の使用

商標侵害の判定において、ある人が以下の行為を行う場合、登録商標を使用すると判断される。

① 商品あるいは包装に貼付する場合。

² 非登録商標の場合の詐称通用の救済については、第5条(b)以降参照

- ② 登録商標の下で、販売のために商品を提供あるいは展示し、市場に出し、これらの目的のため貯蔵するか、あるいは登録商標の下で、サービスを提供あるいは供給する場合。
- ③ 商標を付けた商品を輸入あるいは輸出する場合。
- ④ 営業文書あるいは広告のために登録商標を使用する場合。3

上記の条項の範囲及び適用を具体的に表した判決について、以下に論じる。

(4) 同一品・模倣品

以前に述べたように、露骨な模倣品・海賊版の場合、裁判所は躊躇することなく、侵害者に対抗する即時の救済を与える。

- ① Louis Vuitton Malletier vs. Atul Jaggi & Anr. [2010 (44) PTC 99]の場合、原告はデリー高等裁判所に対して、(i) 原告は、とりわけ革製品及びアクセリーにおいて、長年の周知の登録商標「ルイ・ヴィトン」及び「LV」ロゴの所有者であり、また花柄とイニシャル「LV」の組み合わせを含めた芸術的作品の所有者であること、(ii) 被告は、原告の商品を模倣して、「ルイ・ヴィトン」の商標と「LV」ロゴを財布や札入れ、ハンドバッグに使用して、これを侵害したという根拠で、訴訟を起こした。裁判所はこの案件に、即刻「一方的」暫定差し止め命令を与えて、被告が(i) 原告の商標である「ルイ・ヴィトン」や「LV」ロゴ等をつけた商品を直接的・間接的に取り扱うこと、(ii) 同一あるいは実質的に類似するパターンで、原告の芸術作品の著作権を侵害することを差し止めた。当初被告は裁判で争っていたが、訴訟手続の経過の中で譲歩し、侵害商品を一切提供・販売しないと申し出た。これにより本件は決着し、原告は恒久的差し止め命令を得た。
- ② Adidas AG & Anr. vs. Green Line Polymer Limited [2011 Indlaw DEL 470]の場合、原告は、世界及びインドで使用されている周知の登録商標「アディダス」と「3本線」と「3本ストライプ」等のロゴの所有者である。

原告は、ニューデリーの関税局長官室から、被告が中国から輸入した履物の委託荷物を税関が調べている時に、「アディダス」を含む異なるブランドを付けた履物類を見つけたという連絡を受けた。原告は関税局長官のところに行き、被告が商標「アディダス」と「3本線」及び「3本ストライプ」のロゴを付けた模倣品シューズを輸入していたことを知った。そこで原告は、同部に模倣品を押収するよう強く抗議した。その後の取り調べで、原告は、被告が原告のものと同一あるいは欺瞞的に類似する商標をつけた模倣侵害品のシューズを製造していたことを知った。ヒアリングの間に、原告はさらに、被告が輸入した委託荷物の中に他のブランドのコピー商品も含まれていることを知った。原告はさらに調査し、被告が作っていた模倣品はデリーの市場ですぐに入手出来ることを知り、これらの状況をもとに、本訴訟を起こした。

デリー高等裁判所は、「3本線」あるいは「3本ストライプ」の伴うもの伴わないものを含め、「アビバス (abibas)」や「アディオクス (addiox)」の商標、その他原告の商標・ロゴに欺瞞的に類似する商標あるいはロゴを付けた製品の、市場への提供、

 $^{^3}$ これには、インターネット、ウェブサイト、あるいはドメイン名、ウェブサイトアドレスへの標章の使用も含まれる。

販売、及びあらゆる取引を被告に差し止める「一方的」暫定差し止め命令を即時発令した。被告はまた、中国から輸入した商品に関して税関当局が没収した商品を保管するよう命じられた。被告は後にこれを放棄した。

訴訟手続の中で、被告は、違反商品は中国から来たものであり、税関によって差し押さえられて罰金を科せられたことを法廷で認めた。その後、被告は、原告の商標を二度と侵害しないという約束を書面で法廷に差し出した。これにより案件は決着し、原告に恒久的差し止め命令が与えられた。

(5) その他の例

即時の差し止め命令は、様々な商標・ブランドの模倣・侵害判例の中で与えられており、裁判所が差し止め命令を与えた使用・犯行には、T シャツへの「ラコステ」及び「わにのマーク」の使用、オイル及び潤滑油に対する「カストロール」 4 、計算機に対する「カシオ」 5 、スクールバッグに対するミッキーマウス、ミニーマウス、グーフィなどのディズニーキャラクターの名前及び画像・描画 6 、スピーカー及びバスチューブに対する JBL^7 、筆記用具に対する「モンブラン」の「3 本リングのマーク」及び商標「スターウォーカー」(被告は、欺瞞的に類似する標章「スペースウォーカー」を使用」 8 、チャック及びスライドファスナーに対する YKK と $ZAGLAN^9$ 、グルタミン酸ソーダに対する「味の素」と「お椀のマーク」 10 、車のスペア部品に対するトヨタ 11 、「フェレロ・ロシェ」チョコレートの商品外装とそっくりな外見を備えたチョコレート(違反チョコレートは「ロイズ」の商標で売られていた) 12 などがある。

(6) 周知の標章

裁判所は、直接的には競合しない商品や似ていない商品に対しても、インド国内で顧客吸引力(グッドウィル)と名声のある商標を保護している 13 。例えば、Rolex SA vs. Alex Jewellery Pvt. Ltd. [2009 (41) PTC 284 (Del)]の場合、デリー高等裁判所は、侵害に関して強化された法令条項を適用して、よく知られた商標である ROLEX を、イミテーションの宝石への使用を差し止めた。

① 具体的なケース

カナダの Ford Motor Company of Canada Limited & Anr. vs. Ford Service Centre [20 09(39)PTC149]の場合、原告の商標「フォード(FORD)」は、インド国内の自動車の部品やコンポーネント、自動車の修理やメンテナンス、保守点検を必要とするサービスに関して優先的に登録されていた。被告は、フォード・サービス・センターという名称及び様式でガソリンスタンドを営んでいた。原告は被告に対して、登録された周知の商標

⁴Castrol Limited & Ors. vs. Rajinder Kumar Gupta & Ors. [2011 Indlaw DEL 478]。 本件では、最終的に 100 万ルピーの懲罰的損害賠償も与えられた。

⁵ カシオ計算機 vs. Rakesh Sethi & Ors.[2011 (48) PTC 119]

⁶ Disney Enterprises Inc. & Anr. vs. Gurcharan Batra & Ors. [2011 (48) PTC 340]

⁷ Harman International Inc. vs. Marc United Electronics & 7 Ors. [CS(OS)No. 120 of 2010]

⁸ Montblanc Simplo-Gmbh vs. New Delhi Stationery Mart and Another [2008 (38) PTC 59]

⁹ YKK_vs. Rajindra Jain & Ors. [45(1991)DLT 655]

¹⁰ 味の素 vs. Sri Shankar Bhandar & Ors. [2011 (48) PTC 149 (Del)]

¹¹ トヨタ自動車 vs. Biju & Anr. [2011 (45) PTC465 (Del)]

¹² Ferrero SPA & Anr. vs. Mahendra Dugar & Anr. [MANU/DE/2238/2013]

¹³¹⁹⁹⁹ 年に商標法が施行される前は、このような保護は登録された標章にでさえ(法律でカバーされない商品・サービスに対する) 詐称通用の法律でしか扱うことができなかった。

「フォード」の法的権利を侵害されたとして訴訟を起こした。被告は、原告は自動車産業に従事しているが被告はガソリンスタンドを営んでいて、両者の間に類似性はなく、混乱が生じたり原告に不利益が被ることはないと、強く主張した。デリー高等裁判所は、以下の理由で「フォード・サービス・センター」という屋号の使用を差し止めた。

- i. 通りがかりの自動車運転手は、被告が目立つよう掲げた「フォード・サービス・センター」の看板を見て、そこが原告の自動車修理・サービスセンターかその傘下にあるという考えをもつ可能性あるため、訴えられた屋号は原告の商標を侵害する。
- ii. さらに、現在では、ガソリンスタンドはガソリンを売るだけではなく、そこで一般に行われている他の活動の提供者でもある。ガソリンスタンドは、得意客に空気圧や車の洗浄、つや出し、フロントガラス拭き、潤滑油、グリース及び他の自動車部品や店頭部品の販売、さらにはコンビニエンスストアなど、様々なサービスを提供して、互いに競争している。「フォード・サービス・センター」の名称及び様式のもと、被告のガソリンスタンドで行われている自動車・フロントガラスの洗浄やつや出しなどのサービス、潤滑油、グリース及び他の部品の販売は、これらの部品、潤滑油、グリース等が「フォード」の商標を付けておらず他の商標を付けている等に関わらず、原告の商標を明らかに侵害していると思われる。これらのサービス・商品を買った消費者は、被告のガソリンスタンドで入手できる洗浄・つや出しサービス及び潤滑油、グリース、部品等が原告のものだろうと考えて、被告のガソリンスタンドに引きつけられており、最終的に他の商品が与えられていることに注意しているとは考えがたい。
- iii. 少なくとも、被告が「フォード・サービス・センター」の名称及び様式のもとで販売するガソリン・軽油は、紛らわしい商品であるが故に、すなわち、被告が販売するガソリン及び軽油が、登録商標でカバーされている商品及びサービスに類似しているため、原告の登録商標を侵害しているに等しい。原告の登録は、自動車部品及びサービスのほぼ全領域をカバーしている。自動車の燃料は自動車そのものに密接に関連しており、多くの人々は、原告がガソリンの販売に従事していないことを知っているようには思えない。フォードという商標は高い顧客吸引力(グッドウィル)と名声を備えているため、通りがかった運転手が、被告のガソリンスタンドを原告とものと連想して引きつけられることはありうることである。

②その他の著名なケース

Hyundai Corporation vs. Rajmal Ganna[200735PTC652 (Del)]では、被告は、原告の創案した商標「HYUNDAI」をテレビ、アンテナ等に使用していた。裁判所は、商標および商品の類似性を理由として、被告が原告の周知商標を使用することを禁じた。

Aktiebolaget Volvo & Ors. vs. A.K.Bhuva & Ors[2006 (32) PTC 682 (Del)]で、被告は、電気モーター、ポンプ等について商標「VOLVO」を登録しようとした。原告は大型商用車・建設機器の分野で世界トップクラスの企業である。裁判所は、被告の商品は原告の商品と類似しており、被告が原告の考案した商標を採用することには原告の名声を利用する意図があったものと断定し、その結果、原告に有利な暫定的救済を認めた。

Sony Kabushiki Kaisha vs. Aashish Electricals [2006 (33) PTC 336 (Bom)]では、インドでは電子製品・娯楽サービス関連に登録・使用されている原告の著名・周知商標「SON Y」が AC アダプタなどの電子部品に商標「SONNY」を使用しようとした被告から保護された。では、インドでは電子製品・娯楽サービス関連に登録・使用されている原告の著

名・周知商標「SONY」が AC アダプタなどの電子部品に商標「SONNY」を使用しようとした被告から保護された。

Alfred Dunhill Limited vs. Mr. Girish Kumar Hatankar & Ors. 2003 (26) PTC 469 (Del)では、原告は、特に様々な品揃えの男性用の衣服、アクセサリー、化粧品、皮製品、女性用のハンドバック、装身具、香水、傘等の製造・販売事業に従事している、名声の高い企業である。被告は、「Dunhill Securities Ltd」という会社名で投資会社業を営んでいた。被告の会社名の一部としての商標「DUNHILL」の使用は、異なるサービス関連であるにもかかわらず、原告の国際的な名声を考慮して裁判所に侵害であると認定され、被告はその結果、当該商標の会社名としての使用を禁じられた。

団体標章及び証明商標についても、商標の侵害に関する特定条項が施行されている。

(7) 団体標章の侵害

上述した商標の侵害に関する条項は、団体標章にも適用される。さらに商標法では、団体標章の侵害に対する訴訟では、裁判所は、登録団体標章許諾使用者が被るか、被るおそれのある損害を考慮する権限があり、団体標章の所有者が許諾使用者に代わって金銭的救済処置を受ける程度に応じて、命令を発することができる。

(8) 証明商標の侵害

証明商標の侵害に関しては、特定の条項が施行されており、上述した商標侵害の条項は適用されない。その代わり、登録証明商標の所有者は、登録された商品やサービスに関して、その商標を排他的に使用する権利を有し、登録所有者あるいは登録証明商標の使用を許諾された者以外の者によって行われる商標の使用が、商標としての使用と受け取られかねない方法で、登録証明商標とそっくりあるいは欺瞞的に類似する商標の使用であった場合、これを侵害とする。

(9) 侵害の例外および適用除外規定標

① 例外

商標法には、商品またはサービスを商標所有者のものであると識別するために登録商標を使用することは、当該使用が公正な商慣習に反しておらず、商標の識別性または価値を不当に利用したり、それを害したりするものでない場合は、侵害の範囲に入らない旨の規定がある。

さらに商標法には、商品またはサービスの種類、品質、数量、用途、価値、地理的原産 地その他の特徴を示すために登録商標を使用することによっては登録商標は侵害されない 旨が定められている。また、商標が条件および制限付きで登録されている場合、登録の範 囲外で当該商標を使用することは侵害ではない。

② その他の商標侵害の例外

i. 権利の消尽(商品)

ある者が商品に商標を使用する場合において、登録所有者または登録使用者が既に当該商標をその商品に使用していたものであって、それを抹消していないか、または登録所有者が当該商標の使用について明示または黙示に同意しているとき。

ii. 権利の消尽 (サービス)

ある者がサービスに商標を使用する場合において、商標所有者またはその登録使用者が 既にそのサービスに当該商標を使用しており、その使用の目的および効果が商標所有者ま

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

たは登録使用者がサービスを実施する旨を表示することであるとき。

iii. 予備部品の例外

ある者が商品に登録商標を使用する場合において、当該商品が他の商品もしくはサービスの一部のために、またはその付属品として改造されたものであり、当該商品がそのように改造されていることを表示する合理的な必要性があるとき。

iv. 同時発生の権利

2 つ以上の同一または類似商標が商標法に基づき登録されている場合、そのいずれか 1 つの商標の使用は他の商標の侵害ではない。

v. 再販権/並行輸入

ある者が登録商標を付した商品を合法的に取得した場合、その者またはその者を通じてもしくはその者の下で権利を主張する者が販売その他により当該商品を取引することは、 当該商標は商品取得後に第三者に譲渡されているとの理由から、または当該商品は所有者 によってもしくはその同意を得て市場に出されているとの理由から、侵害ではない。但し、 商品の状態が市場に出された後に変化または悪化した場合など当該所有者が商品のその後 の取引に異議を唱える合法的な理由がない場合とする。

上記の例外は、商標および団体標章のみに適用され、証明商標には適用されない。

③スペア部品・付属品

Hawkins Cookers Limited vs. Murugan Enterprises [2012(50) PTC 389(Del)]の最近の判決では、デリー高等裁判所の二人裁判官上告法廷は、圧力鍋のガスケットメーカーである被告に対して、原告から訴えられていたこのタイプのガスケットに「ホーキンスに最適」という文言を記すことを許可した一人裁判官による判決を破棄した。原告は、ガスケットを含めた圧力鍋及びその部品に対する周知の商標「ホーキンス」の登録所有者であった。原告は、被告が圧力鍋の部品に「ホーキンス」の商標を使用することを差し止める訴訟を起こしていた。

主に被告の場合、被告は商標「マユール」を採用しており、その製品、すなわちガスケットにのみ、同製品がホーキンスの圧力鍋に使用するのに最適と記していた。従って、被告の製品・ガスケットの包装には、マユールという商標が目立つよう使われており、原告の商標の侵害あるいはそれを疑う余地はなかった。被告の目的は単に、マユールのガスケットがホーキンスの圧力鍋に使用できることを公に知らせることであり、このような使用は商標法では禁止されていない。

単独裁判官は、請求を棄却し、被告は原告の商標であるホーキンスという表現を使用しているが、欺罔を生むような「商標」の使い方ではなく、侵害には当たらないと被告に有利な判決をした。裁判所は、商標法の例外条項に依拠して、「マユールブランドのガスケットとホーキンスとの間に取引関係があると、合理的に推定できる者もしくは購入者はいない。これは、被告が原告の商標を利用しようとしたり、あるいは関係があると見せようとするケースではない。この使い方から明らかに分かるように、これは、ホーキンスの圧力鍋の付属品として使用する場合に、単に製品の適合性を示したにすぎない。このような使い方は、商標法の第30条に記されている例外の範囲内に明らかに入る。さらに、記録されている証拠を見れば、商標の使用対象には、ホーキンスブランドの圧力鍋のガスケットの適合性を示す必要が合理的に存在する」と述べた。単独の裁判官が強調した要因は、被告が製造したガスケットは、ホーキンスの圧力鍋に適合するよう特別に作られたと

いう被告の陳述であった。裁判所はさらに、訴訟の目的は、この付属品に対して独占状態を生んで、第三者が市場でガスケットを販売できなくするようにみえるが、被告はこのガスケットの付随的製造業を営むことができるという明白な立場にいるため、このような独占状態の形成は許されることではないと述べた。

この命令に対して、原告が上訴した時、二人裁判官法廷は、特定製品との互換性を示すために付属品に他の会社の商標を参照する点については同意した。ただし二人裁判官法廷は、上訴された判決の根拠が間違っており、そのガスケットは特にホーキンスの圧力鍋のために製造されたことに、特に留意した。二人裁判官法廷は、被告のガスケットはホーキンスに専用のものではなく、同じサイズの他のメーカーの圧力鍋にも適合しうると断定的に述べた。従って、消費者のためには、その商品がたった 1 つの特定ブランドの圧力鍋に適合可能であると示すことは、合理的に必要であるとは言えない。別の側面として二人裁判官法廷は、被告のパッケージには、商標ホーキンスが消費者の目にとまるよう、違う色で目立つよう描かれていると述べた。二人裁判官法廷は、被告が、訴えられたパッケージを三カ月以内に使い切り、他のガスケットメーカーが行っているように、すべての圧力鍋に適合することを示す文言をガスケットのパッケージ素材に使うことを命じた。こうして被告は、「ホーキンスに最適」という文言を使うことを差し止められた。

④商標法の下における並行輸入の現在の位置づけ

1999年の商標法は、「権利の消尽」の方針を認めている。(インドの)商標登録では、インドにおける「本物の」あるいは合法的な商品の無認可並行輸入を防ぐことができない。14上述したように、特定の商標がついた商品が、その所有者によってあるいはその同意のもとで市場(世界のどこであれ)に出されると、その商品に対する商標の排他的権利は「消尽」し、その結果、その商品の後続の購入者・所有者によるさらなる取り扱いは、どの侵害行為にもあたらない。製品の流通を防ぐ力は、最初の販売で終了する。

ただし、商標の登録所有者は、自身の商品の並行輸入・販売に合法的な理由で抗議できる¹⁵。この理由は、法律の中には述べられていないが、法的解釈の問題であり、この問題に関する判決例及びコメントから対照できる理由のいくつかは、以下の通りである。

- i. 商品の状態が、破損・変更されているか、原産国が追跡できる商品のバッチコードや シリアル番号が削られ、損なわれている、製品の外観等が損なわれている、あるいは商品 が「実質的に」再調整されている。
- ii. 商品の損傷あるいはそれを提示することによって、商標の名声が損なわれる。
- iii. ブランド及び商品の名声に対する消費者の混乱・欺き、あるいはダメージにつながる 品質や構成、性能、機能特性、貯蔵寿命及び、その他、識別可能で明らかに確定できる要 因について、インドで販売するよう許諾された商品及び輸入品の中に物理的・実質的差違 が存在する。
- iv. 生産国あるいは保証等について不当表示がある。

¹⁴² 人裁判官法廷が Kapil Wadhwa & Ors. vs. Samsung Electronics Company Limited [2012 (194)DLT23]のケースで示したが、これは現在最高裁判所で上告中である。

¹⁵ 商標法第 30(4) 条、また Kapil Wadhwa & Ors. vs. Samsung Electronics Company Limited (上述) で支持された。

正当な権利所有者は、前述した点について輸入を差し止めることができる。もちろん、(a)輸入国においていかなる権利も持たないか、あるいは(b)登録所有者との協定による地域的制約契約により、問題の商品の販売・供給あるいは法的権利を得ることを禁止されている登録所有者以外の人物・団体から商品が出ていれば、同様に差し止めることができる。付け加える必要もないが、(b)のケースの場合、訴訟の主原因は契約違反となろう。

Kapil Wadhwa & Ors. vs. Samsung Electronics Company Limited [2012(194)DLT23] の最近のケースで、デリー高等裁判所の二人裁判官法廷は、商標法第30条4項に鑑みて、インドへのサムスンプリンタの輸入業者による二次取引を止める権利があるという原告の陳述について以下のように述べた。

i. 原告あるいは原告の外国の子会社によって外国市場に出された商品を、被告が損ねたり、商品の状態を変更することを、原告が申し立てているのではない。申し立ては、外国で販売されたプリンターの物理的特徴が、インドで販売されているプリンターの特徴と異なることである。しかしこれは、外国市場に出された商品が損なわれたり、状態が変更されない限りは関係ない。原告は、被告が輸入しインド国内で販売する商品の販売、供給及びアフターサービスを管理したくてもできないと申し立てた。現在は「権利の国際的消尽の原則」そのものが、商品のその後の販売及び供給を管理する原告の権利を奪っている。

ii. アフターサービスに関して、原告は、海外で販売され、インドに輸入されてさらに販売される商品についていかなる保証も行っていないため、これらの商品を保証する責任はなく、主張はあたらないと、裁判所はみなした。上訴人による保証及びアフターサービスが与えられるべき一般消費者が、満足のいくアフターサービスを受けられない場合、被告の製品に対して悪い印象をもつことがあるという上訴人の主張にとって優位な点があるかもしれないが、輸入後にインドに売られた「サムスン」プリンターについても、原告の名声が損なわれる可能性が同程度にないことはないと言える。これについては、被告に、サムスンプリンタを販売させる一方で、「販売しているサムスン製品はインドに輸入されたものであり、サムスン(韓国)は商品の品質を保証したり、製品に対するアフターサービスを提供する」と自身のショールームに目立つよう表示させるという命令を適切に下すことで救済できる。これによって、被告の名声に悪影響を与えうる消費者の不満を回避でき、またこれを行うことで、被告には、インド国内でサムスン製品の二次取引への抗議の法的根拠がなくなる。

こうして、被告は、上記の付加条項及び、保証及びアフターサービスに対して宣言を行うことで、サムスンプリンタを輸入し販売することができた。

Old Navy (ITM) Inc. & Ors., GAP (ITM) Inc. and Ors. and Banana Republic (ITM) Inc. & Ors. vs. Deepa Surekha & Ors. [2008 (37) PTC 197]の場合、原告は、数シーズン前に製造されたが現在は使用されておらず、特定の国でのみ販売されていると言われている商品を、登録商標「GAP」、「オールド・ネイビー」、「バナナ・リパブリック」の下で並行輸入することへの差し止めを強く求めた。書証を精査したデリー高等裁判所は、売られていた商品は、一見したところ、何の改変もなく「最初の状態」にあり、現在の流行にそれほど敏感ではないと思われる所定の国々(インドを含む)で、このような商品を再販する許諾を与えた提携会社と原告との間の協定に従って供給が行われたとみなした。裁判所は、事実の隠蔽についての被告の主張に鑑みて、問題の商品を被告が取引することを差し止める暫定救済措置命令を却下した。

ゼロックス社& Anr. vs. Sailesh Patel & Ors. [2008 (37) PTC 526]の場合、原告は、ゼロックスの商標をつけた中古品の不法輸入及び販売について申し立てた。この中古品はインドにおいて調整し直されて再販業者に販売され、さらにまたその機械がコピー店に売られていた。これとは別に、製品はそれぞれハードウェアを動かすための内蔵ソフトウェアを備えていた。被告は、(a)この機器は、「現状有姿で」合法的かつ正当に輸入・販売されたものであり、(b)インドに輸入された商品は、中古品ではあるものの、原告の正規品であり、(c)輸入時及びその後の販売時にも、被告はその商品が新品ではなく中古品であることを明確に提示していたと述べた。デリー高等裁判所は、機器に変更もしくは損傷がない限り、その場合の変更もしくは損傷は物理的特性にとどまらず、その目的のために使用する作動システム及びソフトウェアに関しても該当しない限り、適切な文書を添えた機器の輸入及び再販許可を禁止することはできないとの見解を示した。輸入後は、購入者にその機器がゼロックスの機器として販売されていることを示さないよう、ゼロックスのステッカーを外すなどの変更が行われる。最終的に、双方は和解に至り、訴訟は以下の条件で処理された。

- i. 被告(輸入業者、再販業者、卸商・コピー店等)は、被告が輸入・販売した中古のゼロックス機器それぞれに、以下を開示した文書を添付しなければならない。
- a) 中古及び使用済み機器は、ゼロックス社あるいはその提携会社から直接輸入したものではない
- b) ゼロックス社あるいはその提携会社による保守点検、アフターアービスはない。
- c) 機器は、輸入業者・再販業者が受け取ったままの状態で販売されている。輸入業者・ 再販業者が、なんらかの変更を加えたり、使用性あるいは完全性を調べることはない。 輸入業者・再販業者が部品あるいは付属品を加えたり、取り除くことはない。
- d) この機器は、ゼロックス社あるいはその提携会社による保証・保証書でカバーされて いない。
- ii. 前述の開示文書は、顧客が簡単に見ることができるよう、各中古機器の前面のゼロックスの文字が見えるところに目立つように表示しなければならない。この開示文書は、機器に恒久的に添付されなければならない。
- iii. 同開示文書はまた、広告物、マニュアル、宣伝、及びゼロックスの機器に関して、被告が大衆に向けて出す他の伝達物にも内包しなければならない。
- iv. 輸入後、被告が機器になんらかの変更を加えた場合は、その機器がゼロックスの機器ではないことを購入者・ユーザーに示すため、必ず再販・再使用する前にゼロックスの商標を外さなければならない。
- v. 輸入業者もしくは再販業者が、前記開示文書を機器に添付した後、他の被告(卸商・コピー店)は同開示文書を除去・抹消してはならない。

このように、「並行輸入」に関する禁止は存在しないものの、裁判所は、上で概説したような所定の限定要因を侵害するか、あるいはそれに留まらない商品の流通を差し止める必要がでてくる。しかし、それはもちろん、問題の製品もしくは業界によって変わってく

る。それぞれのケースをそれぞれの事実及び状況に鑑みて分析及び判断して、訴え提起可能な並行輸入に相当するかどうかを見極める必要があると強調しすぎることはない。

⑤輸出用商品への商標の使用

インドにおいて、輸出目的のために商品に商標を適用し製造する活動は、インドにおける商標の使用として扱われる。商標法第 56 条(1)では¹⁶、商標がインドから輸出される商品に適用された場合、同法及び他の法律に基づいたそのような使用が不可欠なすべての目的をもつ商品が、インド国内での商標の使用を構成するとみなされる。問題の商標が既に第三者の名前で登録されていた場合、その商標で商品を製造することは、たとえ輸出だけのためであっても、優先する既存の第三者の商標がもつ法的権利を侵害することになる。インド国内で販売するのではない(従って混乱が生じることはないと主張する)ことは、その当事者の抗弁にはならない。

ただし、ある者が長年前述の活動を行っており、第三者がその後に、問題の商標を登録・使用した場合は、その第三者が先行する使用者を、商標の侵害で訴えることはできない。先行する使用者は、第34条の「既得権についての例外」による主張が行える。

(10) 証明商標の侵害の例外

商標法では、特に証明商標に対して、侵害について所定の例外を定めている。

- ① 証明商標の使用に関する規則(証明商標の使用の管理)に従って登録・適用された証明商標について、その使用が商品あるいはサービスに相応しいと合理的に示すのに必要である限り、商品あるいはサービスに関する標章の使用が、商標あるいはサービスの一部あるいは付属として構成される場合。
- ② 証明商標に条件及び制限がかかっており、登録が延長できないようなやり方で標章が 使用されている場合。
- ③ 証明商標の使用が、登録所有者あるいは、その所有者の許諾を得た者によって適用され、その後除去あるいは抹消されていない場合。あるいは、登録所有者あるいは、その所有者の許諾を得た者の同意によって適用されている場合。
- ④ 登録された商標と同一・類似商標が、登録により与えられた使用権の行使として使用 されているとき。

(11) 商標法の下での除外

商標法はまた、登録所有者あるいは登録使用者による妨害を受けないよう、所定の権利 及び用法を除外としている。

① 商標法では、登録商標と同一もしくは欺瞞的に類似する商標の先行使用者の権利を明らかに除外しており、このとき先行する使用は、登録所有者(登録使用者)による使用に先立つか、あるいは登録日に先立つかのいずれか早い方における商標の使用と理解される。言い換えれば、商標の先行使用が、同一・類似商標の登録に優先する。

¹⁶ 商標法の第 29 条では、侵害を決定するに際し、標章をつけた商品を輸入もしくは輸出する場合は、登録標章を使用したと見なされることがあると規定している。

- ② ある人の名前、住所、商品またはサービスの表示の善意の使用は、登録所有者あるいは登録使用者によって妨げられることはない。
- ③ 商標法はまた、物品あるいは物質の名称または表示である語の使用も除外している。 同法第 36 条では、商標または特許において、物品の名称または表示に関係がある一 語に対して、独占権を主張することを禁じている。ある言葉が、物品の名称または表 示としてよく知られ、またビジネスで使用が確立している場合、あるいは物品あるい は物質が、以前特許として製造されており、その特許の権利終了から 2 年間以上経過 している場合、その言葉は、その物品あるいは物質の実用性のある名称もしくは表示 であり、その言葉の登録所有者は、商標として、その登録を取り消す必要があり、ま た、いかなる法的手続においてもその登録に依拠することが妨げられる。

(12) 商標と著作権の境目

商標法及び著作権法は、互いに関連しあっている。事実、商標法の第 11 条は、いずれの法律でも、特に(a)ビジネスで使用されている未登録商標を保護する詐称通用の法、あるいは(b)著作権法で、インド国内の使用が妨げられている商標の登録を明白に禁止している。また、商標の登録はできても、著作権法違反による使用であるという理由で訴えられることもありうる。

商標の登録及び保護については著作権とは異なる別の法律が存在するが、美術作品として、著作権のもとで商標のラベル・ロゴを著作権登録することは可能である。

さらに、著作権法第 45 条では、何らかの商品・サービスに関連して使用できるか使用されている美術作品に関して著作権登録を適用するには、その美術作品と同一もしくは欺瞞的に類似する商標が、商標法のもとで登録するために著作権登録を求める申請者以外の者の名前によって、登録・適用されたことはないという陳述が含まれているか、あるいはその旨を記した商標登録官からの証明書が添付されていなければならないとしている。第45 条のもとで、登録者から証明書を提出する必要条件は必須であると考えられており、それに応じないと、著作権登録が削除されるおそれが生じる17。

6. 詐称通用

(1) はじめに

インドは、コモンローの管轄下にあるため、インドの裁判所の詐称通用は、商標や名称、体裁によって通常表されるビジネスの顧客吸引力(グッドウィル)を保護するコモンローの原則に基づいた不法行為の一形態である。これは、侵害訴訟の救済措置とは独立したもの、あるいは追加で利用できる救済措置である。詐称通用は、ある取引者が起こした不当表示によって、他の取引者のグッドウィルが損なわれることである。詐称通用は、法で定義されておらず、詐称通用に関する実質的な法律は、判例法及び先例に基づく。法律は、詐称通用に対して利用できる救済措置を扱っているにすぎない。詐称通用訴訟の利点は、商標所有者が、インド国内での悪用から守るためにインド国内でその商標を登録している必要がないことである。訴訟は、商標の先行使用に基づいているか、あるいは、インド国

¹⁷ Triloki Nath Gupta vs.Durga Prasad Gupta[2004 (29) PTC 759 CB] に同等の引用:著作権 評議会の 5 人法廷の決定

内の商標の所有者またはインド国内における商標の周知の立場を鑑みたビジネス上のグッドウィル及び名声の存在に基づく。商標権の侵害が、商標の登録に基づいた法的保護及び同法による独占権である一方、詐称通用の法律は、使用によってビジネス上のグッドウィルと名声を獲得する商標の未登録所有者を守るものである。

第 27 条 2 項は、「本法のいかなる規定も、商品もしくはサービスを他人の商品もしくは他人により提供されたサービスと詐称通用させる者に対する訴訟を提起する権利またはそれに関する救済措置に影響を及ぼすものではない」と定めている。

詐称通用は、何人も自己の商品または営業を他人の商品および営業と表示することはできないという原則に基づいており、かかる表示が標章、名称(「名称」とは、それを付して営業または取引が行われ、またはサービスが提供される名称をいう。)、標識、記号、図形を使用したものか、体裁またはトレードドレスの模倣など他の方法によるかを問わない。商品の体裁は、パッケージ・容器の大きさ・形状、ラベル、包装等、商品が公衆に提供される際のドレスや書体からなる。これには、ラベルの色彩や装飾、ラベルにおける様々な特徴の配置が含まれる。但し、使用上の価値を有するものは物品の体裁には含まれない。容器の形状や色彩は、特定の者の製品と関連づけられ、その者の製品であることを意味するようになる。原告は、被告が模倣した体裁がもっぱら自己の商品と関連づけられるようになっており、被告の体裁が混同および誤認を生じさせる惧れのあることを立証しなければならない。

詐称通用に関しては英国のコモンローを全面的に取り入れているため先例が尊重され、 インドの裁判所はそれらに依拠している。

詐称通用という不法行為の概念は何年もの間に拡大し、現在では自己の商品を他人の商品と表示することのみならず、営業、サービス、職業、非営利活動にも適用される。詐称通用に関する判例法は、競業者が既に獲得した名声の利益を、虚偽のまたは誤認を生じさせる表示を用いて自らが得るという不正競争行為から業者を保護するまでに発展してきた。この種の不法行為における基本的な争点は、被告の行為が公衆に被告の営業を原告の営業と誤認させるようなものか、あるいは両者の営業活動に混同を生じさせるものかどうかである。18

今日では商号が商標の代わりとなることは十分認められており、企業の名声やグッドウィルは商号に付随することが多く、商号は裁判所によって保護される。運送会社、保険会社、銀行、修理業者、清掃業者等、専門的なサービスを提供する企業や会社がこうした分野に該当する。この分野では、ある会社の名称が何らかの商品または営業に関して名声を得ている場合に、他人が類似の商品または営業について類似の名称を後から採用したときは、差止命令によってその者がその名称で営業することを禁止できると判断されている。

ドメイン名も商標として保護されると判断されており、インドでは裁判所が詐称通用に 基づいてドメイン名を保護した判例が多数ある。

(2) 詐称通用の基本的要素

詐称通用の基本的特徴は、次の通りである。

① 原告の商品またはサービスは、市場でグッドウィルおよび名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること

¹⁸ Ellora vs. Banarsi Das AIR [1980 Del 254]

- ② 被告が提供する商品またはサービスを原告の商品またはサービスと公衆に誤認させる、または誤認させる惧れのある、被告による不実表示(意図的か否かを問わない)があること
- ③ 被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、被る惧れがあること

詐称通用訴訟において立証すべきは、被告の商品がそれらによって表示され、構成され、または記載されているために一般的な購入者を誤認させ、被告の商品を原告の商品と誤認させることが予想されるということであり、詐称通用訴訟の基礎を成すのは誤認または混同を生じさせる惧れであるとの判断がデリー高等裁判所19により示されている。原告は、詐欺についても、ある者が実際に詐欺的であったことや原告が実際に損害を被ったことについても立証する必要はない。

裁判所は、詐称通用訴訟の目的はグッドウィルを保護するだけでなく、購入者が食い物にされないようにし、不正な取引を防止することにあるとも述べている。

Horicks Limited vs. Kartick Sudhakan [2002 (25) PTC (Del)]では、裁判所は、被告が「HORLICKS」の商標とラベルをキャンディーに使用することを禁止し、被告に原告の許諾を受けていない問題の商標の使用を認めれば、原告は被告の行為と不正使用から生じる結果に常に直面する惧れがあるとの判断を示した。

詐称通用の訴訟を維持するためには、商標法のもとでの商標や名称の登録は必要ではなく、詐称通用の中身が確立していれば、未登録は、成功の障害とはならない。同様に、商標の登録は、詐称通用の訴訟に対する防御にはならない。先行使用者の権利は守られ、先行使用者の登録所有者に対する詐称通用の主張は、維持されうる。²⁰

(3) グッドウィル(顧客吸引力、のれん)

詐称通用訴訟では、不実表示によって害される惧れのあるグッドウィルが保護される。 グッドウィルの性質については様々な事例で議論されている。どの範囲を指すかについて 厳密な定義は与えられないが、ある判例での議論がその概念を理解する手助けとなろう。 「グッドウィルとは何か?(中略)グッドウィルとは、企業の好評な名称、名声、得意先 などの利益である。これは、顧客を引き寄せる力である。グッドウィルは、老舗企業と新 興企業とを識別するものである(中略)グッドウィルは、その影響がどれほど広がったと しても、その源泉に顧客を引き寄せるだけの力がない限り、価値がない。Black Law's Dic tionary²¹では「グッドウィル」を「営業の場所に関連してか、その名称に関連してか、営 業上の利益を伴うその他のものに関連してかを問わず、その所有者が営業を続ける中で獲 得したあらゆる利益(positive advantage)を包含する」と定義している。

財産権の対象としてのグッドウィルは企業に付属するもので、グッドウィルの侵害は、 売上の減少、信用を害するような関連付け、企業の名声の悪用、同一または類似の商標、 名称、体裁またはトレードドレスの使用によるその他の不正取引等、様々な形態をとる。 詐称通用訴訟を提起できる権利の根拠は、被告の行為はその提供する商品またはサービス が実は原告の商品またはサービスであると公衆を誤認させる惧れがあることである。その

¹⁹ Ellora Industries Vs. Banarsi Das Gupta AIR 1980 DEL 254

²⁰ N.R. Dongre vs. Whirlpool Corporation [1996 PTC 16(SC)]

²¹ Commissioners of Inland Revenue v. Miller, (1901) AC 217

場合に侵害されたとされる財産は、標章や名称、商品の表示ではなく、商標や名称、体裁、トレードドレスを使用した特定の営業活動から生じる企業のグッドウィルである。従って、詐称通用訴訟は、何らかの営業または取引活動が実際に損害を受ける可能性がある場合に成立する。原告は、顧客や公衆が被告の活動と関連付けるようになる営業を行っていることを立証しなければならない。

詐称通用訴訟では、原告は、問題になっている商標の使用とその広告宣伝の証拠を提示することによって、公衆またはある階層の公衆から見れば原告の商標、名称または体裁は原告の商品および営業を識別できること、ならびに原告の商標に伴うグッドウィルおよび名声を得ていることを立証しなければならない。

原告は、被告の行為(不実表示)が原告のグッドウィルおよび名声を害する、または害する惧れのあることも立証しなければならない。損害または損害を被る惧れのあることは詐称通用訴訟の基礎であるが、訴訟維持のために損害を立証する必要はない。しかし、原告は、被告の行為によって損害を被る合理的な可能性のあることを示さねばならない。被告の行為はその商品を原告の商品と詐称通用させることになると立証されれば、被告の行為の当然の結果として原告の営業に損害を与えると推定される。

Beirsdorf A.G. vs. Ajay Sukhwani & Anr. [156 (2009) DLT 83]のケースにおいて、デリー高等裁判所は、以下のように簡潔に述べた。「損害とは、原告の名声あるいはビジネスに生じた損害及び損失のことである。損害は、原告のグッドウィルに対するものであり、販売物の横流し、商い上の名声や個性の横取りなど様々な様相で生じうる。正統なブランド名が傷つき、名声が低下することによって、損害を被る。価値が下がって少しずつ損害を受け、原告の名前に悪影響や惑わしが生じることでも損害が出る。被告が、大衆を欺く意図をもって行動した場合、損害が生じる合理的可能性がある…」

(4) 国際的名声

理論的には、詐称通用訴訟を維持するために原告は詐称通用を訴える法域における自己のグッドウィルおよび名声を立証しなければならない。しかし、判例を通じて国際的名声の原則がインドの裁判所で十分認められており、現在では、原告が実際にはインドで営業していない、または取引活動がない場合でも、商標を付した原告の商品またはサービスが国際的名声を得ており、その名声がインドまで浸透していることを原告が立証できさえすれば、詐称通用訴訟は維持できることが十分立証されている。国際的名声は、以下の証拠を提示することによって立証できる。

- 世界売上高
- ② 多数の国への進出、営業の範囲と地理的範囲
- ③ 当該商標の全世界広告費
- ④ インドで発行され、問題の商標の広告を掲載している国際的な定期刊行物または雑誌、業界誌
- ⑤ 外国を訪れたインド人旅行者に販売したことを示す証拠
- ⑥ 複数の国で当該商標が採用されたことを示す複数の法域での国際登録数
- (7) インドでアクセス可能なウェブサイト上の広告
- ⑧ 当該商標が著名・周知商標またはサービスマークと判断された他の国の判例
- ⑨ インドの業者・商社がフランチャイズまたは合弁事業の提携に関して行った引き合い;
- ⑩ 関連する問題についてインドの顧客または個人から受け取った手紙

① インド国内の展示会または見本市への当該企業の参加

要するに、原告は、その商品またはサービスが国際的名声およびグッドウィルを得ていること、外国に行ったインド人旅行者がその商品を購入し、インドに持ち込んだこと、インドで発行されている国際誌に当該商品またはサービスの広告が掲載され、多くの潜在顧客が当該誌を購読し、またはその広告を見ていること、被告が問題の商標の採用に関して納得のいく説明をしていないことを立証しなければならない。

現在、インドでは最高裁判所を含めた様々な裁判所が、明確な判例のラインで、周知の商標を悪用から守り、国を超えた名声を詐称通用の訴訟の中で認めている。実際、Daimle r Benz Aktiegesellschaft vs. Hybo Hindustan [AIR 1994 Del 239]のケースでは、デリー高等裁判所は、原告が世界中の自社の車に使用してきた周知で信望のある標章「ベンツ」とスリー・ポインティッド・スターのロゴを、下着に使用することを差し止めた。裁判所の見解は以下の通りである。

「もし、メルセデス・ベンツのシンボル、スリー・ポインティッド・スターの商標が、いろんな人による見境のない着色可能な偽物によっておとしめられることがあれば、私は、それは商標及び意匠に関連する法律の大きな曲解であると思う。被告のような下着を作っている人であろうとなかろうと、このような商標は、誰にでも手に入れられるものではなく、また、誰でもが何に対しても、どんな商品に対しても適用できるものではない。その名称はスリー・ポインティッド・スターのシンボルと同様、車に関してインド及び世界中でよく知られている名称である。」

Whirlpool Co. vs N. R. Dongre 1996 PTC 415 (Del)では、裁判所は国際的名声に関するいくつかの事例に言及する中で「これらの事例では、他国で取引または営業する業者の名声は、当該業者が全く営業を行っていなかった国まで及び得ることが認められた。業者の国際的名声は、広範な広告宣伝活動に基づくものである。そのような業者は、自己の名声を守るため、取引を行っていなかった地域の裁判所で差止命令を得ることができる。製品とその商品名は、地理的地域の物理的境界を越え、商品の輸入によるのみならず、その広告によっても国際的な、または海外もしくは域外での名声を獲得する。外国業者の商品とその商標に関する知識や認識は、商品が市場に出ておらず、従って販売されていない場所においても得ることができる」との見解を示した。

国際的名声が確立している場合は、原告の国際的名声を利用しようとする被告の行為が重要となり、一部の事例では裁判所が差止命令を付与する際の決め手となっている。詐称通用訴訟において、被告の行為が被告は原告の商標の地位および名声を認識していたにも拘わらず、自己の商品またはサービスに同一または類似の商標を採用したことを示す場合、裁判所は、比較的容易に介入し、被告の行為を禁止する。無論、被告は、国際的名声を有する商標と同一の商標を採用した理由を示さねばならない。Time Warner Entertainment vs. A.K. Das (1997) IPLR331 では、被告は原告との合弁事業プロジェクトの締結を求めており、被告が原告の商標の地位および名声について認識していたことは明らかであった。

このようなグッドウィルや名声の確立に関する基準日は、被告が違法な商標または名称を採用した日より前の日である。原告は、グッドウィルに係る財産的権利を享受していること、および被告の使用日の時点で商標、名称または体裁が識別性を有することを示さなければならない。

(5) 混同および誤認を生じさせる惧れ

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

詐称通用に関する訴訟が商標、名称または体裁の類似性に基づく場合、商標比較の原則 が適用される。類似性とは何かについての一般原則はなく、個々の状況を参酌して事案が 処理される。類似性の問題を判断するに当たり、以下の要因が検討される。

- ・ 依拠する名声の性質および範囲
- ・ 商標が語からなる商標か、ラベル商標か、結合商標かという商標の性質
- ・ 称呼、外観、または観念上の類似性など商標間の類似度
- ・ 商標が使用される商品の性質
- ・ 競業者の商品の性質、特徴および性能の類似性
- 商品の需要者層
- 商品の購入方法または注文方法
- ・ 関連がありそうなその他の状況

詐欺的な意図は訴訟原因の必要な要素ではないが、混同または誤認を生じさせる惧れの 有無を判断するに当たり、裁判所が、被告は詐欺的な意図をもって行動したと立証される か否かを重視する場合もある。

① 活動の分野

たとえ全く似ていない商品・サービスであっても、被告が周知のあるいは名声のある商標・名称を使用するのを差し止める命令を、裁判所は以前にも増して与えるようになってきた。Beirsdorf A.G. vs. Ajay Sukhwani & Anr. (supra) (前述) の場合、原告は、世界中で広く使用されインドでは化粧品に使われている周知の商標「ニベア」の所有者であった。被告は「ニベア・インターナショナル」の商標・名称を、海外へ留学したいと望む学生への教育サービスに使用していた。デリー高等裁判所は、被告が「ニベア」という言葉を、商標、名称、ドメイン名、ウェブサイトアドレスに使用するのを差し止めた。デリー高等裁判所は、製品・商品は異なるものの、問題の標章は、傑出した品質のすばらしさに名声を得た家庭向け用品の名称であり、従って幅広く保護されるべきとした様々な判例に依拠した。裁判所の見解は以下の通りである。

「グッドウィルが大きくなればなるほど、保護の必要性も大きくなり、保護する領域も範囲も広くなる。家庭向けの、よく知られているポピュラーな商標は、それが品質を表し、大衆にとって特定のものを表す同義語になった時、より大きな保護が与えられる。商標の中には、大衆がその名称・商標をつけた製品を見て、特定のものに関係づけるものがある。このような商標は多くはないが、それを保護する傘は大きく広くなる。これらは、製品と名前の境界線が曖昧になった商標である。商標は、単に特定あるいは特別な商品やサービスの形態を表すだけではなく、そのものやその人を表し始める。」

i. 具体的な判例

Larsen and Toubro Limited vs. Messrs. Lachmi Narain Trades and Ors. [2008 (36) P TC 223(Del)(DB)]の場合、原告であるラーセン&テュブロ社、L&T は、高い品質・サービスの製品分野において、インドでもアジア有数の会社であり、インド国内及び国外で、輸送及びインフラストラクチャ開発、ファイナンス、IT を含めた多様なビジネス活動に従事している。これらのビジネス活動を行うにあたり、10 数社の子会社が長年にわたって「L&T」を会社名の頭に付けて使用してきた。原告は、「L&T」という略称は二次的な意味を獲得しており、積年の幅広い使用によって専有的な関連性をもつと主張した。原告はデリー高等裁判所に対して、ミニチュアサーキットブレーカなどの配電システムを含めた電気製品のブランド名に、被告が「LNT」や「ELENTE」の名称や略語を使用するのは不当だと、原告の製品の詐称通用を被告にやめさせる裁判を起こした。原告は、「LNT・ELE

NTE」という名称・略称の使用は、原告のグッドウィルを組みこもうとする意図があり、 そうでなければ同じ名称を採用する理由がないと主張した。原告はまた、被告による「LN T・ELENTE」の名称・略称の使用を差し止める暫定差し止め命令を求める申請を行った。

裁判所は、被告が「LNT・ELENTE」の商標・名称・語・略称あるいは、欺瞞的に類似する他の名称を直接的あるいは間接的に使用するのを差し止める一方的暫定差し止め命令を出した。被告は異議を唱え、特に「LNT・ELENTE」の名称は原告の商標・名称「L&T」とは似ておらず、「LNT」は 2001 年以来「ラクミ・ナレイン・トレーズ(Lachmi N arain Trades)」の商号で行ってきた被告のファミリービジネスの略語形であるという理由で暫定差し止め命令の取り消しを求めた。また、被告は 1952 年に「ラクミ・ナレイン・ストア」の名前で商売を始め、その後、「ラクミ・ナレイン・エレクトリカルズ」「ラクミ・ナレイン・トレーズ」「ラクミ・ナレイン・ケーブルズ」などの他の会社が生まれたと主張した。裁判所は、(i)被告が使用している略称「L&T」は周知であり、その商品と一体化していること、(ii)被告が略称「LNT」を採用したのは、「善意」からとは考えられず、被告は長年ビジネスを営んできたが、2003 年になるまでこの略称を使おうとは思わなかったとして、暫定差し止め命令を追認した。しかし裁判所はまた、被告への提案時に、差し止め命令の例外として、「LNT・ELENTEーラクミ・ナレイン・トレーズ」の表記使用を許可すると述べた。

この命令に対して、原告は、同裁判所の二人裁判官法廷に上訴した。二人裁判官法廷は、上訴人の主張を支持して以下のように述べた。「単独の裁判官が、「L&T」あるいは「ELENTE」の言葉が原告の商品に関連しており、購入者に対する明確で傑出した名声を獲得したものであると結論に至ったのであれば、被告が前記の言葉あるいは音声学的に類似する他の言葉を使用するのを許可することに正当性はない。この場合は特に、検討した一人裁判官は、被告の名前が「ラクミ・ナレイン・トレーズ」でその略称が「LNT・ELENTE」であるかないかにかかわらず、被告が LNT の略称を採用したのは善意からではないと、特定の所見として記録しており、このケースに当てはまる。」標章は、原告の商標「L&T」との混同を生じさせる欺瞞的類似性をもつと考えられた。

こうして二人裁判官法廷は、このケースの事実及び状況を完璧に正当化した単独裁判官の事実認定に鑑みれば、略称の完全形である「ラクミ・ナレイン・トレーズ」があるなしに関わらず、ほぼ同じ商標・ロゴを被告が使用するのを許可することに正当性はないとした。「LNT・ELENTE」の使用が、単独裁判官が指摘し、二人裁判官法廷が支持した理由で許可できないのであれば、本件における「ラクミ・ナレイン・トレーズ」のような他の表現を伴う違反ロゴ・商標を被告が使っているという理由だけで、その使用は許可できない。

「LNT・ELENTE」の商標・ロゴで被告が市場に出している製品のいくつかは、原告が製造したものもなく、従って、商標・ロゴの使用者が差し止められるべきではないという被告の申し立てについて、裁判所は、「活動の分野」という判断基準はもはや有効ではなく、本当の問題は、消費者の間に混同や欺網を実際に生じる可能性があるかどうか、その結果原告に損害が生じるかどうかであると断定的に指摘した。裁判所は、最高裁の決定を含めた一連の判決によって法的立場の解決をはかり、本件の事実及び状況に対する差し止め命令に関する限り、いくつかの製品の非類似性は、当事者間の取引では具体的な違いにならないとした。この結果、2人以上で裁判官で構成する法廷は、被告が違反表現である「LNT・ELENTE」を、どのような様式においても、完全形の「ラクミ・ナレイン・トレーズ」を伴うものであっても、使用することを無条件に差し止めた。もちろん被告は、「ラクミ・ナレイン・トレーズ」の名称を完全な展開形では自由に使用できる。

ii. その他の先例

本田技研工業株式会社 vs. Charanjit Singh [2003 (26) PTC 1 (Del)] では、裁判所は自動車および発電機に使用されている原告の「HONDA」の商標は国際的なグッドウィルと名声を得ており、原告の製品を識別できるものになっていると判断した。被告が圧力鍋に同一商標を使用したことは、公衆に被告の営業および商品を原告の営業および商品と誤認させる惧れがある。被告に対する暫定的差止命令が認められた。裁判所は、被告は別の製品を扱っているのであるから混同または誤認を生じさせる惧れは全くないとの主張を退けた。

Aktiebolaget Volvo vs. Volvo steels Ltd [1998 PTC 47 (Bom)] では、ムンバイ高等裁判所の合議体(Division Bench)では建設業で使用する鉄筋を作るために使用される鋼塊の製造を被告に禁止した。原告は、自動車、航空機および船舶用エンジンは事業に携わる Volvo グループと呼ばれる多国籍企業であった。

同様に、United Distillers Plc V Jagdish Joshi では、裁判所は「Johnnie Walker」として知られた原告の商標を使用した噛みタバコの販売を被告に禁止した。

Ciba Geigy Ltd vs. Surinder Singh 1998 PTC 545 Del では、原告は歯ブラシおよび歯磨きの有名メーカーで、「CIBA」および「CIBACA」の商標の所有者であった。裁判所は、被告が「CIBACA」の商標を自動車用フィルターに使用することを禁止した。被告は、当該商標の採用に関して一切説明しなかった。裁判所は、全く別の商品の場合でも混同および誤認を生じさせる惧れがあると判断した。

②インドの裁判所における先例

ある者が自己の商品または営業を他人の商品または営業と表示する方法は様々で、全くの虚偽表示、競業者の商標と同一または模倣した商標の採用、競業者の名称の重要な部分の採用、ある業者が使用するラベルの体裁や配色の複製、商品の意匠または形状の模倣、あるいは競業者の商品または営業を指すものとして市場で知られている語または名称の採用等がある。以下に示すのは詐称通用訴訟で勝訴した例である。

i. 文字商標

• Rawal Industries vs. Duke Enterprises 1983 IPLR 121

原告は自動車用のオイルシールおよびサスペンション・ラバー・ブッシュ事業を行っており、「DUKE」の商標を広範に使用していた。被告は、差止命令により自動車用の絶縁ケーブルに「DUKE」の商標を使用することを禁止された。

· Bata vs. Pyarelal AIR 1985 All 242

「BATA」の商標は、インドでブーツおよび靴に広範に使用されていた。被告は、「Bata Foam」をマットレス、ソファ、クッション等に使用することを禁止された。

· CEAT Tyres vs. Jai Industrial 1991 IPLR 77

「CEAT」の商標は原告がタイヤに使用していたものである。裁判所は、差止命令により「CEAT」の商標をファンベルト、Vベルトに使用することを被告に禁止した。

· Alfred Dunhill Ltd. vs. Kartar Singh Makkar 1999 PTC 294 (Del)

「DUNHILL」の商標はタバコ製品および関連する高級品に関して世界的な名声を得ていた。被告は、「DUNHILL」の商標を繊維製品に使用することを禁止された。

ii. 原告の商標を含む被告の名称

· Globe Super Parts vs. Blue Super Flame AIR 1986 Del 245

原告は、「SUPERFLAME」の商標を付してガスレンジを販売しており、当該商標はインドで名声を得ていた。被告は、「BLUE SUPER FLAME」という商号を採用し、同一製品の販売を開始した。裁判所は、被告が「BLUE SUPER FLAME」をその商号に使用することを禁止した。

• International Business Services Group (P) Ltd. vs. IBS Technologies Pvt. Ltd. 2000I PTC 595 (Mad)

原告は、コンピュータソフトウェアの開発サービスに「IBS」の商標を使用し、グッドウィルおよび名声を得ていた。裁判所は被告に対し、差止命令により類似のサービスについて商号に「IBS」の文字・標章を組み入れ、使用することを禁止した。

iii. 体裁・トレードドレス・商標ラベル中の美術的著作物・商品の外観・外形・物品の 形状

· Nestle vs. Doshi AIR 1939 Cal 466

原告は「IDEAL」の商標のもと、識別性を有するラベルを容器に付してミルク製品を販売し、名声を得ていた。被告は、「CORDIAL」の商標および類似ラベルの使用を禁止された。

· Anglo Dutch Paints vs. India Trading House AIR 1977 Del 41

原告は、識別性を有する配色、体裁および「1001」という数字を含むその他の特徴を伴う容器に入った塗料を販売していた。裁判所は、「9001」という数字を伴う、原告の容器と事実上同一の容器に入れた同一製品の販売を被告に禁止した。

· Glaxo vs. Samrat AIR 1984 Del 265

原告は、「GLAXOSE」の商標を使用した識別性を有する箱入りのグルコース粉末を販売していた。被告は原告の箱の体裁の様々な特徴を複製しており、裁判所はその使用を禁止した。

· Camlin vs. National Pencil 1989 IPLR 215

原告は、識別性を有する配色および体裁の鉛筆を製造、販売していた。使用された商標は異なるものであったが、被告は配色および体裁の複製を禁止された。

· Richardson Vicks vs. Vikas Pharmaceuticals 1990 IPLR 44

被告は、原告のラベル、その配色、体裁を複製した。原告のラベルには「VICKS VAPO RUB」の商標も含まれていた。被告の製品に使用された「VIKAS PACORUB」の商標自体は類似するものではなかったが、被告はラベルの使用を禁止された。

· William Grant vs. McDowell (1994) FSR 690 (Del)

被告は、原告のシングルモルトウィスキー用の「GLENFIDDICH」というラベルの本質的特徴を複製し、当該ラベルおよび虚偽の取引表示の使用を禁止された。

iv. 商号

· Montari Industries Ltd. vs. Montari Overseas Ltd.1995 PTC 399

原告は「MONTARI」の商標を商号の一部に使用し、識別性を獲得していた。被告は当該商標を商号の一部に使用することを禁止された。二人裁判官法廷はこの判決を支持した。

· Dolphin Laboratories Ltd vs. Arun Kumar Bansal 1996 IPLR 43 (Del)

原告は「DOLPHIN」の商号により医薬品業界でグッドウィルおよび名声を得ていた。被告は、同一分野において商号の一部に「DOLPHIN」の語を採用し、株式発行による市場からの資金調達を計画した。被告は商号の一部に「DOLPHIN」の語を使用することを禁止され、市場からの資金調達の計画も中止された。

7. 出訴期限

1963年出訴期限法により、商標侵害、詐称通用または著作権侵害に関する訴訟は、訴訟原因が発生した日から3年以内に提起しなければならない。但し、知的財産権侵害の場合は、異存がある行為の継続によって知的財産権者に訴訟原因が繰り返し発生するものと判示されている。

8. 訴訟原因

訴訟原因とは、原告が裁判所の判決を得る自己の権利を裏付けるために、自ら証明する必要がある重要な事実を包括したものをいう。知的財産権侵害および詐称通用に関する事件では、訴訟原因は繰り返し発生するとみなされ、侵害または詐称通用が為される都度、新たな訴訟原因が原告に有利に発生する。Bengal Waterproof Limited vs. Bombay Water proof Mfg. Co. AIR 1997 SC 1398 では、ある者が他者の登録商標を侵害する場合はその時期・場所を問わず、その者はその商標を侵害する行為を繰り返し為しており、そのような侵害の都度、繰り返し生じる新たな訴訟原因が発生すると判示された。同様の原則は、知的財産関連の他の事件にも適用される。

9. 遅延、消滅時効、黙認

侵害・詐称通用の訴訟は、原告が侵害行為あるいは活動を知った時点ですぐに提起しなければならない。一般に、商標の侵害の場合、単なる遅れは法的権利の行使及び主張の障害にはならず、中止命令発令を覆すには十分ではない²²。従って、遅れに関して、原告は意識的に侵害もしくは詐称通用を主張する権利を放棄したと確信した被告に不利益が生じない限り、遅れだけでは、救済を否定する根拠にはならない。

Ramdev Food Products Pvt. Ltd. vs. Anand Bhai Ram Bhai Patel & Ors. [(2006) 8 SC C 726]の場合、最高裁判所は、他方がその権利を侵害してお金を費やすのを一方が許し、またその行為が、商標・商標名の独占的権利の主張に一貫しない場合、「黙認」は遅れの一態様であるとした。単なる沈黙や不活動は黙認にはあたらない。遅延を理由に被告に差し止め命令を出すのが不当あるいは不平等とならないか、両者の行動や活動をよく吟味する必要がある。他の要因がない限り、時間の経過は通常、差し止め命令発令の障害とはならない。

裁判所は、被告自身による当初の採用は、詐欺や不誠実さによって無効になり、遅延もしくは消滅時効の申し立ては、被告による不誠実な行為の継続を許す有効な根拠にはならないとした 23 。 Midas Hygiene Industries Pvt. Ltd. & Anr. vs. Sudhir Bhatia & Ors. [AIR 1997 SC 1398]の場合、最高裁判所は、暫定差し止め命令を与える一方で、「訴訟を起こすまでの単なる遅延は、このような場合の差し止め命令を覆すに十分ではない。差し止め命令はまた、一見して商標の採用自体が不正だと見える場合に必要となる」とした。

遅延、消滅時効及び黙認の問題は、このようにケースバーケースで、その利点に鑑みて 考慮される。ただし、訴訟を起こす際の遅れが説明できない場合、差し止め命令の発令に

²² Ansul Industries vs. Shiva Tobacco Company [2007 (34) PTC 392]

²³ Ansul Industries vs. Shiva Tobacco Company (同上)

大きく関係することがあり、特に、暫定差し止め命令の見込みが損なわれることがある。 一時的な差し止め命令の発令は、裁量救済であり、特に原告は、問題の商標の継続的使用が、回復しがたい損害及び損傷に繋がりうることを立証しなければならない。従って、法的措置における遅延は、事案における強みを希釈させかねないことになる。

10. 法的手続きという脅迫

商標法には、根拠のない法的手続きの脅迫に対する訴訟に関する規定がある。ある者が 商標侵害訴訟または同様の手続きの提起をもって他者を脅迫する場合、脅迫を受けた者は、 脅迫が不当である旨の宣言および脅迫の継続に対する差止命令を得るために、脅迫者に対 し訴訟を提起することができる。脅迫を受けた者が損害を被った場合は、損害賠償を回収 することもできる。但し、被告が商標の登録所有者であり、原告の行為は当該商標の侵害 に等しいことを被告が証明できる場合は、当該訴訟において原告が勝訴することはない。

裁判所は、脅迫を行った者が侵害または詐称通用に関する訴訟を裁判所に提起することを制約せず²⁴、ある者が脅迫に関する訴訟を提起しても、脅迫者がその者に対する訴訟または反訴を提起する権利を失うことにはならない。商標法は、同一訴訟物について登録商標の所有者または登録した商標許諾使用権者が商標侵害訴訟を提起した後に、脅迫に関する訴訟を提起することを禁じている²⁵。

脅迫に関する訴訟を提起された者は、当該訴訟において自己を防御するために、出廷し、 反論し、証拠を提出する機会を与えられる。さらに、その者は、商標侵害または詐称通用 に関する反訴を提起することもできる。脅迫に関する訴訟は通知なしで提起することがで き、一方的命令を求めることができるが、認められることは稀である。

11. 管轄

商標侵害や詐称通用の訴訟は、元来の管轄地を有する地方・高等裁判所と同等以上の裁判所で始めることができる。訴訟は伝統的にそして民事訴訟法第 20 条に従って、(i)被告あるいは被告の誰か (1 人以上いる場合) が、住んでいるかあるいは商売を営んでいるか、または個人的に働いて利益を得ている場所、あるいは(ii)全体であれ一部であれ、訴訟の原因が生じた場所で提出することができる。さらに、商標の侵害訴訟に関する限り、商標法26は、例外事項として、原告もしくは原告の 1 人 (商標の登録所有者あるいは登録使用者など) が実際かつ自発的に住んでいるか商売を営んでいるか、あるいは個人的に働いて利益を得ている地域内の、権限を有する裁判所の管轄に訴訟を持ち込むことを許している。

12. 特許権

(1) 侵害

特許権者は、特許を付与された時点で、特許権者の同意を得ていない第三者がインドで 特許製品を製造し、使用し、販売を申し込み、販売し、またはこれらの目的で輸入するの を差し止める排他的権利を取得する。特許方法の場合、特許権者は、特許権者の同意を得 ていない第三者がインドで当該方法を使用し、または当該方法によって直接得られる製品 を使用し、販売を申し込み、販売し、もしくはこれらの目的で輸入するのを差し止める排 他的権利を取得する。従って、これらの権利に従い、特許権者以外の者が特許権者の同意

²⁴ Dolphin Laboratories Pvt. Ltd. vs. Kaptab Pharmaceuticals AIR 1981 Calcutta 76, Lakshmi PVC Products Pvt. Ltd. vs. Lakshmi Polymers, Shoranur 1992 PTC 255

²⁵ Raini Industries (前出)

²⁶ 商標法 1999 の第 134 条

を得ずにこのような行為をなした場合は、特許権者の権利を侵害しているということができる。

特許の公報で出願が公開された時点で、出願人は、当該発明について特許が付与されている場合と同様の権利および特権を取得する。但しこの権利は侵害に対し法的手続を講じる権利にまで及ぶものではない。出願人の法的手続きを講じる権利は、特許付与後に初めて生じるものである。これらの権利には 1970 年特許法の規定が適用される。従って、政府が法の認める特許に係わる物または特許方法を使用または取得する場合は、侵害を構成しないと特許法に明示されている。

インドにおける特許権侵害訴訟は、まだ初期の局面にあり、それほど多くの先例がある わけではない。

特に重要なケースは、Raj Parkash vs. Mangat Ram Choudhary²⁷である。この判例が考慮に値するのは、このケースが法廷(二人裁判官の法廷)で裁かれ、侵害の決定には、特許権者の発明の本質的特性が被告によって再現されることが必要だと認めたからである。侵害物あるいは方法における非本質的な特性は考慮されず、小さな変更の導入によって、侵害の事実認定が否定されることはない。裁判所はまた、侵害されたと言われている請求項は、明細書の本文をに参照することなく解釈されるべきで、明細書への参照は、問題の請求項の構成に不明確さや困難さがあったときのみ行われるべきだとした。被告が作った物あるいはそれが用いた方法が特許請求の範囲に入る限り、特許権者によって実際に使われた方法あるいは作られた物は全く考慮されない。

Ten XC Wireless Inc and Anr. vs. Mobi²⁸の場合、デリー高等裁判所は、被告が、特許の有効性に関して審議すべき重要な問題があるということにつき法廷にとって納得のいく場合は、特許の付与によって、特許権者が暫定差し止め命令を出す権限をその情報からみて、得るわけではないとした。

医薬品セクターで特に重要となる判例は、Hoffmann-La Roche Ltd. & Anr. vs. Cipla Lt d²⁹の画期的判決であり、このとき、原告は、被告の薬品エルロシップの販売によって特許権が侵害されたと主張した。裁判所は、原告が被告の製品が原告の特許権の範囲内に入ることを証明できなかったため、被告の製品は侵害していないとした。ところが、特許の無効性についての反訴に対する判決では、裁判所はまた特許は有効であり、被告は、その有効性を失わせる適切な証拠を示すことができなかったとした。

① 原告

特許権者のみが侵害訴訟を提起する権限を有している。但し、特許の譲受人も、譲渡された権原の登録申請が訴訟提起日の前に提出されていることを条件として、侵害訴訟を提起することができる。特許権者に加えて、一部の関係者が法により侵害訴訟の提起を認められている。

② 専用実施権者

専用実施権者も、特許侵害が実施権許諾日後になされた場合は、特許侵害訴訟を提起することができる。専用実施権保有者による侵害訴訟において、特許権者は被告に加えられ

 $^{^{27}}$ AIR 1978 Del 1

²⁸ 187 (2012) DLT 632

²⁹ http://indiankanoon.org/doc/123231822/ 参照

るが (既に原告として訴訟に参加している場合を除く)被告として訴訟に加えられた特許権者は、出頭し、訴訟手続きに関与しない限り、いかなる費用についても責任を負わない。

③ 強制実施権保有者の権利

強制実施権者は特許権者に対し、特許侵害を差し止めるために法的手続きを講じるよう 求めることができる。実施権者の要求から 2 カ月以内に特許権者が提訴を拒絶したか、 怠った場合、実施権者は、自己が特許権者であるものとして自己の名において、特許権者 を被告として訴訟を提起することができる。被告に加えられた特許権者は、出頭し、訴訟 手続きに関与しない限り、いかなる費用についても責任を負わない。

④ 裁判管轄

侵害訴訟は、地方裁判所またはそれより上位の管轄裁判所に提起しなければならない。 但し、地方裁判所に提起された侵害訴訟の場合において、特許の有効性に対する攻撃が抗 弁として申し立てられたときは、その訴訟は、解決を求めて管轄権を有する高等裁判所に 移送される。

⑤ 例外および適用除外

次の行為は、特許侵害を構成しない。

i. 実験、研究または教育

単に実験、研究または生徒指導を目的として特許製品または特許方法を使用して製造された製品を製造、使用、販売または輸入するか、特許方法を使用する行為は、特許侵害を構成しない。

ii. 外国船

外国で登録された船舶もしくは航空機または外国に通常居住する者が所有する陸上車両がインドまたはその領海に一時的または偶発的に入った場合に限り、特許発明が当該船舶、航空機または陸上車両で使用されたときでも侵害を構成しない。

但し、上記の行為は、次の場合に限り侵害を構成しない。

- a) 発明がもっぱら実際の必要性から船舶上で使用される限りにおいて、発明が当該船舶 の船体またはその機械、器具、装置その他の付属品で使用されている場合。
- **b)** 発明が航空機もしくは陸上車両またはその付属品の構造または機構に使用されている場合。

外国に通常居住する者が船舶、航空機または陸上車両を所有し、その国の法律がインドに通常居住する者が所有する船舶、航空機または陸上車両における発明について互恵的権利を認めない場合は、このような保護は適用されない。

iii. 法律で正当に認められた者からの輸入

製品の生産、販売、供給について法律で正当に認められた者が、特許製品の輸入を行った場合は、特許侵害にはあたらない。法律によって正当に認められた者には、特許法第 47条の条項のもと、政府が使用するために認可された強制許諾者及び団体が含まれ、これについては既に第 1 章で述べた。従って、正規商品の並行輸入は、特許法に関する限り、インドでは許される。

iv. ボーラー条項

インドには、米国特許法のボーラー条項と同様の規定がある。特許発明を製造し、組み立て、使用し、販売し、または輸入する行為は、インドまたは他国における何らかの製品の製造、組み立て、使用、販売または輸入を規制する法律の下で必要な開発および情報提供のみを目的とし、それに合理的に関連する場合に限り、特許権の侵害とはならない。この規定は、権利侵害の例外として規定されたものであるため、侵害訴訟において抗弁として利用することができる。すなわち、この規定を利用する者には、自己の意図または行為について特許権者に通知する義務はない。但し、薬事法には、承認申請中の製品に適用される知的財産または特許の開示を要求する規定がある。よって、そのような承認においては適切な開示がなされなければならない。

⑥ 救済措置および救済

特許侵害に対する刑事上の救済措置はない。侵害訴訟において裁判所が認めうる救済は、 差止命令(裁判所の条件に従う)および原告の選択による損害賠償または不当利得返還な どである。裁判所は、事件の状況に照らして適切とみなす場合は、補償金を支払うことな く、侵害と認定された商品ならびに主に侵害品の生産に使用される原材料および器具の一 切を差し押さえ、没収し、または廃棄するよう命じることもできる。

i. 専用実施権者のための救済手段

専用実施権者が権利を侵害された当事者として自ら侵害訴訟を提起した場合、裁判所は、 その侵害が専用実施権者の権利の侵害を構成する範囲において、専用実施権者が被ったか、 被るおそれのある損失または侵害によって得られた利益を考慮する。

ii. 損害賠償または不当利得返還に対する裁判所権限の制約

被告が侵害をなした日に特許の存在を知らず、特許の存在を確信する合理的な根拠を有しなかったことを証明した場合、被告に対し損害賠償または不当利得返還が裁定されることはない。ある物品に「特許」、「特許取得済み」その他当該物品について特許を取得済みであることを示唆する文言が付されている場合でも、特許の存在を知っていたか、特許の存在を確信する合理的な根拠を有していたとみなすことはできない。そのような認識または合理的な根拠を主張するためには、その文言に特許番号が添えられていなければならない。裁判所は、所定の期間内に更新料が支払われなかった後、その期間を延長する前に生じた侵害については、損害賠償または不当利得の返還の認容を拒絶することもできる。

説明、一部放棄または訂正によって明細書が補正されている場合、補正を認める決定を 行った日までの発明の使用については、当初公開された明細書が合理的な技術および知識 をもって誠実に作成されていたことに裁判所が納得しない限り、損害賠償または不当利得 返還は認められない。裁判所は、特許侵害のいかなる訴訟に対しても差止命令の認容につ いて制限を受けることはない。

iii. 一部有効な明細書の侵害に関する救済

ある特許に関する請求項について侵害の申し立てがあれば、また、それらの請求項が一部は法的に有効で一部が法的に無効であるとわかった場合、これらの請求項に関して、有効で侵害を受けているものは申し立てをすることができるが、無効なものに関しては、そのような申し立てはしないものとする。そのような場合、専売特許権所有者に権利が与えられた唯一の救済は(有効であるとわかった請求項について)、損害賠償や利益の返還ではなく、禁止命令である。しかし、専売特許権所有者は、裁判をし、(法律上無効となった請求項が善意で、かつ、適切な熟練と知識で構成されたと規定することで、有効で侵害されているとわかった請求項について)損害賠償または利益の返還を得ることもある。裁

判所が、専売特許権所有者が善意等であったと納得した場合には、当該の裁判所は、有効な請求項には救済を与えるが、費用や、損害賠償または利益の返還を計算する日については判断をゆだねられるものとする。そのような判断をする場合、裁判所は、両当事者が無効の請求項を書き入れ、そのまま残しているという行為を考慮に入れることがある。

ある特許に関する請求項について侵害の申し立てがあれば、また、それらの請求項が一部は法的に有効で一部が法的に無効であるとわかった場合、これらの請求項に関して、有効で侵害を受けているものは申し立てをすることができるが、無効なものに関しては、そのような申し立てはしないものとする。そのような場合、専売特許権所有者に権利が与えられた唯一の救済は(有効であるとわかった請求項について)、損害賠償や利益の返還ではなく、禁止命令である。しかし、専売特許権所有者は、裁判をし、(法律上無効となった請求項が善意で、かつ、適切な熟練と知識で構成されたと規定することで、有効で侵害されているとわかった請求項について)損害賠償または利益の返還を得ることもある。裁判所が、専売特許権所有者が善意等であったと納得した場合には、当該の裁判所は、有効な請求項には救済を与えるが、費用や、損害賠償または利益の返還を計算する日については判断をゆだねられるものとする。そのような判断をする場合、裁判所は、両当事者が無効の請求項を書き入れ、そのまま残しているという行為を考慮に入れることがある。

⑦ 証明責任

侵害訴訟において、訴訟の目的物が新製品を得るための方法である場合、特許権者または特許権者から特許にかかわる権原もしくは利益を得た者は、製品が特許方法によって直接得られる製品と同一であることを証明しなければならない。その後、裁判所は、製品を得るために被告が使用した方法は訴訟の主題である特許方法とは異なることを証明するよう、被告に命じることができる。この証明責任は、次のいずれかの場合に限り被告に適用される。

- i. 特許の主題が新製品を得るための方法である場合。
- ii. 当該方法によって同一製品が製造される相当程度の可能性があり、特許権者または特許権者から権原もしくは利益を得た者が合理的な努力をもってしても実際に使用された方法を確定できなかった場合。

これらの事項について当事者が証明責任を果たしたか否かを判断するにあたり、裁判所は、当事者に製造上または商業上の秘密の開示を要求するのは不当と考える場合は、そのような秘密の開示を要求しない。

⑧ 抗弁

特許を取り消しうる根拠はいずれも、侵害に対する抗弁の根拠として使用することができる。 (特許にかかわる権利の例外とは対照的に) 政府による使用および取得に関連する限り、政府による使用も侵害に対する抗弁とみなすことができる。

⑨ 非侵害に関する確認訴訟

いかなる者も、自己による方法の使用または物品の製造、使用もしくは販売が特許クレームの侵害を構成しないか、構成することにならない旨の宣言を得るために、特許権者または専用実施権保有者に対し訴訟を提起することができる。この手続きは、その者が特許権者または専用実施権者に対し、該当の物品(または方法)のあらゆる詳細を書面で提供したうえで、非侵害の確認書を書面で依頼しており、特許権者または実施権者がそのような確認を拒絶したか、怠ったことが証明されている場合に限り行うことができる。確認

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

訴訟を提起する者は、侵害を訴えられていない場合でも、提訴することができる。(非) 侵害の確認訴訟は、特許付与の公開後いつでも提起することができる。

⑩ 根拠のない脅迫に対する救済

他者から回状もしくは広告によって、または本人もしくは第三者宛ての口頭もしくは書面の伝達によって、特許侵害について法的手続きを講じる旨の脅迫を受けた者は、その脅迫に根拠がないのであれば脅迫者を訴えることができる。脅迫者を訴える者は、脅迫が正当化できないものである旨の宣言、脅迫の継続に対する差止命令または脅迫により被った損害の賠償(該当する場合)による救済を求めることができる。

但し、訴えている者により特許侵害を構成することを根拠のない脅迫を行ったとして訴えられた者が侵害行為であると証明できる場合、根拠のない脅迫であると主張して訴えた者に、救済は認められない。実際に特許権が侵害されているか否かを判断するにあたり、根拠のない脅迫を理由に訴えている者は、侵害を主張されているクレームが無効であることを証明する機会を与えられる。特許が存在する旨の単なる通知は、本項に記載の侵害に対する法的手続きの脅迫には該当しない。

13. 意匠

(1) 意匠における海賊行為および意匠権侵害

意匠の登録所有者の許諾を得ていない者は、登録意匠の海賊行為とみなされるため、次の行為をなしてはならない。

- ① 登録意匠またはその不正な模倣を当該意匠が登録されている物品または物品区分に販売を目的として使用するか、使用させること。意匠のそのような使用を可能にすることを意図して何らかの行為をなすことも海賊行為である。
- ② 登録意匠と同一区分の物品を輸入し、登録所有者の同意を得ずに、当該意匠またはその不正もしくは明らかな模倣を当該物品に使用すること。
- ③ ある物品に登録意匠またはその不正な模倣が使用されていることを知りながら、当該物品を公開または展示するか、その販売を行わせること。

上記の根拠はすべて、その行為が販売を目的としてなされた場合に限り適用される。

登録意匠の侵害を判断する一般的な基準には、次の基準を含む。

- ① 侵害物の全体を見た場合に、登録意匠と同一であるか、または登録意匠の不正かつ明らかな模倣であるか。
- ② 侵害物に登録意匠との著しい相違点があるか。
- ③ 登録意匠を一見した者がその場を離れ、その後侵害物を一見した場合に、双方が類似していると思うか。
- ④ 些細な変更/変形という点のみから見て、侵害物は登録意匠と異なっているか。

Castrol India vs. Tide Water Oil Co.30では、高等裁判所は、回答すべき問題は類似性が登録意匠の模倣によるか否かということであると判示した。購入者による混同または誤認は、意匠侵害を判断する有効な基準ではない。

Samsonite Corporation vs. Vijay Sales³¹では、デリー高等裁判所は、基本的な意匠の場合、侵害の構成には当該意匠を正確に複製していることが必要であるとの理由から暫定的差止命令を拒絶した。

Khaitan vs. Metropolitan ³²では、高等裁判所は、ある意匠が顕著な特徴を1つも有しない模様で構成されている場合、その全体的な訴求性を模倣した別の意匠は当該意匠の侵害となると述べた英国の判決³³に賛成して、これを引用した。但し、登録意匠に注意を引く顕著な特徴がある場合は、その顕著な特徴以外の特徴を実質的にすべて真似た意匠が意匠権の侵害とならないことがある。

Bharat Glass Tube Limited vs. Gopal Glass Works Limited34では、「new or original (新規または創作的)」という表現は、登録意匠がいかなる場所においても未発表であるか、広く一般に知られていないという意味である。問題となっている意匠が新規でも創作的でもないと立証する責任は明らかに原告にある。

最近の訴訟 Reckitt Benkiser India Ltd vs. Wyeth Ltd³⁵では、デリー高等裁判所の合議体 (Division Bench) が、意匠法における「original design (創作性のある意匠)」とは何か、および「prior publication (先行公開)」とは何かを定めるガイドラインを規定した。「創作性のある意匠」とは何かということについては、同裁判所は、意匠とは全面的に新規のものである必要はなく、同意匠がこれまで適用されたことのない物品に新しい方法で適用されていれば充分である、との判決を下した。

また、先行する公開の審査の条件は、先行登録意匠が公開され、外観でまたは感覚的に 判定することができるような特定の物品に適用されているように必然的な明確さを持って いる場合のみ満たされるという判決も下された。何が先行文献に相当するかというのは、 本来、事実に関する問題であり、場合によって判断されるものである。よって、ある意匠 が無効になりやすいかどうかを判断するガイドラインを確立する助けとなる。

Gorbatschow Wodka KG vs. John Distilleries Limited³⁶の興味深い展開では、意匠法の下で行われた登録は、詐称通用訴訟に対する防御ではないという判決が下された。原告は、自社のウォッカのボトルの形は独特のもので、その顧客吸引力(グッドウイル)と名声の本質的な部分を形作っていると主張した。被告側が採用したボトルは、原告のボトルに欺瞞的に類似しているのではないかと疑われた。被告側は、2000年意匠法の下、その形状を登録している。裁判所は、原告側に差止命令交付し、とりわけ、以下に示す見解を述べた。

³⁰ (1996) PTC 202 (Cal)

^{31 (1998)} PTC 372 (Del)

^{32 (1994)} PTC 170

³³ Dunlop Rubber Co. Ltd. vs. Golf Ball Development Ltd., [1931] 48 RPC 268

³⁴ 2008年AIR、SC2520

³⁵ http://indiankanoon.org/doc/3849421/を参照。

^{36 2011 (47)} PTC 100 (Bom)

「この法廷に持ち込まれた訴訟は、被告側によるインドでの製品発売の差し止めを求める予防的訴訟である。この訴訟の根拠および基礎となっているのは、被告側が自社の製品の販売のために、形が原告のボトルに酷似したあるボトルを採用したということである。199年商標法のもと、商品の形は現在、商標の構成要素として制定法上認められている。199年商標法第2条(zb)では、「商標(trade mark)」という表現は、「図で表示することができ、ある者の商品やサービスを別の者の商品やサービスと区別できるマーク」を意味し、「商品の形状、梱包、色の組み合わせ」を含む、と定義されている。それゆえ議会は制定法において、商品が市場で売買されている形、梱包、およびトレードドレスと言われる部分の色の組み合わせ」であると認めている。ある製品を市場に出した製造者が、販売する際に独自の形状を売りにしたその商品の独特な性質を主張することもある。

原告が採用したボトルの形は、ウォッカを売る容れ物として求められているその製品の性質や質とは、何ら機能面における関係はない。その形は、その方面の第一人者の言葉を使えば「予想出来ない」ものである。新規性があり、原告の創意工夫や創作力から作られているという点で「予想出来ない」。一見したところ、被告側が採用したボトルの形と原告側のボトルを比較すると顕著な類似点が見られる。実際のところ、提出の過程で、被告側を代表する弁護団が、類似点はあると認めている」。

(2) 救済措置

裁判所は、上記の根拠に基づき、上記行為をなした者に対する措置として次の救済措置 を認めることができる。

- ① 意匠の登録所有者に対する 25,000 ルピーを上限とする金額の支払い。この支払いは損害賠償とみなすのではなく、むしろ契約債務として回収されるべきものである。この規定に基づき 1 つの意匠について回収可能な金額の総額は、50,000 ルピーを上限とする。
- ② 裁定された損害賠償金の支払いおよび差止命令の認容。但し、所有者が損害賠償の回収または差止命令を求めて提訴しているものとする。

上記救済措置のいずれか1つに限り、1件の海賊行為において利用することができる。

(3) 損害賠償の支払いの例外

① 失効および回復

ある意匠が失効し、その後回復した場合、当該意匠の失効日からその回復日までの間になされた登録意匠の海賊行為に対する侵害訴訟または当該意匠の意匠権侵害訴訟を開始することはできない。

② 標章の不表示

(意匠登録の)所有者は、ある物品について意匠が登録済みであることを示す所定の標章または所定の文言もしくは数字を自己の物品に表示しなかった場合、意匠権の侵害について罰金または損害賠償を回収することはできない。

但し、所有者は、所有者が物品の表示を確実に行うための適切な措置をすべて講じたこと、または侵害者が意匠権の存在を知った後もしくはその存在について通知を受けた後に海賊行為がなされたことを証明した場合、侵害者に対し損害賠償または罰金を請求することができる。

③ 裁判管轄

海賊行為に関する訴訟は、地方裁判所より下位の裁判所に提起することはできない。意 匠の海賊行為に関する訴訟において意匠取り消しの根拠が抗弁として提起された場合、当 該訴訟その他の手続きは、係属中の裁判所から高等裁判所に移送される。

4 抗弁

意匠を取り消しうる根拠は、海賊行為に対する有効な抗弁(正当化)となる。

⑤ 一定分野における特許法の準用

非侵害の確認および根拠のない法的手続きの脅迫に関する特許法の訴訟の規定は、目的物が登録意匠である場合は実質的に適用がある。

14. 営業秘密

インドでは現時点で、「営業秘密」を取り扱う特定の法令はなく、この用語はいかなる 法規においても定義されていない。しかし近年、法定の枠組みや保護の範囲内にこの用語 を持ちこむ試みがなされている。「営業秘密」は「機密情報」の一種であり、法規によっ て作られたものではないが、契約の庇護のもと保護される機密情報または秘密漏示罪に関 連した法律でこれまで取り扱われており、その範囲内で判例法の本文を通じて明らかにな り発展している。

インドの機密情報や営業秘密に関する法律は、未だ発展途上にある。判例法の本文の量は、英国や米国のコモンローには到底及ばない。この理由として、インドの過去の規制体制が、長い時間をかけて技術を吸収しロイヤルティを休止することを求めていたことが考えられる。さらに契約法第 27 条37が、弁護の拠り所として、あまりにも広い解釈がなされることもしばしばである。一方で、さらなる訴訟が頻繁に法廷で審理されるようになると共に秘密漏洩に対する賠償と商売や職業を行う自由という明らかに相反する考慮の間で折り合いがつき始めている。広範な公共政策が考慮されると仮定すれば、裁判所は、常に審理し、雇用者を保護するとしてどこか別の場所で専門職を行えるようにする一方で、裁判所が技能の共通的な蓄積とは何かという点と、ある専門職に関して個人に備わった知識の間に線引きをすることもあるということは、そして後者は企業の財産である機密情報であるが、相当な理由があるということができよう。

TRIPS 協定第 39 条は、1967 年パリ条約第 10 条の 2 に準拠し、開示されていない情報の保護に関して規定している。パリ条約第 10 条の 2 は、加盟国に対し、不正競争からの効果的な保護を確保する権限を与えるものである。TRIPS 協定では、機密情報や営業秘密という用語は明確に記載されていないが、「非開示情報(undisclosed information)」というものは、機密情報(confidential information)と同意語であると見なされることが多く、TRIPS 協定の第 1 条の 2 の規定通り、知的財産の分類の一つである。政府は機密情報の開示を防止するべきである、というものと、政府は「不正な商業使用」からそのような

³⁷ 第 27 条 競業禁止の合意は無効一どのような種類の合意であっても、合法的な職業、取引、あるいはいかなる種類の事業をも行うことを禁止する合意は、その限りで無効である。顧客吸引力(のれん)が売り渡されるそのビジネスについて、これを続けないとの合意の除外一例外1:ビジネスの顧客吸引力(のれん)を売る者は、特定の地域的範囲内で同様のビジネスを続けないようにするという点に関して、買手またはその顧客吸引力(のれん)の権原が売手に由来するいかなる者も同様のビジネスを継続している場合には、そのような範囲が裁判所とって合理的で、ビジネスの性質に妥当な考慮を払っているとみなされれば、当該の買手と合意してもよい。

開示を保護するべきである、という第 39 条の 3 における二つの側面が強調されるべきである。

機密情報や営業秘密は、特に機密に関する衡平の原則および契約法の下、保護が可能である。インドでは、機密情報またはそのための保護の制限は、法律上具体化されていないが、1957年(インド)著作権法 16条は、以下を特に規定している限り、背任罪または秘密漏洩罪で起訴できると想定している。

第16条 「著作権法で規定されている場合を除き著作権は存在せず」

いずれの者にも、発表済または未発表に関わらず、いかなる作品についても、著作権または類似した権利を得る資格はなく、この法律の条項または目下のところ効力のあるその他の法の下、またはそれらに則るしかない。しかし、この条は、背任または秘密漏洩の罪を規制するいかなる権利もまたは管轄も廃止すると解釈されてはならない。

著作権法は、いかなる作品についても、著作権または類似した権利は、著作権法の条項に則ってのみ与えられる、と規定している一方で、背任または秘密漏洩罪を規制する権利を特に保留している。詳細を以下で説明するとおり機密は著作権法とは異なり、背任または秘密漏洩の罪にあたるとの理由で作品の発表を規制する権利が、著作権法によって規定された保護よりも範囲が広いことは注目に値する。

娯楽産業における概念やアイディアを取り扱う数多くの訴訟では、原告側は、背任または秘密漏洩の罪の訴訟原因だけでなく、文学作品などのような明白な形になっているかなり詳細なアイディアや概念を保護するために著作権法にも依存していると言ってもよい。裁判所は、そのような作品について求められた著作権を保護するだけでなく、そのような契約がない場合にも、秘密漏洩の罪の法定において、原告側にも救済を与えることによって本法を強化している。38

(1) 何が機密情報となり得るか

機密または営業秘密であると裁判所がみなす完全なリスト全ての提供が不可能であるのは明白であり、様々な司法判断においてそのように認められている³⁹。但し、情報が機密情報として承認されるための決められた要件を以下に示す。

- ① 情報そのものが機密としての必要な要素を有していること。
- ② その情報は、信頼の義務を暗示する環境で伝えられていなければならない。
- ③ その情報を未承認で利用した場合、情報を伝える者の損失とならなければならない。

前述の原則を留意しつつ、様々な訴訟において、様々な秘密情報が承認・保護されている。 そのうちの幾つかを以下で説明する。

³⁸ Anil Gupta & Anr. vs. Kunal Das Gupta & Ors. [97 (2002年) DLT 257]; Zee Telefilms Ltd. & Anr. vs. Sundial Communications Pvt. Ltd. & Ors. [2003年(27)PTC457(Bom)]; Urmi Juvekar Chiang, Mumbai vs. Global Broadcast News Limited & Ors. [2008年(36) PTC 373] 39 Burlington Home Shopping Pvt. Ltd. vs. Rajnish Chibber [61(1995年)DLT6]

- ① 雇用主が採用し、他者に知られていない公式、専門的なノウハウ、またはビジネスに 関する特有の形態や方法40
- ② 意匠もしくは特別な建造方法
- ③ 特定の製品の製造に関する製図および仕様41
- ④ ホテルのシステムにおける所有者の情報および技術、出費・設備に関するホテルプラン、企画、建築図面および技術製図など関連の推奨案、内装に関する助言または情報、ホテルのコンピュータシステムおよび情報技術、部屋の予約に関する技術や設備、標準規格、マニュアル等42
- ⑤ 顧客リストを構成するデータベース、編集43
- ⑥ 営業秘密となるもので、充分高度な、または機密性のあるその他の情報

「情報」とは、書類や製図のみを指しているわけではなく、口伝え、書状、実演で伝えられる全ての種類の技術的ノウハウを指している44。

以上のように、営業秘密の保護は技術的および科学的な情報に限られるものではない。 費用、値付け、計画されている資本投資、インベントリ・マーケティング戦略、顧客リストなどのビジネス情報は、営業秘密として適格⁴⁵となることもあり、保護が可能なより大きな機密情報の一部として扱われる。

(2) 訴訟原因および可能な保護

機密情報の保護が求められる訴訟の原因として、以下の異なる 2 種類の原因が挙げられる。

① 契約上の原因

秘密保持契約、雇用契約、技術ノウハウ契約、技術移転契約、ライセンシング契約などによる明確な契約上の義務または機密保持契約がある場合(この場合、機密条項の構成および解釈の一つが問題となる)。

契約法上の秘密情報の保護には制限がある。インドの契約法ではその 27 条に秘密を維持する契約上の責務に対する例外が規定している。それによると、誰であれ、いかなる種類の適法な職業、取引、あるいは営業に従事することを妨げられる契約は無効であるとす

⁴⁰ American Express Bank Ltd. vs. Priya Puri [(2006年)IIILJ540Del]

⁴¹ Action Construction Equipment vs. Gulati Industrial Fabric P. Ltd. [MANU/DE/4823/2009 年]

 $^{^{42}}$ Base International Holdings N.V. Hockenrode 6 vs. Pallava Hotels Corporation & Ors. $[1999\ \mp (19)\ PTC\ 252]$

 $^{^{43}}$ Burlington Home Shopping Pvt. Ltd. vs. Rajnish Chibber (supra); Mr. Diljeet Titus, Advocate vs. Mr. Alfred A. Adebare and Ors. [2006年(32)PTC609(Del)

⁴⁴ Konrad Wiedemann GmbH & Co. vs. Standard (Castings) P. Ltd. & Ors. [(1985年) IPLR 243]

⁴⁵ Michael Heath Nathan Johnson vs. Subhash Chandra & Ors. [(1995年)PTC300]

る。それゆえに、人が雇用された過程で取得した知識なり経験を用いることを禁じられるような場合の合意は、その限りで無効である。

情報がその性質上秘密である場合に、当該情報を受領する立場にある相当わきまえのある者が合理的な根拠によりその情報が秘密裏に与えられたものと理解できるような状況の下では、秘密保持の責務に違背することが生じうる。しかしながら、情報がその性質上秘密ではない場合には、情報を受け取る者に混乱を招かないよう秘密保持契約で当該情報が秘密であることを特に指定する必要がある。Urmi Juvekar Chiang vs. Global Broadcast Limited⁴⁶の事案で、裁判所によって立てられた原則の一つは原告は当該情報が秘密として扱われるタイプであったことを示す必要があったということである。

忠実さの基本的義務は雇用の期間中を通して生じており、雇用が終了した後も一定の範囲で継続する。営業秘密は主人の財産であり、それゆえに主人の意思に反した移転を禁ずる合意を無効とする公共の利益のルールは存在しない。再び述べるが、このような合意の有効性は 27 条の趣旨の下で審査されねばならない。我々の経験では、明確な秘密保持条件を特徴としてはいない契約では、どんな用語が法律を付属書とし、契約書に記載されるかが問題となっている例がこれまでに多少あった」。

② 不法行為とエクイティ

契約上の義務がなく、その場合に、不法行為法の下、エクイティ、フェアプレイ、道義 心の原則でそのような情報が保護されている場合。

コモンロー下、守秘義務は、当事者同士に契約関係がない場合に存在する、と規定されている。広な衡平の原則によれば、内密に情報を受け取った者は、それを不正に利用してはならない秘密漏えいで原告が訴える場合は、次の要素を証拠立てしなければならない。

- i. 当該情報は、本質的に機密のものであった。
- ii. 当該情報は、守秘義務を意味する状況の下で伝えられた。
- ※ 伝えた者(原告等)にとって損害となるような形で、当該情報が許可なく使用された。

英国や米国とは異なり、インドでは、横領などの不正行為に関する訴訟はあまり行われていない。ただし、インドの裁判所は、コモンロー手法を採用し、救済を与えることができる。

衡平の見地から見れば、機密情報として認識されるように、情報は秘密にしておく必要がある。当該情報は、誰もが知り得る知識になってはならない。情報を受け取る側に立った場合、思慮分別のある者が、妥当な根拠によって情報が内密に与えられたことを認識できる状況である限り、裁判所は当該情報を機密のものであると受け取る。

将来的に影響力を持つ John Brady (supra)の訴訟では、上記のようなケース全てにおける秘密情報保護関連の多くの提案が具体化されている。この訴訟では、原告側が、外部の気候条件に関係なく、年間を通じて小型ユニットでの牧草の生産を行うために、飼料生産ユニット (FPU) を展開していた。原告側は、FPU を図解した製図の作者であり、この製図は同ユニットを構築する際の青写真の役割を果たした。熱パネルの製造者である被告

-

⁴⁶ 2008(2) BomCR 400

側は、原告から FPU 用にカスタマイズした熱パネルの供給を請け負っていた。必要なパ ネルは、かなり特殊なタイプのものであった。被告側が、当該の部材供給のための時価の 見積もりを送付し、FPU とこれらの部材を正確に合わせることができるよう、ノウハウに 関する厳格な機密性を維持しなければならないという明確な条件のもと、FPU に関する全 ての技術的な材料、詳細なノウハウ、製図、仕様が原告側から被告側に渡される。両当事 者間の話し合いは、被告側の技術詳細の機密性を維持する約束などを含む条件が打ち出さ れ、被告側が、原告側が求める特殊化された熱パネルの供給に同意するなどして双方が合 意して契約が締結された。後に原告側は、被告側が要求された熱パネルを供給できないこ とを知ったために、被告側には何も注文しなかったと主張している。その後原告側は、被 告側が、その合意や厳しい機密保持条項のもとで開示されたノウハウの情報、製図、意匠、 仕様に基づいて機械の製造を好き放題に行っていることを知った。原告側の製図と被告側 の機械に類似性があるのは明らかである。その後すぐに、原告側は、開示された情報の不 正流用および製図における著作権侵害があるため秘密漏示罪ではないかという主張を申し 立てた。被告側が原告側の製図、仕様を利用したということは立証されたが、被告側は、 両当事者間で契約が締結もせず、実行されてもいないと申し立てて、機密保持条項から逃 れようとした。裁判所は、原告側に有利な判決を下し、特に、指導的判決となる Saltman 47 訴訟をはじめとする様々な英国の訴訟で推奨されている通り、これは「裁判所がエクイ ティの一般的なルールを実施し、秘密漏洩罪を抑制しなければならない状況にすぎない」 と強調した。

インドの裁判所は、当該の Saltman 訴訟において英国の裁判所で定められた原則および 法を明確に推奨して取り入れた。Saltman 訴訟での判決は、両当事者間で実行可能な契約 が交わされたどうか、また、交わされていない場合、交わされていれば法における秘密漏 示罪が起こりえたかどうかに関するものであった。英国の裁判所は、断定的な結論に至り、 断固として以下に挙げる原則を定めた。

- i. 両当事者同士が、契約を締結し、一方の当事者が、契約の目的のために、または契約に関連してある機密事項を入手した場合、例え契約書でその機密事項に関する言及がなかったとしても、慣例としてそのような機密事項を言外の契約の条件の一つとして機密として取り扱うが、機密を尊重する義務は、当事者同士が秘密保持契約を結んでいる場合に限られるものではない。
- ii. 被告側が、同意なしに明示にまたは暗示に、直接、もしくは間接的に原告から入手した秘密情報を利用していると証明されれば、被告側は原告の権利侵害で有罪になる。
- iii. 契約があったかどうかは全く重要でないように思えるが、契約であろうがなかろうが、被告側はこれらの製図が Saltmans のものであり、明らかに機密事項であることを知りながら、もしくは少し後で知った上で、製図を入手した。また、極めて限られた目的のために製図を入手したという自覚もあった。
- iv. 契約は別として、機密とすべき情報は、それに関する必要な機密の特質を備えている。 すなわち、公有財産や公然の知識であってはならないのである。一方で、機密文書を有し、 素材に対して作成者が手を加えた結果として、それを公式、計画、スケッチまたはそれに

⁴⁷ Saltman Engineering Coy. Ld., Ferotec Ld. and Monarch Engineering Coy. (MITCHAM) Ld. vs. Campbell Engineering Coy., Ld. (1948年) 65 RPC 203 この訴訟で挙げられた原則はインドの法廷における様々な判決において取り入れられている。

類するものにするのは完全に可能であり、それは機密文書の作成者が頭を使った成果であ る。このような成果は、同じプロセスを辿った者しか生み出せないものである。

上記の原則に基づき、インドの裁判所は、上記 iv で記載した「information(情報)」と いう言葉は(上記の訴訟で述べられている通り)口伝え、文書、実演で伝えられるノウハ ウを意味すると言明し続けていた。この言葉は、公然の知識であるかどうかにかかわらず、 性質上機密となる製図やそれに類する技術文書を意味していない。これは、このような製 図の利用は、当該製図を作成した人の労働力を無許可で利用することに等しく、したがっ て、侵害者が競争で不正に有利な立場を得る可能性のある「きっかけ」を提供することに なるという確立された原則に則っている。したがって、被告側が「明らかに同ビジネス分 野に飛び込む「きっかけ」として利用し原告側の損失となった」と認められたノウハウ、 仕様、製図など、完全な機密性に関する明確な条件のもと託された原告のユニットに関す る技術情報の、被告側による悪用は阻止された.したがって、上記で詳述され、その後の多 くの訴訟で言及されたこの法的立場について言えば、秘密漏示罪の訴訟は、いかなる権利、 財産、または契約または権利の法律に依存するものではない48。訴訟の状況から暗に示さ れた公正な守秘義務に基づくものなのである。契約はないが、公正であるという理由で救 済が特別に与えられる訴訟は豊富に行われている。

Zee Telefilms vs. Sundial Communications Pvt. Ltd. & Ors.では、あるテレビ番組のコ ンセプトノートが、提携を目的として原告側から被告側に渡されたが、提携は結局結ばれ ることはなかった。2人の裁判官によるムンバイ高等裁判所は、とりわけ秘密漏示罪の主 張を支持し、秘密漏示罪の訴訟が成功する原則も選択した。

- i. 原告は、どんな情報に依拠しているかをはっきりと特定しなければならなかった。
- ii. 原告は、機密という環境での引き渡しであることを示さなければならなかった。
- … 原告は、機密として取り扱われる種類の情報であることを示さなければならなかった。
- iv. 原告は、ライセンスなしの利用であるのか、利用の恐れがあるのかを示さなければな らなかった。

裁判所はさらに、暫定的差し止め判決の段階では、原告側は、上記で言及のある(iii)及 び(iv)を証明する必要はなく、裁判中に、原告はそれらに対処し、少なくとも、それぞれ に関して本気で論証できる訴訟であることを示さなければならない、との意見を述べた。

Bombay Dyeing and Manufacturing Co. Ltd. vs. Mehar Karan Singh⁴⁹では、被告の会 社のノートパソコンを綿密に調査したところ、被告が、カスタマイズされた控訴人のソフ トウェアおよび、控訴人のプロジェクトの一つにおける覚書(MOU)に関する文書の情 報を暴露するメールを競合企業に送っていたことがわかった。裁判所は、様々な解釈を検 討した後、営業秘密を特定するため以下の要素を規定した。

当該情報が社外に知られてしまう程度 i.

⁴⁸ Michael Heath Nathan Johnson vs. Subhash Chandra & Ors. (supra)で引用された Argyll (Duchess) vs. Argyll (Duke) [1967年] Ch 302

^{49 2010} 年(112) BomLR 3759

- ii. 当該情報が社内、すなわち雇用者などに知られてしまう程度
- iii. 営業秘密を抱える側が当該情報の秘密性を守るために取る予防策
- iv. 競合企業に対抗するための効果のある秘密保持(saving)と当該秘密情報を有する 価値
- v. 当該情報を取得・展開するために費やした努力の程度または金額
- vi. 他者が当該情報を入手・複製するのに費やした時間と費用

Mr. Deiljeet Titus, Advocat vs. Mr. Alfred Adebare and Mr. Ors. 50では、Titus 氏が、 秘密保持命令違反であるとして当該法律事務所の 4 人の仕事仲間を相手取って、訴訟を起こした。この 4 人の仕事仲間は、顧客に関する情報や、かかる顧客に提供した意見やアドバイスなどを持って、同法律事務所をやめた。裁判所は、原告の資料の複写について、その利用を被告側に禁じた。

裁判所の見解は以下のとおりである。

「(i)守秘契約や守秘義務は、表明する必要はないが、ほのめかすことはできる。(ii)秘密漏えいや背任、または背信は当然、関連のある状況で秘密であることを伝えること自体で作り出される契約以外の財産権や契約とは無関係に起こり得る。(iii)裁判所は、そのエクイティ上の管轄権の行使において、法の下のいかなる権利とも独立して、秘密漏洩を禁止することとなろう。」

③ その他の法規

1860年インド刑法では、営業秘密や機密情報に関連した犯罪については、特に何も規定されていない。ただし、第 405条の下、財産を託された者や、財産の支配権を有し、不正に当該財産を横領、または自身が利用するために転用する者、あるいは、そのような義務の履行に影響するような法的な命令、法律上の契約違反を犯したり、他の者がそのような違反を犯すのを黙認したりして、当該財産を不正に使用または処分する者は、背任罪を犯したことになる。

2000 年情報技術法 (IT 法) 第 72A 条では、合法的な契約を破る形での個人情報の開示に対する広範な予防策が規定されている。IT 法第 43A 条では、コンピュータ資源で機密の個人データや個人情報を取り扱う法人が妥当な機密保護の実践や手続きの履行・維持を怠り、そのことが、誰かが不正な損失を蒙ったり不正な利益を得たりする原因となる場合の損害賠償としての補償が規定されている。

④ 革新法案の起草

TRIPS 協定の交渉中にインド政府は、営業秘密は知的財産の一形態ではなく、パリ条約第 10条の 2 における不正競争の防止はそのような情報を保護するのに十分である、と主張している。

^{50 2006}年(32) PTC 609 (Del)

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

そのために、インドの立法府は、2008年インド革新法案を提出して一歩を踏み出した。 制定はまだこれからだが、ひとたび発効すればこの法案は、公共の利益のための例外を含む営業秘密に関する一定の権利を一部変更する可能性がある。

TRIPS 協定の第39条の2に基づくと思われる同革新法案の第2条3項によれば、「機密情報とは、(a) 一体として、および正確な環境設定や構成要素の組み立てにおいて、当該の情報や物品を扱うグループの人が容易にアクセスできたり、一般にそういった人の間で通常知られているようなものではないという点において機密であり、(b)秘密であるがゆえに商品価値があり、(c) 当該情報を合法的に管理している者が、現状においてその情報の機密性を保つために取る妥当な手順に従う公式、様式、編集、プログラム装置、方法、技法、プロセスなどの情報を意味する。」

第8条1項により当事者は、「契約により、機密性を維持し、横領を防止する意図を含む機密情報に関する権利と義務を決定する条件を提示」することができる。第8条2項は、機密情報に関する当事者の権利と義務を決定する権限を、当事者同士の契約次第で、適切な行政に与えるものである。第8条3項は、第1項の内容にかかわらず、当事者が、衡平の原則において、または守秘義務を伝える状況の結果として、生じた機密情報におけるいかなる権利も行使することがある、と規定している。

革新法案の第9条は、原告の同意なしに第三者が機密情報を受け取った場合、守秘義務や公正な考察によって、当該機密情報に関する権利および義務も生じることがある、と規定している。従って、第8条と第9条は、制定されれば、コモンローにおける秘密漏えい訴訟、契約上の義務、衡平の原則を通じて、営業秘密の保護に関する現存の法的立場を再確認するものとなる。

15. 著作権

(1) 著作権の侵害

著作権法第 51 条では、以下の場合、作品の著作権が侵害されているとみなされるべきであると規定されている。

- ①. 著作権者から与えられたライセンスがないまま、または、与えられたライセンスの条件に違反して誰かが、
- i. 著作権者に与えられた独占権がなければできないことを行った場合
- ii. 利益を目的として作品を許諾なくどこかで公共に伝達するという行為をした場合、そのような伝達が著作権の侵害にあたることに気付いておらず、そう考える合理的な理由がないわけでもない限り、作品の著作権は侵害されている。
- ② いかなる者でも、著作物の侵害複製物を
- i. 販売または賃貸のための作成、販売または賃貸、または商売のための陳列により、または販売または賃貸の申出を行う場合
- ii. 商売の目的のため、もしくは著作権者に有害な影響を与える程度の販売を行う場合
- iii. 取引のために公に展示することにより

iv. インドへ輸入する場合51

著作権法のもと、侵害の申し立てを起こす上で、「権利侵害の複製物」52とは、著作権者の許諾なく行われた以下の行為のいずれかを意味する。

- i. 文学作品、戯曲作品、映画作品などの音楽・美術作品の複製
- ii. どんな媒体であれ、どんな方法であれ、作成された映画作品の複製
- iii. 音声録音に関連して、いかなる方法によるものでも、同じ録音の形体を与えるその他の録音
- iv. 放送再生権や演者の権利を伴うプログラムや演技・演奏に関して、そのようなプログラムや演奏・演技の録音や映画作品

著作者の許諾なく以下のいかなる行為が行われた場合も、侵害となる。

- i. 作品の有形的な複製
- ii. 作品の出版
- iii. 公衆に対する作品の伝達
- iv. 公の場での作品の興行
- v. 作品の翻訳や脚色の製作
- vi. 作品を商業上利用または利用しようとすること

物質的な複製も電子的な複製も著作権法において保護されるので、光ディスクによる侵害複製物の作成もインターネット上での違法な電子的複製物の配信・販売も、著作権法の条項のもとで、訴訟を起こすに足る。

(2) 制定法上の例外

著作権法には、著作権の侵害とはみなされない行為の長大なリストがある。そのうちのいくつかを以下に挙げる。

- ① コンピュータプログラムではない著作物における、(i)研究を含む、私用のまたは個人的な使用、(ii)その作品のまたは他の作品の評論または批評、(iii)公に行われる講演の報告を含む時事情報や時事問題の報告、などのための公正な取り扱い。それ自身が侵害複製物ではないコンピュータプログラムの一時的な保存をはじめとする特定の目的のための電子的媒体に作品を保存する場合はいかなるものも侵害ではないということを明確にするために、この条項には説明が挿入されている。
- ② コンピュータプログラムの場合、オリジナルまたはバックアップ用に、基本的な原 則や概念の理解のため、または非営利的な個人利用のために行われる、プログラムの 複製物の正当な所有者によるプログラムの複製や翻案の作成。

⁵¹ 輸入者の個人的または家庭での使用のための複製物一品の輸入には適用されることはない。

⁵² 著作権法第2条 (m)および第51条

③ 担当者が保存したものが侵害複製物であることを認識、またはそのように考える合理的な理由を持っていない限りにおける、権利の所有者から明確に禁止されていない電子的なリンク、アクセス、統合などを提供するための作品や演技・演奏の一時的もしくは臨時の保存。この条項には、インターネット・サービス・プロバイダーの国際規範に関するセーフハーバー(safe harbour)(一般的に「ノーティスアンドテイクダウンプロセス」と呼ばれる)を提供するために、ただし書きが加えられている。複製物の保存担当者が、作品の著作権者から、作品や演技・演奏の一時的もしくは臨時の保存は侵害であるとの書面申立てを受け取った場合は、同保存担当者は、21 日間または、管轄裁判所からのその旨の命令を受け取るまでは、アクセスの便宜を慎まなければならない。21 日間という期間の終了前に、裁判所命令を受け取らない場合は、そのようなアクセスの便宜を引き続き図ってもよい。その場合、保存担当者には、同じ場所における同じ作品に関する同原告によるさらなる警告に応じる義務はないものとする。

最新の2013年著作権規則の規則75では、ノーティスアンドテイクダウンプロセスが詳述されている。本質的には、著作権者が、仲介者に対して書面で(i)作品の特定、(ii)作品の所有権、(iii)基礎をなす複製物が侵害複製物でその使用は52条においても、その他においても認められていないという事実、(iv)保存場所、(v)既知であればアップローダー、(vi)原告が管轄裁判所でアップローダーを相手取って侵害訴訟を申し立て、通知を受け取った日から21日間以内に管轄裁判所の命令を出してもらうという約束、などの詳細について苦情を申し立てる事がある。規則第75条(3)項は、仲介者に対して、作品の複製は侵害複製物であるとの申立ての詳細について納得すれば、申立てを受け取ってから36時間以内に侵害品を撤去し、申立てを受け取った日から21日間または、管轄裁判所からのその旨の命令を受け取るまでのどちらか短い方の期間で、アクセスの促進を慎む対策を取るよう求めている。

したがって、前述の著作権法の条項により、とりわけ、インターネット上の違法な音楽、アニメーション等のアップロード・ダウンロードを報告・撤去するメカニズムが提供される。

- ④ 司法手続きまたは司法手続きの報告のための複製、議会のメンバーの独占的使用のために議会事務局が作成した作品における複製。
- ⑤ 出版済みの文学作品または戯曲作品からの妥当な抜粋の人前での朗読・朗唱。
- ⑥ 教育現場における短い一節の発表。そのような節は同一の著者から多くても 2 節までとする。
- ⑦ 教育課程における教師または生徒による複製、または、試験問題の一部として、または試験問題の答えとしての複製。
- ⑧ 視聴者がスタッフ、生徒、生徒の親や保護者、教育施設の活動の関係者または映画作品や音声録音の視聴者に対する連絡員に限られている場合、教育施設の活動の過程における上演。
- ⑨ 個人宅の一室において住人が普通に利用する場合、または、クラブや組織において提供される設備の一環として営利目的でなく利用される場合に、視聴者向けに録音されたものをかけること。

- ⑩ 金銭を支払わない観客の前での、または宗教施設の慈善興行のためのアマチュアクラブによる文学作品、戯曲作品、音楽作品の上演。
- ① 著者が複製の権利を自身のために留保していない限りにおける、新聞、雑誌、経済・政治・社会・宗教の時事問題に関する定期刊行物の複製。
- ⑫ 作品がインドで販売されていない場合における、非営利の公共図書館の担当者の指示を受けて、または指示に基づいて、公共図書館中での利用のための、ある書籍の最大 3 部までの複製。
- ③ 研究・自習のための、または図書館、美術館などの公共施設所蔵の未発表の文学作品、音楽作品、戯曲作品を正式に発表することを目指した複製。ただし、そのような作品の著作者の身元が既知の場合、このような複製は、著作者の死後 60 年後以降にしか作成できない。著作者が複数の場合は、最後に残った著作者の死後 60 年でなければならない。
- ④ 議会法を除く正式な官報で発表された複製物、注釈付きの複製物としてまたはその他の新奇の印刷物と共に複製された場合の議会法の転載、政府によって禁止されたことがない限りにおいて議会の議題に報告が挙がった場合の委員会や会議または政府が指定した機関の報告、禁止されていない限りにおいての司法機関の判決。
- ⑤ 議会法やそれに基づく規則や命令の、政府によって翻訳されたことが無い場合インドの公用語への翻訳の制作・発表。政府による翻訳が存在する場合は、一般への販売はできない。ただし、その場合、そのような翻訳は、政府が本物と認可・容認するものではないと、人目につきやすい場所に明記しなければならない。
- (B) 建築作品の絵画、製図、彫刻、写真の製作または発表、または建築作品の展示。
- 恒 恒久的に公共の場所にある場合の彫刻またはその他の芸術作品の絵画、製図、彫刻、 写真の製作または発表。
- ® 恒久的に公共の場所、または一般市民が出入りできる建物と敷地にある芸術作品の映画への挿入、または背景としてのその他の芸術作品、または挿入が映画で表現されている重要な内容に対する付随的なものである場合。

文学作品、戯曲作品、音楽作品、芸術作品に関連した侵害の例外が、そのような作品の翻訳、脚色に関連して同様に適用出来る。それはこれらの作品がそれそのものだけで原作として適格であり、著作権も存在するからである。ただし、翻訳を出版するためには、原作の著者の許可が必要である。

(3) 人格権

① 著作者の人格権

人格権は、作品の著作者の特別な権利であり、著作権からは独立して存在し、著作権を 譲渡した後でも行使可能である。 著作権法第 57 条⁵³は、以下に挙げる著作者の特別な権利を認め、その保護のために以下 を規定している。

- i. 作品の著作者であることを主張する権利
- ii. 当該作品に関連した歪曲、損傷、修正などの行為が著作者の名誉または著作者の評価 を損なう場合に、かかる行為を差し止めまたはかかる行為についての損害賠償の主張をす る権利

作品の歪曲または損傷に関する申し立てが行われた場合、証拠によってそれが証明されなければならない⁵⁴。

コンピュータプログラムに対する著作権法第 57 条の適用については特別な例外はない55 ただし、著作権法では、人格権侵害の申し立ては、法令によって具体的に認められた複製物または脚色が行われるコンピュータプログラムについては適用できないと規定されている。

② 実演家の人格権

実演家に人格権を与える著作権法に、最近、新しく第 38B 条も加わった。興業の実演家は、譲渡後はいかなる権利からも独立して、以下の権利を有する。

- i. 省略することが実演の使用の態様により指定されている場合を除き,当該実演家の実演として特定されることを要求する権利。
- ii. 実演家の名声を傷つけるような実演家の実演の歪曲、損傷、修正に関する、損害賠償の制限または申し立てをする権利。

当該条項の「説明」によって、編集のため、限られた時間内に録音を収めるため、また は純粋に技術的な理由による改良のために演技や演奏の一部を単に取り除くことは、実演 家の名声を傷つけることとは見なされない、ということが明らかになっている。

(4) 民事上の救済措置

著作権侵害の申し立ての場合、著作権者は、差止命令、損害賠償、不当利得返還、侵害 複製物の引渡命令または廃棄命令などのその他の救済を得るために、管轄裁判所で手続き を開始することができる⁵⁶。

① 専用利用権者

著作権侵害の手続きを目的とした著作権者には以下が含まれる。

⁵³ 第 57 条は、「著作者の特別な権利」について規定している。発行者や所有者の特別な権利については規定していない(従って、譲受人は人格権を主張することはできない)。「名誉と評価」を損なう訴訟については、著作者のみの[Wiley Eastern Limited vs. Indian Institute of Management, 1995 年 PTR 53 (Del)]にも関連している。

 $^{^{54}}$ Ganapati Prasad Rao vs. Parmandi Saroi [AIR 1992 AP 230]

⁵⁵ 第 57 条は、著作者の権利に関する特別な条項であり、その言葉の振り幅は最も大きい。この条項は「文字通り」の表現のみに制限されるものではない。視覚的および音声の表現は直接 [Mannu Bhandari vs. Kala Vikas Pictures Pvt. Ltd. AIR 1987 Del 13]に適用された。

⁵⁶ 著作権法第 55 条(1)

- i. 専用利用権者(注:専用利用権とは、利用許諾契約により当事者間で合意したことによるもので、登録を必要とするものではない。著作権侵害の場合に専用利用権であることを利用権者は立証責任を負う。)
- ii. 無名またはペンネームの文学作品、戯曲作品音楽作品、または美術作品の場合は、著作者を特定するまで当該作品の発表者、または、共同著作の場合は、いずれかの著作者が特定されるまで。57

著作権法の第 61 条では、専用利用権者が始めた著作権侵害に関する各民事訴訟やその他の手続きにおいては、著作権者は、裁判所による異なる指示がない限り、(著作権者を手続きの通知に載せるため)被告側として参加するものとし、著作権者が被告側になれば、専用利用権者の主張に反論する権利を持つと規定されている。

④ 別個の権利の保護

著作権法第 56 条では、いかなる作品においても、著作権を構成するいくつかの権利を 異なる者が所有している場合は、当該権利の所有者は、その権利の範囲内で、著作権法の もと与えられる救済を受ける権利があり、他の権利の所有者を訴訟や手続きの当事者にす ることなく、手続きを使って個別にそのような権利を訴訟や行使してもよい、と規定され ている。

(5) 裁判管轄

著作権侵害の訴訟は、本来の管轄権を有する地方裁判所、高等裁判所より下位ではない管轄裁判所で提訴することができる。慣例的に、インド民事訴訟法第 20 条に則って、訴訟は(i) 被告人や被告側(2 人以上の場合)のうちの誰かが、居住または、ビジネスを営んでいる、もしくは個人的に営利活動を行っている場所、もしくは(ii) 全面的にまたは部分的に訴訟の原因が生じた場所、で申し立てることができる。さらに例外として、 著作権法58はさらに、著作権侵害の訴訟を原告または原告側の 1 人 (著作権者や専用実施権者など)が実際に、かつ、任意に居住、もしくはビジネスを営んでいるか、個人的に営利活動を行っている地域にある管轄裁判所の管轄に持ち込むことを認めている。

(6) 2012年著作権(修正)法の他の重要な修正

① 技術的保護手段の回避防止

著作権侵害を抑制する目的で、2012 年著作権(修正)法により第 65A 条が追加記載され、 以下が規定された。

著作権法によって与えられた権利を保護するために適用された効果的な技術的手段を、 当該権利を侵害する意図で回避する者は、最長 2 年の禁固刑の上に罰金も科せられること がある。但し、上記の条項に対する例外として行うこととして以下が挙げられる。

i. 著作権法では明確に禁止されていない目的のために行う上記の事柄。その場合、他の人物が、かかる目的で技術的手段を回避する行為を助ける者は、その人物の名前、住所など、その人物を特定するのに必要な全ての関連個人情報の完全な記録とかかる目的を保全することが条件である。

⁵⁷ 著作権法第 54 条

^{58 1957} 年著作権法第 62 条

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

- ii. 暗号化した複製物で合法的に入手したものを利用した暗号研究に必要なこと。
- iii. 適法な調査。
- iv. 所有者の承認を得てコンピュータシステムまたはコンピュータネットワークのセキュリティのテストを行うために必要なこと、または、
- v. 操作者の承認。
- vi. 利用者の特定・監視のために行われる技術的手段を回避するのに必要なこと。
- vii. 国家の安全のために必要な手段を講じること。

前述の条項の理論的根拠は、デジタルメディアにおける侵害行為が高い比率で行われる のを防ぐことにある。

最近の訴訟、Sony Computer Entertainment Europe Ltd. vs. Harmeet Singh & Ors. [2012(51)PTC419(Del)]では、原告は、プレイステーションのゲームコンソール、プレイ ステーション 2 コンピュータエンターテインメントシステム、プレイステーション携帯型 エンターテインメントシステムなど、携帯用及び自宅用コンソールのプレイステーション ラインのハードウェアおよびソフトウェアの生産・販売を行っていた。原告も、プレイス テーションおよびその他のエンターテインメントシステムで利用できる様々なハードウェ アおよびソフトウェアを売り出しており、「アンチャーテッド エル・ドラドの秘宝」「レ ジスタンス」「キルゾーン」「インファマス」などのゲームなども発表している。原告は、 被告側が原告のホームエンターテインメントシステムを、原告の許諾も同意もないままに 改良を加えたり、コンピュータ用のゲームとして海賊版のソフトウェアをアップロードし たりして販売し、原告の著作権侵害を行っているとして、訴訟を起こした。また原告は、 被告側がいかに組織ぐるみでシステムを解除し原告のオリジナル機器を改造し、海賊版の ソフトウェアでの利用に向けて準備していたかを概説した。さらに原告は、被告側がオリ ジナル機器の暗号コードを破るために「ジェイルブレイク」として知られるソフトウェア を利用し、追加料金を払えば、これもまた被告側が提供する全ての海賊版ゲームのアップ ロードにこれらの機器を使えるようにしていると申し立てた。「ジェイルブレイク」ソフ トウェアを利用した暗号コードのこのような上書きは、コンソール内部における技術的保 護手段の回避、ひいては原告のオペレーションシステムのソフトウェアにおける原告の著 作権の侵害に当たり、そのような行為は著作権法では禁止されている。被告側の違法行為 の結果として、2 つの要素が挙げられる。第一は、原告のオリジナル機器は、同意を得な いまま改造されていることで、第二は、被告側が原告の許諾・同意を得ずに海賊版のゲー ムを発表して原告の著作権を侵害していることである。

上記の事実の誤認を検討の上、デリー高等裁判所は、即時かつ一方的差止命令を交付し、被告側が、原告のソフトウェアプログラムまたはゲームに関して使用、複製、販売、販売提供、配信、ハードディスクへのロード、当該コンソールの処理装置の改造、技術的保護措置の回避、原告のソフトウエア・プログラム/ゲームの公然の偽造版または無許諾のバージョンの発行など、原告の著作権侵害にあたるいかなる行為を行うことも禁止した。被告側はさらに、原告の登録商標にあたる「プレイステーション」とそのロゴの侵害にあたるような方法での、プレイステーション 3 コンソールの状態を改変することも禁止された。これは、裁判所が、著作権法において、技術的保護措置に関する最近の修正に言及した初めての訴訟である。

② デジタル著作権管理情報

2012 年著作権法によって第 65B 条が導入され、著作権管理情報⁵⁹が規定された。この条項では、故意に著作権管理情報を無許可で削除・変更する者、無許可で配信、配信のための輸入、公共放送・伝達する者、電子的著作権管理情報が無許可で削除・変更されたことを知りながら作品または演技・演奏を複製する者は、最長 2 年の禁固刑の上に罰金も科せられることがある、と規定されている。

この条項の但し書きでは、当該の著作権管理情報が作品において不正に改ざんされている場合、そのような作品の著作権者は、著作権法第 12 章で規定されているそのような行為に携わる者に対処するための民事救済を利用してもよいと明示している。

(7) 著作権行使の分野における 訴訟

Vodafone India Limited vs. R. K. Productions Private Limited, Chennai and Ors. [20] 13 (54) PTC 149]の訴訟では、原告は、大げさに報道されたタミル映画「3」に出てくる自 社のコンテンツを海賊版ビデオテープ制作や許可されていないダウンロードから守るため のジョン・ドゥ命令を求めて訴訟を起こし、以下を求めた。(i) CD、DVD、ブルーレイ、 VCD、ケーブルテレビ、ダイレクト・トゥ・ホームサービス、インターネットサービス、 マルチメディアメッセージングサービス、ペンドライブ、ハードドライブ、テープ、限定 受信システムなど、いかなるものであれ、その他同様の異なる媒体を通じて、直接または 間接的に原告の映画「3」の複製、記録、流用、ビデオカメラでの録画、利用可能化、配 信、複写、発売、上映、アップロード、ダウンロード、展示、再生などを行うことで幾つ かのインターネットサービスプロバイダ(ISP)および、被告側およびその他の未知の人物を 含むその他の未知のグループが「3」という名前の映画における原告の著作権侵害を抑制 することを制限する差止命令、(ii)データソースネットワーク(DSN)の遮断、データパケッ トインターラプション(DPI)ベースのユニバーサルリソースロケータ(URL)の遮断、イン ターネットプロトコル(IP)アドレスの遮断をすることで、一覧表にあるものを含む無許可 のウェブサイトまたはウェブページ全てを、原告の著作権によって保護された映画/動画 「3」に関連したコンテンツ全てまたは一部を、被告側のそれぞれのウェブサイトおよび ウェブページ内およびそれらを通じて無許可で複製、通信、利用可能化、陳列、発売、上 映、アップロード、ダウンロード、展示、再生することを妨げるルータによって閉鎖する ことを、然るべき当局に認めるよう出された被告側に対する指示。この訴訟は、(実際の侵 害行為の後で申し立てた訴訟と比べれば)潜在的な侵害行為に対する合理的な懸念があると いう理由で動画の発売前に申し立てた「予防的訴訟」である。

原告は、動画に関する違法な無許諾の通信を行うウェブサイトの包括的なリストやスケジュールを提供した。そのようなコンテンツへのリンクがあるウェブページおよびウェブサイトは多種多様で、世界中に拡散し、原告は、どんな人物で構成されているかを知らないため、その未知の人物は「アショク・クマール」の名で表示される。本件ではこれらは、インターネット・サービス・プロバイダーであり、ウェブサイト/ウェブページ内のコンテンツに対し責任を持ち、実行上管理し、アクセスを提供している者である。

⁵⁹ 第 2 条(xa): 「著作権管理情報」は以下を意味する。 (i)作品及び演技・演奏を特定するタイトルなどの情報、(ii)著作者または実演家の名前、(iii)著作権者の名前および住所、(iv)権利の使用に関する条件、(v)(i)から(iv)までの項で言及のあった情報を示す番号や記号で、利用者を特定するための工夫や手続きを含まないもの。

マドラス高等裁判所は、著作権法の条項の下、当該著作権の所有者である原告の明示の許諾なく、動画「3」に関連した様々な権利を扱える者はいないと特に言及した。したがって、被告側またはインドの領域内で被告側が主催・承認するウェブサイトにアクセスする者によって、ケーブルやオンライン媒体を通じて原告の著作権で保護された映画「3」を再現、複写、配信、表示するのは、著作権法および判例法の明らかな侵害となる。したがって、被告側が、当該の動画の発売前に、原告の著作権で保護された映画作品の侵害行為の差止命令を受けるのは避けられないことである。

訴訟中に、裁判所は、「ウェブサイト全体ではなく、権利侵害にあたる映画を配信する特定の URL についてのみ暫定的差止命令を交付した。さらに、申請人に対し、権利侵害にあたる映画を配信する URL の詳細について被告側に知らせるよう命じ、URL の詳細を原告側/申請人から受け取って直ちに、被告側は 48 時間以内にかかる URL を閉鎖するのに必要な措置を取るものとする」と明確に述べて、暫定的差止命令を交付した。

インドには、Microsoft、Adobe、Autodesk などのソフトウェアの大手がソフトウェアの著作権侵害を抑えることに成功した一連の訴訟がある。

Adobe Systems, Inc. & Anr. vs. Mahindra Saxena & Anr. [2009 Indlaw DEL 2480]では、二つの別々の企業である Adobe Systems Inc.および Microsoft Corporation が、デリー高等裁判所に、被告側は海賊版ソフトウェアを使用しているので著作権・商標の侵害、詐称通用にあたるとして、恒久的差止命令、引渡命令、売上帳の提出、損害賠償等を求める訴訟を申し立てた。原告の主張は、被告側がソフトウェアの偽造に関わっているというものである。申し立てにおいて、原告は、とりわけ、自社で開発し、著作権法の範囲で文学作品として保護されるべき「コンピュータプログラム」である当該ソフトウェアの所有者であると主張している。原告は、BSA/NASSCOM 著作権侵害対策ホットラインで被告側の侵害活動およびさらなる調査・検証に関する情報を受け取り、被告側が、日々の営業活動のために自社の敷地内で使用されているコンピュータシステムで海賊版のソフトウェアプログラムを利用し、原告の著作権・商標を侵害していることを知った。その結果、被告側が両社の法的権利を侵害しているとして訴訟が提起された。

裁判所は、原告から許諾を受けていない海賊版ソフトウェアの使用を禁止する手続きの 申請を受けて、すぐに緊急一方的暫定的差止命令を交付した。さらに、被告側の敷地に立 ち入りして、侵害物である当該ソフトウェアの状況を見極めるために地元の裁判所コミッ ショナー(LC)を任命した。地元の裁判所コミッショナーの報告の通り、敷地内で原告から 許諾を受けていない偽造ソフトウェアを含む 16 のコンピュータディスクが見つかった。 結局被告側は、(被告側が通知されたにもかかわらず裁判に現れなかったため)一方的に (欠席のまま) 手続は進められ、原告側による事実の主張と証拠の検討後、判決を受けた。 記録で利用できる資料を考慮し、裁判所は、原告の偽造・海賊版製品を使用したとして被 告側に有罪の判決を下し、それに応じてそれらの使用について恒久的差止命令を言い渡し た。裁判所は、100 万インドルピーの補償的損害賠償および懲罰的損害賠償を原告側に認 め、「被告側による偽造・複製ソフトウェアの使用は、明らかに違法であり、原告の法的 権利を侵害するものである。その行為は、原告側の財政的損害の原因となるだけでなく、 世間一般を欺くことに等しい。同時に、当該取引において偽造者が会計帳簿をつけること もしないし、税金を支払うことはないということは既知の事実であるため、政府もそのよ うな違法な活動のせいで大きな税収を失っている。万一、損害賠償が模倣品の訴訟で言い 渡されないとすれば、損害賠償を言い渡すことを推奨する」と述べた。

また、Microsoft Corporation vs. Mr. Kiran & Anr. [2007(35)PTC748(Del)]の訴訟では、原告は、被告側が、原告のソフトウェアのさまざまな未許諾の海賊版を、被告側が組み立て販売するコンピュータのハードディスクに読み込む未許諾のハードディスクローディング、すなわちプレローディングのビジネスを続けることで原告の著作権を侵害していることを知るとすぐに、デリー高等裁判所に訴訟を申し立てた。被告のコンピュータに読み込まれた当該ソフトウェアには、原告側の本物のソフトウェアには付属しているコンパクトディスクまたはフロッピーディスクのオリジナルの媒体、鑑定書、エンドユーザ使用許諾契約(EULA)、使用説明書の付属はない。

さらに、技術調査により、利用可能な登録の詳細や製品の ID 番号が海賊版のソフトウェアに付属していることが示された。裁判所は、被告側が原告側の(i)当該の著作物の著作権(原告側から被告側に許諾が与えられていないため)、(ii)商標「MICROSOFT」を侵害しているという判決を下した。裁判所はそれに応じて、恒久的差止命令を下して、被告側が、原告のソフトウェアの偽造・未許諾版を使用、または模倣、販売、販売のための提供、配信、公共にむけて発表するなど原告の権利侵害に当たる行為を禁じることで原告に有利な判決を下した。裁判所はさらに、原告に対する 500,000 インドルピーの補償的損害賠償を裁定して以下の判決を下した。

「ソフトウェアの著作権侵害行為は脅威であり、厳しい姿勢で撲滅する必要がある…したがって、本件において、本官は被告側が故意に、意図的に、紛れもなく原告の著作権および商標を侵害しているという見解を持っている。被告側は、原告の権利を無視し、「意図的に計算して」原告の著作権・商標侵害の原因となっている。つまり本官は、原告に損害賠償を認めるほうに気持ちが傾いている。本訴訟では、損害賠償の総額はさらに高額になると思われるが、請求された金額は 50 万ルピーである。したがって、原告の請求を 50 万ルピーに限定するほかない」。

Autodesk, Inc. & Anr. vs. Prashant Deshmukh & Ors. [2011(183)DLT411]では、デリー高等裁判所において、被告側は、商業目的で未許諾の海賊版ソフトウェアの大々的な使用を好き放題行っているとの判決を受け、原告に有利な懲罰的損害賠償の裁定をもってそのような行為を禁止された。裁判所は、許諾されたソフトウェアの使用をはるかに超えるほどに、Microsoft や Autodesk などの名だたる企業の海賊版ソフトウェアの使用が一般に広がっていることを認めて懸念を示した。裁判所はさらに、このような大いに役立つソフトウェアの開発に大きく投資する企業は、自社製品に対するライセンス料を奪われれば、研究開発に大幅な投資を行って新しいソフトウェアの開発を行う費用がそのライセンス料からのみ拠出されているため、新しいソフトウェアの設計および既存のソフトウェアの改良を思いとどまってしまう、と述べた。さらに裁判所は、企業による商業上の目的での海賊版ソフトウェアの使用は、個人が私用で使用する場合よりも厳しく処遇されるべきだ、との意見を述べた。

Microsoft Corporation vs. Yoges apat & Anr. [2005 (30) PTC 245]の訴訟においては、デリー高等裁判所は、原告の許可・承認なく原告のソフトウェアの違法な複製および著作権侵害を行い、それらの侵害物を被告の販売するコンピュータのハードディスクに読み込み、そうすることで著作権侵害を行っているとして、被告側に対して総額 197.50 万ルピーの損害賠償と差止命令を言い渡した。

デリー高等裁判所でのほかの訴訟として挙げられる SAP AG vs. Mr. Somya Kanti Dutt a (2008 (36) PTC 598)では、原告が、被告側にソフトウェアが提供されるエンドユーザ使用許諾契約(「EULA」)違反で被告側を訴え、被告側が、EULA で承認・認可された目的

を超えてソフトウェアを使用したと申し立てた。デリー高等裁判所は、一方的暫定差止命令を下し、EULA で規定された目的を超えた当該ソフトウェアの使用を被告側に禁止し、本件の自明の見解に則って原告は、暫定的救済を求めて主張を展開しているとの判決を下した。訴訟手続きにおいては、被告側は出廷せず、原告側によって証拠が導き出されると裁判所は、差止命令を絶対的なものとした。損害賠償の問題については、裁判所は、本件に関する出廷を怠ったため、被告側には 250,000 インドルピーの懲罰的損害賠償が課せられるとの判決を下した。

(8) 著作権法における権利消尽

この分野におけるこれまでの判例に関する現在の状況では、特定の領土に向けた著作権のある作品の並行輸入は、インド法では、許されないようである。

Penguin Books vs. India Book Distributors 60では、裁判官が2人のデリー高等裁判所は、著作権者の許可なく取引目的の販売・配信のために書籍を輸入する者は、たとえ当該書籍が購入された国において著作権者もしくは専用使用権者によって合法的に出版されたものであったとしても、当該書籍の著作権を侵害していることになる、との判決を下した。

16. ドメイン名

ドメイン名も商標として保護が可能だとされており、インドには、詐称通用法の下、裁判所がドメイン名を保護した多くの判例がある。

Satyam Infoway Ltd vs. Sifynet Solutions Pvt Ltd [AIR 2004SC3540]では、最高裁判所が以下の所見を述べた。

「インドに関する限り、ドメイン名に関する紛争の解決について明確にのべた法律はない。しかし、1999年商標法の運用そのものは治外法権ではなく、ドメイン名の適切な保護を考慮に入れないこともあるが、それは、詐称通用に関連した法律上可能な範囲でドメイン名が合法的に保護されるべきではない、という意味ではない。」

ドメイン名が、商標と同じ機能を果たし、等しい保護を受けることができるということは法律上定着している。

· Yahoo Inc. vs. Akash Arora [1999 PTC 201 (Del)]

原告は、有名な検索ポータルであり、そのサービスについて評判の良い「YAHOO」を商標およびドメイン名として使用していた。被告側は、インターネットサービスに関して「YAHOOINDIA.COM」を商標およびドメイン名として使用することを禁止された。ドメイン名は、商標と同じ機能を果たし、それゆえ、等しい保護を受けるに値し、例えインターネットを利用する者が教養のある人物だったとしても、情報に関しては、初心者ユーザーであり、当該インターネットサイトの類似名で混乱することもある、との判決を下した。

· Aqua Minerals Ltd vs. Promod Borse [2001 PTC 619 (Del)]

原告は、有名なビン詰のミネラルウォーターの製造者であり、当該商品に関して「BISL ERI」を使用していた。被告側は、デリー高等裁判所によって「BISLERI.COM.」というドメイン名の使用を禁じられた。

-

 $^{^{60}}$ AIR 1985 Del 29

- ・Rediff Communication Ltd vs. Cyberbooth [2000 PTC 209 (Bom)] 原告は、「REDIFF.COM」というドメイン名を使用する、有名なインターネットサービスプロバイダであった。被告側は「RADIFF.COM」をドメイン名として借用し、ボンベイ高等裁判所から禁止された。
- ・Info Edge (India) (P) Ltd vs. Shailesh Gupta [2002 年(24) PTC 355 (Del)] 原告は、「NAUKRI.COM」として名の知れた有名なジョブポータルであった。被告側は、「NAUKARI.COM」というドメイン名を使っていたが、それが原告のドメイン名に発音上似ているため、デリー高等裁判所から「NAUKARI.COM」の使用を禁じられた。
- ・Satyam Infoway Ltd. vs. Sifynet Solutions Pvt. Ltd. (supra) 原告は、造語の商標である「SIFY」において世界的な営業権および評価、および「SIF Y」が含まれる幾つかの登録ドメイン名を有していると主張した。被告側は、ドメイン名「www.siffynet.net」および「www.siffynet.com」を登録した。ドメイン名は、インターネットのユーザーが利用できる取引やサービスの対象を識別することができる言葉や名前でもよいとされており、商標法の原則、特に詐称通用に関連したものが公平に適用される、という判決が下った。
- Mr. Arun Jaitley vs. Network Solutions Private Limited and Ors. [181 (2011) DLT 71 6]

原告は、ドメイン「www.arunjaitley.com」の登録を希望した。しかし、ドメイン名の期限が切れると、被告側は、不誠実な意図から、オークションサイトである被告人 No. 3にこれを譲渡した。「ドメイン名は、詐称通用法の下、例外なく個人名で保護される。個人名を使用する権利は、商標を使用する商権に勝る。したがって、商標またはドメイン名として使用する権利は、その個人名を有する個人に与えられる」との判決が下った。

· Tata Sons Ltd. vs. Hoop Anin [2012(49)PTC 373 (Del)]

被告側は、「TATA Diamonds」という商標でビジネスを営み、さらに、原告側の図案 / ロゴを標示することで、原告のウェブサイトへのリンクを、自社のウェブサイトで提供 した。被告側は、権利の侵害とみなされるとして、ドメイン名「TATA」または図案の使用を禁じられた。

そのような訴訟で利用可能な救済を以下に示す。

- (1) 権利侵害または 詐称通用に当たるという理由で、ドメイン名を制限する訴訟
- (2) インドは「.IN ドメイン名紛争処理方針(「INDRP」)」 61 を、統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)の方針に沿って、原告の商標や名称と同一、もしくは紛らわしいほど類似している「.IN」というドメイン名に関連した紛争の裁定のため明文化した。INDRPは、「.IN」というドメイン名の維持とその運用上の安定性、信頼性、安全性の確保に責任を負うインド国立インターネット交換局(NIXI)が作った自治体である.IN Registryにおける、当該の好ましくないドメイン名の取り消し・譲渡を求めた訴状の申し立てを規定

 $http://www.inregistry.in/.IN\%20Domain\%20Name\%20Dispute\%20Resolution\%20Policy\%20\ (INDRP)$

⁶¹ INDRP は以下の URL を参照。

する。問題となったドメイン名の登録者は、.IN Registry への不服申し立てにおける、強制的仲裁の手続きに従うよう求められている。

INDRP の手続きは、かなり迅速で、期限が設けられており、通常、ドメイン名の取り消し・引き渡しの決定は、手続きの開始から 60~70 日以内に下される。仲裁人は通常、主張が申し立てられればすぐに裁定手続きをし、裏付け・立証する資料を記録に載せる。当然ながら仲裁人は、適切と考えるなら、審理の日を指定する権利も有している。

原告が INDRP の下で満たすべき基準は以下の通りである。

- ① 登録者のドメイン名が、原告が権利を有する名称、商標、サービスマークと同一、もしくは紛らわしいほど類似している。
- ② 登録者は、当該ドメイン名に関する権利または合法的な利害関係を持っていない。かつ、
- ③ 登録者のドメイン名が信頼に背いて登録または利用されている。

権利所有者の財産の盗用は、ドメイン名やウェブサイトのアドレスの他にも広がっている(例えば、侵害者が商標、商品名、企業名としても使用している)訴訟では、INDRPによる救済が、問題のドメイン名の譲渡・取り消しに限られているので、差止を求める裁判による救済が賢明である。

17. 植物品種

(1) 侵害

登録された品種の育種家でも育種家の登録業者または免許所有者でもない者が、育種家または育種家の免許所有者・業者の許可を得ずにその品種を販売、輸出、輸入、生産した場合、その者は本法で認められた権利を侵害していることになる。この権利は、認可されていない者が、本法で登録された品種の名称と同一または紛らわしいほど類似した名称を付けて、別の品種を販売、輸出、輸入、または生産した場合も侵害されていることになるが、このような行為は、その品種を特定する上で一般大衆を混乱させる原因となりえる。

侵害訴訟は、当該訴訟を審理する管轄権のある地方裁判所で開始される。裁判所は、侵害訴訟の場合救済を与える。その救済は、差止命令、および原告の選択によって損害賠償または、利益の分配という形になる。

(2) 違法行為および罰則

育種家以外の者は、登録品種の名称の適用、または品種に虚偽の名称をもちいた場合には、訴追されやすいと考えられる。本法の下で課せられる罰則は以下の通りである。

① 虚偽の名称の申請に対する罰則

ある品種に虚偽の名称を申請、または、虚偽の国や場所の名前、および登録品種の育種家の虚偽の氏名や住所を表示した場合、最低 3 カ月、最長 2 年の禁固刑または、最低 50,0 00 インドルピー(約 833 米ドル)、最高 500,000 インドルピー(約 8,333 米ドル)の罰金またはその両方に処せられるものとする。

② 虚偽の名称が付けられた品種の販売に対する罰則

罰則は、6 カ月から 2 年の禁固刑または、50,000 インドルピー(約 833 米ドル)から 500, 000 インドルピー(約 8,333 米ドル)の罰金、または、禁固刑と罰金の両方である。登録品

種であると偽って主張した場合の罰則は、6 カ月から 3 年の禁固刑または、100,000 インドルピー(約 1,666 米ドル)から 500,000 インドルピー(約 8,333 米ドル)の罰金、または、禁固刑と罰金の両方である。

③ 2度目以降の違反行為に対する罰則

本法において一度違反行為を行ったとして有罪判決を受けた者は、2 度目以降の違反行為については重い罰則に処せられる。つまり、1 年から 3 年の禁固刑もしくは 200,000 インドルピー(約 3,333 米ドル)から 200 万インドルピー(約 33,333 米ドル)の罰金、またはその両方である。

18. 地理的表示

(1) 侵害

登録された地理的表示の侵害は、以下の場合に起きる。

- ① 一般大衆を誤解させるようなやり方で、地理的表示を商品に使用、またはそのような商品が、本物の産地以外の地理的領域に由来することを示す場合。
- ② 不正競争行為に当たるやり方で地理的表示を使用する場合。
- ③ 登録した地理的表示に関連する領土、地域、場所に商品が由来すると、偽って一般大衆に示すような方法で、商品に別の地理的表示を使う場合。

登録した地理的表示の侵害訴訟は、かかる訴訟を審理する管轄権を有する地方裁判所で 開始される。

裁判所は、差止命令という形で、および原告の選択により、必要であれば、侵害ラベルや表示の破棄、抹消命令と共に、損害賠償または利益の計算という形で原告に救済を与えることができる。

ただし、被告側が、当該の地理的表示が原告の名前で登録されていることに気付かず、そう信じる合理的な理由もなく、当該の地理的表示の存在や原告の権利の性質に気付いた時には、直ちに使用を中止すると裁判所を納得させた場合には、裁判所は、損害賠償または不当利得の変換による救済を与えないものとする。

(2) 不服申立て

登録官の命令・決定、または本法のもと定められた規則に対する不服申立ては、1999 年商標法の下で設立された知的財産審判委員会 (IPAB) にゆだねられる。不当に権利を侵害された者は通常、かかる命令・決定が下された日から 3 カ月以内に IPAB に対して不服申立てをする方を選ぶ。この期間の後では、一切不服申立ては承認されない。

地理的表示の偽った適用および地理的表示の改ざんは、本法では違法行為に相当し、6カ月から 3 年の禁固刑、および 50,000 ルピー(約 833 米ドル)から 200,000 ルピー(約 3,33 3 米ドル)の罰金を科せられる。2 回目以降の違反行為について、より重い刑罰に関する条項がある。禁固刑の期間は 1 年から 3 年で、これには、100,000 ルピー(約 1,666 米ドル)から 200,000 ルピーの罰金が伴う。

裁判所は、本法において違反行為と認められれば、全ての商品・品物の没収を政府に命じることもある。違反者に没収の有罪判決が下された場合、裁判所は当該の没収された物品の破棄もしくは、それらの処分命令を下すことがある。

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

19. 半導体閉回路のレイアウト設計

(1) 侵害

レイアウト設計の登録所有者の権利侵害は、刑事上の犯罪である。侵害者は、最長 3 年の禁固刑、または最低 50,000 インドルピー(約 833 米ドル)、最高 100 万インドルピー(約 16,666 米ドル)の罰金、またはその両方により罰せられる。

レイアウト設計を登録しているがごとく偽るのも形而上の犯罪である。この犯罪を犯したものは最長 6 カ月の禁錮刑または最高 50,000 インドルピー(約 833 米ドル)、またはその両方により罰せられる。

第6節 知的財産権侵害品の国境措置

中央政府は、1962 年関税法第 11 条に定める権限を行使して、次の商品の輸入を禁止した。 (2007 年 5 月 8 日付告示 2007 年第 49 号-関税法 (N.T.) を参照)

- ・虚偽商標1または虚偽の取引表示2を付した商品
- ・インド国外で製造または生産された販売目的の商品で、2000 年意匠法により意匠権 を有する意匠を付したもの
- ・インド国外で製造または生産された販売目的の製品で、1970 年特許法によりその特 許が有効であるもの
- ・インド国外で考案または創出された方法によって直接得られた販売目的の製品で、1 970年特許法によりその方法の特許が有効であるもの
- ・ 虚偽の地理的表示3を付した商品
- ・1957 年著作権法第 53 条に定める著作権登録官の命令発出によって、輸入が禁止される商品⁴

模倣品の輸入を禁止するための条件および手続きは、2007 年知的財産権(輸入品)施行規則(以下「規則」)で通知される。(2007 年 5 月 8 日付けの通知書 No. 47/2000 - CUS TOMS (N.T.)参照。)さらに手続きを明確にするために、通達 No. 41/2007 (以下「通達」)が、2007 年 10 月 29 日に交付され、規則を施行するよう指図が与えられた。関連の規則、通達、通知書は、付属資料として巻末に掲載する。

1. 一般保証証書 (General Bond) の手続き

申請時に、権利保持者は2つの証書の提出をしなければならない。

- (1) 一般保証証書
- (2) 損害填補保証証書 (Indemnity Bond)

申請には担保金を必要としないが、その後権利保持者が侵害疑義品または模倣品の税関保留を求める場合は特定貨物保証証書の提出が求められる。侵害疑義品がリリースされるという通知を受け取ってから 3 日以内の発効が必要とされる。保証額は疑義品総額の 11 0%となる。提出する担保金は一般保証証書総額の 25%の金額となる。

2. 通知書

規則のもと、権利所有者はオンラインで、ウェブサイト www.icegate.gov.in に関連情報を提供したり、必要書類をアップロードして通知を提出することができる。その結果、固有仮登録番号(UTRN)がシステムによって作成され、次に、オンライン申請書のプリントアウトと共に、全ての関連文書の写しが、税関長の事務所に届けられる。この件に関して各税関長に代わって税関吏に権限が与えられる。税関吏は著作権,商標、特許、意匠権、

^{1 1999} 年商標法第 102 条

² 1999 年商標法第 2 条(1)(i)

^{3 1999} 年商品地理的表示(登録・保護)法第38条

^{4 1957} 年著作権法第 53 条

地理的表示を含む知的財産権の侵害を疑われる商品の通関手続きの延期を要求できる。5このような通知書は、必要な手続き6を踏んだ後に税関長によって確認・登録される。7権利所有者は、偽造品が輸入される可能性のあるいかなる港においても通知書を提出することができる。全ての港において保護が提供されるため、通知書を何通も準備して各関税長全員に提出する必要はない。各通知書ごとに、2,000 ルピーの申請費を支払わなければならない。権利所有者は、その知的所有権が有効でなくなれば、この通知書と共に税関当局に知らせなければならない。8

(1) 通知書の登録

税関長は、場合によって、権利所有者に対して通知書の登録または通知書の拒否について、通知書の受理9から 30 業務日以内に通知し、固有恒久登録番号 (UPRN) を提供するものとする。登録の許可が下りれば、侵害の疑いのある商品のインドへの輸入は、禁止とみなされる。10通知書の内容に含まれる税関全てに、場合によって、速達便または電子形態で通知書の登録または拒否が知らされる。11

前述の登録通知書に基づいて、輸入品は知的財産権を侵害する商品の疑いがあると思った場合、税関長は、そのような商品の通関手続きを一時停止し12、速達便または電子形態で、直ちに輸入業者および権利所有者、またはその代理人に知らせるものとする。13権利所有者、または委任された権利所有者の代理人は、10業務日以内に手続きに加わらなければならない。この10業務日という期間は、適切な場合には税関長によってあと10日間延長されることがある。権利所有者が当該手続きに10日以内に加わらなかった場合、かかる商品は引き渡される。14腐りやすい物の場合は、引渡しの保留の期間は、3業務日と規定されているが、これは、税関長の納得を得ることを条件に、さらに4日延長されることもある。

税関長は、自らのイニシアティブで(規則 3 による通知書がかかる権利所有者によって付与されておらず、登録もされていない場合)、輸入品が知的財産権を侵害していると考える一応の証拠または合理的な理由があるこのような輸入品の通関手続きを保留することもある。15税関長は、保留の場合、権利所有者に知らせるものとする。知らせを受ければ、同権利所有者は、規則 3 による通知書の要求に従い、保留の日より 5 日以内に規則 5 で求められた契約を履行する義務を果たさなければならない。この義務を果たさなかった場合、商品は引き渡される。16

規則 3 および規則 5 を遵守した後で、同権利所有者は、10 業務日以内にかかる手続きに加わらなければならない。この 10 業務日という期間は、適切な場合には税関長によってあと 10 日間延長され得る。権利所有者が当該手続きに 10 日以内に手続きをしなかった場

⁵ 規則 3

⁶規則4

⁷ 通達第 13 節

⁸ 規則 3(4)

⁹ 規則 4(1)および規則 4(2)

¹⁰ 規則 6

¹¹ 規則 4(3)

¹² 規則 7(1)(a)

¹³ 規則 7(1)(b)

¹⁴ 規則 7(3)

¹⁵ 規則 7(1)(b)

¹⁶ 規則 7(4)

合、かかる商品は引き渡される17。

インド全土にある様々な税関において、侵害が疑われる商品の差止命令から 3 日以内に 特定貨物保証証書を発効させるのは不便であるという不服および陳情を、通商産業界より 多く受けているため、インドの税関当局は、一括保証証書モジュール(Centralized Bond Module)を提唱している。

したがって、権利所有者は現在、以下の選択ができる。

- ① 差止命令がだされた時点で、一般保証証書および損害填補保証証書と共に提出。もしくは
- ② 通知書の登録時に、一括保証証書モジュールに従う。

一括保証証書モジュールの場合における通知書の申請手続きは、以前のモデルと同じである。それと同じものを以下で概説する。

- ① 一括保証証書および損害填補保証証書は、商標の所有者の代理人によって提出され ねばならない。
- ② 申請者は、税関のウェブサイトに申請書を提出し、関連文書をアップロードすることにより、オンラインで提出し、その後、固有仮登録番号(UTRN)がシステムによって作成される。
- ③ 関連文書および 2,000 インドルピー(約 40 米ドル)の料金と共に、オンラインで提出した通りの申請書のプリントアウトを税関長に提出しなければならない。情報の検証および文書の提出後すぐに、税関当局が UPRN を提供し、登録のプロセスは完了する。一括保証証書モジュールでは、保証証書登録番号(BRN) も作成され、同時に、権利所有者に伝えられる。

一括保証証書は、権利所有者の判断において、今後規制される可能性のある侵害が疑われる商品の価値に十分相当する金額に対するものでなければならない。但し、一括保証証書の価値と対応する保障額が、侵害とされる積荷の価値を填補するのに十分でない場合は、補完的な保証証書およびそれに対応する担保金は、規制通告の受理から 3 日以内に遂行しなければならない。現金または銀行保証状という形態の当該の保証と共に、関税局長官により知的財産権の記録に関する通知書が登録されている IPR Cell で補完契約が遂行されなければならない。

さらに、一括保証証書モジュールを選択している権利所有者は、侵害が疑われる積荷が 差し止められる税関の知的財産担当チーム(IPR Cell)に書面で、一括保証証書および、 担保金によりなされる借方(debit)を通知しなければならない。その結果、当該品の通関 手続きが税関で保留される。

一括保証証書および保証支払い口座が常に十分なバランスを保つようにするのは、権利所有者の責任である。そのため、BRNを使ってそのようなバランスを見て確認するオンラインシステムが、利用できるようになっている。

_

¹⁷ 規則 7(6)

3. その他の規定

- (1) 税関は権利保有者に対し、権利保有者から得られる情報、支援、技術専門知識および施設の提供を求めることができる。18
- (2) 権利保有者および輸入者または正式に権限を付与されたそれぞれの代理人は、商品の検査を認められており、検査・テスト・分析用にサンプルを提供することができる。¹⁹
- (3) 権利保有者から要請された場合、税関長は、輸入者の名称・住所を知らせ、秘密情報の保護に影響を及ぼすことなく、積荷の追加関連情報を提供する。²⁰
- (4) 輸入者から要請された場合も同様に、税関長は、権利保有者の名称・住所を知らせ、 秘密情報の保護に影響を及ぼすことなく、積荷の追加関連情報を提供する。²¹

4. 判断

権利保有者が所定の期間内に手続きに参加した場合において、副税関長が事件の実体につき判断したうえで、商品が知的財産権を侵害しており、関税法第 111 条 (d) による没収を免れないと確信したときは、第 110 条に基づき当該商品を没収することができる。22

5. 廃棄

副税関長が判断を下した後に、留置または没収した商品が知的財産権を侵害していると認定された場合において、その判断について、何ら法的手続きが済んでいないときは、副税関長は、当該商品を公の監督の下で廃棄するか、通常の商業チャネル外で処分する。23権利保有者またはその授権を受けた代理人からの異議を受け付ける必要はない。権利保有者またはその代理人は、その処分の連絡を受けた後 20 営業日以内または権利保有者の要請により税関長から認められた延長期間内に、侵害品の廃棄または処分の方法について意見を述べるか、異議を唱えなければならない。廃棄または処分の時点までに発生した廃棄、滞船および留置の費用は、権利保有者が負担する。(通知 No 47/2007 により伝えられた 2007 年知的財産権(輸入品)施行規則 5(a)知的財産権侵害品の再輸出は、未修正のままでは認められない。)24

全ての契約書のフォーマットを、付属資料として巻末に掲げる。

前述の規則の制定は、知的財産権者に関する限り、確かに前向きで楽観的な一歩であり、入国の時点そのもので侵害品を取り締まるメカニズムとして役立つ。これは一旦市場に侵入してから侵害品を探し出すより容易である。税関が情報を発表していないので、記録/差し押さえに関してすぐに使用できる統計はないが、「The Indian Express」紙 2010 年3月31日付の報告によれば、関税局の情報源は、およそ280社の企業、特に、幾つかの多国籍企業が、インド市場に自社の製品のにせものが輸入されていると苦情を申し立てている。これらの企業は、ソニー、アディダス、ノキア、ニベア、ガルニエ、ロレアル、レ

¹⁸ 本規則 7 (5)

¹⁹ 本規則 8

²⁰ 本規則 9

²¹ 本規則 10

²² 本規則 7(9)

²³ 本規則 11(1)

²⁴ 本規則 11(2)

ブロン、ジョンソン・エンド・ジョンソン、アックス、ダブ、ボッシュ・ミコなどのメガブランドである。 25

 $^{^{25}}$ http://www.indianexpress.com/news/280-firms-move-customs-dept-on-import-of-fake-products/597874/0

第7節 知的財産権侵害に対して刑事訴追を求める方法

1. 刑事訴訟の概要

- (1) 商標法違反(偽物品、模倣品、侵害品の販売など)に対する刑事訴訟は、当該違反が行われた管轄の治安判事裁判所で、個人的に告訴することにより行われることになる。違反者と疑われる者の身元が分かっている場合は、治安判事が、告訴や宣誓供述書における告訴者の陳述に基づいて、申し立ての違反を認識し、執行機関に対して告訴の申し立てに関する捜査を(捜索と押収)を行うよう命令し、被告人を召喚することがある。
- (2) もう一つの方法として、告訴を地方警察に申し立てることができ、訴えられている 違反がその管轄内で行われていると確信した場合には、令状なしに、捜索と押収を行 うことができる。但し、地方警察は、当該の件の審理の前に、商標登録官の意見(を 求めること)に固執することもある。
- (3) 告訴者が侵害者の身元を認識していないいくつかの訴訟では、下級裁判所に対して 捜索・押収命令を出すよう要求し、同裁判所が執行機関に同裁判所の管轄内の地域で 見つかった侵害商品や物品の捜索と押収の指示を出すことがある。このような捜索・ 押収命令には、期限があり、執行機関には捜索の権限が与えられ、侵害商品や物品の 捜索と押収を行い、侵害者を逮捕して治安判事の前に出廷させることもある。
- (4) 治安判事は審理において、執行機関が提出した警察の事件記録簿と押収品のメモを基に違反を認め、違反が疑われる者を召喚することがある。その後、同判事は、罪責の構成に進み、被告人を訴える本訴訟において、当該の違反を証拠立てる法的に必要な全ての条件が満たされている、と言明する。罪責の構成後、治安判事は 1973 年刑事訴訟法(「Cr.P.C.」)の条項の下、公判に進む。起訴と公判は、州の保護の下で、検察官を通じて行われ、その結果、告訴者は審理そのものについては全く関与できない。さらに、被告人が有罪となった場合には、その最高刑罰は、50,000 インドルピーから 300,000 インドルピー(およそ 1,000~6,000 米ドル)の罰金となり得る。
- (5) 著作権の侵害の場合、警部補よりランクの高い警察員が令状なしで侵害とされる作品の複製の全てを押収する権限を与えられる。¹

2. 商標/著作権侵害の告訴についての刑事訴追の手続き

商標/著作権侵害の告訴についての刑事訴追の手続きは、本来同じであり、以下でその概要を説明する。

調査報告(私立探偵等による)を基にした、警察への告訴の申し立て。製品が模倣品の場合は、詐称通用および欺瞞的に類似した商標とは違いは、むしろ刑事訴訟が最も適している。

告訴は、管轄の警察署の署員に申し立てることができるが、訴訟の迅速化を図るために、 市の警察本部長や、首都圏の場合は経済犯罪部門の副本部長に申し立てることもできる。

告訴は、Cr.P.C.の第 154 条の下、警察によって、第一次情報報告書(FIR)として登録さ

^{1 1957} 年著作権法第 64 条

れる。

FIR が提出されたら、警察は、捜索と押収を行い、被告人を逮捕する。その後、被告人は、治安判事の前で保釈申請ができる(注:保釈が許可されるか否かハケースバイケースで犯罪歴のある場合は認められないことがある)。

チャージシート(捜査報告書)が、Cr.P.C.の第 173 条の下、治安判事に提出される。 チャージシート(捜査報告書)の提出後、治安判事は、違反を認めれば、法廷に被告人を 出頭させるために出頭命令を出す。次に、被告人に対する刑事の内容がまとめられる。次 に裁判は検察側の証拠に移る。検察側の証拠の後、被告側の陳述が Cr.P.C.の第 313 条の 下で記録される。次に、被告人が弁護側の証拠を導入する。その後、最終弁論が行われ、 判決が下される。

被告人が、再度類似した違反に関与した場合、著作権法および商標法の下、2回目以降から刑罰はさらに重い最長 7年となる。2回以上の違反で有罪判決を受けた者に対する罰金は増額される。²

刑事訴訟の解決のため、Cr.P.C.第 482 条の下、高等裁判所に判決無効の申し立ても行われる。

1872 年インド刑法および 1973 年刑事訴訟法の関連条項は、付属資料として巻末に掲載する。

3. 刑事訴訟と民事訴訟に関する比較説明

- (1) あからさまな模倣品の事件では、そして最初の 2、3 件の刑事訴訟では、任意の者 や模倣者に対する知的財産権を保護するための刑事訴訟は、認識を広める上で非常に 役立ち、非良心的な分子に商標の所有者が本気であることをわからせる効果がある。 大量の模倣品に関する適切な事前調査や情報に裏付けされていれば、そのような訴訟 は、経済的に模倣業者に打撃を与える上で非常に効果的な方法になり得る。
- (2) しかし、刑事訴訟が非常に長くかかり、扱いにくいものであることから、犯罪の摘発(レイド)での最初の成功は、長い目で見れば良好な結果を生むとは限らない。過去の経験とデータでは、刑事事件で有罪判決が出る率は(商標と著作権の両方において)非常に低く、法律で定められた通りに被告人が罰せられることがほとんどない。
- (3) 刑事訴訟は抑止力になると証明されるかもしれないが、全体的な成功は、摘発(レイド)が行われた時に実際どれほどの侵害商品が入手できるかに大きくかかっている。様々な場所において情報が漏えいするため、犯罪の摘発(レイド)が成功することはあまりない。
- (4) 経験上、民事訴訟でも同じ結果が得られることがあり、あるいはそれ以上の成果が得られることがあると思われる。上記で述べた通り、裁判所に任命されたコミッショナーを通じて、警察の助力を得て行われる民事事件における摘発(レイド)は、刑事事件の手入れと同じ成果を得られる。刑事訴訟は、刑事または懲罰的な法の分野のみに効果があり、被告側が今後同様の侵害商品を扱うのを禁止するような民事訴訟における主要な救済を提供するわけではない。

-

² 1999 年商標法の第 105 条および、1957 年著作権法の 63A

- (5) 差止命令は、民事訴訟手続きにおいて名指しで非難されている当事者や個人に対して要求されるだけでなく、幹部、理事、共同経営者、経営者、雇用者、ライセンシー、卸売業者、譲受人、関連会社、後継者、業者、代理人などにも影響を及ぼして、直接、または間接的に販売、宣伝するなどいかなる方法においても問題の商品を取り扱うのを抑止するというのは注目に値する。したがって、模倣者が名前を変えたり、その社名を変更したりして活動を続けるという問題は大幅に減少する。
- (6) 高等裁判所における民事訴訟では、原告側が差止命令を取得し裁判所コミッショナーを指名して上記を遂行する場合、被告側がその件についての解決に進み出ることが多いので、訴訟は大なり小なり実際に終息する。
- (7) デリー高等裁判所は、知的財産案件の取扱いにおいてかなり進歩的であり、特に、 模倣や著作権侵害の事案について上記の方法に関する一方的命令を躊躇なく交付する。 さらに、多くの事例において、侵害に関わる全ての当事者が一つの管轄裁判所で一つ の訴訟より起訴される可能性がある一方で、個別の刑事告訴毎に、市における個々の 地域をカバーする限定的な地域管轄権を有するそれぞれの担当当局に行なわなければ ならない。

4. 知的財産権行使の問題点

インドではクリエイティブ産業が成長を続けており、GDP に対する貢献度も年々高まっている。急速な成長および付加価値を生み出す大きな可能性にもかかわらず、この 10 年間、この産業は、障害をもたらし、その成長・発展を鈍化させる海賊行為および模倣に悩まされている。

海賊行為とは、ソフトウェア、音楽または映画であれば、著作権のある著作物の違法な複製または送信であって、正規の創作物を損ない、クリエイティブ産業の成長を鈍化させる行為をいう。技術の急速な進歩は、その副産物として、インドにおいても海賊行為という従来にない問題を激化させた。

5. 海賊行為および模倣行為の発生

インドでは、様々な先端技術を利用して、数多くの方法で海賊行為が行われている。その中でも広く行われているのは、次の行為などである。

(1) エンドユーザーによる複製

エンドユーザーによる複製とは、個人または企業によるソフトウェアの無権限・無許諾 の複製をいい、自己用であるか再販用であるかを問わない。

(2) ハードディスク・ローディング

ハードディスク・ローディングとは、コンピュータ・システムのベンダーが販売前に違法なソフトウェア製品をコンピュータにインストールする不正な慣行をいう。

(3) 模倣

模倣とは基本的に、より大規模かつ精巧に行われるソフトウェアの海賊行為をいい、ソフトウェアの海賊版業者は、海賊版が正規品に見えるように企図された方法で特定製品の複製物を製造し、頒布している。

(4) 不正流通

不正流通とは、当初は大量購入者、コンピュータ・メーカーまたは教育機関に認められた特別割引ライセンスによるソフトウェア製品の違法な頒布であって、そのようなライセンスを有しないか、それを受ける資格のない他の者に違法に再頒布することをいう。

(5) インターネット経由の頒布

インターネット経由の頒布は、第三者がダウンロード(無償であるか、低額料金を請求 されるかを問わない)のためにアクセスできるインターネット・サイト上に、ソフトウェ ア製品の複製物を置くことによって行われている。

(6) 法人エンドユーザーによる海賊行為

法人エンドユーザーによる海賊行為(ビジネス環境における業務用ソフトウェアの不正 使用)は、インドの大企業および中小企業で広く行われている。

(7) 卸売りおよび小売段階の海賊行為

卸売りおよび小売段階の海賊行為も、インドでは広く行われており、ハードディスク・ローディング、海賊版ソフトウェアの即金販売などがある。

(8) 海賊版光ディスク/CD バーニング

空ディスク上に原著作物を複製することをいう。ほとんどの場合、オリジナル・ディスクとはパッケージが異なる。音楽の場合は、複数のアーティストを特集したミックス・テープ、コンピレーション CD などがある。

(9) 劇場用映画プリントの窃盗

特に税関上屋で行われる、海賊版を作成するためのオリジナル映画プリントの窃盗をいう。

(10) 信号の盗用

正式なライセンスを得ずに公衆に送信するために行う、放送信号(特に有料チャンネルまたは周波数の信号)の盗用をいう。

(11) ブートレグ

正式な許諾を得ずにライブ演奏、コンサートまたはラジオ・テレビ放送を記録することをいう。

(12) **違法レンタル**正式なライセンスを得ずに商業目的でビデオ、オーディオカセット またはディスクを貸し出すことをいう。

6. 権利行使の問題点

知的財産関連法、とりわけ著作権法および商標法は、海賊行為および模倣行為の問題に対応措置をとっており、民事・刑事上の包括的な救済措置について定めている。所有者は、自己の権利を侵害された場合、これらの救済措置を利用することができる。法の実体規定を個別に見ると評価できる一方で、実務および実行のうえではいくつかの欠点が現れている。上記の法律を執行する際に直面する問題は、次の通りである。

- (1) 膨大な滞貨を抱えている裁判所の一般的な状況から、圧倒的多数の事件において、 侵害に関する民事訴訟で差止命令を得ることから先に進めない。訴訟が長期に亘るため、所有者は、訴訟を取り下げるか、損害賠償および不当利得返還の額で妥協し、侵 害者と和解して問題を解決している。
- (2) 原告は売上の逸失が被告の行為に直接起因することを証明しなければならないため、 損害額の確定は特に困難である。特にインドの業者の多くが適切な会計帳簿を記帳し ていないことを考えると、インドでは被告の得た利益を確定するのは困難である。

- (3) 上記の原則に基づく損害賠償額は裁判の最後に決定されるが、それには8年から10年も要し、裁判の最後に裁定される損害賠償額は訴訟費用とさえ釣り合わないほどである。
- (4) 同様に、継続審理が行われないこと、審理の都度の証人および法執行機関の出席、 結果的に軽い罰金・刑罰となる初犯者に対する情状酌量などの刑事司法制度の問題は、 権利保有者が自己の権利を守る助けとはならない。
- (5) 小規模な模倣および海賊行為は頻繁に摘発 (レイド) を受けるにもかかわらず、大規模な違反を犯した者は往々にして罰を免れている。模倣および海賊行為を犯した者に対する有罪判決数は少ない。
- (6) 刑事事件におけるチャージシート(捜査報告書)の提出が往々にして遅れ、違法行為がなされた日から3年の出訴期限をはるかに過ぎてしまうため、自然消滅している事件もいくつかある。
- (7) 裁判に至った刑事事件でも、証拠の扱い方が悪く、保存が不適切なために押収した 資料(コンピュータ、CD-ROM、フロッピ等)が損傷または紛失する場合が多い。

7. 今後の改革

様々な業界のフォーラムや新規構想プロジェクトから政府に対し、著作権法とその施行面 の改革を行うよう提言がなされている。その一部を次に挙げる。

- (1) 侵害事件の継続審理および迅速な処理を確保すること。
- (2) 有罪判決を受けた違反者に最低6カ月の禁固刑を科すこと。
- (3) 関係著作権者に対する法定損害賠償の支払いを侵害者に義務付けること。
- (4) 光ディスクに関する法律を制定すること。
- (5) 知的財産に関する違反行為の専門裁判所を設置すること。
- (6) ソフトウェア関連の違反行為に関する特別検察官を任命すること。
- 8. 情報技術法(IT法)におけるオンライン侵害に関する仲介者の法的立場と責任
- (1) IT 法では、仲介者は以下の通り規定されている。

どんな電子記録についても「仲介者(Intermediary)」とは、他の者の代わりにその記録の受信、保存、送信を行ったり、その記録に関するサービスを提供する人を意味し、テレコム・ネットワーク・インターネットサービスプロバイダ、Web ホスティングサービスプロバイダ、検索エンジン、オンライン決済のサイト、オンラインオークションのサイト、オンライン・マーケット・プレイス、サイバーカフェが含まれる。

(2) IT 法はさらに、仲介者に対して刑事免責を与えて、一定の訴訟においては、刑事 責任を与える。仲介者に対するセーフハーバー (safe harbor) 保護または刑事免 責は、インドの法の下、第三者情報、または入手可能または提供される通信・データリンクに対する責任について以下の条件の下で利用可能である。

- ① 仲介者の機能は、第三者によって提供された情報を送信することや一時的に保存する 通信システムへのアクセスを提供することに制限される。
- ② 仲介者は、送信を始めたり、送信されたものの受信者を選択したり、送信されたものに含まれる情報を選択または修正したりはしない。
- ③ 仲介者は、IT 法にしたがって責任を果たしている間に、然るべき注意を払っている。 また、中央政府が定める通り、その他のガイドラインも遵守している。
- (3) 中央政府は、上記の条項に従って、現在効力があり、とりわけ仲介者は以下を遵守 しなければならないと定める 2011 年情報技術(仲介者ガイドライン)規則を制定 した。
- ① 仲介者は規則、プライバシーポリシー、仲介者のコンピューター資源へのアクセスまたは利用ができるというユーザーとの契約について公表するする。
- ② そのような法規、条件、ユーザー同意は、当該のコンピューター資源のユーザーに対して、以下の情報はいずれのものも提供、標示、アップロード、修正、掲載、送信、更新、または共有してはならないと知らせるものである。
- i. ユーザーが何の権利も有していない他の者の情報
- ii. 他の者のプライバシーに対してひどく有害な、いやがらせの、冒涜的な、中傷的な、わいせつな、性的な、小児性愛的な、名誉毀損の、侵略的な情報や、実に不愉快な情報、人種・民族的に好ましくない、軽蔑的な、マネーロンダリングやギャンブル関連または推奨する情報、それ以外では、どんなものであっても違法な情報
- iii. どんな方法でも未成年に有害な情報
- iv. 特許、商標、著作権、所有者の権利を侵害する情報
- v. 当面効力を持っている法を侵害する情報
- vi. メッセージの情報源に関して受信人を欺いたり、勘違いさせる情報や、ひどく攻撃的であったり、脅迫的な性質の情報の通信
- vii. 他の者を装った情報
- viii. ソフトウェアウイルスや他のコンピュータコード、割り込みをかけ、コンピュータ資源の機能性を破壊、制限するためのファイルやプログラムを含む情報
- ix. インドの統一性、完全性、防御、安全保障、主権、または他国との友好関係、公の秩序、あるいは、認識しうる違反行為を扇動する原因となり、違反行為の調査を妨げ、他国を侮辱する情報

第2章 インドにおける知的財産権侵害への対策

- ③ また、情報技術規則は、いかなる情報も故意に提供、掲載してはいけないこと、または送信の開始、送信するものの受信者の選択、送信したものに含まれる情報の選択・修正を行ってはいけないという仲介者の立場を繰り返し述べている。ただし、上記(3)②で特定されている通り、以下の行為は、そのような情報を提供、掲載、編集、保存するものではない。
- i. コンピュータ資源内にその本来の特徴として、他のコンピュータ資源に送信・通信を 行うため人間が編集管理を行わずに臨時または一時的に情報を自動的に保存すること
- ii. IT法の条項通りに命令や指示に従って、仲介者によって任命された者が仲介者の情報、データ、通信リンクを実際に知った後に、かかる情報、データ、通信リンクへのアクセスを削除すること
- ④ 情報通信法によって、仲介者は、自力で知識を得ればすぐに、情報が保存、提供、掲載されているコンピュータシステムで、当該情報について書面または電子署名入りのメールで被害者から実際の経験を知るなどして、原告に対して、行動、すなわち返答、または承認するよう求められ、36時間以内に、法に従って適切な訴訟を起こし、適用できる場合は、上記(3)②に対する違反行為にあたる当該情報のユーザーや所有者と共に当該情報を無効とするよう求められていることに注目するのは適切である。さらに仲介者は、当該情報および関連の記録を調査目的で、少なくとも90日間保存しなければならない。
- ⑤ 仲介者は、規則、仲介者のコンピュータ資源へのアクセス・使用についてのユーザーとの契約、プライバシーポリシーなどを遵守していない場合は、ユーザーに知らせなければならず、仲介者は、仲介者のコンピュータ資源へのユーザーのアクセス権・使用権を即時終了し、不遵守にあたる情報を削除する権利を持っている。
- ⑥ 仲介者は、苦情担当者の名前や連絡先の詳細、および誰かが、仲介者のコンピュータ資源にアクセスまたは使用したことで損害を受けているユーザーや被害者がそのようなアクセスや使用に対して、または仲介者によって利用可能となったそのようなコンピュータ資源に関するその他の事柄に関する苦情を通告するメカニズムをそのウェブサイトに掲載するものとする。苦情担当者は迅速に苦情を軽減しなければならないが、いずれにしても、苦情を受理した日から、1カ月以内に行わなければならない。
 - (4) IT 法の条項は、当面発効している他の法に含まれているものと共に、矛盾がある にもかかわらず、効力がある。但し例外があり、法律では、IT 法の条項によって 著作権法または特許法の下与えられたいかなる者の権利の行使も制限されることが あってはならないと明言されている。
 - (5) 従って著作権法は、IT 法に優先し、仲介者の責任がより重要である侵害複製物の保存担当者にかかる責任は重大で、担当者には厳しい遵守責任がある。もちろん、IT 法のテイクダウン条項は、オンラインでの商標侵害・悪用に関しての最後の手段である。

第8節 ADR (代替的紛争解決)

実務上、知的財産権に関する事件の大部分は、原告に一応有利な事件が存在すると認定された場合は、暫定的救済措置のあった後に当事者間で裁判外の解決がなされている。よって、ほとんどの知的財産紛争では、被告が原告の権利を認め、原告の知的財産の使用を放棄することに同意した場合、両当事者は、和解を結び、それに応じて裁判所から同意判決(consent decree)が言い渡される。

さらに、インド民事訴訟法は 1999 年に改正されているが、その改正により第 89 条が追加された。同条には、裁判所は事件解決の見地に納得した場合は、該当する紛争を様々な紛争解決手段に委ねることができると定められている。この改正後、裁判所(特にデリー高等裁判所)は、代替的な紛争解決制度を利用した解決に適した事案を付託しようとする傾向を示している。

インドでは、裁判所が調停や和解を非常に活発に奨励している。仲裁によって、無関係な人物である仲介人の助けによって、当事者同士の争点に関する話し合いが可能となる。仲介人の役割は、当該の争点についての決定を下すことではなく、両当事者が受け入れられる解決法を見い出すことである。

仲裁に関する限り、1996年インド仲裁調停法によって規定されている。当事者は一般的に、仲裁を左右する手続法や実体法の選択、および仲裁手続きを行う場所を決定する契約によって仲裁に合意する。当事者は、契約により自由に、インド国内の仲裁または国際仲裁にしたいかを選べる。

仲裁は、商事紛争または契約紛争を解決するための非常に重要なツールである。仲裁における裁定は、決定的なもので、インドの公共政策に反対するなどの限られた理由でのみ 異議申し立てができる¹。

-

¹仲裁・調停法の第 34 条

第3章 技術移転/ライセンシング

第1節 関連法規

インドにおける技術移転については、どの法令においても特に規定されていない。但し、技術協力契約については、インド商工省産業省政策促進局およびインド準備銀行(RBI: Reserve Bank of India)が発行する通達と政策によって規制されている。

第2節 ライセンシング(使用許諾)の制限

1. ロイヤルティ料率、契約の条項に関する使用許諾における関連の制限事項

(1) ロイヤルティ(使用料)

インド政府は、2009年 Press Note No. 8 を参照してみると、外国技術協力(Foreign T echnology Collaboration)の下での支払いに関しては、自由にしている。現時点では、インドのライセンシー(使用許諾を受ける者)から外国のライセンサー(使用許諾を与える者)への技術移転に対するロイヤルティ/一括払い料金の支払い、または商標・ブランド名の使用に対する支払いについては、インド政府から特定の許可を得る必要はない。

上記の Press Note に効力を与えるために、2010 年 5 月 5 日付けの告示が発行され、それによりインド政府は、インド商工省産業省に「ロイヤルティの支払いが、地元の販売では 5%強、輸出では 8%強、一括払いについては 200 万米ドルを超える技術協力契約の送金」について事前の許可を求める 2000 年外国為替管理(当座預金取引)法の一覧表 2 の第 8 項目(Item No. 8 in Schedule II)を削除した。その後、インド準備銀行は、金額の上限制限も政府の事前認可もなく、認可された業者に送金を許可する 2010 年 5 月 13 日付けの通達を発した。しかし、そのような支払いは全て、2000 年外国為替管理(当座預金取引)法に準拠する。

ロイヤルティは、税引き後で、標準条件に則って算出されなければならない。さらに具体的に言えば、ロイヤルティは、物品税を除き、標準の再販売部品のコスト、および入手 先に関係なく海上運賃、保険、関税等を含む輸入部品の到着地での費用を引いた製品の工 場販売価格を基に算出される。

(2) ライセンス (使用許諾) の条件

技術移転契約は、技術移転の方法やある条件における利用を取り扱う契約上の合意である。この契約は通常、特許、商標、著作権などの知的財産権の使用許諾に当てはまる使用許諾契約、または製品開発には欠かせない情報・技能の移転が関わる素材移転・ノウハウ契約のどちらかを指している。 技術移転は、供給者から受益者への一方通行か、相互交流から共同事業という双方向のどちらかとなることがある。使用許諾を与える際に覚えておかなければならない問題を以下に示す。

① ライセンスの対象物の特定:使用許諾を受ける財産の対象事項を確認してはっきりと特定し、その適切な定義を契約書に加えるのは重要である。例えば、使用許諾を受けた財産には、技術、特許、著作権のある内容(ソフトウェアなど)、商標、営業秘密などが含まれる。明確に特定されるべき重要な条件のいくつかを以下に示す。

• 知的財産

- 営業秘密
- 技術
- 機密情報
- 製品・サービス
- ・ノウハウ
- ・使用許諾を受けた財産
- ・改良

② 与えられた権利と使用制限

ライセンスは、契約の範囲を理解するために、当事者の権利と制限の範囲の規定に関して明確に定義されていなければならない。例えば、独占権であるか非独占権であるか、ライセンシー(実施権者)がさらに再許諾を与える権利を持っているかどうか、ライセンシーが契約を譲渡する可能性があるかどうかなど、ライセンシーが使用権を持っている領域である。

③ 対価

対価の支払いがあろうが無かろうが、ライセンスは発生する。契約によって支払われる ロイヤルティ料またはライセンシー料に関する決定を行う場合、忘れてはならない側面を 以下に示す。

- ・ロイヤルティ料率と構成
- ・支払い条件--月ごと、四半期ごと、年ごとの支払い
- ・通貨などの支払い方式
- ・支払いの延滞に関する罰則

④ 一般的義務

特に技術などに関するあらゆる契約を受け、各当事者は通常、契約の条件を満たすためにある一定の義務を果たさなければならない。そのような義務は、はっきりと詳述しなければならない。典型的な供給者と受益者の関係におけるその義務を以下に示す。

供給者の義務

- ・ 製品開発関連の全ての技術情報とデータの提供
- ・ 支援とインフラ情報の提供
- ・ 商業化計画の策定
- ・ 必要なら規制当局の承認の取得、そのための費用の分担
- ・ 関連ある全ての知的財産、および契約の存続期間において発生した知的財産へのライセンス
- ・ 製品に施した改良に関する知識の供与
- ・ 製品の検査及び品質維持に関する保証
- ・ (あれば) 製品の買い戻し

受領者の義務

- i. 製品設計および製造:受領者の義務には、製造、および品質維持期間に受益者が踏まなければならない以下の手続きが含まれる。
 - ・ 試験施設の開設
 - ・ ライセンサーに対する試作品の事前サービス
 - ・ 提供予定の商品サンプル
 - 品質コンプライアンス
 - 商品検査
 - ・ 不適合品の取り扱い
 - ・ 製造コスト・ラベル
 - ・ 商品の保証 (certfication)
 - ・ 不適合製品および傷もの品の値引き商品の取扱い手続き
- ii. 使用許諾を与えられた製品の流通・販売:これには、使用許諾を与えられた製品のため の流通経路および販売店に関する実施権者の義務が含まれる。

⑤ グラント・バック(改良技術情報の交換・許諾)

インド特許法では、特許を受けた物品の製造または使用のライセンス、特許や特許を受けた物品もしくは特許を受けたプロセスで製作された物品の販売・賃貸借のための契約で保護されたプロセスを処理するためのライセンスでは、独占的グラントバックを与える効力を持つ可能性のある規定は非合法で、無効である。この条項を考慮すれば、いかなる独占的ライセンスも、改良に関する特許の譲渡も、独占的グラントバックとして扱われるため無効となる。(インド特許法では、独占的ライセンスは、特許権者自身を含む他の者全てを締め出す、特許権者がライセンシーにまたは、ライセンシーとライセンシーが権限を授けた者とに特許を受けた発明に関する権利を授けるライセンスであると、特許法で規定されている。)

さらに、特許法の基礎をなす法理論と政策(すなわち、一般的に発明の考案者を保護する ためのもの)を鑑みれば、技術に適用される同様の条項は、異議を申し立てられれば、非合 法で、無効との判決が下されることがある。

⑥ 機密保持に対する配慮

機密情報は、明確に規定しなければならない。機密保持の義務やその例外などは、詳しく説明する必要がある。

さらに自らを保護するために、ライセンサーは、機密保持契約違反による損失や損害をライセンサーに補償する賠償金をライセンシーから受けることがある。雇用者は別として、機密保持情報が請負業者に提供されなければならない場合、請負業者が機密保持契約に署名し、請負業者による契約違反のケースでライセンサーをライセンシーから守るための契約にこのような条項が盛り込まれるべきである。

⑦ 補償

知的財産の補償は、慎重に立案しなければならない。技術ライセンス契約において最も 重要な契約上の条項の一つとして、補償条項が挙げられる。この手の契約における補償条 項の通常の目的とは、ライセンシーによる許諾された技術の利用が、第三者の知的財産権 を侵害していると、同第三者が主張する場合に、ライセンシーを守ることである。ライセ ンシーが第三者の特許を侵害している(または、営業秘密を濫用している)と判明した場合、 ライセンシーは、かなりの額の損害賠償を負い、またライセンスを与えられた当該技術の利用を差止める命令が下される可能性がある。たとえライセンシーがその請求を棄却できたとしても、特許や営業秘密を守る訴訟には、多くの犠牲を払うことがある。一般的に、ライセンシーの目的が、ビジネスを運営しライセンスを受けた技術への投資を守るのに必要な保護を確実に得ることであるのに対し、ライセンサーの目的は、補償に対するその義務を(可能な範囲で)制限することである。(つまり)ライセンサーにとって、その目的は、補償を商標だけに制限し、特に特許やその他の知的財産などを補償の範囲内に含まないことである。

⑧ 監査条項

ライセンサーは、品質管理を維持するために、製造・開発施設等を監査・検査するための条項を組み入れなければならない。

2. 技術・情報のライセンシング(使用許諾)~いくつかの重要な条項 (1) 改良

以下は、独占的グラントバック問題に対処する条項の例である。

- ① 改良された知的財産。この契約を遂行した結果、ライセンシーは、個人的であれ、他者と共同であれ、ライセンサーの知的財産または製品(集合的な「改良知的財産」)に関する、またはそれに関連する製造プロセスの変更・増強に関する考案・発見・開発・創作、製造プロセスの改良、計画、デザイン、概念、技能、発明、発見を行うことがある。それによりライセンシーは、この項で述べられているものを対象とした追加の補償金なしに、独占的、恒久的、世界的に、ライセンサーに対して改良知的財産についての権利、権原、所有権を譲渡。
- ② しかしインドにおいては、ライセンシーは、追加の補償金なしに、改良知的財産を使用するための非独占的および恒久的なライセンスを有するものとする。
- ③ ライセンシーは、ライセンサーに対して、改良知的財産についての、または関連する 全ての文書の写し、製図、技術的分析、モデルまたはサンプル、アルゴリズム、ソー スコード、記録、式、その他の書類を含む全ての情報および文書を、制限なく全面的 に開示するものとする。
- ④ ライセンシーは、追加の補償金なしに、発明者、著作者、または改良知的財産の開発に関わるその他の者が、特許または著作権の適用を請求することや改良知的財産を使用するのにライセンサーが必要または望ましいとみなす文書や手段を交付・実行できるようにしなければならない。ライセンシーは、ライセンサーが特許や著作権の適用、侵害訴訟、または当該の改良知的財産の保護に必要なその他の執行手続きの請求を行えるよう協力、援助を提供しなければならない。ただしそれは、ライセンサーが関連のコストや費用を負うことが条件となる。
- ⑤ 法の下、ライセンシーからライセンサーへの改良知的財産の譲渡が強制力を持たない限り、それによりライセンシーは、その従業員、請負業者および代表者がライセンサーに対して、ライセンサーまたはその従業員、請負業者および代表者の誰にも同意を求めたり確認することなく改良知的財産を使用、修正、取引し、改良知的財産に二

第3章 技術移転/ライセンシング

次ライセンスを与えるための、ロイヤルティの要らない非独占的、恒久的、取消不能 で世界的なライセンスを授与することに同意し許可を与える。

(2) 知的財産の補償

ライセンサーは、ライセンシーに免責の保証を与えて擁護し、ライセンシー自身が招いた損失および費用を補償し、また、ライセンシーによる商標使用による第三者の商標侵害から発生したいかなる訴訟(またはその解決)においても、その契約によって第三者に対してライセンシーが生じさせたを補償することに合意する。

第3節 フランチャイズ規制

インドには、フランチャイズの付与を決定する特定の法規はないが、フランチャイズ契約については、契約法に準拠し、1872 年契約法および 1963 年特定救済法に則った解釈が行われる。

付属資料

- 1-1. 商標局の所在地
- 1-2. 特許局および意匠局の所在地
- 2. 各種料金表
- 3. 国境措置
 - (1)告示 No.51/2010 税関
 - (2)告示 No.47/2007 税関
 - (3) 通達 No.41/2007 税関
 - (4) 通達 No.10/2011 税関
 - (5) 通達 No.13/2012 税関
- 4. 税関に対する保証証書のフォーム(英文)
- 5. 刑事訴訟法および刑法(抜粋)
- 6. 特許関連各種フォーム(英文)
- 7. 意匠関連各種フォーム(英文)

1-1. 商標局の所在地



所在地および管轄地域

S. No.	商標局	管轄地域	所在地	担当者
1	Delhi Office NCT of Delhi	The States of Jammu & Kashmir, Punjab, Haryana, Uttar Pradesh, Himachal Pradesh, Union Territory of Delhi and Chandigarh	Trade Marks Registry, Intellectual Property Bhavan, Plot No. 32, Section 14, Dwarka, Delhi Tel.: 011- 28082915/ 16 Fax: 011- 28082917	 Shri. D. S. Bansod, Deputy Registrar of Trade Marks Shri. Amar Prakash, Deputy Registrar of Trade Marks Shri. G. L. Verma, Assistant Registrar of Trade Marks.
2	Kolkata Office State of West Bengal	The States of Arunachal Pradesh, Assam, Bihar, Orissa, West Bengal, Manipur, Mizoram, Meghalaya, Sikkim, Tripura and Union Territory of Nagaland, Andamar & Nicobar Island.	Trade Marks Registry, CP-2, Sector V, 5 th floor, I.P.Bhavan, Salt Lake, Kolkata-700091 Telfax: 033- 23677311	Shri. M. H.Mahendra, Joint Registrar of Trade Marks Shri. S. B. Palo, Senior Examiner of Trade Marks
3	Ahmedabad Office State of Gujarat	The States of Gujarat and Rajasthan and Union Territory of Damman, Diu, Dadra and Nagar Haveli	Trade Marks Registry, 15/27 National Chambers, 1st Floor, Ashram Road, Ahmedabad-380 009. Tel: 079- 26580567	 Shri. Dharam Singh, Assistant Registrar of Trade Marks Smt. Prem Lata, Assistant Registrar of Trade Marks Shri.V.S.Parab, Senior Examiner of Trade Marks.
4	Mumbai Office State of Maharashtra	The States of Maharashtra, Madhya Pradesh and Goa	Trade Marks Registry, (Head Office) Intellectual Property Bhavan, Near Antop Hill Head Post Office, S.M. Road , Antop Hill, Mumbai 400037 Tel: 022-2410 1144, 24101177, 24148251, 24112211 Fax: 24120808, 24132295	 Smt. Ratan Shalya, Assistant Registrar of Trade Marks Shri. U. L. Barve, Assistant Registrar of Trade Marks Shri. D. J. Awatramani, Administrative Officer

S. No.	商標局	管轄地域	所在地	担当者
5	Chennai Office State of Tamil Nadu	The States of Andhra Pradesh, Kerala, Tamil Nadu, Karnataka and Union Territory of Pondicherry and Lakshadweep Island	Trade Marks Registry, IP building, GST Road, Guindy, Chennai-600032 Tel: 044- 22322442 Tele-Fax: 044- 22322441,	 Shri. M. C. Gupta, Deputy Registrar of Trade Marks Smt. N. D. Kasturi, Deputy Registrar of Trade Marks Shri. R. A. Tiwari, Assistant Registrar of Trade Marks

1-2. 特許局および意匠局の所在地



所在地および管轄地域

S. No.	特許局	管轄地域	<u>所在地</u>	担当者
1	New Delhi Office – NCT of Delhi	The States of Haryana, Himachal Pradesh, Jammu and Kashmir, Punjab, Rajasthan, Uttar Pradesh, Uttarakhand, Delhi and the Union Territory of Chandigarh.	The Patent Office, Intellectual Property Office Building, Plot No. 32, Sector 14, Dwarka, New Delhi- 110075 Phone: 011- 28034304, 28034305, 28034306 FAX:011-28034301, 28034302 Email: delhi- patent@nic.	Dr. K. S. Kardam Deputy Controller of Patents & Designs
2	Kolkata Office – State of West Bengal	The States of West Bengal, Orissa, Bihar, Jharkhand, Sikkim, Assam, Meghalaya, Tripura, Mizoram, Manipur, Nagaland, Arunachal Pradesh,	The Patent Office, Intellectual Property Office Building, CP- 2 Sector V, Salt Lake City,Kolkata-700091, Phone: 033- 23671945, 1946, 1987 FAX-033-2367-1988 Email: kolkata-patent@nic.in	Shri D. K. Rahut Deputy Controller of Patents & Designs
3	Chennai Office – State of Tamil Nadu	The States of Andhra Pradesh, Karnataka, Kerala, Tamil Nadu and the Union Territories of Pondicherry and Lakshadweep.	The Patent Office, Intellectual Property Office Building,G.S.T. Road, Guindy, Chennai- 600032, Phone: 044- 22502081- 84, FAX: 044-22502066, Email: chennai- patent@nic.in	Shri. G.P. Roy Deputy Controller of Patents & Designs
4	Mumbai Office – State of Maharashtra	The States of Maharashtra, Gujarat, Madhya Pradesh, Goa, Chhattisgarh and the Union Territories of Daman and Diu & Dadra and Nagar Haveli	The Patent Office Boudhik Sampada Bhawan, S.M. Road, Near Antop Hill Post Office, Antop Hill, Mumbai - 400 037. Phone: 24137701, 24141026, 24150381, 24148165, 24171457 FAX: 24130387 Email: mumbai-patent@nic.in	Shri Rakesh Kumar Deputy Controller of Patents & Designs

<u>S. No.</u>	<u>意匠局</u>	<u>管轄地域</u>	<u>所在地</u>	担当者
2	Kolkata Office – State of West Bengal	The application for registration of a design can be filed at the Patent Office at Kolkata and its Branch Offices at New Delhi, Mumbai and Chennai.	The Patent Office(Designs Wing), Intellectual Property Office,CP-2 Sector V, Salt Lake City, Kolkata-700091 Phone No. 033- 23671945-46, 23671987 FAX- 033-23671988, Email:- kolkata- patent@nic.in	Shri D. K. Rahut Deputy Controller of Patents & Designs

2 各種料金表

以下の表は、一般的とされる料金に関するおおよその手持ちの参考資料である。

掲載されている法定手数料は、現在の為替相場 1 米ドル:60 インドルピーで計算されたものである。表内で引用された出願手数料の範囲は見積りで、実費は、法律事務所または任意の代理人によって異なる。調査料を見積もるに当たり、異なる法律事務所や事務弁護士によって適用される一般的な考察には、評判、その件を扱う担当者の年功、および、複雑性が挙げられる。

多くの法律事務所が、時間に関する見積りが難しい業務のインボイスを作る際に、時間毎の基準を用いている。一般的に、時間毎の料金は、100 米ドルから 400 米ドルである。この時間毎の料金はまた、インド知的財産審判部(IPAB)や裁判所に案件が回る前の手続きにも適用される。訴訟における主任弁護士は、時間毎の料金を請求するが、それは審理ごとに 200 米ドルから 15,000 米ドルと大幅に上下する。

法律事務所では、各メンバーが(年功に関係なく)請求する固定の1時間当りの料金(混合料率)を持ちかけるのは珍しいことではない。

以下の料金表で列挙する業務は、最も頻繁に行われる業務である。その他の業務も、 法律事務所および、代理人によって料金表が設定されることがある。法律事務所および、 代理人を料金や料金体系の詳細の提供を示してもらうことをお勧めする。緊急の事項に 関しては、法律事務所や代理人によっては、追加料金が発生することがある。

業務	法定手数料 一個人 (米ドル)	法定手数料— 法的組織体 (米ドル)	出願手数 料の見積 り (米ドル)
出願	17	67	200 – 450
一の優先権主張に対する各優先権の主 張	17	67	65 – 150
30 シート以上の明細書に対して各ページ	2	7	_
10 以上の請求項目に対して各請求項	3	13	_
方式要件完備のための文書の提出	_	_	50 – 150
出願審査請求書の提出	42	167	125 – 300
実質的なオフィスアクション通知に関するの 報告	_	_	125 – 250
実質的なオフィスアクション通知への答弁書 の提出	_	_	150 – 400
対応出願に関する特許局への追加報告	_	_	75 – 150
申立書の準備と提出	17	67	75 – 200
手続追行中の特許局へ出頭の固定または時間別料金	_	_	100 – 400
特許付与前の補正申立て	8	33	75 – 200
特許付与後の補正申立て	17	67	75 – 300
出願に関する譲受人等の記録請求の提出	8	33	75 – 200
出願の取下申立ての提出	17	67	75 – 200
特許回復に関する申請	25	100	150 – 400
特許簿における権原または権利の登録に関す る申請	17	67	75 – 300
一件の特許についての氏名、住所、国籍、送 達宛先の変更の登録	3	13	100 – 200
実施状況の陳述書の提出	_	_	100 – 300
各特許についての特許登録簿の閲覧	3	13	100 – 200
特許局からの情報の要求	5	20	75 – 200

特許年金

年金	法定手数料 一個人 (米ドル)	法定手数料 一法人 (米ドル)	出願代理人 の手数料の 見積り (米ドル)
3年目			
4年目	8	33	100 – 200
5年目			
6年目			
7年目			
8年目	25	100	125 – 250
9年目			
10年目			
11 年目			
12 年目			
13 年目	50	200	150 – 350
14 年目			
15 年目			
16 年目			
17 年目			
18年目	83	333	200 – 450
19年目			
20年目			

<u>商標</u>

業務		
<i>未</i> 伤	法定手数料 (米ドル)	出願代理人の手数料 の見積り
		(米ドル)
商標局による調査の実施およびそれに対する予備的な説明(1区分につき1商標)	13	100 - 300
出願:		
1区分における	63	250 - 450
同じ出願に含まれる各追加区分について	63	100 - 300
条約国からの優先権の請求	-	50 - 200
1 区分内において 500 文字以上の細目を含める ための出願	0.25 (1 文字あたり)	50 - 200
委任状の印紙代	3	50 - 200
(オフィスアクッションの報告	_	125 - 350
オフィスアクッションへの答弁書の提出	_	125 - 350
1区分につき一カ月の期間の延長申請の提出	13	50 - 200
各区分における出願の修正/補正申請の提出	13	50 - 250
譲渡の記録:		
譲渡の日から 6 カ月 以内		
1 登録商標	125	150 - 350
同一出願に含まれた追加商標	25	50 - 150
6 カ月~12 か月		
■ 1登録商標	188	200-400
■ 同一出願に含まれた追加商標	38	75-175
13 か月以降	0=0	000 450
■ 1 登録商標	250 50	300 - 450 75 - 200
● 同一出願に含まれた追加商標		
係属中の出願について	13	50 - 200
商標登録官の聴聞への出席	-	200 - 450
商標公報の公告の切り抜きの再検討と送付	-	150 - 300
登録証のチェックと送付	-	150 - 300
1区分における1商標についての更新申請の提出	125	100 - 350
1区分における商標の追加料金の更新申請の提出	200	150 - 400
1区分における商標の回復及び更新申請の提出	250	200 - 450

業務	法定手数料 (米ドル)	出願代理人の 手数料の見積 り (米ドル)
一区分における一つの意匠登録出願	17	100 – 350
月ごとの期間の延期申請	3	20 – 150
期間の延長に関する申請	8	75 – 200
実体審査のオフィスアクションの報告	_	100 – 250
答弁書の提出	_	100 – 250
期間延長(11年から15年まで)	33	50 – 150
登録番号を付与した場合における特許局からの情報の 請求	8	50 – 200
登録番号を付与していない場合における特許局からの 情報の請求	17	50 – 200
認証謄本の申請	8	50 – 150

3 国境措置

国境措置および知的財産権侵害商品の輸入禁止

中央政府は、模倣品物、または知的財産権を侵害する商品のインドへの輸入・輸出の 禁止に関する法律を整備し、権利者の商標、著作権、特許、意匠、または地理的表示を 侵害する商品の輸入を禁止している1。

さらに、前述の法律に効力を持たせるために、所定の規則が定められ、それを明確に するために、インド政府は時折この件に関する告示/通達も発する²。関連する告示お よび通達は全てこの巻末資料として掲載する。

通知提出の手順--模倣品のインドへの輸入を阻止するために、権利者が通知を提出する ことがある(インドでは、手続きの時間の関係上、権利者が指定される。本件に関する 草稿の承認は同封済み)。この通知は、オンラインで、税関のホームページ www.icegate.gov.in から申し込みの明細を記入して提出されるが(通知のフォーマット も掲載する)、その後、固有仮登録番号(UTRN)が作成され、当該通知のプリントアウト が、関連書類(必要関連情報/書類のリストは同封済み)と共に提出され、申し込み料と して、2.000 インドルピー(約 40 米ドル)を税関長に提出しなければならない。権利者は、 模倣品が輸入される可能性のあるいかなる港においても、通知を提出することができる。 侵害品の輸入が疑われる輸入業者に関する特定の情報も、申し込みの際に税関当局に提 供してもよい。通知は一通で、インドの全ての港における保護が可能となる。

保証と担保-登録の前提条件として、権利者は、保証と担保をするに伴い保証書に差し 出さなければならない。

- 担保のない一般保証証書 (General Bond) は、通知書とともに税関長(フォーマ ットは別掲)に提出しなければならない。これは、権利者の引受書 (undertaking) という形で侵害品の貨物が差止められた港において、管轄の税関 長にさらなる保証を行うこととするものである。
- 損害填補保証証書 (Indemnity Bond) (フォーマットは別掲)は、税関当局に対し て侵害が疑われる商品の通関開放の保留ためにその全ての責任や費用を補償す ることを引受けるという性質のものである3。

通知の登録-提出された情報/書類の精査が行われれば、税関長は、場合に応じて、通 知が受理された日から 30 業務日の期間内で通知の登録または拒否を権利者に知らせな ければならない4。登録されれば、通知には固有恒久登録番号(UPRN)が割り当てられ、 この番号は税関とのやり取りに使用される。登録の付与後は、侵害が疑われる商品のイ ンドへの輸入は禁止とみなされなければならない5。通知に詳述されている全ての税関 が、そのときの事情に応じて、速達による書簡または電子形態によって通知の登録また は拒否の知らせを受けることになる6。

前述の登録された通知を基に、税関長は、輸入品が知的財産権を侵害するのではないか との疑いを持てば、そのような商品の通関を保留し7、直ちに当該輸入業者および権利

^{1 2010} 年通達番号 51/2010 年 6 月 30 日付

^{2 2007}年通達番号 47/2007年5月8日付け、2007年通達番号41/2007年10月29 日、2011年年通達番号 10/2011年2月24日、2012年年通達番号13/2012年5月8

日 ³ 規則 5(b) 4規則 4(1)および規則 4(2)

⁵規則6

⁶規則 4(3)

⁷規則 7(1)(a)

者、またはその代理人に速達による書簡または電子形態で知らせなければならない8。 当該権利者またはその承認された代理人は、10業務日以内に手続きに参加しなければならない。この10日という期間は、適切な案件においてはさらに10日、税関長が延長することがある。当該権利者が10日以内に手続きに参加しなければ、かかる商品の通関は許可されることになる9。生鮮食料品の場合は、通関許可保留の期間は3業務日と規定されているが、税関長が納得すれば、さらに4日延長されることがある。

特定貨物保証証書(Consignment-Specific Bond)—侵害品の通関の保留手続きに参加する際に、当該権利者は、禁止令の通告がなされてから 3 業務日以内に、担保と保証とともに、特定貨物保証証書(フォーマットは別掲)の発行を行わなければならない。このような証書では、当該商品の輸入業者、荷受人、所有者、および管轄当局をあらゆる責任から守ること、および、破棄、日数超過割増、貨物保留にかかる料金を、場合に応じて、破棄もしくは廃棄される時まで負担することが求められる10。保証金額は、商品の価値の 110%と同等でなければならない。ただし、保証とともに提供される担保の金額は、保証金額の価値の 25%とし、インド国営銀行の定額貯金もしくは銀行保証状という形でなければならない11。

税関長が自発的に、知的財産権を侵害していると信じる一応の証拠または相当の理由がある輸入品の通関を保留することもある¹²。税関長は、そのような保留について、権利者に知らせなければならない。保留の情報を受け取った権利者は、通知の要件に従い、保留から 5 日以内に必要とされる保証書を差し入れる義務を果たさなければならない。義務が果たせない場合、当該商品の通関開放されることになる¹³。

上記に従った後に、権利者は、10 業務日以内に手続きに参加しなければならない。 この 10 日という期間は、適切な場合にさらに 10 日、税関長によって延長が可能であ る。当該権利者が 10 日以内に手続きに参加しない場合、当該商品の通関開放がされる ことになる¹⁴。当該権利者および輸入業者、または正式に承認されたその代理人は、当 該商品を検査することができ、代表サンプルの検査、試験、分析をする資格が与えられ ている¹⁵。

一括保証証書モジュール(Centralized Bond Module) —特定貨物保証証書を発行する際の手続上の問題に関する多くの苦情や抗議を産業界から受け取っているため、税関当局は、一括保証証書モジュールを考え出した。

従って当該権利者は現在、既に説明したモジュールを利用するか、一括保証証書モジュールによるかの選択権を有していることになる。通知の提出時に提出するこの一括保証証書(フォーマットは別掲)には、担保の金額(インド国有銀行における銀行保証状または定額預金という形で、一括保証証書の価額の 25%)および補償契約書が添えられていなければならない。

一括保証証書モジュールの場合の通知の提出手続きは、以前のモデルと変わらない。 同様の手続きを以下で概説する。

• 一括保証証書と損害填補保証書は、商標所有者の代理人が発効しなければならない。

_

⁸規則 7(1)(b)

⁹規則 7(3)

¹⁰ 規則 5(a)

¹¹ 通達第7段落

¹² 規則 7(1)(b)

¹³ 規則 **7(4)**

¹⁴ 規則 7(6)

¹⁵ 規則 8

- 通知は、税関のホームページ上で、オンラインで申込書を記入し、関連書類をアップロードして提出する。その後、システムによって固有仮登録番号(UTRN)が作成される。
- 関連書類と料金 2,000 インドルピー(約 40 米ドル)とともに、オンラインで提出した通りの申込書のプリントアウトを税関長に提出しなければならない。情報を確認し、書類を提出すれば、税関当局が、固有恒久登録番号(UPRN)を提供し、登録手続きが完了する。一括保証証書モジュールでは、保証証書登録番号(BRN)も作成され、この番号は同時に権利者に伝えられる。

一括保証証書は、権利者が、今後規制される可能性のある侵害が疑われる商品の価値に 十分相当すると判断する額に対するものでなければならない。ただし、一括保証証書と それに相当する保安対策の額の価値が、当該の侵害貨物の価額を填補するのに十分でな い場合は、追加保証証書(フォーマットは別掲)をそれに相当する担保とともに通関保留 の通告を受領してから 3 日以内に差し出さなければならない。当該の追加保証証書は担 保とともに、定額預金または銀行保証状という形で、税関長が、知的財産の記録の通知 が登録された IPR Cell という部署に差し出さなければならない。

さらに、一括保証証書モジュールを選択している権利者は、侵害の疑いのある貨物の通関が保留される税関の IPR Cell に、書面で、一括保証証書並びに一括保証証書と担保から生じている借方に関する連絡を行い、その結果、そのような貨物の通関が税関によって保留される。

一括保証証書および担保が常に十分なバランスが取れているようにするのは権利者の責任である。そのために、このようなバランスを BRN を用いて閲覧・確認するオンラインの仕組みが利用できるようになっている。

破棄-差止め・押収した商品が、実際に知的財産権を侵害しているとわかったら、また、そのような決定に関連した法的手続きが係属中となっていない場合は、税関次長が当該商品を正式な監視の下で破棄するか、通常の商業経路外で処分するものとする¹⁶。権利者や承認されたその代理人からの異議の申立ては受理してはならない。破棄・処分時までにこうむった破棄、日数超過割増、留置料といった費用は、権利者が負うものとする。

¹⁶ 規則 **11(1)**

(1) 告示 No.51/2010 税関

Г	25/	で中部日が名の	郊笠の久(f)に掲載予定]
1,	1ン	ト日野号外用ソ	部第3条(1) (格爾 7 7 7 1

インド政府 財務省 (歳入局)

2010 年税関告示番号 51

ニューデリー、2010年6月30日付 1932年 Asadha 9.(SAKA)

G.S.R. _______ - 1962 年税関法(1962 年法律第 52 号)第 11 条により付与された権限を行使、および 2007 年 5 月 8 日付インド官報号外第 2 部第 3 条(i)、参照番号 G.S.R.333(E)において発表された、インド政府財務省、歳入局、中央物品税・関税局の 2007 年 5 月 8 日付 2007 年税関告示番号 49 を破棄する形で(このような破棄の前に完了もしくは完了を省略されたものは除く)、本条の第 2 項の(2)(n)および(u)に明記された目的について、中央政府は、そのようにすることが公共の利益に必要と納得した上で、これにより、2007 年知的財産権(輸入品)施行規則で明記された以下の条件および手順に従い、インドでの販売または使用のための以下の商品の輸入を禁止する。

- (i) 1999 年商標法(1999 年法律第 47 号)第 102 条で特定されたような偽造商標を用いた商品
- (ii) 第 2 条(1)(za)の(ii)及び(iii)で特定された事項に関連する以外の、1999 年商標法 (1999 年法律第 47 号)第 2 条(1)(i)が意図する範囲における虚偽の商品表示を用 いた商品
- (iii)インド国外で作成または生産された商品および 2000 年意匠法(2000 年法律第 16 号)の下に意匠権の存する意匠を応用した商品であって、当該商品が属する区分あるいはそのような意匠が不正なもしくは明らかな模倣品に関するもの。ただし、実施許諾があるかもしくは 2000 年意匠法(2000 年法律第 16 号)の意匠の登録所有者が書面で承諾した当該意匠を応用した場合、又はそのような輸入が 2000 年意匠法(2000 年法律第 16 号)の下で許されている場合を除く。
- (iv) 1970 年特許法(1970 年法律第 39 号)の下で特許が有効な場合のインド域外で作成または生産された商品。ただし、1970 年特許法(1970 年法律第 39 号)の下で輸入が認められる場合における輸入の禁止が適用されないとすればインドで特許権者からの同意を得ている場合を除く。
- (v) インド国外でなされたプロセスにより直接得られたか又は生産された商品であって、当該プロセスが 1970 年特許法 (1970 年法律 39 号)において有効である場合。ただし、1970 年特許法(1970 年法律第 39 号)の下で輸入が認められる場合における輸入の禁止が適用されないとすればインドで特許権者からの同意を得ている場合を除く。
- (vi) 1999 年産品地理的表示(登録・保護)法(1999 年法律第 48 号)の第 38 条が意図する範囲で、虚偽の地理的表示が用いられた商品
- (vii) 1957 年著作権法(1957 年法律第 14 号)第 53 条に基づく著作権登録官の命令により輸入が禁止された商品

解釈—本告示を行うために、告示における様々な条項で使用されている用語や表現は、各法律において与えられた意味を持っていなければならない。各法律

とは、1999 年商標法(1999 年法律第 47 号)、2000 年意匠法(2000 年法律 16 号)、1970 年特許法(1970 年法律 39 号)、1999 年産品地理的表示法(1999 年法律第 48 号)、1957 年著作権法(1957 年法律第 14 号)である。

2. 本告示は、官報の発行日から効力を発する。

[F.No 305/159/2005-FTT]

(M. Satish Kumar Reddy) インド政府担当課長

(2) 告示 No.47/2007 税関

インド官報号外第2部第3条(j)に掲載予定

インド政府 財務省 歳入局

ニューデリー、2007年5月8日付

2007 年税関告示番号 47

G.S.R. 331(E)—1962 年税関法(1962 年法律第 52 号)第 156 条(1)で付与され、同関税法第 11 条(2)(n)および(u)に規定された権限を行使する上で、中央政府は、以下の規則を規定する。

1. 略称、施行、適用

- i. この規則を 2007 年知的財産権(輸入品)施行規則と呼ぶ。
- ii. この規則は官報の発行日に効力を発する。
- iii. この規則は輸入品に適用される。

2. 定義

- a) 「知的財産権侵害商品」とは、権利者もしくは権利者に適法に許諾をを受けた者の承認を得ずにインドのもしくはインド国外の知的財産法に反して製作、 複写、流通、その他の方法で用いられた商品を意味する。
- b) 「知的財産」とは、1957 年著作権法で規定された著作権、1999 年商標法で 規定された商標、1970 年特許法で規定された特許、2000 年意匠法で規定さ れた意匠、1999 年産品地理的表示(登録・保護)法で規定された地理的表示を 意味する。
- c) 「知的財産法」とは、1957 年著作権法、1999 年商標法、1970 年特許法、 2000 年意匠法、または 1999 年産品地理的表示(登録・保護)法を意味する。
- d) 「権利者」とは、自然人または法人を意味する。それは、現在効力のある法によって、保護された知的財産権の所有者、その権原承継者、または適法に許諾された排他的実施権者、および個人、会社または前述の者によって権利を保護するために承認された協会である。

3. 権利者による通知

- 1) 権利者は、知的財産権の侵害が疑われる商品の通関保留を要請する規則で述べている手順と条件に従い、知的財産権を侵害している商品の輸入港の税関 長又は本件について税関長によって承認された税関職員に対して、書面で通 知をする。
- 2) 知的財産権侵害商品に関する通知は、これらの規則の付属書に規定されたフォーマットでなされなければならない。
- 3) 各通知には、税関長が特定した申請料(2,000 ルピーのみ)の支払いを証明する書類を同封するものとする。

- 4) (2)におけるフォーマットで必要な情報のいずれかが提供されない場合、税関 次長または 税関長補佐が、場合に応じては、権利者もしくは承認された代 理人に、15 日以内に同じ情報を提供するよう依頼することがある。この 15 日という期間は、充分な理由が示されれば延長の可能性もある。
- 5) 権利者は、自分の知的財産が有効でなくなったとき、または自分が当該の知的財産権の所有者でなくなったときは、税関当局に知らせなければならない。

4. 税関長による通知の登録

- 1) 規則 3(1)における通知の受領日より 30 業務日以内、または、規則 3(4)で検討された延長期限の満了日から 30 日以内に、場合に応じては、税関長が申請者に、通知が登録されたか拒否されたかを知らせるものとする。
- 2) 通知が登録されている場合、税関長は、税関によるサポートが提供されるべき登録の有効期間を示すものとする。通知者もしくは権利者が税関のサポートや措置について1年未満に短縮する要請を出さない限り有効期間は最短で1年である。
- 3) (2)において、通知の登録を付与する税関長は、通知に網羅されている全ての税関に、通知の内容をただちに速達または電子形態による書簡で知らせるものとする。
- 5. **登録の条件**—規則 4 における登録の付与は、以下の条件に従うものとする。
 - a) 権利者または、その権限の授与を受けた代理人は、当該商品の輸入業者、荷受人、所有者、および所轄の当局をあらゆる責任から守ること、および、破棄、日数超過割増、貨物保留にかかる料金を、場合に応じては、破棄もしくは廃棄されるときまで負担することを引き受け、税関長が適切であると見なす保証と担保の額について税関長に保証証書を差し出す。
 - b) 権利者は、侵害の疑いのある商品の通関の保留による全ての責任や費用を税 関当局に保証する損害填補保証証書を税関長に差し出すものとする。
- 6. **知的財産権侵害商品の輸入の禁止**—適切な検査の上で、税関長による通知の登録付与後、侵害商品と言われている物のインドへの輸入は、1962 年税関法第 11条の示す範囲内で禁止されているとみなされるものとする。

7. 輸入品の通関保留

- 1) (a) 場合に応じて、権利者から付与された通知を基に、輸入品が知的財産権 侵害商品ではないかと疑う理由がある場合、関税局副長官または税関長補佐 は、当該商品の通関を保留するものとする。
 - (b)税関次長または税関長補佐は、場合に応じて、自発的に、知的財産権を侵害していると信じる一応の証拠または相当の理由がある輸入品の通関を保留することがある。
- 2) 税関次長または税関長補佐は、場合に応じて、輸入業者および権利者または 権限の授与を受けたそれぞれの代理人に、速達または電子形態で発効された 書簡を通して、当該商品の通関保留の件を直ちに伝え、および保留の理由を 述べるものとする。
- 3) 知的財産を侵害している疑義のある商品の通関が保留され、権利者またはそ

の権限の授与を受けた代理人が通関保留日から 10 業務日以内に手続きに参加せず、当該事案の決定に至る場合、1962 年税関法におけるその商品のその他全ての輸入条件に準拠している限りにおいて、当該商品を通関させるものとする。

10 業務日という上記の期限は、適切な場合には税関長によって、または本件に関して税関長によって権限の授与を受けた税関職員によってさらに 10 日延長されることもある。

- 4) 税関次長または税関長補佐が、場合に応じて、自発的に商品の通関を保留し、権利者が通関保留日から5日以内に規則3において通知しない場合、あるいは規則5において義務を果たさない場合には、1962年税関法においてそのような商品のその他全ての輸入条件に従っている限りにおいて、当該商品を通関させるものとする。
- 5) 商品の通関が保留されている場合、自発的に行動を起こす時、税関は、疑いのある商品が模倣品、海賊品、もしくはその他の態様で知的財産権を侵害しているかどうかを決定するための技術的な専門知識および便宜などのあらゆる情報もしくはサポートを権利者に求めることがある。
- 6) 税関次長または税関長補佐が、場合に応じて、自発的に商品の通関を保留し、権利者が通関保留日から5日以内に規則3において通知し、規則5において義務を果しているが、権利者またはその権限の授与を受けた代理人が通関保留日から労働日で10日以内に手続きに参加せず、本案の決定に至る場合、1962年税関法におけるその商品のその他全ての輸入条件に準拠している限りにおいて、当該商品を通関させるものとする。労働日で10日という上記の期限は、適切な場合には税関長によって、または本件に関して税関長によって権限の授与を受けた税関職員によってさらに10日延長されることもある。
- 7) 知的財産権の侵害が疑われる生鮮食料品の場合、通関保留の期間は、労働日で3日であるが、これは、税関長または本件に関して税関長によって権限の授与を受けた税関職員が延長しても商品に影響がないと納得することを条件に、さらに4日延長されることもある。
- 8) これらの規則に含まれているものにもかかわらず、権利者またはその権限の授与を受けた代理人の通知を基に行われる生鮮食料品の通関保留の場合、権利者または、その権限の授与を受けた代理人は、規則において求められている通り、手続きに3業務日以内、もしくは(7)で規定された延長期間以内で参加し、税関次長または税関長補佐が場合に応じて、自発的に生鮮食品の通関保留をする場合、権利者は、規則において求められている通り、3業務日以内、もしくは(7)で規定された延長期間以内で通知し、保証証書を(署名捺印して)(署名捺印して)差出し、手続きに参加するものとする。そのようにしなければ、場合に応じ、当該の商品は通関するものとする。
- 9) 本規則の(6)における 10 業務日以内、またはそれを延長した期間以内、もしくは場合に応じて(7)で規定された 3 業務日以内、またはそれを延長した期間以内の生鮮食料品の場合、権利者またはその権限の授与を受けた代理人は手続きに参加し、税関次長または税関長補佐は、場合に応じ、当該商品が知的財産権侵害商品であり、税関法第 111(d)において法的に押収する責任があると思う理由があれば、税関法第 110 の下これを押収することがある。
- 8. **権利者による商品の検査**—税関長またはこの件に関して適法に権限の授与を受けた税関職員は、権利者および輸入業者、またはその代理人が、通関が保留されている商品の検査を認めるものとし、模倣品なのか、またはその他で知的財産権を侵害しているかどうかを、機密情報保護を損なうことなく決定する上で、

商品が海賊版なのかどうかを検査、試験、分析するための代表するサンプルを 提供することがある。

- 9. **権利者への情報の提供**権利者の要請により、場合に応じて、税関次長または税 関長補佐は、機密情報保護を損なうことなく輸入業者の名前と住所を知らせる ものとし、さらに場合に応じて、通関を保留されている貨物に関する追加の関 連情報を提供することもある。
- 10. **輸入業者への情報の提供**・輸入業者またはその適法に権限の授与を受けた代理人の要請により、税関次長または税関長補佐は、場合に応じて、機密情報保護を損なうことなく権利者の名前と住所を知らせるものとし、さらに場合に応じて通関を保留されている貨物に関する追加の関連情報提供することもある。
- 11. **侵害商品の処分(1)**—税関次長または税関長補佐が決定を下した後に、留置または押収された商品が知的財産権を侵害し、1962 年税関法の第 111 条(d)に基づいて没収されており、このような決定に関しいまだ係属している法的手続きがないことが分かった場合、税関次長または税関長補佐は、場合に応じて、権利者またはその権限の授与を受けた代理人からの「異議がない(no objection)」場合で、同意を得た後に、公的な監督下で当該商品を破棄するか、通常の商業経路外で処分するものとする。

権利者またはその権限の授与を受けた代理人は、連絡を受けてから 20 業務日以内、または権利者の要請により税関長によって付与されるで 20 業務日を超えない延長期間以内で、場合に応じて税関次長または税関長補佐が提案した通りの破棄方法に反対したり対処したりしない場合、場合に応じて税関次長または税関長補佐が提案した破棄方法に同意していると見なされるものとする。

さらに、破棄または処分時までに負う破棄、日数超過割増、貨物保留量に関する 費用は、場合に応じて権利者が負担するものとする。

- 2) 変更しない状態での、知的財産権を侵害する商品の再輸出は認められないものとする。
- 3) 税関次長または税関長補佐が、場合に応じて、自発的に、または権利者の要請で、破棄・処分前に、知的財産権を侵害する商品サンプルを保持し、そのようなサンプルが係争中の訴訟や今後の訴訟の証拠として必要な場合、権利者または輸入業者に同じものを提供することがある。
- 12. **手荷物の除外および少量の輸入**—個人の荷物に含まれあるいは輸入業者の個人的な利用のための小さな出荷貨物で送られる非商業的な性質の商品は、上記の規則は適用されない。
- 13. 規則の下でとられる保護措置—税関職員は、誠実に行為し、これらの規則に述べられた手続きに従っている場合、以下の責を負うことはない。
 - a) 知的財産権を侵害する商品を見つけられない場合
 - b) そのような商品が偶然通関してしまった場合
 - c) このような商品に関するその他の行為

付属書 (規則 3(2)を参照)

2007 年知的財産権(輸入品)施行規則における知的財産権侵害商品に関する通知のフォーマット

1 申請者の名前

- 2 申請者の連絡先
 - (A) 会社の住所
 - (B) 自宅の住所
 - (C) メールアドレス
 - (D) lECNo
- 3 申請者の電話番号(携帯電話番号)
- 4 権利者の正式な代理人の名前と連絡先(権利者からの授権書を添付してください。)
- 5 権利者による正当な知的財産権の存在と所有権の証拠
- 6 知的財産権を侵害しているとされる商品の通関保留の通知のための根拠 の陳述書
- 7 知的財産権を侵害しているとされる商品の特定の貨物の場合、貨物の詳細および、侵害の一応の証拠を含む通知の根拠の陳述書
- 8 サンプル、モデル、本物の製品の写真と共に、知的財産権が適用され、 関税率表の商品コードのある商品の詳細説明
- 9 対象とされる税関空港・関税港・税関署の名前

上記の詳細は、知識の及ぶ限り真実であり、同封の文書は真正なものであると宣言する。

権利者またはその権限の授与を受けた代理人の署名

正式印

場所: 日付:

[F.No305/96/2004-FTT(part-i)]

(S.P.RAO) インド政府次官

2007 年通達第 41 号一関税法

F. No. 305/96/2004-FTT (Pt-I) インド政府 財務省 歳入局 中央物品税関税部

2007年10月29日

すべての税関長 宛 すべての中央物品税局長 宛 すべての中央物品税・関税局長 宛 歳入情報/中央物品税情報/システム及びデータ管理/監査/輸出促進/保障措置担当 長官 宛 部局代表責任者(CESTAT)、デリー 宛

2007年知的財産権(輸入品)施行規則-実施要綱-登録に関する件

1962 年関税法第 11 条は、中央政府が、官報への告示をもって、1962 年関税法第 11 条(2)項に規定する目的のための商品の輸出入を無条件に、または所定の条件により禁止することができる旨を規定している。中央政府は、1962 年関税法第 11 条(2)項(n)号に基づき、商標、特許および著作権を侵害する商品の輸出入を制限し、または禁止することができる。同様に、中央政府は、現行法令の違反の防止を目的として、1962 年関税法第 11 条(2)項(u)号に基づき、商品の輸出入を制限することができる。

- 2. 2007 年 5 月 8 日以前においては、1958 年商取引および商品標章法ならびに 1911 年インド特許および意匠法に基づく商標および意匠を侵害する商品の輸入は、1964 年 1 月 18 日付 1964 年告示第 1 号 関税法により禁止されていた。
- 3. 取引団体からは、その他の知財法に違反する商品の輸入も禁止する旨の告示を行うよう陳情を受けていた。また、世界貿易機関の知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS)第51条ないし第60条で想定する国境措置の実施義務に鑑み、知財侵害の水際対策にあたっての税関の役割を正確に定義する必要性が認識されていた。こうしたことから、1957年著作権法、1999年商標法、1970年特許法、2000年意匠法および1999年商品地理的表示(登録・保護)法に基づく権利保有者の知的財産権を侵害する商品の輸入を禁止する2007年5月8日付2007年告示第49号一関税法が発せられたのである。また、権利保有者から税関への通知の登録に関する手続、かかる登録の条件等については、2007年5月8日付2007年告示第47号一関税法(NT)により告示された2007年知的財産権(輸入品)施行規則(以下「本規則」という。)に規定されている。本規則は、疑いのある輸入品の通関停止を求める権利保有者またはその授権を受けた代理人および税関が従うべき手続の詳細を規定したものである。
- 4. 国境措置に関する TRIPS 第 51 条ないし第 60 条の強制的義務は、著作権および商標の侵害のみに制限されるものの、本規則は、他の国々、特に EU 諸国における慣行との整合性を図り、特許、意匠および地理的表示の侵害も対象となっている。税関職員が手元にあるデータおよび情報に基づき国境における著作権および商標の侵害を判断することは困難ではないものの、他の3つの侵害については、インドにおける司法判断により違法行為が既に確定されており、当該体制の実施のみが税関に求められる場合を除いては、困難となりうる。言い換えれば、これら3つの知的財産権の侵害について判断する場合、きわめて慎重に行う必要がある。

本規則は、特に下記事項について規定している。

- (i) 権利保有者による通知の提出
- (ii) 税関による当該通知の登録
- (iii) 権利保有者が手続に参加するための期限
- (iv) 権利保有者が提出した通知の登録の条件
- (v) 正当な輸入者に対する十分な保護
- (vi) 税関の誠実な行為に対する十分な保護
- (vii) 特定の状況下において税関が自ら行う措置
- (viii) 没収品の処分
- (ix) 個人の手荷物に含まれている非商業目的の商品または輸入者の私用のために小型 積送品として送付される商品に対する除外措置
- 5. 権利保有者は、商標、著作権、特許、意匠または地理的表示に関する知財を侵害する模倣品が輸入されるおそれのある港の税関長宛てに、本通達 10 項に定める方法により登録のための通知を行わなければならない。税関による登録の承認の前提条件として、本規則5条(a)は、権利保有者またはその授権を受けた代理人に対し、あらゆる賠償責任について輸入者、荷受人、商品の所有者および管轄当局を保護すること、ならびに侵害品の廃棄または処分の時点までに発生する廃棄、待船および留置の費用を負担することを保証する旨の保証書を作成し、かつ、保証人と保証金を提供するよう要求している。また、登録の前提条件として、本規則5条(b)は、権利保有者に対し、侵害の疑いがある商品の通関停止を理由とする賠償責任および費用の一切について税関当局を補償する旨の損害填補保証書を作成するよう要求している。
- 6. 輸入前の登録時においては、未輸入であるが侵害の疑いのある商品の価額に対応する保証金額の決定が困難な場合がある。また、このような決定により、権利保有者の保有する金銭が保証金として動かせなくなってしまうという問題もある。したがって、権利保有者は、侵害の疑いがある輸入貨物の差止めの日から3日以内に、差止めを行う港の管轄税関長との間で、付属書Bおよび付属書Cに定める様式による保証書を作成することを約したうえで、登録の承認に先立ち、本通達付属書Aに定める様式による保証金なしの一般保証書を税関長に差し入れることができることが決定された。登録の承認に先立ち、権利保有者は、一般保証書のほか、本通達付属書Cに定める様式にて本規則5条(b)に基づく損害填補保証書を差し入れなければならない。したがって、付属書Aに定める一般保証書と付属書Cに定める損害填補保証書を作成することが、登録の前提条件となる。参考までに、本規則5条(a)に基づき作成される貨物保証書および本規則5条(b)に基づき作成される損害補填保証書の見本を付属書Bおよび付属書Cにそれぞれ掲げる。要件を満たすために、必要な変更が個別に行われることがある。
- 7. 保証人および保証金は貨物ごととし、権利保有者の権利を侵害している疑いのある 貨物の差止めに伴い保証書(付属書B)とともに差し入れるものとする。商品価額およ びその他の付随費用を勘案し、保証書の金額は商品価額の 110%相当とすることが決定 されている。ただし、保証書とともに差し入れられる保証金の額は、保証書の金額の 25%とする。権利保有者は、銀行保証または定期預金の形で保証金を差し入れることが できる。ただし、権利保有者が商品の差止めの日から3日以内に貨物保証書の作成およ び保証金の差し入れを行わない場合には、当該商品は直ちに通関されなければならない
- 8. 権利所有者が提供した情報に誤りまたは虚偽があることがいずれかの段階で判明した場合には、本規則4条により認められた登録は直ちに抹消されることがある。
- 9. 登録の承認後、当該登録が行われた知的財産権の根拠法を実施する部局の各登録所が権利保有者に対して認めた登録が変更されたこと等により、登録内容の修正を求める場合、権利保有者は、旧登録に代わる新登録の申請を行わなければならず、また、新規の申請、手数料の納付、保証書の作成等のすべての登録手続を再度実施しなければならない。

- 10. 本規則は、権利保有者が本規則付属書に定める様式による通知を行う旨を規定して いる。ただし、取引促進の観点から、権利保有者が電子的手段により通知を提出できる ようにすべく、ユーザーにとって使いやすいウェブ対応の申請書の策定が進められてい る。権利保有者には http://www.icegate.gov.in.へのログインが求められる。ログインの 後、権利保有者は、侵害の疑いがある商品の輸入港の中から通知登録を希望する税関を 選択することができる。様々な知的財産権、すなわち著作権、商標権、特許権、意匠権 および地理的表示に関する権利を個別登録するための選択肢が与えられている。登録料 の支払いについては、オンライン上でのクレジットカード払いの方法、または通知登録 を希望する税関の税関長を名宛人として振り出される従来の一覧払為替手形の方法のい ずれかを、申請者がその選択により選ぶことができる。それぞれの権利につき、権利保 有者は、個別の通知(申請書)を提出する必要がある。オンライン手続の完了後、ウェ ブサイト上で申請書を「提出」することができる。これにより、固有一時登録番号 (UTRN)がシステム上発生し、また、申請書は印刷版を取得することができるようにな る。この印刷された申請書、一覧払為替手形、ならびに上記の保証書および損害補填保 証書(本規則5条に定める。)の写しは、サンプル、ひな形または写真とともに税関長 に提出されなければならない。
- 11. 申請書の受領後、税関長は、申請書の申告内容を検証する。必要な場合、根拠法令 に基づき、提供された詳細事項の相互検証が権利登録先である関係当局とともに行われ ることがある。税関長は、申請者に対し追加情報を要求する場合がある。本規則に基づ き要求される申請書、保証書(一般)および損害補填保証書の検証後、適式に情報を提 供する CBEC のウェブサイトに詳細事項を入力するよう求められる。その後、システム 上、固有永久登録番号(UPRN)が自動的に発生し、以後のすべての連絡のために UPRN が申請者に通知される。同時に、その旨の正式な通知が 24 時間以内にムンバイ のリスク管理部およびその他すべての税関に送付される。リスク管理部および当該税関 は、与えられたユーザー名およびパスワードを用いて詳細事項を閲覧することができる。 反対に、税関長またはその授権を受けた税関職員が、知的財産権の保護の拒否に繋がる 申請を拒絶しなければならない場合には、自然的正義の原理に従うことができる。なお、 システムにより与えられる一時的な登録番号は権利保有者に対して保護を与えるもので はないことは、認識されておくべきである。一時的な登録は、権利保有者が提出した申 請書の受領を確認するものにすぎず、何らかの権利を付与するものではない。登録は、 税関長が書類および事実の検証を完了した後、また、権利保有者が一般保証書および損 害補填保証書を提出して初めて承認される。権利の保護は、権利保有者に対して永久的 な登録番号が付与された時点で初めて与えられる。
- 12. ウェブ対応の電子登録システムの整備が進められている中、現場の税関長に対しては、本規則付属書に定める様式による申請書を受理するよう通知されている。ただし、登録の集約化を図るため、オンラインによる電子登録を受理するためのシステムが整い次第、すべての申請者にオンラインによる申請書の提出が義務づけられる。取引団体には、電子登録制度の運用開始日に通知される。
- 13. 通知または登録申請書は、商標権、著作権、特許権、意匠権または地理的表示に関する権利といった知的財産権を侵害する模倣品が輸入されるおそれのある港の税関長宛てに提出することができ、また、登録にかかわるすべての手続は当該税関長により実施されることにはなるが、権利の保護は、通知に記載されるすべての港において与えられることは認識されておくべきである。そのため、権利保有者が通知に関係するすべて税関長宛てに複数の通知または申請を行わなければならないという明白な必要性は存在しない。知的財産権法上の各権利につき保護を受けるためには、権利保有者は当該各権利について個別に登録を申請する必要があることを強調しておく。
- 14. 税関が商品の通関を自発的に停止した場合、権利保有者は、通関停止の日から5日以内に本規則3条に定める通知を行い、かつ、本規則5条に定める保証書を作成しなければならない。登録手続は前各項記載のとおりである。なお、権利保有者は、登録の承

認に先立ち、付属書Bに定める様式による保証書(保証金付き)および付属書Cに定める様式による損害補填保証書を作成する必要がある。

- 15. 本規則 4 条(2)項は、権利保有者が 1 年未満の期間で承認を受けることを希望しない限り、登録は最低 1 年間で承認されると規定している。本規則に基づく登録の有効期間は 5 年とされている。したがって、税関長は、この期間の満了に注意を払わなければならない。登録有効期間が経過した場合、権利保有者は、初回登録時と同様に、新たな通知の提供、手数料の納付(該当する場合)、一般保証書の作成等を行う必要がある。
- 16. 知的財産権の体系的な保護措置は、税関にとって初めてのことであるといえる。また、知財制度の実施内容は、EDI 所在地と EDI 非所在地とにおいて異なる。そのうえ、いずれの EDI 所在地においても RMS は実施されていない。貨物に関する国家レベルでの目標設定は、ムンバイのリスク管理部が申請者から提供される情報に基づき対応可能であり、そのような国家レベルでの目標設定により停止された貨物は、通常の状況下であれば、疑いのある貨物に対応するための適切な指示を職員に与えた上で送付されるものの、職員がその判断により自発的に差止めを行うことは妨げられない。ただし、職権による不法留置は、すべて当該不法留置を行った部局の責任となることから、かかる職員の職権による介入は細心の注意をもって規制・実施する必要がある。RMS が実施されていない EDI 所在地では、すべての貨物は通関前に必ず査定される。したがって、当該所在地におけるグループおよび倉庫の職員は、疑いのある輸入を監視することができるよう、知的財産権登録データベースに精通していなければならない。なお、職員が「ICE GATE (模倣品対策税関登録システム)」にアクセスできない EDI 非所在地では、権利の登録を処理する税関長は、電子メールまたは速達郵便により、申請書および添付書類の写しを、遅滞なく当該非所在地に送付するものとする。
- 17. 告示および 1962 年関税法第 11 条に基づき制定された本規則において使用される語句は、すべての文法的変容および同一語源の表現とともに、1957 年著作権法、1999 年商標法、1970 年特許法、2000 年意匠法および 1999 年商品地理的表示法等の根拠法令において付与される意味を有することは認識されておくべきである。したがって、ある特定の貨物が権利保有者の権利を侵害しているか否かという事実の判断は、当該侵害の疑いのある知的財産権の根拠法令の規定を勘案して行われるということを強調してよいと思われる。
- 18. 本規則7条に定める期限の遵守は重要である。税関および保護を求める権利保有者は、現場で生じ得る実際的な状況に関する各種下位規則に定める期限に従う義務を負う。通関停止はいずれもそれに付随する法的問題が絡むことから、侵害品を取り扱う取引管理者および現場職員は、適時に措置を講じることの重要性について十分に認識していなければならない。
- 19. 本規則 7条(9)項は、1962 年関税法第 111 条による没収を免れないと確信すべき理由が存する場合における侵害品の没収について規定している。これに関連して、税関は、知的財産権を保護するに際しては、対人法を実施していることを留意しておかなければならない。したがって、権利保有者による税関手続への参加を確保することが重要である。権利保有者が手続に参加しない場合には、税関は留置を継続する義務を負わず、その他の点が規則に適合するのであれば、商品は直ちに通関される。
- 20. 本規則8条は、権利保有者または輸入者の請求による商品の検査およびサンプルの抜き取りを認めている。さらに、続けて通常のサンプリング手続を実施する場合がある。代表となるサンプルは、手続が完了するまで税関において安全に保管しなければならない。サンプリング、サンプルのテスト等に関する費用は、権利保有者が負担しなければならない。
- 21. 知的財産権に係る制度を円滑に実施するために、各税関において IPR Cell が設置されることが望ましい。IPR Cell は、申請書を検証し、ウェブ対応可能な登録手続を完了させ、リスク管理部との連絡および税関のその他の手続を実施する責任を負う。また、

知的財産権の侵害の疑いがある輸入は IPR Cell が必ず処理しなければならない場合がある。税関が自ら行う輸入貨物の差止め(侵害の可能性を含む。)の事例についても、当該 IPR Cell に照会するべきである。作業は期限付きであり、秘密性が要求されることから、十分な能力を有する職員のみを IPR Cell に配備すべきである。

- 22. 本通達の一般への公示は、公告および実施規則により行うことができる。
- 23. 本通達の解釈にあたって争いが生じた場合には、直ちにこれを中央物品税関税役員会に付託することができる。
- 24. 受領したことを確認すること。
- 25. ヒンディー語版が続く。

(P.S.Pruthi) 税関長(関税及びEP)

付属書一A

インド税関への知的財産権の登録により作成される保証書 [2007年知的財産権(輸入品)施行規則の規則 5条(a)および 5条(b)参照]

「権利保有者が作成する。]

(一般保証書)

に居住する私/当社	(以下「権利保有者」とい
う。) (その承継人/相続人、遺言執行者、遺産管	
む。)は、私/当社が保有する知的財産権(以下「知	
して輸入された疑いのある商品の差止めおよび通関停	
大統領(以下「大統領」という。)(その承継人、な	らびに税関長およびその授権を受
けた職員のような代表職員を含む。) に支払う法的義	務を本保証書により大統領に対し
て負うことを、ここに証する。	

20 年 月 日に押印した。

[] の税関長またはその授権を受けた職員(以下「正規職員」という。) は、私/当社が提供する情報に依拠して、また、輸入者が輸入に際して行う申告に基づき、私/当社が保有する知的財産権を登録すること、および私/当社が保有する知的財産権を侵害している疑いがある商品の通関を停止することに同意している。権利保有者である私/当社は、2007年知的財産権(輸入品)施行規則の規則 5条(a)に基づき、正規職員が定める保証書、保証金および保証人を差し入れることに同意し、また、同規則の規則 5条(b)に定めるとおり税関を補償することに同意する。

よって、下記事項に同意し、下記事項を宣言する。

- (i) 権利保有者は、2007 年知的財産権(輸入品)施行規則の規則 5 条(a)に基づき、輸入貨物の差止めの日から3日以内に、疑いのある商品が差し止められており、その通関を停止しなければならない港/空港/陸上税関事務所の正規税関職員との間で、適切な貨物保証書を作成し、当該時に決定される金額の保証金および保証人を差し入れる。これらが行われなかった場合には、貨物は通関されるものとする。
- (ii) 権利保有者は、知的財産権法、すなわち 1957 年著作権法、1999 年商標法、1970 年特許法、2000 年意匠法および 1999 年商品地理的表示(登録・保護)法に基づき自ら取得した登録の有効性、登録期間の満了および登録の更新(もしあれば。)、抹消、法律に基づく強制実施権の許諾等について、継続的に税関に通知する。
- (iii) 権利保有者は、国際取引上の制限を認識し、かつ税関の一般的機能を理解した上で、貨物を差止め、その通関を停止するために必要な、知的財産権法に反する侵害品を輸入した疑いについての動向および情報を、税関との間で継続的に共有する。
- (iv) 権利保有者は、通関停止が妨害行為にあたることが立証された場合には、侵害の 疑いがある商品の通関停止行為に付帯するあらゆる賠償責任について、輸入者、 荷受人、商品の所有者および管轄当局を保護することを保証する。
- (v) 権利保有者は、当該侵害品の廃棄または処分の時点までに発生するサンプリング、 廃棄、待船および留置のあらゆる費用を、確認の上負担する。
- (vi) 権利保有者は、上記規則に基づき定められる期限までに手続に参加する。手続に 参加しなかった場合には、商品の通関に異議を唱えないことに同意する。

- (vii) 本保証書は規則 4 条(2)項に基づく登録が完了した日から5年間有効とし、権利保有者の責任は、税関が誠実な職務遂行により通関を停止しているすべての差止め貨物に関する責任とする。
- (viii) 大統領または正規職員は、その他の形態による権利の回復を妨げないことを条件 として、上記(iv)および(v)から生じる義務に対する保証金/有価証券の一部また は全部の調整等を行うことができる。
- (ix) *本保証書は、私/当社に対する手続が行われていない場合であっても、保証人に対して強制執行することができる。

以上を証し、権利保有者は、	冒頭記載の日に本保証書	に署名押印した。
権利保有者が した。	において <u>1</u>	の面前で署名し、交付
<u>2.</u> XXXXXXXXXXXX		

承認

インド国大統領を代理して (正規職員の署名および公印)

注記:*保証人が定められている場合には必須無関係の場合には削除すること。

付属書-B

インド税関への知的財産権の登録により作成される保証書 2007年知的財産権(輸入品)施行規則の規則5条(a)参照

[権利保有者が作成する。] (保証金および保証人に関する規定を含む保証書)

(一般保証書)

	に居住する私/当	社	(以下「権利	保有者」とい
う。) (その承継	· 《人/相続人、遺言	執行者、遺産管理	■人および法律上	:の代表者を含
む	0)	は	`
ルピー	をインド国大統領([以下「大統領」と	いう。) (そのた	承継人、ならび
に税関長およびそ	の授権を受けた職員	のような代表職員	、を含む。) に支払	公う法的義務を
本保証書により大統	統領に対して負うこ	とを、ここに証す	る。	
20年月	日に押印した。			
社が提供する情報 社が保有する知的 私/当社が保有す 同意する。権利保	たはその授権を受け に依拠して、また、 財産権(以下「知的 る知的財産権を侵害 有者は、2007 年知的 呆証書、保証金およ	輸入者が輸入に際 財産権」と略称す している疑いがあ り財産権(輸入品)	して行う申告に基 る。)を登録する る商品の通関を傾 施行規則の規則	基づき、私/当 ること、および 亨止することに 5 条(a)に基づ
よび履行の担保と	記規則により規定さ して、 こ記載するもの)を	のために裏書され	る額面	ルピーの有価
よって、下記事項に	こ同意し、下記事項:	を宣言する。		

- (i) 権利保有者は、知的財産権法、すなわち 1957 年著作権法、1999 年商標法、1970 年特許法、2000 年意匠法および 1999 年商品地理的表示(登録・保護)法に基づき自ら取得した登録の有効性、登録期間の満了および登録の更新(もしあれば。)、抹消、法律に基づく強制実施権の許諾等について、継続的に税関に通知する。
- (ii) 国際取引上の制限を認識し、税関の一般的機能を理解している権利保有者は、貨物を差止め、その通関を停止するために必要な、知的財産権法に反する侵害品を輸入した疑いについての動向および情報を、税関との間で継続的に共有する。
- (iii) 権利保有者は、通関停止が妨害行為にあたることが立証された場合には、侵害の 疑いがある商品の通関停止行為に付帯するあらゆる賠償責任について、輸入者、 荷受人、商品の所有者および管轄当局を保護することを保証する。
- (iv) 権利保有者は、当該侵害品の廃棄または処分の時点までに発生するサンプリング、 廃棄、待船および留置のあらゆる費用を、確認の上負担する。
- (v) 権利保有者は、上記規則に基づき定められる期限までに手続に参加する。手続に 参加しなかった場合には、商品の通関に異議を唱えないことに同意する。
- (vi) 本保証書は登録が完了した日から5年間有効とし、権利保有者の責任は、税関が 誠実な職務遂行により通関を停止しているすべての差止め貨物に関する責任とす る。
- (vii) 大統領または正規職員は、その他の形態による権利の回復を妨げないことを条件 として、上記(iii)および(iv)から生じる義務に対する保証金/有価証券の一部また は全部の調整等を行うことができる。

_____の面前において

注記:*保証人が定められている場合には必須。無関係の場合には削除すること。

(viii) *本保証書は、私/当社に対する手続が行われていない場合であっても、保証人

に対して強制執行することができる。

付属書-C

インド税関への知的財産権の登録により作成される損害補填保証書 [2007 年知的財産権(輸入品)施行規則の規則5条(b)参照]

「権利保有者が作成する。]

- 1. <u>(名称および住所)</u> は、著作権/商標権/特許権/意匠権/地理的表示権の権利保有者/所有者であり、<u>(場所)</u>の<u>(登録先の当局を記載する。)</u> に適式に登録されており、インド国内の知的財産法に違反する輸入侵害品に対して登録済みの権利の保護をインド税関に求めることを決定している。
- 2. 当社の申請により、インド税関は、2007 年知的財産権(輸入品)施行規則に定める侵害の疑いがある商品の通関を停止する義務を負う。当社は、同規則の規則 5条(b)に基づき、かかる通関停止ならびに輸入後の当社のための侵害品の販売および流通を妨げる追加行為に付帯する一切の損害につき、<u>(具体的組織)</u>の税関長またはその授権を受けた職員が代理するインド連邦を補償することを、ここに保証する。
- 3. また、<u>(名称および住所)</u> 以外の第三者が、当社が同規則に基づき保護を求める侵害品を輸入し、販売し、または流通させるための法的権利を有することをインド国内またはインド国外の管轄当局または裁判所に対して立証した場合には、当社は、将来の一切の債務につき (具体的組織) の税関長またはその授権を受けた職員が代理するインド連邦を補償する。当社は、同規則に基づく当社の申請により開始された措置および実施された行為について被る可能性のある一切の費用を負担し、かつ、かかる措置および行為について被る可能性のある一切の損失を補填することも、ここに保証する。

場所: 権利保有者の署名 日付:

証人:(i)

(署名、名称および住所)

注:無関係の部分を抹消すること。

2011 年税関通達番号 10

F. No. 305/1/2008-FTT インド政府 財務省 歳入局 中央物品税関税局 (国際税関課)

2011年2月24日付

すべての税関長 宛 すべての中央物品税局長 宛 すべての中央物品税・関税局長 宛 すべての CBEC 下の部長 宛 部局代表責任者(CESTAT)、デリー 宛

知的財産権(輸入品) 2007 年施行規則実施に関する指示について

- 1. 上記の主題に関する中央物品税関税局の 10 月 29 日付 2007 年税関通達番号 41 が注目を集めている。当該の通達では、権利者は、登録が付与される前に、税関長に対して担保なしに一般保証証書を差し出し、侵害の申し立てがある商品の通関保留の日から 3 日以内に、留保の行われた港において、管轄の税関長における特定貨物保証証書の(署名捺印して)差出を引受けるものと規定されていた。この取扱いは、輸入前の登録時に侵害が疑われる輸入予定の商品の価額に相当する保証金額を確定・指定するのは困難であることを鑑みて規定されたものである。さらに、これにより、権利者の金銭が担保に組み入れられることになる。
- 2. しかしながら、侵害が申し立てられている商品の通関保留がさされて 3 日以内に、通関保留がなされている港で保証証書を(署名捺印して)差し出すのは厄介なプロセスであると述べられているため、あらゆる港で有効な一括保証証書を要請する取引界側からの陳情を受けとっている。異なる場所の税関をまたぐ単一の保証証書の法律的な意味合いについて法務省の意見が求められた。法務省は以下の点を明らかにしている。

「保証証書の内容は明確に、インド大統領のために保証証書が差し出され、権限の授与を受けたいかなる税関長によっても保証証書について同様であるとことを示す。権利者に、登録時に担保とともに一回で済む保証証書 (one time Bond) の (署名捺印して) 差出しが認められれ、また、全ての港でこの一括アカウントへの自由なアクセスが許されれば、インド大統領のためであって税関長のためではではなく保証証書として一回で済む保証証書が (署名捺印して) 差し出されるのであれば、これを導入をすることに対する法的な異議はないようにみえる」。

3. 当該の問題は、中央物品税・関税局で検討されてきた。現在権利者は、10月29日付2007年税関通達番号41において詳述されている方法で、侵害の申し立てがある商品が輸入される恐れのある港において税関長に登録通知をするよう求められている。権利者は、侵害の申し立てがある商品が輸入される疑いがあり、自分の権利を守りたいと望むその他の港の詳細を述べることができる。権利者

は、担保があろうが無かろうが、登録が付与される前に、一般保証証書を損害 填補保証証書書とともに税関長に(署名捺印して)差し出さねばならない。こ れは、侵害の申し立てがある商品の通関保留の日から 3 日以内に、通関保留の された港において、当該の税関長によって指示されたとおりに、担保を伴う特 定貨物保証証書を(署名捺印して)差し出すことを引受けるものである。

- 4. 権利者が表明した真の困難を考慮し、法務省の見解を勘案し、既存の自動記録ターゲットシステム(ARTS)の一部として一括保証証書管理モジュールで操作するオンラインシステムを実施することが決定された。このシステムの主な目的は、異なる税関における侵害の申し立てがある貨物の通関保留に際して、権利者が、それぞれの税関に担保付きの特定貨物保証証書の(署名捺印して)差出に駆けこまなくてもいいように、インドの港全てで利用できる担保が施された単一の一括保証証書アカウントを提供することである。このモジュールの最も重要な部分は以下のとおりである。
 - i. 権利者には、登録前に一般保証証書に続いて侵害の申し立てがある商品の通 関保留のされた港における特定貨物保証証書の(署名捺印して)差出か、イ ンドにおける全ての港で有効である一括保証証書の登録港における(署名捺 印して) 差出しという二つの選択肢がある。一般保証証書および特定貨物保 証証書はネット上ではなく、10月 29日付 2007年税関通達番号 41の付属 書 A および付属書 B としてこれまでに指示されたフォーマットにある。も う一つの方法として、上記のとおり、権利者は登録港において、付属書 I か ら本通達についてインド全土で侵害の疑いがあると申し立てがある商品の価 額に対応した、判断に十分な金額の一括保証証書(運用されることとなる証 書)を(署名捺印して)差出すことができる。税関当局で権利を登録した(有 効な UPRN および UTRN を備えた)現存の権利者は、一般保証証書が最初 に(署名捺印して)差出されている場合、その意思を伝え、指示されたフォ ーマットで作成され、担保を伴う一括保証証書を同税関長に(署名捺印し て)差出すことで、一括保証証書管理システムに移行することができる。さ もないと、一般保証証書および特定貨物保証証書のシステムで引き続き運用 することになる。
 - ii. 一括保証証書の選択肢を行使する権利者は、権利者自身が登録している税関で、一括保証証書の価値の 25%に相当する金額の担保を必ず提供しなければなない。
 - iii. 権利者が要求事項を満たせば、権利者が登録している税関はオンラインで、一括保証証書アカウント及び担保アカウントを作成する。当該システムは、固有の保証証書登録番号(BRN)を生成し、同じものが、メール ID が権利者による通知において提供されている権利者またはその授権を受けた代理人にメールで送られる。保証証書の管理に関連した今後の全てのやり取りは、BRN を参照することとなる。一人の権利者に対し、複数の固有恒久登録番号(UPRN)を対象とした単一の BRN がある。言い換えれば、一括保証証書アカウントは、税関で権利者が登録した複数の権利をカバーしうるということである。ただし、権利者の全ての UPRN を関連付けるためには、申請者(権利者、サービス提供者、コンサルタント、もしくは法律事務所のいずれであれ)が、関連付けがされる全ての UPRN において同一である必要がある。したがって、権利者がその商標登録を税関当局で行うために異なる二つの法律事務所を選ぶか、自ら一つの商標を登録して、その他の商標はサービス提供者を通じて登録すれば、当該の二つの UPRN の申請者が異なるので、当該の UPRN は単一の保証証書を通じて関連付けることはできない。
 - iv. 侵害の申し立てがある商品の通関保留の場合、一括保証証書および担保の金額が、規制された商品の価値を補うに十分でない場合、通関保留の日から 3

日以内に、権利者は、追加保証証書(本通達の付属書 II の通り)の(署名捺印して)差出を行い、相当する額の担保を備えるよう求められる。担保とともに追加保証証書は常に、一括保証証書を(署名捺印して)差出した税関長に(署名捺印して)差出さねばならない。侵害の申し立てがある商品が通関保留されているその他の港の税関長は、追加保証証書を受理することはできない。

- v. 自動記録ターゲットシステム(ARTS)は、一括保証証書アカウント、保証証書対する金額の貸し方 (credit) (top-up:クレジット・チャージ) 及び担保、並びにそれについての取り消しが、一括保証証書が (署名捺印して)差出された税関の職員のみが操作できるのに対して、金額の借り方 (debit) 及びその借り方に属する金額の再度の貸し方への記入 (re-credit)、侵害の申し立てがある商品が通関保留のされた港にいる職員のみが行うことができる。リ・クレジットは、当該の借り方に関して未決となっている法的手続きや支払いがないことを確認した後に行うものとする。
- vi. 一般保証証書を(署名捺印して)差出すことを選択した権利者が、10 月 29 日付 2007 年税関通達番号 41 に関して権利者の権利を侵害しているとの申 立てのある貨物についての通関保留がなされてから 3 日以内に、通関保留の された港において、特定貨物保証証書の(署名捺印して)差出をしなければ ならないのに対し、一括保証証書を選択し、保証証書登録番号(BRN)がある 権利者は、書面で、侵害の申し立てがある商品が通関保留された管轄の IPR Cell に対して、当該保証証書において行われたデビットの詳細とともに当該 の BRN、および担保アカウントを正式に知らせなければならない。その結 果、IPR cell はこれを確認し、借方に記入できるようになる。権利者が、そ の件を伝える書簡を提出しそこなった場合、税関当局には侵害の申し立てが ある商品の通関を保留する義務はない。一括保証証書および担保アカウント の収支が充分合っているようにするのは、権利者の責任である。収支が合っ ていない場合、登録が行われ、BRN が交付された税関で必要な担保付きの 追加保証証書を(署名捺印して)差出すことでこれを補うことができる。こ れを可能にするために、権利者は、BRN を使って自分の収支を閲覧・確認 するオンラインの便宜が与えられている。
- vii. 一般保証証書および特定貨物保証証書、または一括保証証書の(署名捺印して)差出のうち、いずれの選択肢が利用できるかに関わらず、権利者は、10月29日付2007年税関通達番号41の付属書Cで指示されたフォーマットで損害填補保証証書を(署名捺印して)差出すことを求められることになる。
- 5. 税関が自発的に商品の通関を保留している場合、権利者は、2007 年知的財産権 (輸入品)施行規則の規則 3 の規定通りに通知し、同施行規則の規則 5 で規定されている通り保証証書を(署名捺印して)差出すよう求められている。権利者には、この時点で、場合に応じて、これまで詳しく述べた手続きに従って、一般保証証書または一括保証証書を(署名捺印して)差出すという選択肢がある。
- 6. 税関次長/補佐は、商品に関する通関保留に関して権利者に知らせる一方で、 担保とともに、必要な証書の額、または追加保証証書の額を算出できるよう、 権利者に商品の価額も知らせることになる。
- 7. IPR Cell は、現存の知的財産権者を新しいシステムに移行させる要請を受理することになる。IPR cell は、保証証書の(署名捺印して)差出に関する作業を適切にモニタリングすべきである。閉鎖や期間の満了を含む保証証書のモニタリングと担保は、権利の登録を行った税関長が果たすべき責任である。保証証書を閉鎖するには、その他の税関による固有恒久登録番号(UPRN)に関する一括保証証書アカウントにおけるデビットがないことの調査・確認が必要である。ど

こで(署名捺印して)差出されたにしろ、銀行保証状の再確認の全手順は、IPR Cell によって期間内および、銀行保証状の失効期日の少なくとも 15 日前に開始 するものとする。

- 8. 中央物品税・関税局の 10 月 29 日付 2007 年税関通達番号 41 は、上記の範囲で 一部修正が行われている。
- 9. 本通達に対する幅広い広報活動は、告示の発行及び現在有効な命令によって行われる。リスク管理部部長代理が、この新しいシステムの実際の開始日を知らせるものとし、税関長に、一括保証証書管理モジュールの円滑な運用に関する指示一式を別に交付することになる。
- 10. 本通達を実施する上で直面する困難があれば、すぐに、それを中央物品税・関税局に通知してしてもよい。
- 11. 受領をお知らせ下さい。
- 12. ヒンディー語版につづく。

(P. S. Pruthi) 税関長

付属書I

(担保の提供とともにする一括保証証書)

インド税関において知的財産権登録に従い(署名捺印して)差出される保証証書

[2007年知的財産権(輸入品)施行規則の規則 5(a)参照]

[権利者により(署名捺印して)差出されること]

本書により、以下を了知されたい。……に居住する私(我々)…………(以下「権利者」(この表現には、その承継人、相続人、履行者、管財人、法的代理人等を含む)とする)は、インド大統領(以下「大統領」(この表現にはその承継人、税関長など代理をする者、および大統領から権限を授権された公務員が含まれる)とする)に対して支払うべき総額で……ルピー(……ルピーのみ)を、私(我々)自身、私(我々)の承継人・相続人、履行者、管財人、法的代理人は本書に厳に拘束され、支払うものとする。

20●●年●月●日付で捺印

……の税関長または権限の委任を受けた公務員(以下「委任を受けた公務員」とする)は知的財産権(以下省略して「IPR」とする)の登録、および私(我々)の保有する IPR を侵害していると疑われる商品の通関保留に合意しており、私(我々)が提供した情報によって、輸入に際して輸入業者が行った宣言を基に、権利者はここに、2007年知的財産権(輸入品)施行規則の規則 5(a)の観点から以下で特定される保証証書および担保の(署名捺印して)差出に合意する。

同書の規則として規定された権利者側の諸条件の遵守、遂行のための担保として………のために裏書きされた額面価格で……ルピー(……ルピーのみ)と以下に書かれたスケジュールで述べられた、担保として、権利者は……の適格な公務員に預け入れている。

ここに、以下のことに合意し、宣言するものとする。

- (i) 権利者は、1957年著作権法、1999年商標法、1970年特許法、2000年意匠法、1999年産品地理的表示(登録・保護)法などの IPR 法の下、自身が得た登録の有効性の経過を税関に知らせる。すなわち、法などに従い登録期間の満了、その更新、あればその取り消し、強制ライセンスの付与を知らせるものとする。
- (ii) 権利者は、国際貿易の制限を認識し、税関の一般的な機能を理解しつつも、貨物を差止め及び通関保留に必要な IPR 法に抵触するとの疑いのある侵害商品の輸入に関する動向や情報を継続的に税関と共有するものとする。
- (iii) 権利者は、保留が権利の濫用であるとされる場合に、侵害の申し立てがある商品 の通関保留の行為にとり随伴するあらゆる責任に対して輸入業者、荷受人、およ び商品の所有者、所管官庁の保護を約束する。
- (iv) 権利者は、確認された場合には、侵害商品の破棄または処分の時までにかかった サンプリング、破棄、日数超過割増、貨物保留料の費用を全て負わなければなら ないものとする。
- (v) 権利者は、本書の規則で規定されたタイムライン通り手続きに参加するものとする。これを怠れば、商品の通関に異議を唱えないことに同意したことになる。

- (vi) 大統領または委任を受けた公務員は、他の回復の方法を損なわずに、とりわけ、 上記の条項(iii)および(iv)に起因した支払べき金額に対してその一部または全額 の担保の預入/担保を調整してもよい。
- (vii) 手続きが最終的なものでなかった場合、権利者は、銀行保証状の失効期日の 15 日前に銀行保証状の更新に同意する。それを怠れば、当該の銀行保証状は、当該 部局によって現金化されるものとする。

上記担保の段取りは、[もしあれば、貨物ととも預け入れる金額の詳細]に関するものである。

上記の証として、権利者は、上記の初めに記された年月日に署名し、	捺印する。
において権利者が署名し、交付した。	
1	xxxxxxxxxxx

インド大統領に代わって受領(適格な公務員の署名、公印および捺印)された。

付属書 II

(担保の預入とともにする追加保証証書) インド税関において知的財産権登録の際に(署名捺印して)差出された保証証書

[2007年知的財産権(輸入品)施行規則の規則 5(a)参照]

[権利者により(署名捺印して)差出されること]

及び、

私(我々)が支払うべき金額が、インドのいかなる税関においても、すでに通関が保留されている疑義貨物や、今後侵害が疑われる貨物の通関保留を補なうのに不十分である一方で、......に居住する私(我々).......(以下「権利者」(この表現には、承継人、相続人、履行者、管財人、法的代理人等を含む)とする)は、インド大統領(以下「大統領」(この表現にはその承継人、税関長など代理する者、および権限を授権した公務員が含まれる)とする)に対して支払うべき総額で.....ルピー(.....ルピーのみ)を、私(我々)自身、私(我々)の承継人・相続人、履行者、管財人、法的代理人は本書に厳に拘束され、支払うものとする。

20●年●月●日付で捺印

……の税関長または権限の委任を受けた公務員(以下「委任を受けた公務員」とする)は知的財産権(以下省略して「IPR」とする)の登録、および私(我々)の保有する IPR を侵害していると疑われる商品の通関保留に合意しており、私(我々)が提供した情報によって、輸入に際して輸入業者が行った宣言を基に、権利者はここに、2007年知的財産権(輸入品)施行規則の規則 5(a)の観点から以下で特定される保証証書および担保の(署名捺印して)差出に合意する。

同書の規則として規定された権利者側の諸条件の遵守、遂行のための担保として …… のために裏書きされた額面価格で…… ルピー(…… ルピーのみ)と 以下に書かれたスケジュールで述べられた、追加の担保として、権利者は …… の適格な公務員に預け入れている。

ここに、以下のことに合意し、宣言するものとする。

- (viii) 権利者は、1957年著作権法、1999年商標法、1970年特許法、2000年意匠法、1999年産品地理的表示(登録・保護)法などの IPR 法の下、自身が得た登録の有効性の経過を税関に知らせる。すなわち、法などに従い登録期間の満了、その更新、あればその取り消し、強制ライセンスの付与を知らせるものとする。
- (ix) 権利者は、国際貿易の制限を認識し、税関の一般的な機能を理解しつつも、貨物を差止め及び通関保留に必要な IPR 法に抵触するとの疑いのある侵害商品の輸入に関する動向や情報を継続的に税関と共有するものとする。
- (x) 権利者は、保留が権利の濫用であるとされる場合に、侵害の申し立てがある商品 の通関保留の行為にとり随伴するあらゆる責任に対して輸入業者、荷受人、およ び商品の所有者、所管官庁の保護を約束する。

- (xi) 権利者は、確認された場合には、侵害商品の破棄または処分の時までにかかった サンプリング、破棄、日数超過割増、貨物保留料の費用を全て負わなければなら ないものとする。
- (xii) 権利者は、本書の規則で規定されたタイムライン通り手続きに参加するものとする。これを怠れば、商品の通関に異議を唱えないことに同意したことになる。
- (xiii) 大統領または委任を受けた公務員は、他の回復の方法を損なわずに、とりわけ、 上記の条項(iii)および(iv)に起因した支払べき金額に対してその一部または全額 の担保の預入/担保を調整してもよい。
- (xiv) 手続きが最終的なものでなかった場合、権利者は、銀行保証状の失効期日の 15 日前に銀行保証状の更新に同意する。それを怠れば、当該の銀行保証状は、当該 部局によって現金化されるものとする。

上記担保の段取りは、[もしあれば、貨物ととも預け入れる金額の詳細]に関するものである。

上記の証として、権利者は、上記の初めに記された年月日に署名し、	捺印する。
において権利者が署名し、交付した。	
1	xxxxxxxxxxx
の立ち会いの下、	

インド大統領に代わって受領(適格な公務員の署名、公印および捺印)された。

2012 年税関通達番号 13

F. No. 528/21039/08**.CU8**/ICD

インド政府 財務省 歳入局 中央物品税関税局

ニューデリー、2012年5月8日付

すべての現在及び元税関長 宛 すべての関税・中央物品税局長 宛 すべての部局代表責任者(CESTAT) 宛 すべての現在及び元税関所長 宛 すべての関税・中央物品税務署長 宛

輸入品に関する知的財産権の行使—並行輸入の問題に関する説明について ***

私は、2007 年 IPR(輸入品)施行規則における商標、意匠、特許、地理的表示、著作権などの知的財産権(IPR)の実施に関する特定の条件、及び手続きを規定した 2010 年 6 月 30 日付の 2010 年税関告示番号 51 および中央物品税関税局の 10 月 29 日付 2007 年税関通達番号 41 に注意を促すよう指示されている。本件に関しては、知的財産権者の許諾・承認がないまま知的財産権者以外の者によって海外で適法に販売または入手した(模倣品や海賊版ではない)オリジナル/真正品の輸入問題に関する説明を求める取引界並びに現場から、種々の意見表明を中央物品税関税局が受けとっている。これは貿易用語では「並行輸入」として知られている。

- 2.1. 6月30日付2010年税関告示番号51が、偽造商標、意匠の不正なまたは明らかな摸倣、同意を得ずに取得された特許、虚偽の地理的表示のある製品、または登録著作権を侵害する商品等を規制する以下の法令の法規定において記載があり、インドでの販売または使用のための商品の輸入を禁止していることを思い起こされるかもしれない。
- (i) 1999 年商標法
- (ii) 2000 年意匠法(Hi)1970 年特許法
- (iv) 1999 年產品地理的表示(登録·保護)法
- (v) 1957 年著作権法
- 2.2. この件に関して告示および通達とともに読み合わせる 2007 年知的財産権(輸入品)施行規則における法規定については、輸入品の特定の貨物が、知的財産権者の権利を侵害しているかどうかの判断は、前述の上位法の条項を考慮しながら税関当局が行っている。
- 2.3. 前述の上位法に記載されている全ての侵害およびその結果として起きる違反は、これらの法律の範囲が広いため、とりわけ、インドにおけるこれらの法律の条項の執行も含まれているため、商品の輸入に限られたものではないことも留意しなければならない。それ故、2010 年税関告示 51 号において特定されている知的財産権保護を目的とした輸入品の禁止は、上位法における全ての侵害に関連しているわけではなく、2010 年税関告示 51 号に記載されている知的財産権に適用される上位法の特定の条項を侵害するこれらの輸入にのみ関連していることに留意したほうがよい。

- 2.4. 例証すれば、1999 年商標法の場合、2007 年知的財産権(輸入品)施行規則の条項 につながる、インドにおける販売または使用のための商品の輸入に関する商標侵害の禁止は、前述の告示のパラグラフ(I)および(ii)に記載されている。
 - i. 1999 年商標法第 102 条で規定されている通り偽造商標が適用された輸入品 [パラグラフ(i)]
 - ii. 製品に直接・間接的に関わらず、記載、明細、またはその他の表示の事項のいずれかに関連するものではあるが、1999年商標法第2条1項za号の(ii)および(iii)での規定されたものは含まれず、同号(i)で規定された定義が意味する範囲内で虚偽の商品表示が用いられた輸入品[パラグラフ(ii)]

従って、前述の 2010 年税関告示 51 号のパラグラフ(i)および(ii)における輸入禁止は、輸入品が、1999 年商標法の上記の条項の範囲内である場合のみ適用できる。

- 3. このような状況においては、知的財産権者の許諾・承認がないまま知的財産権者以外の者によって海外で適法に販売または入手し、インドに輸入した(模倣品や海賊版ではない)オリジナル/真正品の製品の輸入を許可する問題は、そしてこれは取引においては「並行輸入」として知られているが、行政機関、即ち、商工省産業政策促進局(D1P&P)に説明を求めて問合せがなされているとされていた。
- 4. この件に関しては、(i)1999 年商標法、(ii)1970 年特許法、(iii)2000 年意匠法に関する全ての事柄に関する中心的な官庁である産業政策促進局は特に以下のように言明している。
- (i) 1970 年特許法第 107 条 A(b)は、適法に特許のある製品の生産・販売または供給を権限の授与を受けた者からの当該製品の輸入はいかなる者が輸入したとしても、特許権の侵害と見なしてはならないと規定している。それ故、特許に関する限り、第 107 条 A(b)は、並行輸入を規定するものである。
- (ii) 1999 年商標法第 30 条 3 項(b)は、登録商標を持つ商品を適法に入手した場合、さらなる販売または、購入者、または購入者の代理であると主張する者によるこの商品の販売又はその他の取引は、所有者により又はその同意を得て、登録商標の下で市場に出回っている商品であるというだけの理由で、侵害とはみなされないと規定する。ただし、このような商品は、発売後に、物質的に変質させたり、害を与えたりしたものであってはならない、と規定している。
- (iii) 意匠に関する限り、2000年意匠法の第22条(1)(b)に指摘されている通り、並行輸入は認められていないことが明らかにされている。
- (iv) 地理的表示に関しては、1999年産品地理的表示(登録・保護)法には並行輸入に関する 1970年特許法第 107条 A(b)に規定されているものと同一または類似した条項はない。当該の法律では、並行輸入の問題をまったく取り扱っていないと記載されている。それ故、並行輸入は、本法律ではカバーされていない。
- (v) 「著作権」に関しては、中核官庁、即ち、高等教育部からの説明を求めているが、本件に関するさらなる指示が出されるまでは、現場は、1957 年著作権法における現存の条項に従ってもよい。
- 5.1 上記を考慮して、上記の第4パラグラフで詳述している通りに、前述の上位法の規定、6月30日付2010年税関告示51号の条項および、当該行政庁からの説明に基づき、「並行輸入」という輸入について現場は決定を行うことが指示されている。

- 6. 上記の指示は、全ての関係者にすぐに通知し、本通達の広い周知は、適切な公告を通じて行ってもよい。
- 7. 本通達の受領をお知らせ下さい。

(M. Satish Kumar Reddy) 課長(国際関税課)

APPENDIX - E

ANNEXURE-A

BOND EXECUTED IN PURSUANCE OF REGISTRATION OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS WITH INDIAN CUSTOMS [See Rule 5(a) and 5(b) of Intellectual Property Rights (Imported Goods)

Enforcement Rules, 2007]

[To be executed by the Right Holder(s)] (General Bond)

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS THAT I/we residing at hereinafter referred to as "Right Holder" (which expression successors/heirs, include itsexecutors, administrators and representatives) am/are held and firmly bound unto the President of India hereinafter called the "President" (which expression shall include his successors and his representative officers like Commissioner of Customs and his authorized officers) in a sum as may be determined at the time of interdiction and suspension of release of suspect goods imported in violation of the Intellectual Property Rights (hereinafter abbreviated as "IPR") held by me/us, to be paid to the President for which payment well and truly to be made, I/we bind myself/ourselves, my/our successors/heirs, executors, administrators and legal representatives firmly by these presents.

WHEREAS

NOW, IT IS HEREBY AGREED AND DECLARED that -

- (i) The Right holder shall execute proper consignment specific bond(s) with the proper officer of customs at the port/airport/land customs station, where suspect goods have been interdicted and clearances of the same have to be suspended, along with such amount of surety and security, as may be determined at that time in terms of Rule 5(a) of the Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007 within three days from the date of interdiction of the import consignments failing which the consignment shall be released.
- (ii) The Right Holder shall keep the Customs abreast of validity of registration obtained by him under the IPR laws namely The Copyright Act, 1957; The Trade Marks Act, 1999; The Patents Act, 1970; The Designs Act, 2000 and The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999; expiry of the term of registration and renewal thereof, if any; cancellation; grant of compulsory licence in accordance with the law etc

- (iii) The Right holder, having recognized limitations of international trade and understood the general functioning of Customs, shall share the trends and information with Customs on an on-going basis, about suspected imports of infringing goods violating the IPR laws, as may be required to interdict consignments and to suspend the clearance thereof.
- (iv) The Right Holder undertakes to protect the importer, consignee and owner of the goods as well as the competent authorities against all liabilities that are incidental and ancillary to the act of suspension of clearance of allegedly infringing goods, in case it is established that the suspension is vexatious.
- (v) The Right Holder shall bear all the costs towards sampling, destruction, demurrage and detention charges incurred till the time of destruction or disposal of such infringing goods, upon being confirmed.
- (vi) The Right Holder shall join the proceedings as per the time lines prescribed in terms of the ibid Rules, failing which, they agree, to not to object to the release of the goods.
- (vii) This bond shall remain in force for a period of five years from the date of completion of registration under Rule 4(2) and the liability of the Right holder shall be in respect of all such interdicted consignments, whose clearance has been suspended by the Customs in bonafide exercise of their duties.
- (viii) The President or the Proper Officer, without prejudice to any other mode of recovery may, inter alia, adjust the security deposit / securities in part or full towards the dues arising out of clause (iv) and (v) supra.
- (ix) This bond shall be enforceable against the surety notwithstanding that proceedings have not been undertaken against me/us.

IN THE WITNESS WHEREOF the Right Holder has herein set and subscribed its hands and seals the day, month and year first above written.

in the presence

XXXXXXXXXXXXXXX

	of:-	11112		LD V.	, 0110	1419114	1101401	at	•••••	111 011	c pro	501100
1	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •									

Accepted

For and on behalf of the President of India (Signature of the Proper Officer with Official Stamp and Seal)

Note: * Mandatory in case any surety has been prescribed. Strike off, if irrelevant.

2.....

SIGNED AND DELIVERED by the Right Holder at

ANNEXURE-B

BOND EXECUTED IN PURSUANCE OF REGISTRATION OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS WITH INDIAN CUSTOMS

See Rule 5(a) of Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007

[To be executed by the Right Holder(s)] (Bond with Provision for Security Deposit and Surety)

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS THAT I/we residing at hereinafter referred to as "Right Holder" (which expression shall include its successors / heirs, executors, administrators and legal representatives)
am/are held and firmly bound unto the President of India hereinafter called the
"President" (which expression shall include his successors and his representative
Officers like Commissioner of Customs and his authorized officers) in the sum of Rs (Rupees
and truly to be made, I / we bind myself / ourselves, my / our successors / heirs,
executors, administrators and legal representatives firmly by these presents.
Sealed with my / our seal(s) this day of 20
WHEREAS
The Commissioner of Customs or his authorized Officer at
(hereinafter called the "Proper Officer") has agreed to register the intellectual
property right (hereinafter abbreviated as "IPR") held by me/us and to suspend
clearance of goods suspected to be infringing the IPR held by me/us, depending on the information furnished by me/us and on the basis of the declarations made by the
Importers in the course of importation, the Right Holder hereby agrees to furnish
such bond, security and surety hereinafter specified, in terms of Rule 5 (a) of the
Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007.
The Right Holder has deposited with the Proper Officer at, the
securities as mentioned in the Schedule hereunder written of the face value of Rs
(Rupees only) endorsed in favour of as security for the due

NOW, IT IS HEREBY AGREED AND DECLARED that -

Holder, prescribed as per the ibid Rules.

(i) The Right Holder shall keep the Customs abreast of validity of registration obtained by him under the IPR laws namely The Copyright Act, 1957; The Trade Marks Act, 1999; The Patents Act, 1970; The Designs Act, 2000 and The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999; expiry of the term of registration and renewal thereof, if any; cancellation; grant of compulsory licence in accordance with the law etc

observance and performance of the terms of conditions on the part of the Right

- (ii) The Right holder, having recognized limitations of international trade and understood general functioning of Customs, shall share the trends and information with Customs on an on-going basis, about suspected imports of infringing goods violating the IPR laws, as may be required to interdict consignments and to suspend the clearance.
- (iii) The Right Holder undertakes to protect the importer, consignee and the owner of the goods and the competent authorities against ail liabilities that are incidental and ancillary to the act of suspension of clearance of allegedly

infringing goods, in case it is established that the suspension is vexatious.

- (iv) The Right Holder shall bear all the costs towards sampling, destruction, demurrage and detention charges incurred till the time of destruction or disposal of such infringing goods, upon being confirmed.
- (v) The Right Holder shall join the proceedings as per the time lines prescribed in terms of the ibid Rules, falling which, they agree, to not to object to the release of the goods.
- (vi) This bond shall remain in force for a period of five years from the date of completion of registration and the liability of the Right holder shall be in respect of all such interdicted consignments, whose clearance has been suspended by the Customs in bona fide exercise of their duties.
- (vii) The President or the Proper Officer, without prejudice to any other mode of recovery may, inter alia, adjust the security deposit / securities in part or full towards the dues arising out of clause (iii) and (iv) supra.
- (viii) *This bond shall be enforceable against the surety notwithstanding that proceedings have not been undertaken against me/us.

The Schedule of Securities above referred to [Particulars of the amount deposited, along with consignments, if any]

IN THE WITNESS WHEREOF the Right Holder (and the Surety)* has herein set and subscribed its hands and seals the day, month and year first above written.

SIGNED AND DELIVERED by the Right Holder at.....

, s			
In the Presence of:-	xxxxxxxxxxxxx		
1	λλλλλλλλλλλλλλ		
2			
*SIGNED AND DELIVERED by the Surety at			
In the Presence of:-			
1			
2 XXXXXXXXXXXXX			

Accepted

For and on behalf of the President of India (Signature of the Proper Officer with Official Stamp and Seal)

In the Presence of:-		
1		
2		

Note: * Mandatory in case any surety has been prescribed. Strike off, if Irrelevant.

ANNEXURE-C

INDEMNITY BOND EXECUTED IN PURSUANCE OF REGISTRATION OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS WITH INDIAN CUSTOMS [See Rule 5(b) of Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007]

[To be Executed by the Right holder(s)]

1.	Whereas, (<u>Name</u> & Address) holder/owner of the Copyright/Trade Mark/I Indication and are duly registered with with whom it was registered), (Place) decided to seek protection from the Indian Custom against the imported infringing goods that are via Property Laws In India.	(indicate the authority and have as of the registered rights
2.	And whereas, on our application, the Indian Custom the clearance of the suspected infringing goods as a Property Rights (Imported Goods) Enforcement undertake in terms of Rule 5(b) of the said Rules to increpresented by Commissioner of Customs or any of his authorized Officer(s) from and ancillary to such suspension of clearance and any distribution and circulation of infringing goods, on our	set out in the Intellectual Rules, 2007, we hereby lemnify the Union of India, (specific formation) m any damages incidental further action preventing
3.	Further, we indemnify the Union of India, representations (specific formation) Officer(s) from any future liabilities, in case any (Name & Address) property authority or any court of law in India or outside, that import, distribute and/or circulate the impugned good under the said Rules by us. We also undertake to be make good any losses that might be incurred in relationand actions taken on the basis of our application under	or any of his authorized third party other than wes before any competent they are entitled legally to do sought to be protected ear all such expenses and n to the measures initiated
Ho	ace: older ote:	Signature of the Right
	itnesses: (i) Ignature, Name & Address)	(ii)
No	ote: Strike off the irrelevant part(s).	

ANNEXURE-I

(Centralized Bond with Provision for Security Deposit)

BOND EXECUTED IN PURSUANCE OF REGISTRATION OF INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS WITH INDIAN CUSTOMS

[See Rule 5(a) of Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007]

[To be executed by the Right Holder(s)]
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS THAT I/we residing at hereinafter referred to as "Right Holder" (which expression shall include its successors / heirs, executors, administrators and legal representatives) am/are held and firmly bound unto the President of India hereinafter called the "President" (which expression shall include his successors and his representative Officers like Commissioner of Customs and his authorized officers) in the sum of Rs
Sealed with my / our seal(s) this
The Commissioner of Customs or his authorized Officer at
The Right Holder has deposited with the Proper Officer at, the securities as mentioned in the Schedule hereunder written of the face value of Rs
NOW, IT IS HEREBY AGREED AND DECLARED that-
(xv) The Right Holder shall keep the Customs abreast of validity of registration obtained by him under the IPR laws namely The Copyright Act, 1957; The Trade Marks Act, 1999; The Patents Act, 1970; The Designs Act, 2000 and The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999; expiry of the term of registration and renewal thereof, if any; cancellation; grant of compulsory licence in accordance with the law etc.
(xvi) The Right holder, having recognized limitations of international trade and understood general functioning of Customs, shall share the trends and

(xvii) The Right Holder undertakes to protect the importer, consignee and the

consignments and to suspend the clearance.

information with Customs on an on-going basis, about suspected Imports of infringing goods violating the IPR laws, as may be required to interdict

owner of the goods and the competent authorities against all liabilities that are incidental and ancillary to the act of suspension of clearance of allegedly infringing goods, in case it is established that the suspension is vexatious.

- (xviii) The Right Holder shall bear all the costs towards sampling, destruction, demurrage and detention charges incurred till the time of destruction or disposal of such infringing goods, upon being confirmed.
- (xix) The Right Holder shall join the proceedings as per the time lines prescribed in terms of the ibid Rules, failing which, they agree, to not to object to the release of the goods.
- (xx) The President or the Proper Officer, without prejudice to any other mode of recovery may, inter alia, adjust the security deposit / securities in part or full towards the dues arising out of clause (iii) and (iv) supra.
- (xxi) In case the proceedings are not final, the right holder agrees to renew the bank guarantee before 15 days of expiry of the bank guarantee, failing which, the bank guarantee shall be encashed by the department.

The Schedule of Securities above referred to [Particulars of the amount deposited, along with consignments, if any]

IN THE WITNESS WHEREOF the Right Holder has herein set and subscribed its hands and seals the day, month and year first above written.

2	xxxxxxxxxxxxx
1	
In the Presence of :-	
SIGNED AND DELIVERED by the Right Holder at	

Accepted
For and on behalf of the President of India (Signature of the Proper Officer with
Official Stamp and Seal)

ANNEXURE - II

(Supplementary Bond with Provision for Security Deposit)
BOND EXECUTED IN PURSUANCE OF REGISTRATION OF INTELLECTUAL
PROPERTY RIGHTS WITH INDIAN CUSTOMS

[See Rule 5(a) of Intellectual Property Rights (Imported Goods) Enforcement Rules, 2007]

[To be executed by the Right Holder(s)]

And

NOW, IT IS HEREBY AGREED AND DECLARED that -

(i) The Right Holder shall keep the Customs abreast of validity of registration obtained by him under the IPR laws namely The Copyright Act, 1957; The Trade Marks Act, 1999; The Patents Act, 1970; The Designs Act, 2000 and The Geographical Indications of Goods (Registration and Protection) Act, 1999; expiry of the term of registration and renewal thereof, if any; cancellation; grant of compulsory licence in accordance with the law etc.

- (ii) The Right holder, having recognized limitations of international trade and understood general functioning of Customs, shall share the trends and information with Customs on an on-going basis, about suspected imports of infringing goods violating the IPR laws, as may be required to interdict consignments and to suspend the clearance,
- (iii) The Right Holder undertakes to protect the importer, consignee and the owner of the goods and the competent authorities against all liabilities that are incidental and ancillary to the act of suspension of clearance of allegedly infringing goods, in case it is established that the suspension is vexatious.
- (iv)The Right Holder shall bear all the costs towards sampling, destruction, demurrage and detention charges incurred till the time of destruction or disposal of such infringing goods, upon being confirmed.
- (v)The Right Holder shall join the proceedings as per the time lines prescribed in terms of the ibid Rules, failing which, they agree, to not to object to the release of the goods.
- (vi)The President or the Proper Officer, without prejudice to any other mode of recovery may, inter alia, adjust the security deposit / securities in part or full towards the dues arising out of clause (iii) and (iv) supra.
- (vii) In case the proceedings are not final, the right holder agrees to renew the bank guarantee before 15 days of expiry of the bank guarantee, failing which, the bank guarantee shall be encashed by the department.

The Schedule of Securities above referred to [Particulars of the amount deposited, along with consignments, if any

IN THE WITNESS WHEREOF the Right Holder has herein set and subscribed its hands and seals the day, month and year first above written.

	vvvvvvvvvvvvv
2	
1	
In the Presence of:-	
SIGNED AND DELIVERED by the Right Holder at	

XXXXXXXXXXXXX

Accepted For and on behalf of the President of India (Signature of the Proper Officer with Official Stamp and Seal)

5. 刑事訴訟法および刑法(抜粋)

1973年刑事訴訟法

第154条 裁判の対象となる (cognizable)事案における情報

- 6. 裁判の対象となる違反 (cognizable offence)を犯したことに関連したあらゆる情報は、管轄警察署の警察員に口頭で申立てられた場合、この警察員自身によって又はその指示で書面にまとめられ、当該の情報提供者にその書面の内容を読み聞かせるものとする。書面で申立てられたにせよ、前述のように書面にまとめられたにせよ、これらあらゆる情報にはそれを申立てた者が署名する。情報の要旨は、本件について州政府が規定した様式の通り、当該の警察員が記録している帳簿に記載されるものとする。
- 7. 前項により記録されている当該情報の写しは無償でただちに情報提供者に与えられる。
- 8.1項でいう情報を記録することを管轄警察署の警察員が拒絶したことに不服のあるいかなる者も、当該情報の内容を書面かつ郵便で関係警視に送付するものとする。この警視は、当該の情報が裁判の対象となる違反を犯したこと明らかにしていることに納得すれば、本刑事訴訟法の規定通り、当該の事案を自身で捜査するか又は自身の部下である警察員が捜査するよう指示する。指示された警察員は、当該の違反については管轄警察署の警察員が有する全ての権限を有するものとする。

第173条 捜査の完了に関する警察員の報告

- (1) 本章における各捜査は、不必要に遅れることなく完了するものとする。
- (1A) 子供の強姦に関連した捜査は、管轄警察署の警察員が情報を記録した日から3カ月 以内に完了する。
- (2) (i)完了すれば直ちに、管轄警察署の警察員は、警察の報告における当該の違反について管轄を得る権限を与えられた治安判事に、州政府が規定した様式で作成された以下についての報告を送付する。
- a) 関係当事者の名前
- b) 情報の性質
- c) 当該事案の状況に精通しているとみられる者の名前
- d) 違反の有無、違反のある場合はその違反者
- e) 被告人の逮捕の有無
- f) 被告人が保釈金で釈放されたかどうか、その場合、身許引受人がいるかどうか
- g) 第170条の下、被告人が勾留されていたかどうか。
- h) 被害者女性の医学検査に関する報告が、インド刑法(1860年法律第45号)の第376条A、
- B、CまたはDにおける違反に関する捜査である場合に随伴しているものかどうか
- (2) (ii) 当該職員は、当該の違反に関する情報を最初に申立てた者がいれば、その者に対しても、どのような措置を取ったかを、州政府が規定した方法で通知するものとする。
- (3)上級警察員が第158条において任命されている場合、当該報告書は、州政府が一般命令または特別命令の通りに指示を出す場合はいつも、当該の上級警察員によって提出されものとする。当該の上級警察員は、治安判事の命令はそのままにして(pending)、管轄警察署の警察員にさらなる捜査を行うよう指示してもよい。

- (4)本条の下で送付された報告書からみて、被告人が保釈金で釈放されていたとみられる場合は必ず、治安判事は、その保釈金の支払い命令を出すか又は適当とする処置をとるものとする。
- (5)第170条が適用される事案に関する報告書の場合、当該の警察員は、その報告書と共に治安判事に以下を送るものとする。
 - (a) 捜査中にすでに治安判事に送付されたもの以外、検察側が、信頼するよう申立て る全ての文書または関連するその抜粋
 - (b) 検察側が、証人として尋問するよう申立てる提案した者全員に関する、第161条 において記録された報告書
- (6)当該の警察員が、当該の報告書のいかなる部分も手続きの内容に関連がない、または被告人への報告書の開示は、正義の名において不可欠のものではなく、公共の利益において不適当であると思料している場合、報告書のその部分を指摘し、治安判事に当該の部分を被告人に交付された写しから除外するよう依頼するメモを書き添え、そのような依頼をした理由を述べなければならない。
- (7)当該の件を捜査する警察員が、適切であるとみた場合は、本条の第5項に記載のある文書の全て、または一部を、被告人に提供してもよい。
- (8)本条のいかなる箇所も、本条の第2項における報告書が治安判事に送付された後の違反に関するさらなる捜査を妨げるとみなされないものとし、当該の捜査が行われれば、管轄警察署の警察員が、口頭または文書でさらなる証拠を入手し、規定された様式で当該の証拠に関するさらなる報告書を治安判事に送付するものとする。本条の第2項ないし第6項は、本条第2項の下で送付された報告書に関連して適用となるため、できる限り、当該のさらなる報告書に関連して適用されるものとする。

第265条B 司法取引の申し入れ

- (1)違反で被告人となった者は、当該の違反が裁判にかけられる法廷において、司法取引の申し入れを行ってもよい。
- (2)本条1項における当該の申し入れには、本件が関連しており、かつ、被告人が当該の違反に対して下される懲罰の性質と範囲を理解した後に、自発的に自身の訴訟における司法取引を選び、かつ、同一の違反で訴えられたことのある訴訟において以前に有罪とされてはいないと述べる宣誓供述書を伴っているもので、本件の違反を含む司法取引の申し入れがなされている事案に関連する簡潔な説明が含まれるものとする。
- (3)本条1項の下、申し入れの受理後に、裁判所は、場合に応じて、公訴官又は本件の告訴人、及び被告人に対して、本件に関して決められた期日に出廷するよう通知をするものとする。
- (4)本件の公訴官又は告訴人、及び場合に応じて被告人が本条第3項の下出廷した場合、裁判所は、一方の当事者がいないところで被告人を密室で尋問し、被告人が自発的に申し入れを行ったことを納得し、さらに、
 - (a) 裁判所は、被告人が自発的にこの申し入れを行っていることに納得し、本件 の公訴官又は告訴人、場合により被告人に、本件の両当事者が互いに納得す るような、被告人が係争中の補償及びその他経費を被害者に申し出でるなど の対応をする時間を与え、その後本件のさらなる審理を行う日を定める。
 - (b) 裁判所は、被告人が自発的ではなくこの申し入れを行っていることや、同じ 違反で訴えられた訴訟において法廷において以前に有罪判決を受けているこ

とがわかれば、本条第1項の下で当該の申し入れが行われた段階から、本法の条項に従って訴訟手続きを進めるものとする。

第313条 被告人を尋問する権限

- (1)各取り調べ又は公判は、被告人が、自分にとっての証拠に表れているあらゆる状況を自ら説明できるようにするために、裁判所は、
 - (a) いかなる段階においても、前もって被告人に警告せずに、法廷が必要とみな すような質問をしてもよい。
 - (b) 検察側が証人への尋問をした後、被告人の抗弁の前に、一般的には当該の事 案に関し被告人への質問を行うものとする。

出頭命令の事案であっても、裁判所が、被告人の出頭を省く場合は、本項(b)の下での被告人の尋問も省いてよい。

- (2)本条第1項の下で尋問された場合、被告人には何んら宣誓も必要とはされない。
- (3)被告人は、質問に答えるのを拒否したり、虚偽の答弁を行うことで、懲罰の対象とならないようにしなければならない。
- (4)被告人の答弁は、当該の取り調べ又は公判で考慮され、被告自身に有利であれ不利であれ、そのような答弁が被告人が犯したことを示すかもしれないそれ以外の違反についての取り調べや証拠に入れられることがある。
- (5)裁判所は、被告人に対する関連の質問を準備する上で公訴官及び弁護人の助けを借り、本条に十分準拠したものとして被告人の書面による陳述の提出を認めてもよい。
- 第482条 高等裁判所固有の権限の確保—本法のいかなる条項も、本法の下で出されるいかなる命令に効力を与えるために必要な命令を下すために、裁判所の訴訟手続きの濫用防止のためであっても、あるいはその他司法の目的を保障するために、高等裁判所の固有の権限に影響を与えたり、制限したりするものとみなすことはできない。

インド刑法

第420条 詐欺及び不正な財産の引渡しへの誘導

いかなる者も、人を偽罔し、それによりその者が欺かれて別の者に財産を引き渡したり、または有価証券もしくは署名又は印章のあるものであって有価証券に転換できるものの一部または全てを作成、改竄、破棄するよう不正に仕向けた者は、最長7年までの延長可能な期間の懲役に処し、罰金を併科することができる。

6. 特許関連各種フォーム(英文)

Forms for Patents

1. Form 1 - Application for grant of patent

FO	DM 1		(FOR OFFICE USE ONLY) Application No:		
FORM 1			Filing Date:	NO·	
THE PATENTS ACT, 1970			Amount of F	oo Paid	
	(39 c	of 1970)	CBR No:	ee i aiu.	
			Signature:		
		TS RULES, 2003	Signature.		
l A		R GRANT OF PATENT			
1	APPLICANT (S)	& 135 and rule 20(1)]			
1			37 11.	A 1.1	
	Name		Nationality	Address	
2	INVENTOR (S)				
	Name		Nationality	Address	
			, , ,		
3	TITLE OF THE IN	VENTION	•	•	
4	Address for Corres	spondence of Applicant / Au	uthorized		
	Patent agent in In	dia			
				Telephone N	o:
			Fax No:		
				Mobile No:	
	DDIADIMI DADM		G + TT - 2 + (G) T	Email:	TTTN 1701 (A) 1
5	PRIORITY PARTICULARS OF THE APPLICATION (S) FILED IN CONVENTION COUNTRY			NVENTION	
	Country	Application number	Filing date	Name of	Title of the
				the	Invention
				Applicant	
	DADWIGHT ADG D		DED AMION		2)
6	PARTICULARS FOR FILING PATENT COOPERATION TREATY (PCT) NATIONAL PHASE APPLICATION				
	International appl	ication number		Internationa	l filing date as
				allotted by th	ne receiving
				office	
7		OR FILING DIVISIONAL	APPLICATION		
	Original (first) application number			Date of filing of Original	
0	DADMIGITI ADGEOD EIT ING DAMENIM OF ADI		A DDIMION	(first) applica	ation
8	PARTICULARS FOR FILING PATENT OF ADDITION Details of Clines of Street Provides to the Control of C			r of main	
	Main application/patent Number			Date of filing of main application	
9					
	DECLARATIONS				
	(i) Declaration by	the inventor(s)			
	_		true and first	inventor (s) fo	or this invention
	I/We the above named inventor (s) is/are the true and first inventor (s) for this invention and declare that the applicant (s) herein is/are my/our assignee or legal representative				
1	and declare that the	he applicant (s) herein is/a:	re my/our assi	ignee or legal i	representative
	(a) Date	he applicant (s) herein is/a	re my/our assi	ignee or legal	representative
	4 4	he applicant (s) herein is/a	re my/our assi	ignee or legal	representative

	(ii) Declaration by the applicant(s) in the convention country
	I/We, the applicant(s) in the convention country declare that the applicant(s) herein
	is/are my/our assignee or legal representative. (a) Date
	(b) Signature(s)
	(c) Name (s) of the signatory
	(iii) Declaration by the applicants):
	I/We, the applicant (s) hereby declare(s) that:—
	☐ I am/We are in possession of the above-mentioned invention.
	The provisional/complete specification relating to the invention is filed with this
	application.
	☐ The invention as disclosed in the specification uses the biological material from
	India and the necessary permission from the competent authority shall be
	submitted by me/us before the grant of patent to me/us.
	There is no lawful ground of objection to the grant of the Patent to me/us.
	☐ I am/We are the assignee or legal representative of true & first inventors.
	The application or each of the applications, particulars of which are given in Para 5 was the first application in convention country/countries in respect of my/our
	invention.
	☐ I/We claim the priority from the above mentioned application(s) filed in
	convention country /Countries and state that no application for protection in
	respect of the invention had been made in a convention country before that date
	by me/us or by any person from which I/We derive the title.
	☐ My/our application in India is based on international application under Patent
	Cooperation Treaty (PCT) as mentioned in Para - 6.
	☐ The application is divided out of my/our application particulars of which is given in Page 7.7 and prove that this application may be treated as deemed to have
	in Para - 7 and prays that this application may be treated as deemed to have been filed on under section 16 of the Act.
	The said invention is an improvement in or modification of the invention
	particulars of which are given in Para - 8.
10	FOLLOWING ARE THE ATTACHMENTS WITH THE APPLICATION:
	(a) Provisional specification/Complete specification
	(b) Complete specification (in conformation with the international application)/as
	amended before the International Preliminary Examination Authority (IPEA) as
	applicable (2 copies), No. of pages No. of claims
	(c) Drawings (in conformation with the international application)/as amended before the
	International Preliminary Examination Authority (IPEA), as applicable (2 copies), No. of
	Sheets
	(d) Priority documents
	(e) Translation of priority document/Specification/International Search Report (f) Statement and undertaking on Form 3
	(g) Power of Authority
	(h) Declaration of inventorship on Form 5
	(i) Sequence listing in electronic form
	(j)
	Fee Rs in Cash./Cheque/Bank Draft bearing no
	DatedonBank.
	I/We hereby declare that to the best of my/our knowledge, information and belief the fact
	and matters stated herein are correct and I/We request that a patent may be granted to me/us for the said invention.
	Dated this day of2010.
	Signature:
	Name:
	To, The Controller of Patent
	The Patent Office, at

Note.—*Repeat boxes in case of more than one entry.

- *To be signed by the applicant(s) or by authorised registered patent agent otherwise where mentioned.
- *Tick $(\sqrt{)}$ /Cross (x) whichever is applicable/not applicable in declaration in para 9.
- *Name of the inventor and applicant should be given in full, family name in the beginning.
- *Complete address of the inventor and applicant should be given stating the postal index no./code, State and country,
- *Strike out the column which is/are not applicable.
- *For fee: See First Schedule.

2. Form 2- Provisional / Complete specification

no./ code, state and country.

• Strike out the column which is/are not applicable.

FORM 2 THE PATENT ACT, 1970 (39 of 1970) & THE PATENTS RULES, 2003 PROVISIONAL/COMPLETE SPECIFICATION (See section 10 and rule 13) TITLE OF THE INVENTION 2 APPLICANT(S) (a) Name: (b) Nationality: (c) Address: 3 PREAMBLE TO THE DESCRIPTION COMPLETE **PROVISIONAL** The following specification particularly describes $_{ m the}$ invention and The following specification describes manner in which it is to be performed the invention. **DESCRIPTION** (Description shall start from next page) 5 **CLAIMS** (not applicable for provisional specification. Claims should start with the preamble --- " I/we claim" on separate page) **DATE AND SIGNATURE** (to be given at the end of last page of specification) 6 ABSTRACT OF THE INVENTION (to be given along with complete specification on separate page) Note: -• Repeat boxes in case of more than one entry. • To be signed by the applicant (s) or by authorized registered patent agent.

Name of the applicant should be given in full, family name in the beginning.
Complete address of the applicant should be given stating the postal index

3. Form 3- Statement and undertaking under section 8

FORM 3 THE PATENTS ACT, 1970 (39 of 1970) & THE PATENT RULES, 2003 STATEMENT AND UNDERTAKING UNDER SECTION 8 [See section 8; rule 12] 1. Name of applicant(s) I/We.1..... 2. Name, address and hereby declare: that I/we have not made any application for the nationality of the joint applicant same/substantially the same invention outside India. OR that I/we who have made this application ii. No......dated.....alone/jointly with.....made for the same/substantially same invention, application(s) for patent in the other countries, the particulars of which are given Date of **Applicati** Status of the Name Date of Date of of the applicati on No application publication grant count on ry 3. Name and address of the (iii) that the rights in the application(s) has/have been assigned to..... assignee that I/we undertake that upto the date of grant of the patent by the controller, I/We would keep the him informed in writing the details regarding corresponding applications for patents filed outside India within three months from the date of filing of such application Dated this.....day of..... 20..... 4. To be signed by the Signature..... applicant or his authorized (.....) То patent agent The Controller of Patents,

The Patent Office,

At

Note: - Strike out whichever is not applicable.

5. Name of the natural person

who has signed

4. Form 5- Declaration as to Inventorship

FORM 5

THE PATENTS ACT, 1970 (39 of 1970) AND

THE PATENT RULES, 2003

DECLARATION AS TO INVENTORSHIP

[See Section 10 (6) and rule 13 (6)]

1	NAME	OF	APPLIA	CANT(S)
1.	NAME	Or.	AFFLI	CAINTION

hereby declare that the true	and first inventor(s)	of the invention	disclosed in th	ıe
complete specification filed i	in pursuance of my/o	ur application		
numbered	dated	is/are		

2. INVENTOR(S)	2.	IN	VEI	$\sqrt{1}$	\mathbf{R}	(\mathbf{S}))
----------------	----	----	-----	------------	--------------	----------------	---

- (a) Name
- (b) Nationality
- (c) Address

Dated thisday of	20
Signature	
Name of signa	atory

3. DECLARATION TO BE GIVEN WHEN THE APPLICATION IN INDIA IS FILED BY THE APPLICANT (S) IN THE CONVENTION COUNTRY:-

We the applicant (s) in the convention country hereby declares that our right to apply for a patent in India is by way of assignment from the true and first inventor(s).

	Dated thisday of
20	
	Signature
	Name of signatory

4. STATEMENT (to be signed by additional inventor (s) not mentioned in the application form)

I/we assent to the invention referred to in the above declaration, being included in the complete specification filled in pursuance of the stated application.

inventor (s):

Name:

To

The Controller of Patents,

The Patent Office,

At

Note:

- *Repeat boxes in case of more than one entry.
- *To be signed by the applicant(s) or by authorized registered patent agent otherwise where mentioned.
- *Name of the inventor and applicant should be given in full, family name in the beginning.
- *Complete address of the inventor should be given stating the postal index no./ code, state and country.
- *Strike out the column which is/ are not applicable.

5. Form 7- Notice of opposition

FORM 7		
THE PATENTS ACT, 1970		
	(39 of 1970)	
	&	
THE I	PATENTS RULES, 2003	
NOT	ICE OF OPPOSITION	
[See s	sections 25(2); rule 55A]	
1.State names, address and	1. I/We	
nationality		
	Hereby give notice of opposition to patent No	
	granted on application No)	
	datedmadeby	
2. State the grounds taken one after	on the grounds	
another.		
2 C	M-/O 11 f 1-	
3. Complete address including postal	My/Our address for services in India	
index number/code and state along	is	
with Telephone and fax number.		
4. To be signed by the opponent or by		
his authorized registered patent	Signaturo	
agent.	Signature ()	
5. Name of the natural person who	То	
has signed.	The Controller of Patents,	
nao organoa.	The Patent Office,	
	At	
Note: For fee: See First Schedule		

6. Form 17- Application for Compulsory Licence

$\begin{array}{cc} FORM & 17 \\ \textbf{THE PATENTS ACT, 1970} \end{array}$

(39 of 1970)

&

THE PATENTS RULES, 2003

APPLICATION FOR COMPULSORY LICENCE [See sections 84(1), 91, 92(1) or 92A; rule 96] I/We..... Name, address and nationality of the applicant(s). hereby apply for the grant of a compulsory license under Patent No.....dated..... granted to......for which the patentee is On the following grounds namely:-2. Certified copies of the documents are to enclosed in duplicate I/We declare that the facts and matters stated herein are true to the best of my/our knowledge, information and belief. The details of documentary evidence in support of my/our interest and the grounds stated above are given below: (a)..... (b)..... (c)..... Complete address including My/Our address for service in India is postal code and state along with ••••• Telephone and fax number(s). Dated this day.....day of......20..... 4. To be signed by the applicant(s) Signature..... or by his authorized registered (.....) То patent agent. 5. Name of the natural person who The Controller of Patents, The Patent Office, has signed.

At.....

Note:- For fee: See First Schedule

7. Form 26- Form of authorisation of a Patent Agent/or any person in a matter or proceeding under the Act

FORM 2617

THE PATENTS ACT, 1970 (39 of 1970)

&

THE PATENTS RULES, 2003 FORM OF AUTHORISATION OF A PATENT AGENT/OR ANY PERSON IN

A MATTER OR PROCEEDING UNDER THE ACT

[See sections 127 and 132; rule 135]

1.	Insert name, address and	I/We
	nationality.	
		hereby authorise
2.	Insert the name, address	to act on my/our
	and nationality of the	behalf in connection with
	person(s) to be authorized.	
		and request that all
3.	State the particular matter	notices, requisitions and communication relating thereto may
	or proceeding for which the	be sent to such person at the above address unless otherwise
	authorisation is made.	specified.
		I/We hereby revoke all previous authorisation, if any made, in
		respect of same matter or proceeding.
		I/We hereby assent to the action already taken by the said
		person in the above-matter.
		Dated this day of20
4.	To be signed by the person(s)	Signature
	making this authorisation	
5.	Name of the natural person	
	who has signed along with	()
	designation and official seal,	
	if any.	
		То
		The Controller of Patents, The Patent Office
		At

 $^{^{\}rm 17}$ To be stamped under the Indian Stamp Act, 1899 (2 of 1899)

8. Form 27- Statement regarding the working of the Patented invention on commercial scale in India

		E 97		
	Form 27			
		atents Act, 1970		
	(39 of 1970)		
		&		
		atent Rules 2003		
		RKING OF THE PATENTED INVENTION ON		
		IAL SCALE IN INDIA		
	[See Section 1	146 (2) and rule 131 (1)]		
1.	Insert name, address and nationality	In the matter of Patent Noof		
2.		I/We		
3.	State the year to which the statement	The patentee (s) or licensee (s) under Patent No		
	relates	hereby furnish the following		
	1014000	statement regarding the working of patented		
		invention referred to above on a commercial scale in		
		India for the year		
4.	Give whatever details are available	i. The patented invention:		
4.	dive whatever details are available	$\{ \}$ worked $\{ \}$ Not worked [Tick (\lor) mark the relevant		
		box]		
		a.If not worked: reasons for not working and		
		steps being taken for working of the invention.		
		b.If worked: quantum and value (in Rupees) of		
		the patented product:		
		i. manufactured in India		
		ii. imported from other countries (give		
		country wise details)		
		ii. the licenses and sub-licenses granted during the		
		year		
		ii. state whether public requirements has been met		
		partly/adequately/to the fullest extent at		
		reasonable price		
		The facts and matters stated above are true to the		
		best of my/our knowledge, information and belief.		
		Dated thisday of20		
	To be signed by the person(s) giving the	Signature ()		
	statement.			
		То		
		The Controller of patent,		
		The patent office,		

At......

Note:- Strike out whichever is not applicable

7. 意匠関連各種フォーム(英文)

Forms for Designs

1. Form 1- Application for registration of design

FORM 1 [THE DESIGNS ACT, 2000]

APPLICATION FOR REGISTRATION OF DESIGNS.

(See Sections 5 and 44)

FEE Rs. 1000	
1Insert number of class	You are requested to register the accompanying in Class No. 1 in the name of
2Insert (in full) the name address and nationality	
thereof.	who claim(s) to be the proprietor(s)
3State whether drawings, design	Four exactly similar 3of the
photographs, tracings or specimens.	accompany this request.
4Insert name of article or 4articles to which the	The design is to be applied to
design is to be applied or state trade description of each of the articles contained in the set	
5 Strike out these words if Class(es).	5The design has been previously registered in
previous registration has been effected.	under No
country or group of	Details of first application in UK or convention countries or inter-governmental organisation. [(i) Name of country/inter-governmental organization. (ii) Date of filing, (iii) Application number, (iv) Name of the applicant]
6Unless an address for service in India in given, the request may not be considered.	Address for service 6 in India is -
design and that	Declaration: The applicant claims to be the proprietors of the

	to the best of his knowledge and belief the design i
new or	original.
	Dated this Day of20
7To be signed by the applicant or by authorised agent.	(Signed) 7
	TO THE CONTROLLER OF DESIGNS, THE PATENT OFFICE, KOLKATA

[.] $\mbox{*}$ Strike out the words if no previous registration or priority claim has been effected

2. Form 3 - Application for Extension of copyright.

FORM 3 [THE DESIGNS ACT, 2000] APPLICATION TO EXTEND COPYRIGHT

(See Section 11)

FEE Rs. 2000

1Insert number of design. the	You are requested by the undersigned who is/are registered proprietor(s) of the Design			
No.1 2 Insert Class 2 to extend the	registered in Class riod of copyright for a period of five years.			
Dated this day of	Address for service in India is :			
3To be signed by the applicant or authorized agent	(Signed)3			
0 0 11	(Signed)3			

TO
THE CONTROLLER OF
DESIGNS
THE PATENT OFFICE,
KOLKATA.

[特許庁委託] 模倣対策マニュアル インド編

[著者]

Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff & Advocates & Solicitors

Trademarks, Copyright and Licensing Ranjan Negi, Partner Prashant Jha, Senior Associate Charu Mehta, Principal Associate Pallavi Rao, Senior Associate

Patents, Designs and Trade secrets
Dev Robinson, Partner
Utsav Mukherjee, Associate

[発行]

日本貿易振興機構 進出企業支援・知的財産部 知的財産課 〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6 階 TEL:03-3582-5198 FAX:03-3585-7289

2014年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興機構が 2014 年 3 月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、法令については仮訳であるため、最終的な確認、照会については原文において行われるようお願いいたします。